

平成 2 3 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 3 年 6 月 2 1 日

閉会：平成 2 3 年 7 月 7 日

柳 川 市 議 会

第 2 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 21 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 22 日	水	考 案 日	
6 月 23 日	木	本 会 議	議案質疑
6 月 24 日	金	考 案 日	
6 月 25 日	土	休 会	
6 月 26 日	日	休 会	
6 月 27 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 28 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 29 日	水	本 会 議	一 般 質 問
6 月 30 日	木	委 員 会	
7 月 1 日	金	委 員 会	
7 月 2 日	土	休 会	
7 月 3 日	日	休 会	
7 月 4 日	月	委 員 会	
7 月 5 日	火	事務整理日	
7 月 6 日	水	事務整理日	
7 月 7 日	木	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

議 案 第 2 5 号	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 2 6 号	専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	23.06.23	承 認
議 案 第 2 7 号	専決処分の承認について（専決第 5 号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号））	23.06.23	承 認
議 案 第 2 8 号	平成23年度柳川市一般会計補正予算（第 2 号）について	23.07.07	原案可決
議 案 第 2 9 号	平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	23.07.07	原案可決
議 案 第 3 0 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	23.06.23	原案可決
議 案 第 3 1 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	23.07.07	原案可決
議 案 第 3 2 号	財産の取得について	23.06.23	原案可決
議 案 第 3 3 号	財産の取得について	23.06.23	原案可決
議 案 第 3 4 号	市道路線の変更認定について	23.07.07	原案可決
議 案 第 3 5 号	柳川市公平委員会委員の選任について	23.06.23	同 意
議 案 第 3 6 号	柳川市教育委員会委員の任命について	23.06.23	同 意
議 案 第 3 7 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	23.06.23	同 意
議 案 第 3 8 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	23.06.23	同 意

議 案 第 38 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	23.06.23	同 意
議 案 第 39 号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について	23.07.07	原案可決

○ 請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 4 号	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書の提出に関する請願書	23.07.07	採 択

○ 報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 2 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）	23.06.21	報 告
報 告 第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	23.06.21	報 告
報 告 第 4 号	繰越明許費繰越計算書について	23.06.21	報 告
報 告 第 5 号	事故繰越し繰越計算書について	23.06.21	報 告
報 告 第 6 号	柳川市土地開発公社の経営状況について	23.06.21	報 告

柳 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成23年 6 月21日柳川市議会議場に第 2 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1．出席議員

1 番	三小田	一 美	2 番	荒 卷	英 樹
3 番	熊 井	三千代	4 番	白 谷	義 隆
5 番	梅 崎	昭 彦	6 番	近 藤	末 治
7 番	佐々木	創 主	8 番	河 村	好 浩
9 番	荒 木	憲	10番	高 田	千壽輝
11番	諸 藤	哲 男	12番	太 田	武 文
13番	吉 田	勝 也	14番	山 田	奉 文
15番	矢ヶ部	広 巳	16番	緒 方	寿 光
17番	浦	博 宣	18番	藤 丸	正 勝
19番	田 中	雅 美	20番	島 添	勝
21番	樽 見	哲 也	22番	伊 藤	法 博
23番	梅 崎	和 弘	24番	古 賀	澄 雄

2．欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		横	山	英	眞
教育部長兼三橋庁舎長		高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5．議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（平成23年1月、2月、3月分）
- (2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について

(3) 市長の行政報告について

日程 (1) 議会運営委員長報告について

日程 (2) 会議録署名議員の指名について

日程 (3) 議案第25号 専決処分の承認について (専決第 3 号 柳川市国民健康保険
条例の一部を改正する条例)

議案第26号 専決処分の承認について (専決第 5 号 平成23年度柳川市一
般会計補正予算 (第 1 号))

日程 (4) 議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算 (第 2 号) について

議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて

日程 (5) 議案第29号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程 (6) 議案第31号 財産の取得について

議案第32号 財産の取得について

議案第33号 市道路線の変更認定について

日程 (7) 議案第34号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第35号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第36号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第37号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第38号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程 (8) 報告について

1 報告第 2 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)

2 報告第 3 号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)

3 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について

4 報告第 5 号 事故繰越し繰越計算書について

5 報告第 6 号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程 (9) 請願について

1 請願第 4 号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る
意見書の提出に関する請願書

午前10時 開会

○議長 (古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成23年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

これから、諸般の報告を行います。

最初に月例出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る6月15日、東京日比谷公会堂において開催されました第87回全国市議会議長会定例総会において、三小田一美議員が15年以上、藤丸正勝議員、田中雅美議員、島添勝議員が10年以上の勤続議員表彰を受けられていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

三小田 一 美 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成23年6月15日

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

藤 丸 正 勝 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成23年6月15日

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

田 中 雅 美 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成23年 6 月15日

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

島 添 勝 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成23年 6 月15日

全国市議会議長会

会 長 関 谷 博

〔拍 手〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、市長の行政報告をお願いします。

○市長（金子健次君）

皆さんおはようございます。

本日は、平成23年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄について、御報告させていただきます。

初めに、市長会について御報告いたします。

5月9日に福岡市におきまして、第120回福岡県市長会が開催されました。本市からは「道路等の整備促進等について」や「福祉施策の充実強化について」など28議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において国・県などの関係機関へ要望することとなりました。

さらに、「東日本大震災にかかる福岡県市長会緊急決議」及び「原子力発電所並びに原子力関係施設の安全確保に関する緊急決議」が提案され、全会一致で承認・決定されました。

また、平成24年度春の第110回九州市長会の開催担当県となる福岡県市長会では、開催候補市として本市での開催を決定いただきました。来年5月の九州市長会開催を本市のPRの絶好の機会ととらえ、万全を期して、九州各都市の市長の皆様をお迎えしたいと思っております。

また、同じく本市から提案しておりました「都市財政の拡充強化について」や「地域医療保健の充実強化について」、「農林水産業の振興について」などの10議案は、5月19日、長崎県壱岐市で開催されました第108回九州市長会総会におきましても承認決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

さらに、同総会には「原子力発電所の安全対策に関する緊急決議」並びに「東日本大震災に係る復興支援及び九州安全宣言に関する決議」が提案・承認され、国の関係機関に要請されております。

そして、6月7日には全国市長会分科会に、翌日の8日には第81回全国市長会議に出席いたしました。市長会議では、「東日本大震災に関する緊急決議」など3件の緊急決議と「基礎自治体の果たしている役割を踏まえた社会保障と税の一体改革に関する決議」など2決議及び各支部より上程された87議案が承認決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ要望することとなっております。

また、この間、私が会長を務めています福岡県海岸協会、福岡県農地防災・災害支援協議会、筑後川下流土地改良区連合など9団体の総会を開催するとともに、福岡県県南総合開発促進会議、筑後田園都市推進評議会など、広域で構成する協議会や期成会などの総会が相次いで開催をされ、今年度の事業計画などが承認決定されました。

中でも、福岡県県南総合開発促進会議において、「筑後平野南部地域矢部川水系における抜本的な水資源対策について」の要望を小川県知事に直接行ったところでございます。

なお、3月29日の柳川・みやま結婚サポートセンター運営協議会、5月23日の福岡県市町村福祉協会並びに5月24日の大牟田税務署管内租税教室推進協議会総会において、会長に就任したことを御報告申し上げます。

また、市内の各種団体等の総会には時間の許す限り出席をさせていただきました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、3月24日に福岡国道事務所の所長と幹部の皆さんに対し、浦島橋かけかえ事業に伴う要望を行いました。

また、6月6日には、福岡県市長会と九州市長会でも議決いただいております「合併特例債期間延長に関する要望」を、県内9市合同で総務省に対して要望いたしました。あわせて、翌々日開催の全国市長会議においても同趣旨の要望を行っております。

さらに、6月15日には、地元漁協からの要望を受け、関係組合長さんたちと一緒に福岡県に対して「塩塚川河川漁港の浚渫工事に関する県費助成について」の要望を行ったところで

ございます。

続いて、東日本大震災への対応について申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災によりましてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心より御祈念申し上げます。

本市においては、3月14日に「東日本大震災復興支援柳川市本部」を庁内に設置いたしまして、積極的な支援活動を行うことにいたしました。

まず、市役所3庁舎とあめんぼセンターに義援金の募金箱の設置と市民からの義援金の受け付けや公共施設での半旗の掲揚を行うとともに、当日早速、被災地への消防署職員の派遣を行いました。

さらにその後は、被災避難者への住宅支援や職員4名を仙台市に派遣するなどの支援を行ってまいりました。被災地の復興には、まだまだ時間を要することと思いますが、引き続き本市といたしましてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、多くの市民の皆様や企業・団体等から6月20日現在、50,261,388円もの義援金をいただいております。この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

最後に、観光振興等に関して御報告申し上げます。

3月23日に独立行政法人国際観光振興機構ソウル事務所と福岡コンベンションビューローの皆様が本市の観光資源の視察と懇談のためお見えになりました。日本における新しい観光地の一つとして関心を持っていただき、本市の魅力を韓国でもPRしていただくお願いをいたしました。

翌日の24日には、太宰府市に年間600万人訪れる観光客を電車、バス、ICT（情報通信技術）を活用して、本市などの観光地へ回遊する仕組みを構築するため、本市を含む7自治体と大学や公共交通機関等で組織する「九州エコパス」推進協議会の会議が、太宰府市で開催されました。最初の企画として「春のお花めぐりスタンプラリー」が実施され中山大藤まつりが紹介されました。

4月3日には、第40回柳川流し雛祭が開催され、今回は記念事業としてナイジェリアや韓国・中国そして姉妹都市の竹田市等からの参加を得ての国際交流会が開催されました。

また、5月3日には「博多どんたく港まつり」に私も参加をいたしまして、どろつくどんの飛龍の会の皆さんとともに終日、本市のPRを行ってまいりました。

さらに、5月4日には、インドネシア共和国、バリ州のデンパサール市の皆様が昨年に続き本市を訪問され、さらなる交流を深めることができました。

5月から、観光客に観光情報や季節のイベント情報の提供とトイレの貸し出しを行うため、商店やコンビニエンスストアなど41店舗の協力により、各店舗に観光パンフレットを置き「よりめせ柳川の駅」ののぼり旗を設置いたしました。今後も設置店舗をふやし、さらなる

情報提供を図ってまいりたいと考えております。

さらに、5月22日に「團伊玖磨記念『筑後川』IN柳川2011」と題しましてコンサートを開催いたしました。このコンサート開催に当たっては実行委員会を組織し、当日は姉妹都市の竹田市や震災に見舞われた福島市など県内外から35団体、950人が一堂に会しまして、盛会のうちに終えることができました。白秋先生のふるさと・水郷柳川を全国に発信できたものと思っております。

また、柳川市と6団体とで組織している柳川ブランド推進協議会では、新しい柳川の魅力を福岡都市圏の方々に体験と交流を通して知ってもらおうと6月2日に「柳川で初夏の恵みを感じる旅」と題したバスツアーを企画いたしました。ツアーでは、旬の柳川を体感してもらおうと、クラゲの水揚げや干潟の見学とアスパラガスの収穫や梅の木街道の梅ちぎりを体験していただき、参加者の皆様に新しい柳川の魅力をアピールできたと思っております。

震災以降、観光客が減少し、特に海外からのお客様の数が激減いたしておりますが、本市の魅力を掘り起こすとともに、利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ国内外に本市のPRを行い、観光客の誘致と本市の活性化に力を入れてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命によりまして、議会運営委員長報告を申し上げます。

平成23年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について6月17日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

まず、会期であります。本日6月21日から7月7日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。22日は考案日。23日を議案質疑。24日は考案日。25日、26日は休日で休会。27日、28日、29日を一般質問。30日、7月1日を委員会。2日、3日は休日で休会。4日を委員会。5日、6日は事務整理日。7日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第25号及び議案第26号の2議案の一括上程であります。

日程4が、議案第27号及び議案第28号の2議案の一括上程であります。

日程 5 が、議案第29号及び議案第30号の 2 議案の一括上程であります。

日程 6 が、議案第31号から議案第33号までの 3 議案の一括上程であります。

日程 7 が、議案第34号から議案第38号までの 5 議案の一括上程であります。

日程 8 が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程 9 が、請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第 4 号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

まず初めに、議案第25号及び議案第26号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

次に、議案第27号及び議案第28号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第27号を総務委員会に審査を付託、議案第28号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第29号及び議案第30号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第29号は即決、議案第30号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第31号から議案第33号までの 3 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第31号及び議案第32号の 2 議案は即決、議案第33号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第34号から議案第38号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、5 議案とも即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（古賀澄雄君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、４番白谷義隆議員及び20番島添勝議員を指名いたします。

日程第３ 議案第25号～議案第26号

○議長（古賀澄雄君）

日程３．議案第25号及び議案第26号の２議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程３．議案第25号及び議案第26号 専決処分の承認について、御説明申し上げます。

まず、議案第25号 専決第３号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、平成23年３月30日付で地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

本案は、平成23年３月30日に公布されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、同年４月１日より施行されることに合わせ、条例の一部を改正したものであります。

今回の改正は、平成21年10月から平成23年３月までの間、暫定的に350千円から390千円に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年４月から支給額を390千円として恒久化したものであります。

次に、議案第26号 専決第５号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について、平成23年６月13日付で地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

本案について御説明申し上げますと、本年４月18日に発生した両開漁港でのクレーン車による物揚場栈橋の崩落事故に伴い、緊急に両開漁港内の他の栈橋の状況について専門家に委託して調査を行いました。

その結果、昭和53年までに建設された物揚場栈橋については劣化が進んでおり、今後は２トン以上の車両については通行を差し控えたほうが適切であるとの見解が示されました。

このため、地元漁協等と今後の対応について協議を行いました結果、安全確保の面から、昭和53年以前に建設された物揚場栈橋については２トン以上の車両の進入を禁止し、そのかわりに仮栈橋の設置と既存ホイストクレーンのアーム延長等の応急対策を、今漁期に支障を来さない８月末日までに完了させることとなりました。

しかし、この応急対策には、最低でも２カ月を要する見込みであるため、至急予算措置を行い、応急対策を実施する必要性が生じたので、これを平成23年度柳川市一般会計補正予算（第１号）として、専決処分したものであります。

今回、専決処分をしました補正予算（第１号）について御説明申し上げますと、予算の規模といたしましては、補正前の予算額26,705,000千円に53,500千円を追加し、歳入歳出それぞれ26,758,500千円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出の６款・農林水産業費、２項・水産業費、３目・漁港管理費に53,500千円を増額補正しております。

これは、仮桟橋設置等の応急工事費33,500千円、ホイストクレーンのアーム延長及びかさ上げに係る補償金20,000千円となっております。

また、この歳出に係る歳入財源としましては、全額、18款・繰越金を充当しております。

なお、本格的な改修につきましては、事業費が多額になることが見込まれるため、国庫補助を受けて実施することとし、来年度に国庫補助対象の前提となる機能保全調査を行い、平成25年度から工事に着手する計画であります。

以上、２議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第４ 議案第27号～議案第28号

○議長（古賀澄雄君）

日程４．議案第27号及び議案第28号の２議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程４．議案第27号及び議案第28号の補正予算２議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、柳川農業協同組合が実施します園芸作物の施設整備に対する補助金や柳川駅周辺地区事業費の追加が主なものでございます。

予算規模といたしましては、補正前の予算額26,758,500千円に96,249千円を追加し、歳入歳出それぞれ26,854,749千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、２款・総務費は、12,939千円を増額補正しております。

ここでは、現在の柳川庁舎来客用駐車場の不足解消を図るため、同庁舎北東の一角にあります民有地744.31平方メートルの今年度中の買収に向けた不動産鑑定委託料及び国庫補助金等返還金を追加しております。

なお、今回計上しております国庫補助金等返還金につきましては、昨年2月に実施されました農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業の事務費に対する会計検査において不適正な経理処理との指摘を受けた事務費に係る補助金のうち、平成23年3月補正で予算措置し、既に返還が終了しております以外の国土交通省関係の国及び県への返還分であります。

返還金の内訳は、補助金相当額7,387,826円に加算金5,300,697円を加えた額となっております。

また、今回の補正予算を御承認いただきますと、会計検査指摘に関するすべての補助金の返還が完了することとなり、一般会計分と下水道事業特別会計分とを合わせた返還総額は、補助金相当額で17,922,185円、加算金で11,787,897円の合計29,710,082円となります。

改めて、この場をおかりいたしまして、今回の不適正経理事案につきまして、議会及び市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

3款・民生費は、1,792千円を増額補正しております。

ここでは、柳川市身体障害者福祉協会や柳川地区心身障害児者育成会等で組織する柳川市障害者団体連合会が、「高齢者・障害のある方のための“防災ハンドブック”」を作成する経費に対する補助金及び徘徊模擬訓練やサポーター養成講座などを通して、協力員等のマンパワーの育成を図るための高齢者等徘徊SOSネットワーク構築事業費を追加しております。

6款・農林水産業費は、51,497千円を増額補正しております。

ここでは、ナス、トマトの園芸作物の省力栽培温室等の施設整備を目的に柳川農業協同組合が実施します活力ある高収益型園芸産地育成事業に対する補助金及び機能保全事業漁港施設概要書作成業務委託料を追加しております。

なお、両開漁港や中島漁港など4つの漁港における物揚場棧橋等の既存の漁港施設につきましては、平成25年度から国の補助を受けて改修する計画であります、そのためには、同施設の現況写真や規模等を記載した概要申請書を本年10月ごろまでに国へ提出する必要があります。

今回計上しております機能保全事業漁港施設概要書作成業務委託料につきましては、この概要申請に必要な現況写真や測量等を専門業者へ委託するための経費であります。

7款・商工費は、500千円を増額補正しております。

これは、県の補助事業を活用して、買い物に行けない高齢者等に対して、電話やファクシミリで注文を受け、各商店の商品を専任の配送者が配達する出向く商店街事業を、新たな商店街振興対策事業として中島商店街が実施することに対する市分の補助金でありまして、県からの補助金は直接、中島商店会に交付されることとなっております。

8款・土木費は27,300千円を増額補正しております。

これは、柳川駅周辺地区事業に係る駅前広場の測量設計業務委託料等であります。

10款・教育費は、2,221千円を増額補正しております。

ここでは、蒲池の荻島公民館増改築に対する補助金及び平成24年3月に中国の上海市松江区で「安東省菴と朱舜水」展を開催するための職員旅費や本市での協定書調印式、歓迎式典等の経費を追加しております。

この「安東省菴と朱舜水」展は、中国の儒学者で、徳川光圀の師となった朱舜水と、その朱舜水を6年間にわたり援助し続けた柳川が誇る偉人「安東省菴」との親交をお互い取り交わした手紙などを通して紹介し、柳川市と上海市相互の文化交流を図るきっかけとして行うものであります。

以上が歳出の主な内容でございます。

この歳出に対する歳入財源について御説明申し上げますと、まず13款・国庫支出金では、柳川駅周辺地区事業費の追加及び平成23年度当初予算に計上いたしておりました消防自動車の購入事業が国庫補助の対象となったことにより、22,016千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、高齢者等徘徊SOSネットワーク構築事業費及び活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金の追加により51,589千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、16,044千円を増額補正しております。

20款・市債では、柳川駅周辺地区事業費の追加により6,600千円を増額補正しております。

このほか第2表 地方債補正では、柳川駅周辺地区事業に係る借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、昨年2月に実施された国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費に対する会計検査において、不適正な経理処理との指摘を受けた事務費の国庫補助金等返還金を計上しております。

返還金につきましては、国の補助金相当額1,484,637円に加算金892,976円を加えた額となりまして、予算の規模としましては、補正前の予算総額1,124,839千円に歳入歳出それぞれ2,378千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,127,217千円とするものであります。

以上、2議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第29号～議案第30号

○議長（古賀澄雄君）

日程5．議案第29号及び議案第30号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程５．議案第29号及び議案第30号の条例案２議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第29号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年４月27日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容を申し上げますと、平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災により、保有資産に係る損失額の雑損控除や住宅借入金等特別税額控除の特例など個人市民税等に係る特例措置を設けようとするものであります。

次に、議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計の健全な運営を図ることに加え、地方税法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、国民健康保険特別会計は、平成22年度決算見込みにおいて、実質単年度収支で約110,000千円の赤字が見込まれ、昨今の医療費の伸びを勘案しますと、今後も平成22年度以上の額の赤字が見込まれるところであります。歳入不足は、基金からの繰り入れにより補てんしておりますが、数年で基金積立金もなくなると推測されることから、今回、税率の改正を行おうとするものであります。また、地方税法施行令の改正に伴い、賦課限度額の引き上げを行うものであります。

以上、２議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第６ 議案第31号～議案第33号

○議長（古賀澄雄君）

日程６．議案第31号から議案第33号までの３議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程６．議案第31号から議案第33号までの３議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第31号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団消防ポンプ車両更新のため、消防ポンプ自動車２台を購入するもの

であります。

去る5月20日、消防車両の取り扱いがある入札参加者申請提出業者による指名競争入札を行いましたところ、消費税を含み24,969千円で、株式会社ナカムラ消防化学福岡営業所所長中村康祐が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第32号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、柳川消防署に配備予定の高規格救急自動車1台を購入するものであります。

去る5月20日、高規格救急自動車の取り扱いがある入札参加申請提出業者による指名競争入札を行いましたところ、消費税を含み33,365,344円で、福岡トヨタ自動車株式会社柳川店店长栗並範友が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第33号 市道路線の変更認定について、御説明申し上げます。

本案は、県道整備に伴い、市道として認定しております1路線について、変更認定をしようとするものであります。

これは、三橋町柳河地内での県道柳川筑後線バイパス工事に伴う市道のつけかえにより、当該路線の起点を延長するものであります。

以上、3議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第34号～議案第38号

○議長（古賀澄雄君）

日程7．議案第34号から議案第38号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程7．議案第34号から議案第38号までの人事案件5議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第34号 柳川市公平委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本市公平委員会の林弘子委員が、平成23年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に境照廣氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第35号 柳川市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本市教育委員会の本園眞弓委員が、平成23年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1

項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会の大橋直孝委員が、平成23年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第37号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会の大淵義正委員が、平成23年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会の平田敏四郎委員が、平成23年5月27日に死亡により退任されたため、後任の委員に武藤かよ子氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、5議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第8 報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程8．報告について。

報告第2号 専決処分の報告について、専決第2号 和解及び損害賠償額の決定について、報告第3号 専決処分の報告について、専決第4号 損害賠償額の決定について、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 事故繰越し繰越計算書について及び報告第6号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程8．報告第2号から第6号まで御説明申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、冷凍倉庫の固定資産税課税誤りに対する返還金の支払いの和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年3月25日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

本市における冷凍倉庫の固定資産税については、建物の経過年数に伴う減価率を一般倉庫と区別することなく適用していましたが、平成18年度において、冷凍倉庫は一般倉庫より高い減価率を適用すべきことが判明したため、本市の固定資産税に係る返還金の支払基準に基

づき、平成9年度から平成18年度までの10年分の過徴収金について還付を行いました。

しかし、平成22年6月3日付の最高裁判所の判決において、固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定されたときは、これによって損害をこうむった納税者は国家賠償請求を行い得るとの判断が示され、国家賠償法第4条の規定により民法第724条の後段の規定を適用して20年分の損害の賠償を請求できることから、本市においても、法律の規定にのっとり、昭和62年度から平成8年度までの残り10年分の過徴収金を支払うことといたしたところであります。

本件につきまして、損害賠償額を昭和62年度から平成8年度までの固定資産税過徴収金及びこれに対する平成23年2月1日までの年5%の割合による遅延損害金を合わせた408,200円とし、この支払いをもって本件倉庫に係る固定資産税の過徴収金について和解をいたしたものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、柳川市立図書館における公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成23年5月31日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成23年5月1日午後3時40分ごろ、一新町地内の図書館駐車場で、図書館職員が公用車を運転し、公用車駐車位置へ後退する際、駐車中の車両の右前方に接触して損傷を与えたものであります。これに係る損害賠償額を57,439円と決定したところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

次に、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、平成22年度一般会計補正予算（第2号）等において御承認いただきました、きめ細かな交付金事業の外11件の繰越明許費について、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり752,925,885円を平成23年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号 事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、本年3月28日を履行期限として、同年2月21日付で市内業者と公用車3台の購入契約を締結しておりました。

しかし、3月11日に発生しました東日本大震災の影響により、契約購入台数3台のうちの2台が平成22年度内に納車することが不可能となりましたので、地方自治法第220条第3項の規定により、この2台分の購入費について、3月25日付で事故繰越しの措置を講じました。

このため、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり1,547,257円を平成23年度へ繰り越しまし

たので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号 柳川市土地開発公社の経営状況の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を、当該公社の決算書等に基づき、報告するものであります。

平成22年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は7,538円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は149,660円となっており、収入支出差し引き142,122円の純損失を生じております。

したがいまして、平成22年度における準備金は、前年13,324,589円と平成22年度142,122円の純損失との差し引き額13,182,467円でありまして、これを平成23年度に繰り越しております。

財政状態については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金及び公有用地を、固定資産はパソコンを保有いたしております。

また、固定負債には、柳川市からの長期借入金があります。

平成23年度事業については、公共用地管理費として120,015千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（古賀澄雄君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第9 請願について

○議長（古賀澄雄君）

日程9．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は、お手元に配付しておりますとおり、1件であります。

お諮りいたします。請願第4号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書の提出に関する請願書については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分 散会

柳 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成23年 6 月23日柳川市議会議場に第 2 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1 番	三小田	一 美	2 番	荒 卷	英 樹
3 番	熊 井	三千代	4 番	白 谷	義 隆
5 番	梅 崎	昭 彦	6 番	近 藤	末 治
7 番	佐々木	創 主	8 番	河 村	好 浩
9 番	荒 木	憲	10番	高 田	千壽輝
11番	諸 藤	哲 男	12番	太 田	武 文
13番	吉 田	勝 也	14番	山 田	奉 文
15番	矢ヶ部	広 巳	16番	緒 方	寿 光
17番	浦	博 宣	18番	藤 丸	正 勝
19番	田 中	雅 美	20番	島 添	勝
21番	樽 見	哲 也	22番	伊 藤	法 博
23番	梅 崎	和 弘	24番	古 賀	澄 雄

2 . 欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		横	山	英	眞
教育部長兼三橋庁舎長		高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5．議事日程

日程（１） 議案の訂正について

日程（２） 議案質疑について

1 議案第25号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康

保険条例の一部を改正する条例)

- 2 議案第26号 専決処分の承認について(専決第5号 平成23年度柳川市一般会計補正予算(第1号))
- 3 議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 4 議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第29号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第31号 財産の取得について
- 8 議案第32号 財産の取得について
- 9 議案第33号 市道路線の変更認定について
- 10 議案第34号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 11 議案第35号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 12 議案第36号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 議案第37号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 議案第38号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

お手元に配付のとおり、市長より議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について訂正の申し出がありましたので、日程1を議案の訂正について、日程2を議案質疑についてに変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀澄雄君)

御異議なしと認め、日程1を議案の訂正について、日程2を議案質疑についてといたします。

日程第1 議案の訂正について

○議長(古賀澄雄君)

日程1 議案の訂正について。

議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の訂正について、

執行部の説明を求めます。

○市長（金子健次君）

おはようございます。開会冒頭でございますけれども、議案の訂正とあわせておわびを申し上げます。

議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の予算書におきまして、予算の題名に誤りがありましたので、訂正のお願いをいたすものであります。

予算書1ページの「平成23年度柳川市の下水道特別会計予算（第1号）」と提案しておりましたが、「補正」の2文字が抜けておりましたので、訂正後は「平成23年度柳川市の下水道特別会計補正予算（第1号）」とするものであります。

また、第1表におきまして、「補正」の2文字が抜けておりましたので、「第1表 歳入歳出予算補正」と訂正をいたすものであります。

深くおわびを申し上げますとともに、御訂正方よろしく願いを申し上げます。

○議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第28号の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、議案第28号の訂正については、承認することに決定いたしました。

日程第2 議案質疑について

○議長（古賀澄雄君）

日程2．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑については、市議会会議規則第54条の規定により、議題外の質問、または自己の意見を述べることのないようにお願いしておきます。

議案第25号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

及び議案第26号 専決処分の承認について（専決第5号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第1号））

の2議案を一括議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第25号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第26号 専決処分の承認について（専決第5号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第1号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することを決定いたしました。

議案第29号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

○23番（梅崎和弘君）

議案第30号の柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのお尋ねをいたします。

まず、第1点目ですけれども、柳川市の場合、どういう病気の方が多いのか。よければ上位5位までの説明をお願いします。

それから、2点目としまして、前回の値上げから今回までですね、国保税の滞納者数と滞納額についてお尋ねいたします。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

梅崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、どういう病名の方が多いか上位5位までということでございますが、平成22年5月診療分のレセプトから本市の医療費の状況を見ますと、入院の場合は、精神及び行動の障害によるものが一番多く、件数で31.4%、費用で28.1%を占めています。次が新生物、いわゆるがんでございますけれども、件数で10.1%、費用で12.6%を占めております。3番目が、パーキンソン病などの神経性の疾患で、件数で7.9%、費用で9.8%。4番目が、脳出血、脳血管疾患で、件数で6.2%、費用で9.1%。5番目が、関節などの筋骨格系の疾患で、件数で6%、費用で8.3%となっています。

入院外の場合は、歯科が一番多く件数で13.8%、金額で13.9%。次に、高血圧症の疾患で件数で12.6%、金額で11.6%となっています。3番目が関節症などの筋骨格系の疾患で8%、金額で8.1%。4番目が腎不全などの尿路性器系の疾患で、件数で2.2%、金額で7.3%。5番目が糖尿病で、件数で5%、金額で7.1%となっております。

2点目の御質問の、前回の値上げから国保税の滞納者数と滞納額でございます。前回は、平成21年に医療分の所得割と均等割及び支援分の所得割と均等割について改正を行っております。改正前の平成20年度の滞納者数は1,921人で、滞納額は495,054,456円、改正後の平成21年度の滞納者数は1,964人で、滞納額は503,605,318円、平成22年度の滞納者数は1,903人で、滞納額は481,549,563円となっております。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

私はずっと前から、一般会計からの繰り入れは考えられないのかということをずっと質問をしてきたわけですが、これについて市長さんとしてどのようにお考えなのかということ、大川市と比べましても、医療費が48,467円も高いということですが、これについてどのようにお考えなのか、よかったら御私見をお願いします。

○市長（金子健次君）

梅崎議員におかれましては、毎回、国保財政のところでは法定外の一般会計からの繰り入れということで、それについて市長の考えをというふうに問われています。

法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、以前から申し上げておりますが、一般会計からの財源というのは、市民税等の財源という形で充当することになります。それを国保の特別会計に回すことになると、国保以外の方につきましては、他の社会保険等に加算されておりまして、保険料を支払うこととなりますので、二重に負担をするという形になると思います。したがって、国保以外の市民の方の理解が得られないのではないかとこのように考えて、特に慎重に対応しなければならないというふうに考えているところでございます。

それと、大川市との比較については、実質そういうことになっていることは承知をしておるわけですが、今後、医療費削減という形で、どういう形でやっていくかというのが一つの柳川市におきましても、今回、柳川市の国保税を改正することによって、県南ではちょっと高くなっておるとこのことも承知しておりますので、医療費削減をどういう形で取り組むかについては、後ほど担当の方からもお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○保健福祉部長（山田明寛君）

先ほど市長の方から、医療費の状況については、一般会計の繰り入れについてはお話がありました。私のほうからは、健康づくりが唯一の医療費の削減につながるのではないかとこのように市としても考えておりますので、その取り組みについて御説明申し上げたいと思っております。

先ほど医療費の問題については年々右肩上がりの状況であるということにつきましては、議員のほうも御存じだろうというふうに思います。本市では、そういった状況を受けまして、特定疾患、特定保健指導等を充実させていくと。これは平成20年度から始めております事業でありますので、これについても今後積極的に、検診率アップについての取り組みをやっていきたいというふうに思っています。

それと、昨年度、歯科検診を実施しております。今年度につきましては、歯科検診の対象年齢を拡大すると。65歳から75歳への拡大を今年度図っているところであります。

それと健康維持の面からも、市民の方の健康に対する意識づけ、意識の高揚を図る必要があるということも考えまして、市民の方で地域の中で健康づくりのリーダーとなっていきたいということで、これは昨年から進めておりますけれども、市民のリーダー育成をやっていきたいというふうに考えております。

それと、昨年完成いたしました御当地体操、これにつきましても各地域なり、各団体のほうにことしも浸透を図ってまいりたいと。市民総ぐるみで、そういったことを利用しながら、健康づくりを図っていききたいというふうに考えております。

さらには、現在も取り組んでおります地域に出向きました出前講座の中で、市民の皆さんに健康の大切さなり、国保財政の状況についても話をしながら、理解をしていただくなり、意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（古賀澄雄君）

ほかにございませんか。

○7番（佐々木創主君）

私も議案第30号、国保税条例の一部改正でございますが、今回は医療費増、今後、基金も枯渇をすると。そういうことで、限度額を500千円から510千円、そして税率を上げるということでございますが、じゃあ現実として改正をされた場合、市民の皆さんは具体的にどれぐらいのレベルの保険税になるのか、それをお聞きしたいと思いますので、典型的な例で御説明をお願いできますか。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、佐々木議員の改正前と改正後の税額の比較ということについての質問についてお答えしたいと思います。

前提条件といたしまして、所得が2,000千円世帯で40歳の御夫婦と子供2人で、固定資産税が50千円課税されている世帯ということで、税額につきましては、改正前が、医療分につきましては253,900円、支援分につきましては74,700円、介護分が52,700円で、合計で381,300円となります。改正後が、医療分で261,200円、支援分で74,700円、介護分で56,700円、合計で392,600円となり、前年度に対しまして11,300円の引き上げということになります。

次に、所得が5,000千円の世帯ということで、40歳の御夫婦と子供2人、固定資産税が50千円課税されている世帯の税額につきましては、改正前が医療分490,900円、支援分は賦課限度額の130千円、介護分につきましても賦課限度額いっぱいの100千円で合計で720,900円、改正後が医療分504,200円、支援分の賦課限度額の140千円、介護分が113,700円で合計の757,900円、引き上げ幅といたしましては37千円ということになります。

以上でございます。

○ 7 番（佐々木創主君）

ありがとうございました。それぞれ所得の高い方のほうが引き上げ額といいますか、幅が大きい、当然かと思えますけれども、先ほどの梅崎議員の質問の中でも、大川市との比較の話がございましたが、市民 1 人当たりの医療費、現在県内で 14 番目ということでございますけれども、都市、町によって産業構造、就業者人口の割合、1 次産業、2 次産業、3 次産業、その辺の割合はいろいろと変わりますので、一概には言えないと思いますが、特に似通った産業構造といいますか、財政状況といいますか、そういった意味で県南の 8 市の中で、先にいただいた資料によりますと、市民 1 人当たりの医療費が一番高いのが大牟田市と。柳川はその次に高いと。いろいろと計算式があると思えますから一概には比較はできませんけれども、では、今回改正をして、今 1 人当たりのそれぞれ所得に応じた税額をお聞かせいただきましたけれども、ほかの県南 8 市の税額の状況をお聞かせいただけますか。

○ 健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、柳川市と県南 8 市の税額ということですが、例えば、所得が 2,000 千円世帯で、前提は同じですけれども、40 歳の御夫婦と子供 2 人で、固定資産税が 50 千円課税されている世帯の税額につきましては、改正後の本市の税額及び県南 8 市の税額を試算いたしますと、柳川市が 392,600 円、みやま市が 383,500 円、大川市が 387,600 円、筑後市 372,300 円、八女市 383,600 円、大牟田市 339,300 円、久留米市 432,800 円、朝倉市 379,700 円、うきは市 412,200 円となります。

また、所得が 5,000 千円世帯で、40 歳の御夫婦と子供 2 人で固定資産税が 50 千円課税されている世帯の税額について、改正後の本市の税額及び県南 8 市の税額を試算いたしますと、柳川市が 757,900 円、みやま市が 755,500 円、大川市が 747,700 円、筑後市が 722,600 円、八女市 718,700 円、大牟田市 679,100 円、久留米市 730 千円、朝倉市 728,300 円、うきは市 757 千円となります。

以上でございます。

○ 7 番（佐々木創主君）

ありがとうございました。5,000 千円と 2,000 千円を比較して、5,000 千円の所得の場合、2,000 千円に比べると差がそれほどないかなという印象を受けて、1 人当たりの医療費との関係といいですかね、いろいろ税率の掛け方が違う部分もあるようでございますので、一概に柳川市が非常に高いという状況ではないということはわかりました。

それで、全協でいただいた資料によると、全国レベルでも福岡県レベルでも、年々医療費が増大しておると、柳川市も同様の傾向と。ただし、全国平均は 289 千円レベルですか、福岡県レベルが 324 千円レベル、そして、柳川市が 1 人当たり 350 千円と。この抑制、先ほど梅崎議員のほうから質問ございましたが、これはいろいろ高齢化等ありますけれども、この増加傾向を執行部の方はどういうふうにとらえていらっしゃるんでしょうか。原因とかですね。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

医療費の状況でございますけれども、平成20年度は後期高齢者医療ということで創設されて、ちょっとなかなか保険給付金の総額で対比するのは難しいわけですが、21年度、22年度の医療費の状況ですが、21年度につきましては、一般被保険者の療養給付費では前年度に対して3.65%のアップ、それから22年度、これはまだちょっと見込みということで書いておりますけれども、1.1%程度の上昇ということで、本市の場合は毎年度医療費については増加傾向にあるということでございます。

その増加の要因といたしましては、高血圧症とか心臓病、それに脳血管障害、そういった生活習慣病に起因する疾病が非常に4割程度と高い状況にあります。それで、こういった生活習慣病を市民の皆様にもきちんと周知徹底して、そういった特定健診、特定保健指導、こういったものを受けていただいて、自分の健康状態を知っていただくのが一番大切かと思っております。そういった意味から、今後ますます本市におきましては、保健事業の取り組みがますます重要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古賀澄雄君）

ほかに質問される方。

○18番（藤丸正勝君）

この健康保険というものは、日本に住む者は納めるというのが義務でございますけれども、今度7月にまたこの通知が来ると思いますが、よく耳にするのが「保険料の高くなったですね」というのが第一印象でございます。やはり20年度から21年度、この辺はある程度追いついたと思いますけど、これが21年度からかなりアップしておると私は思っております。

21年度から医療分でいきますと18,500円やったのが今度は24千円と。また、高齢者支援分は6,500円が今度は7千円か。それと、介護分のほうが以前7千円やったのが今度9千円というように段階的にだんだん上がってきているように思われるわけですね。毎年、所得割、資産割、均等割、平等割のどれかがこの税率が上がっているように思っております。

毎年、市民にこの税負担というのがのしかかっていると私は思っておりますけれども、これは一つは政治の責任ではないかということを考えると、市長はこの医療費の抑制をどのようにしたらもう少し安くなるかとか、そういうふうなことが考えておられるか、お伺いいたします。

それと、この資料の中で現年度分の収納率が、やはり一般医療が93.9%、一般後期高齢者の分が93.8%、一般介護の分で収納率92%と、やはりこれは低いじゃないかと思われますけど、その要因は何かあるかと、この2点をまずお伺いいたします。

○保健福祉部長（山田明寛君）

藤丸議員のほうからは、市長に対しまして医療費の抑制の考え方をお尋ねでありますけれども、私のほうからそれについて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど梅崎議員の質問の中にも答弁いたしましたけれども、議員御承知のように本市の国民健康保険の1人当たりの医療費は右肩上がり、国と県同様に右肩上がりの状況が続いております。この医療費の削減のためには、いずれも申し上げましたように、健康づくりをいかに図っていくかと、そういうことで医療費の削減なりをやっていくのが一番じゃないかなというふうに考えております。

本市では、医療費の約4割を占める生活習慣病を予防することで、市民の将来的な健康と医療費の削減につなげるために、特定健診、特定保健指導を保健事業の柱として、現在取り組んでいるところであります。

自覚症状のないままに症状が進むとされる生活習慣病を特定健診によりまして早目に気づいていただき、保健指導により生活習慣を改善することで市民の健康と医療費の削減を図ってまいりたいというふうに考えております。

ほかに、先ほど申し上げました昨年度から実施しております歯科検診による口内病関係の予防とか、あとは健康づくりを市民総ぐるみでやるための市民のリーダーの育成とか、御当地体操の普及とか、あと出前講座の中での市民の方の意識高揚を図っていくとか、そういうことに取り組んでいきたいと思っております。

さらには、レセプト点検の強化による医療費の適正化も図ってまいりたいと。それにジェネリック医薬品、御存じだろうと思っておりますけれども、後発医薬品の利用促進も図りながら、医療費削減に取り組んでまいりたいというふうに考えております。もうそういうことが医療費削減の唯一の手だてではないかなというふうに考えております。

以上です。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、2点目の現年度の収納率が低い何が要因かということですが、これにつきましては、まず収納の状況でございますが、現年度分につきましては、平成19年度までは過去20年間国保税収納率が95%以上である全国の保険者リスト22市の中に、九州では唯一、柳川市だけが入っておりました。20年度以降は、平成20年度が94.23%、平成21年度が93.48%、収納率は95%には届いておりませんが、全国同規模市の平均では、平成20年度で4.38ポイント、平成21年度で4.01ポイント上回っておるところでございます。全国のレベルから比較すると、柳川市は非常に徴収率がいいという状況でございます。

収納率低下の要因といたしましては、比較的収納率のよかった75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療へ移行されたこと、また、平成20年秋に起きたリーマンショック以降の急激な景気悪化や、本市の基幹産業であるノリの不振による大幅な収入減少等が影響したものと考えております。

しかし、平成22年度では、収納率は94.04%と、若干ではございますけれども、上昇いたしております。

以上でございます。

○市長（金子健次君）

藤丸議員のほうから、市長としての取り組み等について考え方を問われましたので、基本的には、今みやま市さんといろんな医療問題、懇談会の中でも医師会のほうからいろんな意見が出ておりますけど、非常に検診等の受診率が低いというふうな形で、みやま市と比較してもちょっと若干低いような感じがいたしておりますので、その受診率を上げると。医療費が高いから行ってくださいじゃなくて、自分の健康は自分で守るという意識改革に取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

私もちょっとおなかが出ておりますので、あんまり自慢しては言えないんですけども、私自身が変わらんといかんかなというふうに思っています。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

部長が言われたように、保健の指導とか今後検診のさらなる指導をお願いしたいということで、税率アップがないようにお願いです——お願いじゃないけどですね。

先ほど滞納が毎年、20年から約5億円前後の滞納率があるということでございます。これをやっぱり回収すれば、こういう税率アップにはならないというようなことも考えられるということでございます。

また、低所得者の方たちは、やはりもうこれは泣いておられるわけですよ。2,000千円、3,000千円以下の所得の方と5,000千円以上の方との10千円というのは、これは随分価値観が違うと思うんですね。やはり今さっき執行部の方では5,000千円以上の方たちが、増税にならないようにと、低所得者を救うためというようなことを言っておられますけど、やはり現実的に低所得者の方たちが苦勞しておられるということ、こういう方たちは自営業者の方、先ほど言われた農・漁業者の方、この方たちがやはり所得がかなり落ちておるということで、高くなったのうと言われるのは、私はそういうところから聞こえてくるわけです。

それから、国からの特別調整交付金103,000千円、これが今年度は来ないのではないかとというようなことを言われておりますけど、これが国から補助が来るか来ないか、はっきりとお答え願いたいと思います。

それから、先ほどのレセプト点検の件なんですけど、このレセプト点検の費用ですね、これは柳川市の国保税の中から払っているのか、国からの補助金で賄っておられるのか。また、このレセプト点検した意見というのは、ただ柳川市の中で検討されるのか、医療機関の方へ、その答申というか、医療機関の方まで話が行くのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、まず特別調整交付金のことについて御説明申し上げたいと思います。

特別調整交付金は、特別調整交付金のうちの特別事情分と考えますが、この交付金は毎年必ず交付されるものではありませんで、経営が優良であると認められる保険者に交付は受けられます。今回起こった未曾有の大災害、東日本大震災の影響により、今年度は仮に交付をされた場合でも交付額の大幅な減少が見込まれる旨の通知が5月に県を通じてなされたところであります。

それから、レセプト点検の費用関係ですけれども、レセプト点検員は嘱託職員を6名雇用しております。点検員の報酬は国民健康保険特別会計から支出しております。この点検員の報酬等につきましては、県の財政健全化交付金により35%の交付を受けています。

また、レセプト点検による効果といたしまして、平成21年度で約33万件のレセプトを点検し、視覚点検及び内容点検により約34,000千円の医療費を削減しております。このほかにも、交通事故などの第三者行為による医療給付を確認することにより、15,000千円の医療費の削減につなげています。

今後、さらにレセプト点検員の研修を実施するなど点検員の技術向上を図り、レセプト点検効果を向上させたいと考えております。

それから、レセプトに疑義があった場合の分ということでございますけれども、これにつきましては、国保連合会の方に再審査請求ということで出しております。それで、国保連合会の審査会の中で医療機関とかについて適正に処理をしてあるというところでございます。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

国からの特別調整基金は、まだ何%来るかわからないということでございます。

それから、このレセプト点検によりまして、34,000千円とか15,000千円の削減効果があったということで、やはりこういうしっかりとした点検をしてもらいたいと。

それから、うちはこの保険料は払いきらんという方もかなり耳にいたします。その場合どうしたらいいかというような相談もありますけれども、そうした場合、やはり全く納めないということはだめですよ。やはり市に相談をして、その医療を受けられるようなことをしてもらわないと、私は病院にもかかれないというようなことがありますので、そのとき資格証明書というのを今出されておると思いますね。その資格証明書は今後まだ多くなるんじゃないかなろうかというようなことも思いますけれども、今現在、柳川市では何名ぐらいにその資格証明書を発行されておるか。また、その資格証明書を発行するこの要因というのはまた何か、その辺をお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長（高巢雄三君）

資格証明書の発行件数でございますけれども、現時点で62件発行しております。また、資格証明書の発行については、過去1年間に保険税の納付が全くない世帯を対象に健康づくり

課と収税対策課による資格証明書交付決定委員会で交付を検討いたしております。委員会の中で、新規に資格者証の交付対象となる方について把握した特別な事情や、年度ごとの更新の折に実施している納付相談及び収税対策課で把握している滞納者の生活実態等の情報を共有しながら、慎重に資格証の発行を決定しておるところでございます。

この資格証の発行については、たしか平成12年ぐらいだったですかね、13年かそれぐらいからこういった制度を厳格に――厳格にといいますか、適用しておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第29号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第31号 財産の取得について

議案第32号 財産の取得について

及び議案第33号 市道路線の変更認定について

の3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第31号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第32号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第33号 市道路線の変更認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第34号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第35号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第36号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第37号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第38号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

の5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。5議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第34号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。本案は原案どおり境照廣氏の柳川市公平委員会委員の選任について同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は境照廣氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。本案は原案どおり本園眞弓氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は本園眞弓氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。本案は原案どおり大橋直孝氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は大橋直孝氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。本案は原案どおり大淵義正氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は大淵義正氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員

の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会

柳 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成23年 6 月27日柳川市議会議場に第 2 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1 番	三小田 一 美	2 番	荒 巻 英 樹
3 番	熊 井 三千代	4 番	白 谷 義 隆
5 番	梅 崎 昭 彦	6 番	近 藤 末 治
7 番	佐々木 創 主	8 番	河 村 好 浩
9 番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2 . 欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産	業	横	山	英	眞
経	済	高	田		厚
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	樽	見	孝	則
和	庁	稲	又	義	輝
庁	舎	橋	本	祐	二 郎
舎	長	石	橋	真	剛
		山	田	敏	昭
消	防	高	巢	雄	三
人	事	高	田	淳	治
秘	書	高	崎	祐	二
課		石	橋	正	次
長		中	村	敬	二 郎
		成	清	博	茂
総	務	安	藤	和	彦
課		野	田	洋	司
長		白	谷	博	昭
企	画	大	石	涼	子
課		江	崎	尚	美
長		古	賀	廣	介
財	政	北	島	則	行
課		大	淵	洋	祐
長					
税	務				
課					
長					
健	康				
づ	く				
り					
課					
長					
福	祉				
課					
長					
学	校				
教	育				
課					
長					
生	涯				
学	習				
課					
長					
建	設				
課					
長					
農	政				
課					
長					
水	路				
課					
長					
安	全				
安	心				
課					
長					
図	書				
館					
長					
子	育				
て	支				
援	課				
長					
生	活				
環	境				
課					
長					
観	光				
課					
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
ま	ち				
づ	く				
り					
課					
長					

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳
議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

５．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	3 番 熊 井 三千代	1．公立学校施設の防災機能向上について 2．危機管理と情報システムについて 3．セカンドブック事業について 4．地域子育て支援拠点事業の拡充について	市 長 " " "
2	16 番 緒 方 寿 光	1．市長の「マニフェスト」を問う (1)「若者が夢と希望のもてるまち」とは。 (2)市長が目指す、まちの姿は。構想は。 (3)(2)の具体的施策は。 2．柳川駅東口開設の実現はいつ (1)進捗状況と今後の方針は。 3．新たな人事評価制度の導入は如何に (1)本市の「職員能力評価制度」とは。 (2)今後の方針。	市 長 " "
3	15 番 矢ヶ部 広 巳	1．生活保護世帯に扶助した「住宅維持補修費」の不正使用 2．立石団地のその後 3．不法埋め立てのその後 4．花火大会の中止 5．学校でのいじめ	市 長 " " " 教育長
4	4 番 白 谷 義 隆	1．歴史的建造物の保存活用について 2．合併特例債の活用について	教育長・市長 市 長
5	10 番 高 田 千壽輝	1．矢部川河川改修について 2．浦島橋架け替えについて 3．208号歩道整備	市 長 " "

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいま

から本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

○3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

第1番目は、公立学校施設の防災機能の向上についての質問でございます。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、東北地方の太平洋側の地域は甚大な被害を受けました。被災地では、発生から3カ月が過ぎようとしているにもかかわらず、いまだに9万人近い方が学校などでの避難生活を余儀なくされ、その上、避難所から仮設住宅へ移る時期も明確にされない現状が続いております。このたび、東日本大震災を初め、過去の大規模地震や災害のとき、学校施設は地域住民のための応急的な避難所となる役割を担っており、これまで避難所として活用された実績は皆さん御存じのとおりでございます。そのために、耐震性の確保だけでなく、食料、生活必需品等を提供できるように、必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められております。しかし、これまで当然のことながら、学校施設は教育施設であるために、防災機能の準備が不十分なため、避難所としての使用に際し、不備やふぐあいが生じたことも事実です。今、各自治体においても、避難所としての防災機能を備えた学校施設として準備する取り組みが求められております。本市においても、いざというときのため、公立学校施設の防災機能を向上させる取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

公立学校の避難所としての防災機能整備の現状と今後の取り組みについて、お聞かせください。

また、整備財源については、文部科学省の補助金のほか、内閣府や国土交通省の制度も活用できますが、余り認知されておらず、ほとんど利用されていないと報告されておりますが、財源の確保のための補助金の制度について認知されておられますでしょうか。

2 点目、危機管理と情報システムについてお伺いいたします。

近年、自然災害が頻発しているため、各地で各種の防災対策に取り組んでいます。しかし、準備をしても、なお、私たちの予想を裏切る形で危機が発生し続けているのも事実です。そもそも、危機は予測できません。だから、常に予測外の事態が発生することを想定しておかなければなりません。地方自治体の根本使命は、住民の命と生活を守ることです。今は、この危機という予想できない相手に対する備えが重要だと思います。危機が発生したときに、最も重要なのが阪神・淡路大震災の経験から、スピーディーな決断と団結とされておりま

す。危機発生状況下において、すぐさま必要な決断を下さなければ、多くの人命が失われかねません。また、災害がおさまってからも、物資配給、被災状況の把握、義援金交付、仮設住宅と山積する災害関連業務に対して次々に決断を下し、対応し続けなければなりません。それは、庁舎が破壊されても、職員の何割かが勤務不可能であるような状況下でも実施しなければなりません。正しい決断を行うには、それを支える情報が必要です。

その 1 つに、あの阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた西宮市の職員が被災者の生活再建に向けて必要とする膨大な行政業務を効率的に行うため、試行錯誤を繰り返し、震災から 10 日ほどで構築し、約 1 カ月後から稼働し、被災者支援や復旧・復興業務に大きな効果を発揮したシステムがあります。それは、災害発生時の住民台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できる被災者支援システムです。

今回の被災地である石巻市は、被災直後の 3 月下旬、同システムの導入を決断されております。石巻の職員によりますと、このシステムがあるのは知っていたが、まさか使うことになるとは、同システムに住民台帳と家屋台帳のデータを先に入力しておけば、罹災証明書の発行ももっと早くできたのではないかと震災から 1 カ月以上かかった現状を後悔された記事を読みました。

2009 年 1 月 17 日、総務省は同システムをおさめた C D - R O M を全国の自治体へ無料配付していますが、導入の申請があったのは 220 の自治体で、このたびの震災後、導入の申請をする自治体がふえ、5 月 26 日現在で 300 に達したと伺っております。

本市においても、想定外の危機に備え、被災者への迅速な行政サービスの提供に欠かせない被災者支援システムの導入について、必要性和システム導入についての見解をお聞かせください。

次に、3 番目、セカンドブック事業についてお伺いいたします。

乳幼児の子供と保護者が本を通じて楽しい時間を分かち合うことを目的に、子供たちに本をプレゼントするブックスタート事業が現在多くの自治体で実施されています。本市においても、4 カ月児健康診断の際に実施されております。その後のフォローとして、おはなし会への誘いかけを行い、家庭での読書活動の推進に努められています。しかし、今各地では、

ブックスタートの延長として、子供の読書環境のさらなる充実のため、1年生になった児童に家庭や学校で楽しく本を読むきっかけをつくることや本好きな想像力の働く子供に育ってほしいとの期待や、できるだけ早い時期にすべての子供に言葉や活字の文化である本と出会うきっかけをつくり、生涯にわたって読書を楽しむきっかけづくりになればとの思いを込めたり、あるいは親子で絵本を通し、触れ合ったり、本を読むことで、社会への適応や親子関係を向上させることにつながるのではないかなど、いろいろな思いを込めて、小学1年生や保育園卒園時、また3歳児健診時など、本の贈呈をするセカンドブック事業が進められています。さらに、中間市では、本年よりブックスタート、セカンドブック、サードブック事業と3段階にふやし、本に触れるきっかけづくりを推進されています。

本市の子供たちにも、4カ月児健診においてプレゼントされた絵本も、子供の成長とともに絵本の中身も成長させてあげたいと思っております。家庭における読書活動の推進を図る意味からも、セカンドブック事業をスタートできないかと思ってお伺いいたします。

現在、行われているブックスタート事業の取り組みの成果、検証をまずはお聞かせください。

最後に、地域子育て支援拠点事業拡充についてお伺いいたします。

各家庭や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しく、子育てに周囲の手助けを求めにくくなっている状況があります。また、長時間労働等により、父親の家事、育児へのかかわりが十分でない中で、子育てが孤立化し、負担が大きくなっております。家庭の中で子供を育て、不安や悩みを相談することができず、一人で子育てを抱え込むことがないように、親の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取り組みが必要になっております。

国では、子育て支援の充実を図るため、支援拠点づくりを推進していております。子育て家庭にとって、大きな存在になっていることがわかっております。

さらに、平成19年度からは、歩いていける身近な場所に親子で集まり、相談や交流ができるよう、すべての中学校区での設置を目指し、拡充を図っているところです。

本市には、センター型が3つと広場型1つの支援拠点が運営されておりますが、現状をお聞かせください。

1回目の質問は以上です。長くなって申しわけございません。

2回目からの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（高崎祐二君）

1点目の公立学校施設の防災機能向上につきまして、学校教育課のほうからお答えいたします。

地方公共団体が公立学校等の整備を行う際に交付される文部科学省の交付金には、安全・安心な学校づくり交付金がありました。この交付金は、平成23年度から学校施設環境改善交

付金と名称が変更になっております。

内容は、学校施設が児童・生徒の安全を確保する必要があること及び地域の防災拠点となることから、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5カ年計画により実施される補強事業については、補助算定割合が3分の1から2分の1にかさ上げされて、国庫補助があります。本市におきましても、この制度を活用いたしまして、昭和47年から昭和56年までに建築されました校舎等について、耐震補強工事を実施し、平成22年度までにすべて完了を行ったところであります。

今後は、今年度予算に設計費等を計上させていただいている大和中学校の改築を初め、昭和46年以前の校舎を有する学校の整備を早急に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）

まず、1点目、公立学校の防災機能の向上につきましての御質問でございますけれども、安全安心課からは、文部科学省以外の省庁の財政支援制度について主なものをお答えさせていただきます。

まず、総務省消防庁ですが、防災対策事業債による防災基盤整備事業がありまして、起債充当率は75%、交付税算入率は30%でございます。それから、国土交通省では、まちづくり交付金により整備ができます。これは、おおむね4割の交付率でございます。学校施設の防災機能整備に関しましては、今後の取り組みにつきまして、学校教育課と協議をしてまいりたいと考えております。

それから、もう1点、危機管理と情報システムについての御質問でございますけれども、被災者支援システムにつきましては、熊井議員のお話のとおり、CD-ROMソフトが本市にも総務省のほうから送られております。総務省によりますと、今回の震災後、東北3県等の6自治体が導入を進められているということでございます。この以前には、阪神・淡路大震災の兵庫県及び同県周辺の自治体を中心に、34の自治体が導入をされております。また、現在、検討をされている自治体が250ほどあるそうでございます。確かに、今回のような大災害が起きたときに、被災者への支援業務をそれぞれで行っていたのでは膨大な受け付けを処理できないと考えます。有事に備えまして、同システムを準備しておくことは有効なことではなかろうかと考えます。

ただ、総務省に聞きましたところ、今回のシステムは兵庫県西宮市が開発をされたものがもとになっておるということでございまして、まだ改良の余地があるということでございました。

また、本市の企画課電算システム係とも協議をしましたところ、ハードウェアの整備にはサーバーなど、新たな機器の購入費がかかるということであります。今後、導入に向けましては、本市の事務手続に合わせたソフトウェアの改編から情報データの保守・管理のための

ハードウェアの整備など、電算システムの構築が必要でありますので、企画課電算システム係と調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○図書館長（白谷博昭君）

ブックスタート事業の取り組み成果の検証についてお答えいたします。

この事業は、議員御指摘のとおり、赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい経験と一緒に、絵本を手渡し、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動でございます。

本市でも、平成17年の合併当初からブックスタート事業を行っております。4カ月健診を受診する赤ちゃんと保護者の方にボランティアによる読み聞かせを行い、市で選定した絵本や絵本リストなどが入ったブックスタートパックを手渡ししております。平成22年度は576人に贈呈し、本と触れ合う契機としたところでございます。

また、図書館各館で実施しておりますおはなし会への案内チラシを渡し、参加を促しているところでございます。この結果、おはなし会への参加は、平成20年度1,331人、平成21年度1,731人、平成22年度2,063人と年々増加しており、ブックスタート事業の成果と考えております。

以前行いましたアンケートでは、赤ちゃんのころから絵本に触れさせる大切さを知りましたとか、赤ちゃんが絵本をめくってじっと見るようになりました、また絵本のリストはとても助かります。それからブックスタートは絵本に触れる機会をつくってもらえるので、ありがたいなどの意見が寄せられ、大変喜ばれており、成果が上がっていると思っているところでございます。

近年、乳幼児からの読書習慣の未形成などの状況を背景に、子供の読書離れが指摘されております。ブックスタート事業は、乳幼児が将来にわたり読書に親しみ、豊かな人間性を培う一助になるものと考えております。これらのことから、ブックスタート事業は一定の成果を上げているものと考えております。

以上でございます。

○子育て支援課長（大石涼子君）

地域子育て支援拠点事業についての本市の現状についてお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業では、主に幼稚園や保育所に就園するまでの子供とその保護者に対し、保育所や公共施設などの一室を総合交流の場として提供し、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり、職員が子育ての相談や悩みに応じています。

また、地域の子育て関連情報の提供や、子育てや子育て支援に関する講演や講習なども行われています。

地域子育て支援拠点事業の実施形態につきましては、センター型と広場型がございます。

センター型は、保育所などの児童福祉施設などで実施し、子育て全般に関する専門的な支

援を行う拠点としての機能を持ち、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体と連携しながら、地域支援活動を展開するものです。

広場型は、公民館や児童館など、公共施設内のスペースで子育て親子が集う場所に常設の広場を開設し、子育て家庭とその子供が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するものです。

本市の地域子育て支援拠点事業につきましては、平成17年3月に策定いたしました柳川市次世代育成支援前期行動計画では、子育て支援センターを新市で3カ所設置を目標とし、スタート時には旧1市2町で2カ所、正光乳児保育園と垂見保育園において実施していましたが、その後、平成18年9月にあけの保育園に開設し、前期計画で旧1市2町、3カ所での目標を達成したところでございます。また、広場型につきましては、平成19年4月から柳城児童館で集いの広場事業を社会福祉協議会に委託して実施しております。

平成22年度の利用状況でございますが、子育て支援センター3カ所合計で親子延べ4,415組、集いの広場事業で延べ4,905組でございます。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。学校の防災機能向上についてのほうから再質問をさせていただきます。

説明を受けまして、補助金のこととかの説明はよくわかりましたけど、結局、本市としては、今のところ、学校施設の避難所としての整備は耐震化の整備だけということでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど御説明いたしましたように、耐震化の事業につきましては国庫補助率3分の1を2分の1にさせていただきまして、整備がなされたところであります。

今後につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、昭和46年以前の学校建築について、まずは早急に取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。平成17年の阪神・淡路大震災を経験した神戸市と、平成19年、新潟の中越沖地震を経験した柏崎市の両教育委員会が避難所となる学校を対象に、避難所として学校に必要なものを聞き取り調査をしたデータが公表されておりますけれども、御存じでしょうか。それをもとに、既に防災機能向上の取り組みを進められている自治体もあります。

うちができるとかできないとかじゃなくて、ちょっと御案内をいたしますと、北九州市は避難住民にリアルタイムで防災情報を提供できるように、北九州の消防局と北九州市電設協会が協定を結んで、小・中学校体育館の避難所に指定された施設を対象に、テレビやアンテ

ナ配置に向けた事前調査、継続用ケーブルの設置などをされて、避難所でもテレビを視聴できるような環境整備をボランティアで行うように協力体制が整っておるようでございます。平成19年からもう始められておりまして、平成19年に10カ所、平成20年にさらに10カ所、平成22年4月に40カ所つけてあるみたいです。各地の体育館に避難所支援ボックスというのを設置されて、普通はそのボックスの中にアンテナとかを収納されておって、必要なときにその設置をボランティアで同協会の方がしてくださるようになっております。これは普通の一般財源で、1カ所100千円でつけてあるみたいです。

それと、あと神戸は大がかりでありまして、震災時に道路交通が寸断された経験から、バキューム車がくみ取り式仮設トイレの排せつ物を収集できずに、衛生上の問題が生じた経験から、下水道施設に直結した複数のマンホールを設置したり、災害用トイレシステムを学校施設に導入したりとか、災害発生時にはマンホールのふたをあければ、仮設トイレとして使用できるような整備を、下水道地震対策緊急整備事業と、国土交通省の補助金とあと一般財源からつくってあります。

あと1カ所も、神奈川県なんですけれども、2005年の地震のときに地盤沈下でプールの改修を余儀なくされたときにひっかけて、広域避難場所に指定された小学校で防災機能を備えた複合のプールを設置されているようです。具体的には、プールの水が2,000人分の飲料水を確保できる浄水装置とかマンホールを利用した仮設トイレとかシャワーなど、電力を賄う非常用発電機や食料品などの備蓄倉庫なども設置されております。これは非常に大がかりで、これがうちになじむかということで――こういうふうなものを設置してくださいと言っているわけではないので、こういうふうにやっぱり避難所としてなり得る学校に何らかの整備が必要ではないかという取り組みが各地域でなされているということを認知していただきたいと思います。

そのほかにも、住民の方のニーズはいろいろありましたけれども、その中でも被災者のほとんどが着のみ着のままで避難所に避難されておりますので、ラジオなどの情報手段が乏しく、発信される新聞だけが情報源となったようで、リアルタイムの情報を得るために、テレビ設置の要望がかなりあったそうです。避難所となった体育館には、受像機や配線の準備がなく、テレビ設置にも時間がかかったようです。担当職員より、テレビ配線設備の必要性の意見が多かったというふうな回答を目にしました。本市においても、テレビ配線整備は必要ではないでしょうか。また、災害時の通信インフラ整備策として、今地上の影響を受けず、ケーブル、LAN線などがない衛星ブロードバンドを緊急避難所となる学校などに導入されている自治体もありますけれども、あわせて見解をお聞かせください。

○学校教育課長（高崎祐二君）

テレビ配線整備につきましては、校舎内にはもちろん整備をしているところです。

議員言われますように、避難所となる体育館につきましては、市内25校のうち、クラブハ

ウスを併設しております12校において整備がなされております。学校の体育館といいますと、2次避難所になっておりまして、それ以外の学校についての整備につきましては、今後の防災計画等にもかかわってくることから、担当課との協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課からは、衛星ブロードバンドについてお答えをします。

衛星ブロードバンドは、衛星通信から直接インターネット情報を利用するものでございますけれども、地上の通信網を使いませんので、災害の場合に地上の通信設備が被害を受けたという場合でも通信が確保できるという利点はございます。ただし、こういう場合は、地上の電気設備等も被災するということになりますので、各施設の電源確保、自家発電という問題もございます。このブロードバンドの自治体での導入例につきましては、山間部などのインターネットサービスの通信網が整備されていない地域での利用がきっかけになっているところが多いようでございます。

それから、大雨などのときに受信状態が悪くなるという場合があるということや、インターネットの通信が混雑するような場合にはつながりにくくなるというような場合もあるようでございまして、災害時の信頼性という点につきまして、現時点では懸念があると考えております。

しかしながら、災害時の通信インフラ整備策につきましては、市民の皆さんに防災情報を迅速、的確に知らせる手段として重要なことでありまして、今後も整備費用等を考慮し、最善の方法を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今、学校の12カ所は整備ができているということで、あとの残りの学校は――学校の避難所は2次避難所になっているので、今後、担当課といろいろ協議をしていきたいという学校教育課からの回答でございましたけれども、あと残りの学校は設置をするかしないかという協議を今からしていくということですかね。

○学校教育課長（高崎祐二君）

はい、そのように考えております。

○3番（熊井三千代君）

今、もし2次避難所として利用されたとしたら、教室とか管理棟のもので補っていくということでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

今まで柳川市で特に災害ということでありました分を考えてみますと、特にやっぱり台風

災害かれこれが多かったというふうに思っております。学校施設につきましては、先ほど言われましたように、２次避難所となっております、そこまで避難所が広がるとなりますと、当然校舎内のテレビなり、そういうものを活用もしていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○ ３ 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。アンテナ整備については、今施設の半分が整っていて、あと残りは教室や管理棟の整備で十分賄えると思ってあるようでございますので、何かがあったときにはすぐに体制を整えていただきたいと思います。

また、衛星ブロードバンドにつきましては先ほどお答えいただきましたように、光回線サービスができない地域とか、あと災害に備えて複数の通信ルートを確保しなければいけない地域が主に設置されているのが現状です。でも、このようなやっぱり各地もいろいろな方向から防災対策を検討して、実施されていることを認識していただきたいと思います。本当に柳川は災害に見舞われない恵まれた地域だと思っていますが、過去には大きな水害の経験もありますし、これからは風水害だけではなく、何らかの事故やテロの発生が起きるかもしれないという意識は持ち続けていかなければいけないと思います。災害にもち続け、災害に備えた準備は必要だと思っております。

今後、学校施設、今からまだ改修、建てかえがあると思うんですけれども、防災機能整備を取り入れた計画が重要だと思いますけれども、再度、見解をお聞かせください。

○ 学校教育課長（高崎祐二君）

学校施設の避難所としての防災機能整備につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、具体的には避難所となる体育館へのシャワー室、和室の整備、それから備蓄倉庫の併設、プールの水の浄化というようなものが上げられるかと思えます。東日本大震災を目の当たりにいたしまして、避難所としての重要性につきましては十分わかっておるところでございますが、先ほども申し上げましたように、台風以外に災害の少ないこの柳川地区において、学校体育館がほとんど避難所となっていない現状からいたしましての整備につきましては、やはり多くの議論が待たれるところだと思います。

私どもも他の市町村の事例を参考にしながら、関係各課と協議を進めたいというふうに思っています。

以上です。

○ 安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課としましても、学校施設を初めとしまして、避難所への防災機能の強化につきましては、議員のおっしゃりますとおり、時代の要請であると考えております。これには整備費、それから維持費等の経費がかかることでもございますので、補助制度等も考慮しながら

ら、また整備につきましては、学校教育施設としての機能の中で、どのようなことが可能であるのか、学校教育課と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（金子健次君）

今、学校教育課長、また安全安心課長のほうから答弁いたしましたけれども、今回の東日本大震災においての経験というのは、やっぱり災害は忘れたころにやってくるということで、平成3年の柳川市における台風17号、19号の経験上、学校の体育館を避難所とした場合に、体育館の屋根が吹っ飛んだ経験がございます。そういう意味では、今コミセンとか、そういう窓ガラスが割れないような形で、例えば、三橋町は三橋中央公民館の大ホールに避難をさせるという形をとっておるところでございます。今後、旧三橋町、旧大和町におきましてはコミセンをつくっていきます。そういう形でも、いろんなテレビ、その情報はそういう形で確保していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。さっきおっしゃっていただきましたように、そういう学校施設の整備に当たっては、あらゆる方向から十分議論を重ねていただき、万全の体制で設備をしていただきたいということを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、危機管理と情報システムについてでございますけれども、いろいろお答えいただきましたけど、要は、有効だということを言っていただきましたけれども、検討するとかという言葉も聞けなかったので、このソフトの導入については、うちは余り前向きに考えていらっしゃるんじゃないんでしょうか。

○安全安心課長（野田洋司君）

このシステムの導入につきましては、先ほどもちょっとお話を申し上げましたが、システムにつきまして、西宮市のほうの整備をベースに進められておりまして、ソフトのほうの再編集とか、さらに本市での別にハードウェアの整備が必要であるとか、やはりまずそういう調査、研究をさせていただきまして、導入に向けての準備につきましては、企画課及び関係課とシステム構築のための研究協議を今年度から始めさせていただきたいと考えております。主たる所管課は、安全安心課ということになります。

以上でございます。

○市長（金子健次君）

導入について、柳川市としてどう考えているかということでございます。

東日本大震災の支援という形で、今職員を仙台市に派遣いたしております。また7月からも逐次派遣を2週間ごとにやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

今、被災地の状況を見ますと、かなり市町村間によって対応がアンバランスというか、温

度差があるようでございます。そういうシステムを導入した市町村においては、早いところが見舞金とか給付ができるという形と、やっぱり一元化しなければそういう対応がおくれているということを報道関係でも指摘をされておりますし、今後十分柳川市としても検討してまいりたいというふうに思っております。

○ 3 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。前向きに検討していただくということですが、先ほどのお話の中で、サーバーシステムとか、サーバーとかハードの面の資金が要ることなんですけど、今、総務省で進めているのはクラウド方式といって、サーバーが要らないもので、職員が立ち上げ、運営すればコストはかからないというふうに伺っておりますし、これは全国サポートセンターというのを設置されておまして、各地域はそこにいろいろ相談をなされ、まずモデルというか、試しに使ってみようというところで、利用の申請書をそこに出されて、インストールキーを導入されるという希望を出された市町村が208になったという情報もインターネットに流れておりましたけれども、検討していく上で、そういうふうな、まずやってみるというふうな考えはありますでしょうか。

○ 安全安心課長（野田洋司君）

先ほどもお答えを申し上げましたように、今年度からこういうソフトウェアの構築、ハードウェアの構築につきまして、準備が必要であるようでございますので、企画課、関係課と研究協議を始めさせていただきます。

以上でございます。

○ 3 番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今年度から協議を進めていくという答えをいただきまして、安心いたしましたけれども、お金を使えば、どれだけだって必要ですけれども、大変でしょうけれども、こういうふうにお金を使わないで、総務省が出しているCD-ROMとかを利用した分がありますので、そちらのほうの検討をお願いしたいと思います。

それと、あとこれは職員が非常に大変な思いをされなければいけないと思うんですけど、1日研修すれば、サーバークライアントの設定ができるようになるというふうに、この全国サポートセンターの方はおっしゃっていました。早い時期に導入をされているところは、今4段階、ずっと中身も進化されていまして、その中身がまだまだ改良の余地があるというふうなとらえ方じゃなくて、ずうっと使っていくうちに、こげんかつもしたらよかろうというふうに改善されているというふうに私はとりました。今、ソフトも4段目になっていて、その4段目の新しいやつは、罹災証明書が発行できるようなものだけでなく、追加機能として、避難所の管理データとか要援護者名簿などもそのデータの中に入れられるようになっていて、ほかにもいろいろ使えるようにバージョンアップされているというふうな情報も私は入手しております。

やっぱり先ほどから所管は安全安心課というふうにお答えをいただいておりますけれども、非常に安全安心課も幅広くなってきましたので、先ほどの学校施設についてでもありますけど、この機会に、現時点の防災計画がどの程度の災害を想定してつくられたものか、また想定外危機にどう備えていくか、ハードの面とかソフトの面の両面から防災対策を検証していく必要があると思います。そういう必要性は市長も認識してあるという答弁もお聞きいたしました。また、災害に強いまちづくりを今から進めていく上で、自助、共助、公助の考え方と心構えなど、細かく見直した対策の計画、整備、実施を総体的に取りまとめていく防災対策課とか防災担当所を設置されてはいかがでしょうかということをして市長に最後にお聞きしたいんですけれども。

○市長（金子健次君）

熊井議員のほうは、防災対策室を新たに創設したらどうかということなんですけれども、一応安全安心課のほうでやっておりますので、職員等の対応について、私はそこで十分賄えるというふうに思っております。

そのほかに、土曜日に地方紙のほうで筑後版に柳川市のほうは自主防災組織がないというふうなことで指摘をされましたけれども、実際、組織化をしておりません。この問題についても、今回の東日本大震災、また今日まで――合併後、7年目に入ったわけでございますし、障害者の団体、民生委員、消防団の形では、それぞれ取り組みをしておりますけれども、自主防災組織の一元化につきましては、今後、今年度じゅうぐらいに組織化をしていくようにやってみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかく、市民の安全・安心のために、落ち度のない整備ができるように強く要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、セカンドブック事業についてでございますけれども、今、実績を伺っております、この数からも、お母さんたちからの意見から見ても、ブックスタート事業は非常に成果が上がっているんだなというふうに思いました。市民のある若いおばあちゃんが――おばあちゃんに初めてなった方が、今健診時に本をプレゼントされるんですってね、私たちの子供たちの時代はそういうのはなかったもので、非常にびっくりいたしました、いいことですね、母親も喜んで帰って、早速子供に読んで聞かせていました、数カ月の子がわかるのかという思いでしたけれども、子供も本当にわかっているんでしょうね、何とも言えない顔をして聞いていましたというお話を伺いました。この事業も予算を減らさずに、しっかり今後も続けていただきたいと思います。

最初の質問に戻りますけれども、ブックスタート事業の成果が非常に上がっております。

文字や本に親しむきっかけづくり、また保護者が読み聞かせの大切さ、子供と触れ合う時

間、気持ちの大切さなどを持ち続けていただく意味で、意識向上にも役立つと思いますので、本市においてもセカンドブック事業の開始についてのお考えをお聞かせください。

○図書館長（白谷博昭君）

お答えいたします。

現在、図書館ではブックスタート後のフォローといたしまして、おはなし会、それから図書館利用説明会、それから読書ボランティア派遣事業を行っているところでございます。

おはなし会は、ブックスタート後の乳幼児から小学生を対象にいたしまして、読み聞かせを通して本に興味を持ってもらい、その後の読書活動につなげる活動として実施しているものでございます。

あめんぼセンター本館では、毎週土曜日に実施しておりまして、分館でも実施をいたしておるところでございます。

平成22年度は、本館、分館で合計138回のおはなし会を行い、2,063人に参加をいただいたところでございます。

また、市内の小学校1、2年生を対象にした図書館利用説明会を実施しておりますが、この説明会は図書館の楽しさや利用を説明することにより、図書館や本に興味を持たせ、読書活動の推進を図ろうとするものでございます。図書館利用説明会では、本の贈呈は行っておりませんが、子供たちに自分自身で好きな本を選んでもらい、貸し出しを行っております。

平成22年度は、小学校児童570人が参加し、全員が本を借りていきました。

次に、読書ボランティア派遣事業は、小・中学校に読書ボランティアが出向き、朝の読書の時間に読み聞かせを行うものでございます。

平成22年度は、小学校に9回、中学校に4回派遣し、読書の楽しさを届けたところでございます。

ただいま申し上げましたような各事業を通して、子供たちに本に触れる機会をふやし、読書の楽しさを伝えようと努めているところでございます。これらの取り組みは、議員御指摘のセカンドブック事業と同様の趣旨になろうかと考えているところでございます。

セカンドブック事業は、県内では水巻町と中間市が実施をしておりますけれども、昨今の厳しい財政事情もありますことから、他の自治体の動向も勘案しながら、調査、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本の贈呈となりますと、ファーストブックスタートが五百数十人なので、1千円ぐらいの本をというふうに計算しますと、五、六十万円ぐらいの財源が必要となりますので、やっぱり慎重になられるとは思いますが、しかしながら、何らかのやっぱり手だてはしていったら、本に親しみをもち続けてもらいたいなあというふうに思っております。

す。学校に行くぐらいの子供では、図書館の説明会をしていただいたり、学校でボランティアさんから読み聞かせをしていただくなど、適宜にそういうきっかけづくりをしていただいているようでございます。自分で行けない、何か自分で言えない子供たちは――お母さんたちはお菓子とかおもちゃは買ってあげたにしても、本はそういうふうな感覚ではなかなか与えていられない家庭も少なくないんじゃないかなと思います。セカンドブック事業のスタートのお考えがちょっと大変だということですので、それにかわるものをやはり何かしていかなといかんとしますので、3歳児健診はいつもっておりますので、その3歳児健診のときに読み聞かせとか、読んでもらいたい本の紹介とか、そういうふうな本の情報の提供はできると思いますけれども、いかがでございましょうか。

○教育部長（高田 厚君）

熊井議員がおっしゃいますように、子供の成長に応じまして、本に触れる機会をより多く提供することは大変重要なことであると私どもも感じております。ですから、できますことにつきましては、すぐに着手をしてまいりたいと考えます。

御指摘の3歳児健診の際に本の紹介をしたり、おはなし会の案内や展示物、催し物などの情報提供につきましては、健診担当課と協議をいたしまして、実施してまいりたいと考えております。

なお、健診時の読み聞かせの実施につきましては、これは図書司書並びに読み聞かせボランティアの新たなマンパワーが必要となりますことから、今すぐ実施できる体制にはございません。今後、ボランティア団体とも十分協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後も本に親しむ機会づくりに取り組んでいただき、図書館を利用する子供たちがふえるように取り組んでいただきたいと思います。

また、読み聞かせを担当してくださっているボランティアの皆さんには、大変御苦勞をおかけしていると思います。また、今後ボランティアさんがふえていただくような取り組みもあわせて工夫していただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

これでセカンドブック事業についての質問は終わらせていただきます。

最後に、子育て拠点の拡充についてでございます。

今、現状での数を教えていただきました。どの事業所も、特殊性を生かしながら、目的達成のために頑張っていると思うんですけれども、三橋在住のお母さんが気軽に集える集いの広場を三橋地域にも開設してほしいと、数十人のお母さんからの意見を聴取したアンケートを持ってこられました。三橋地域での集いの広場増設についてのお考えをお聞かせください。

○子育て支援課長（大石涼子君）

子供を安心して育てる環境を整備していく上で、地域において子育てを支援する仕組みは必要不可欠であり、子育ての不安や悩みを相談できる場として、地域の中で安心して楽しく子育てができるよう在宅の子育て家庭を支援していく地域子育て支援拠点事業は、まさにその一役を担うものと考えます。

今後も地域子育て支援拠点事業については、センター型と広場型を合わせた4カ所で継続、実施しながら、子供や保護者が利用しやすいような環境づくりや機能充実を図り、子供や保護者同士の交流や情報の入手、相談ができる体制づくりを進め、まず利用者の増加を図っていきたいと考えております。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。最初の御答弁も、次世代計画にのっとってもう十分達成しているというもお聞きいたしました。体制づくりと、あと人員増を図っていききたいというお考えも聞きましたけれども、済みません、三橋地域での集いの広場設置についてというところでは、明快な答えがあったでしょうか。

○子育て支援課長（大石涼子君）

先ほどもお答えいたしましたように、今現在やっている4カ所で継続実施しながら、利用者増も図っていくということで、現段階では三橋地域での設置については厳しいと考えております。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。厳しいからできませんじゃなくて、厳しいなら出張体制というふうな形ではできないでしょうか。

○子育て支援課長（大石涼子君）

今、議員がおっしゃいました集いの広場等の出張広場等についての事業展開につきまして、公共施設等に出向いた出張広場については、アンケート調査を実施するなど、市民ニーズを十分把握した上で、今後、実施機関と協議して対応していききたいということで考えております。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。もう大きな集いの広場を1個ふやすとかというのはできないということでしょうけれども、一応市民のニーズがありますので、出張体制ができれば、早目に開設ができるように取り組んでいただきたいと思います。

4点の質問をさせていただきました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 5 分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

○16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。まずは今回の東日本大地震で亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈りいたします。また、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

早速、一般質問を始めます。市長、また執行部におかれましては、簡潔、明瞭な答弁を何とぞよろしくお願いします。

初めに、市長のマニフェストについて質問をします。

市長の2年前の選挙時のマニフェストの冒頭には、若者が夢と希望を持てるまちを目指し、住みたい、住み続けたいまちづくりを進めると力強くうたっています。私自身も大いに賛成です。しかしながら、現実はどうかといえば、多くの市民からこのことを実現するための積極的な行動、さらにリーダーシップは感じられないという声が上がっています。

そして、本市の転入転出件数のデータでも、平成22年度で、これはゼロ歳から100歳までの総転入件数1,692件に対し、総転出件数が1,976件で、差引総転出件数が総転入件数を284件上回っています。特に注目すべきは、一般的にいう若者の年齢層で16歳から45歳までの数字ですが、転入件数は1,141件、これに対し転出件数が1,413件で、転出件数が転入件数を272件上回っています。このことから、多くの若者の人口を中心に流出しているのが今この柳川市の現実です。

また、先日、若者の生の声を聞きましたが、柳川市内には働く場が少ないので、今こそ企業誘致を積極的に進めてほしいという声は圧倒的に多く、さらには中学生、高校生の子を持つ親の多くから、例えば、柳川市内の高校を卒業すれば100%企業などに就職できるような施策を県と連携しながら産官学でぜひ取り組んでほしいという声を聞いています。

さて、若者が夢と希望を持てるまちということですが、私は若者の夢、希望というのは人によって考え方はさまざまで、また、年齢を重ねるたびに変化していくものと考えておりますが、まずは自分自身が飯を食えるようになって初めて本気で夢や希望を持てるのではないかと考えています。まずは仕事を持つことではないでしょうか。

そして、言うまでもなく、地元で、また地元に近いところで仕事ができれば自然と柳川市に住みます。自分の親も見るとでしょう。さらに魅力あるまちであれば住み続けたいと考えま

す。

そこで質問ですが、市長がマニフェストに掲げている若者が夢と希望を持てるまちを目指し、住みたい、住み続けたいまちづくりを進めると、このことは具体的にどのようなまちなのでしょうか、簡潔、明瞭にお答えください。

さらに、市長はこの２年間で若者が夢と希望を持てるまちにするためにどのような施策を打たれたのか、具体的に市長にお尋ねをします。

この後の質問は自席より行います。まずは以上２点の答弁をお願いします。

○市長（金子健次君）

それでは、緒方議員の質問に一問一答でこれからいくということですので、答弁を２問についてさせていただきたいと思います。

私は、選挙でマニフェストを掲げました。４年間で取り組んでいく施策について、47項目にわたってマニフェストの項目をつくって市民と約束をしたところでございます。活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりをテーマに、私は先人の知恵とよき財産を生かしながら、若者が夢と希望を持てるまちを目指して、住みたいまち、住み続けたいまちづくりを進めますと確かに記しておりました。

これは人口の減少、少子・高齢化が進む中、私が市政を託されたこの４年間でマニフェストを実行していくことによって、私が愛する柳川のまちを将来を担う若者たちにとって、柳川に生まれてよかった、柳川に住んでよかった、柳川に住んでいたいと思われるような都市にしていきたいとの思いを込めて記したものでございます。

平成19年２月に第１次柳川市総合計画の基本構想、基本計画を策定いたしました。そのときに市民からアンケートをとりました。これからも柳川に住み続けたいという方が74.8%いらっしゃいました。そして、当分は住み続けたいという方が18.7%、合わせますと93.5%の方がこれからも柳川に住み続けたいという方ばかりでございました。私は、この柳川市に生まれて育ったことについて大変誇りに思っています。そして、それは緒方議員についても同じだというふうに思います。

今、私はいろんな形でマニフェストについて、公約47項目の中に総合運動公園とか、そういう形は断念した分がございました。将来の課題としてという話で、今日までの議会の中で答弁をしてきました。しかしながら、48項目、なるべくできるような形で今職員と一体となって、２年間で過ぎましたが、努力していきたいというふうに思っております。

柳川市が合併をして７年目に入りました。私は、柳川市が15年、20年先の中・長期的なスパンの中で、そのときにこれから生まれるであろう子供たち、将来を担う子供たちが合併してよかった、前の市政の町長、市長、また議員さんたちよく頑張ってくれたと、そういうようなまちづくりをこれからやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、この２年間で何を、どういう施策をやってきたかということでございます。

簡潔、明瞭にということでございますので、後ほど総務部長のほうから簡潔に重点項目につきましてお答えをしたいと思います。

以上です。

○総務部長（大坪正明君）

それでは、私のほうからこれまで取り組んでまいりました事業を重点課題ごとに申し上げたいと思います。

まず、健康、子育て、福祉関係でございます。

まず1つは、小・中学校の校舎の改築、耐震化等を行っております。耐震化については、既に22年度に全校終了いたしております。

それから、小・中学校の学力アップ、これは21年度から本市独自に学力向上支援講師を配置して実施をしております。

それから、食育の推進については、22年6月に食育推進条例を制定いたしました。

それから、子育てのサポートの関係でファミリー・サポート・センター事業を、これは一時的な子育てサポートを行う相互の援助会員組織による事業でございますけれども、本年度から開始をいたすようにしております。

それから、結婚サポート・センターについては、22年の7月から実施をし、今年度からはみやま市と共同でやっているところでございます。

それから、住宅の整備については、市営住宅を、中山団地を平成22年度に建設いたしまして、小学校入学前の子供を持つ世帯を約20戸募集いたしまして、今年度から入居していただいているところでございます。

それから、不妊治療の助成、それから乳幼児医療費助成、予防ワクチン接種の助成、こういったものも柳川市独自に実施をしているところでございます。

それから、産業の振興、働く場所ということでございますけれども、企業誘致がなかなか難しい中で柳川ブランド化の推進を行っておりまして、21年7月に柳川地域ブランド戦略構想を策定いたしまして、柳川ブランド推進協議会を設立して特産品の開発とか、体験モニターツアー、柳川ブランド認定、それから米粉パンの学校給食への導入などを実施いたしまして、地場産業の活性化を図っております。

それから、まちの駅の設置につきましては、ことしの5月から市内外のコンビニや市内の商店など41店舗の協力を得まして、観光客への情報提供やトイレの貸し出しを実施しまして、観光の振興、まち歩きを推進をしているところでございます。

それから、産学官の連携でございますけれども、九州産業大学と商店街と連携をいたしまして、壁づくりプロジェクト等を実施したところでございます。

次に、生活環境の整備については、水環境の再生ということで市長のマニフェストにあります小型合併浄化槽の設置補助金の上乗せをいたしまして、改築等の浄化槽設置が増加をし

て効果があっているところでございます。

それから、景観の保全については、景観条例を今年度策定するよう準備を進めております。また、都市計画道路の見直し、あるいは市の玄関口である西鉄柳川駅周辺の整備事業も促進をしておりまして、東口の開設によりまして、市の玄関口にふさわしい景観をつくるとともに、東口の区画整理事業による住宅の建設や都市圏への通勤の利便性を向上させ、定住化につなげようということで実施をしているところでございます。

それから、コミュニティーセンターの整備ということで、これは旧大和町、三橋町の校区コミュニティーセンターの整備計画を策定いたしまして、今年度から垂見校区の整備に取りかかりまして、順次整備を進めていく予定でございます。

それから、公共交通の利便性の向上も重要な問題でございまして、ことしの10月ごろから福祉巡回バスの大和、三橋地区での試験運行を開始する予定でございます。

それから、九州新幹線の全線開通にあわせまして、筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間に路線バスを運行いたしております。

安全・安心の面では防犯灯の整備計画を策定いたしまして、通学路等の整備を促進しております。こういったことで、子供たちの安全・安心に努めているところでございます。

このように若者が夢と希望の持てるまちづくりのため、住みよい、住み続けたいまちづくりとして、こういった幅広いさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○16番（緒方寿光君）

私は、市長にこの場で提案をさせていただきますが、福岡県で今、企業が集積しているのは北部の九州、県北なんです。社会資本の整備はいよいよこの県南の地域でも急ピッチで進んでいます。そして、この柳川市も空、海、陸のインフラ整備、これは急速に進みまして、将来のまちづくりの可能性、これはかなり大きく広がっていると私は思っています。地の利の条件がそろったと私は思います。

特に先ほど部長からも話がありましたが、有明海沿岸道路の建設、そして、高速道路のインターチェンジの開設、九州新幹線の全線開通によりまして、本市の交通アクセスは大変便利になりました。

そこで、私は柳川市は実は将来の発展のポテンシャルは持っていると思っています。先ほども話しましたが、今、人口の流出が続いておりまして、市民からは企業誘致や働く場所の確保を求める、この声が多く聞かれまして、特に人口をふやす対策、そして税収対策が極めて重要な柳川の行政課題ではないかと思っています。

そこで、今求められるのは、先ほど申しましたように産官学で地域活性化をして、もっと言えば、本市で産官学での人材育成をすると、こういう構想が大事ではないかと思っています。

もっと具体的になぜかと申しますと、その一つは、企業の背景として団塊の世代、大量退

職に対する人材確保、これは喫緊の課題となっています。少子化の影響もあります。また、入学時での就職内定の入学制度も実は導入しているんです。

2つ目は、学校のメリットもあります。特に高校です。具体的には、学生確保、この課題が解決する。そして、学部を増設して経営合理化ができる。例えば、新設として電気科、自動車科、機械科などです。さらに空き教室、既存施設の有効活用もできます。特に入学時に就職100%で、これは何よりも不安を解消できることではないかと考えます。

3つ目に、市長御存じのように市のメリットです。人口流出の防止になります。人口増対策は当然もちろんですが、重要な企業誘致への展望が開けます。税収が拡大できる、このことが上げられます。

そこで、再度市長に質問します。

若者が夢と希望の持てるまちをつくるためにも、まず産官学による地域の活性化、そして県と連携し、進めていくことが市民の声でありまして、今求められていると私は強く考えておりますが、再度、市長の見解をお尋ねします。

○市長（金子健次君）

今、緒方議員のほうから産学官の連携によって、また、福岡県の連携によって、この当地柳川市で働ける場所を確保するというような御提言でございます。

企業誘致の問題については、非常に難しい問題をたびたび議会の中では申し上げて、立地条件と申しますか、水の問題、軟弱地盤の問題、いろんな形でそういうことを抱えながら誘致をしなければならないと。そういうときに私が申し上げたのは、定住化促進という形で、柳川は住んで住みやすいという形で、例えば、近傍の大牟田や久留米や福岡で働けるという形のそういう構想を考えていかなければならないかなと、一つの考えでございます。

それが1つと、もう1つは、確かにそういう専門的な学校で就職が100%ということは本当に理想的な形と私も思いますけれども、緒方氏につきましてはいろんな人脈を持っていたいて、そういうことでの見通しの分が少しあるのかなということで、いろんな形で御教示いただければというふうに思っているところでございます。

○16番（緒方寿光君）

率直に申し上げますが、この件については大変消極的な答弁を聞いて、残念に思っています。

私は、今こそ市長のリーダーシップ、これを発揮する絶好の機会じゃないかなと、そう思っています。そこで、大変くどいようなんですけれども、この問題は柳川の浮揚策としては大変大事だと思いますのでもう一度話をしますが、産官学、特に今、柳川の現状を見ますと、前回の議会でも私話しましたが、今年度予算の歳入で自主財源の市税が前年度と比較しまして約140,000千円ですか、これが減少して、トータル約60億円。歳出では社会保障関係費が大きく伸びておりまして、前年度予算と比較して約560,000千円の総額が103億円になってい

ます。

さらに先日報告がありましたが、国民健康保険特別会計の今後の見込みですが、財政調整基金は平成20年度で基金残高が約750,000千円あったものが平成25年度ではすべてなくなる。そしてまた、今大変なことになっておりますが、今回の東日本大震災の影響で国からの交付金などが交付されない、そういう事態も起こり得るんじゃないかと、私はそう強く考えております。

そこで、今、柳川市としては始めなければいつ始めるのかという思いで私はおります。もう一度、市長の見解をお尋ねします。

○市長（金子健次君）

産学官、また、そして企業誘致等をしなければならない、そういう時期に来ているということは私も十分わかっているわけでございます。

福岡県を見渡しますと、県北のほうでは自動車産業が確かに流通し、また、いろんな形で県のほうも誘致をしておるようでございます。先般、小川知事とお話をいたしまして、特に柳川市の場合は第1次産業の水産業、また農業、そういう面では福岡県の主要3品目の米、麦、大豆等もありますし、そういう面でのいろんなブランド化を推進しているところでございます。そういう農業、漁業に携わる人たちが夢を持つような形でとどまるような形で、そしてまた、それを引き継ぐような形をとっていかねばならないというふうに思っているところでございます。

もう1点目が、今、知事が掲げられております観光産業についても、これから十分まだ社会資本というか、観光資源がありますので、まだ生かし切っていない部分があるかというふうに思います。

柳川市は平成27年3月には、私は西鉄柳川東口を――西鉄の鉄道事業部長から、先日お会いをいたしまして、東口を開設するというお言葉を、かたい約束をいただいております。そういう形では、西鉄の東口のいろんな定住化の問題等、その分についてはまた税収も上がってくるかなというふうに思っているところでございます。

今、人口が7万2,000人、7万をどうしても割らないような形でいろんな施策を講じなければならぬというふうに考えているところでございます。

若者が今後まだ踏みとどまるような形、人口動態についても、確かに御指摘のような形でそういう若い人たちが柳川から出ていることは否定はいたしません。そういう形で、柳川に残れるようなものをどういう形でするかは今後十分私たち職員、また、議会の意見を聞きながらやっていかねばならないというふうに思っております。

新しい知事が誕生いたしまして、そして、先般の福岡県の市長会の中でも、来年の春の九州市長会の柳川開催について内定をいたしました。恐らく柳川の観光ブランド、これが九州各県の市長にも理解できると。それをばねにもっともっと広めていきたいというふうに思っ

ております。

第1次産業の振興とあわせて、観光業も含めてやっていきたいということと、定住化の促進、そして、いろんな形でNECさんが撤退を6月にされますけれども、その後の企業の誘致について、今、柳川市としてもいろんな形で話の中に入っておりますので、きょうはどこどこということは出しませんが、そういうことでいい方向に行くんじゃないかという期待をいたしているところでございます。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。先ほどNEC撤退後の企業誘致の件で多少触れていただきましたが、ぜひこの後、私は誘致をしていただきたいと思います。

市長は今回、企業誘致関連で、特に福岡県の復興支援の政策について何点か御存じでいらっしゃるでしょうか。御存じであれば聞かせていただけますか。

○市長（金子健次君）

復興支援ということは、具体的にもう少しお話をさせていただきませんか。

○16番（緒方寿光君）

企業誘致関連の復興支援の政策ということで、まず、日本復興企業応援事業ということで掲げられております。具体的に申しますと、福岡県、ことしの4月に東日本大震災で影響を受けた企業の県内移転を支援する総合窓口、福岡県日本企業応援ワンストップセンターを開設しています。そして、6月21日現在で45件の相談が実は寄せられていると。そして、御存じだと思いますが、これまでに東京の冷凍食品メーカーのヤヨイ食品が大牟田市の工場増設を決めたほか、それとはまた別に健康食品や医薬品のインターネット販売会社で東京のケンコーコム、この本社機能の一部も福岡市に移転させる計画を進めているということでもあります。特に、移転企業や震災に関連して新たな設備投資を行う県内企業向けに融資枠1,000億円、2年間の低利融資も新設するということでもあります。

それともう1点は、日本復興企業応援融資8億円です。これは、東日本大震災で被災した企業が生産拠点を県内に移したり、被災企業の代替生産などで県内企業が増産に向けた設備投資を行ったりする場合の低利融資制度、福岡県が利息のうち1%を2年間負担する。そして、融資する地方銀行の協力も得て金利を0.5%以下に抑えるというものであります。融資枠は2011年度が400億円ですか、12年度600億円、返済期間は25年以内で融資限度額はなしということでもあります。

私は、この県の取り組みを今回の議会で決定されることになるんじゃないかなと思います。そういった意味では、今、福岡県と連携して、この柳川市は企業誘致――企業誘致と言っておっても何もできませんけれども、特に受け皿づくり、これを一步一步進めることが私は今求められていると率直に思うんですけれども、市長の見解をもう一回聞かせていただ

ますか。

○市長（金子健次君）

そのことについては承知をしておりました。復興支援についてはですね。福岡県独自で東日本大震災でこちらの西日本、また福岡県に誘致をしてあることについては、先ほど緒方議員のほうから言われましたように、大牟田のほうにですね、先日、大牟田の市長と会ったときもそういうことの話聞いております。

ただ、いろんな立地条件について、柳川の場合には手を挙げてもなかなか厳しいかなというふうに思っているところでございます。きょうは、そういう面での災害のないまち柳川ありますので、そういう面でも企業の誘致の受け皿化については本格的に県のほうにもいろんな形で話をしてみたいというふうに思っています。

○16番（緒方寿光君）

それでは、次の質問に移ります。

市長は、昨年の12月議会で総合運動公園整備事業の白紙を表明されました。あれから6か月経過しようとしているわけですが、最近では市長が特にどのようなまちを目指そうとしているのか見えないという市民の声をよく聞きます。

この件については、先ほど大まかではありますが、市長のほうから答弁をいただいておりますが、市長の任期は残すところあと2年です。そこで、私は率直に市長が目指すまちの姿、先ほど申されましたが、このことに対し、特に何の施策に力を入れられるのか、これは3つ、具体的にお尋ねをさせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

緒方議員のほうから3点だけということでございます。その前に、総合運動公園の白紙の件について少しだけ述べさせていただいてよろしいですかね。

総合運動公園の白紙につきましては、白紙にする段階において、既存のスポーツ施設、また、公園の整備等を図るという形で、今現在、担当課のほうでもうすぐ整備計画の案を議会のほうに示したいと思っているところでございます。その分は、総合運動公園の白紙についてはそういう形で今後進めていきたいと。既存のスポーツ施設のグラウンドやテニスコートのコートの張りかえとか、そういう形で考えているところでございます。

これからのあと残りの任期の1年10カ月の間はどういうふうな形で進めていくかと、3点だけということでございますけれども、私自身が47項目の中で幾つか未着手、またできないものもありますけれども、着手しております80%近くは47項目の中においては着手いたしておりますので、その分をあと残りの期間、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

今、総務部長がそれぞれの項目の内容については説明をいたしましたので、もっともっと充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、私自身も２年とか、哲学的には将来15年や20年たつて、柳川市が１市２町が合併してよかったというようなまちづくりをこれからの施策の中にも生かしていきたいというふうに思っているところでございます。そして、そのときにやっぱり満足感とか、充実感とか、心の豊かさを感じられるような柳川市のまちづくりを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

そうしましたら、もう少し突っ込んで質問させていただきますが、特に市長マニフェストの中でこの２年間の取り組みの施策についてお尋ねをさせていただきます。

まず初めに、合併処理浄化槽設置補助金を200千円上乗せされ、補助をされて、このことでどう変わったのか、３点ほどお尋ねをします。

１点目は、特に平成19年度、20年度、これと比較して平成21年度、22年度は新築、増築の合併浄化槽申請家屋の推移はどうなっているかということです。

２点目は、市内浄化槽設置業者と市外業者の年度ごとの受注件数と金額は幾らなのか。

そして、３点目は市内への経済効果がどれほどあったのか。

この３点を少し突っ込んでお尋ねさせていただきます。

○市長（金子健次君）

個々にこれからは具体的に質問が緒方議員からあろうかと思いますが、十分担当部長なり、また担当課長と打ち合わせをしていますので、具体的な数字、また内容については課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（江崎尚美君）

緒方議員からの質問、３点ございましたけれども、まず１点目でございます。

その推移はどうなったのかということでございますけれども、上乗せ補助前との比較でございますけれども、上乗せ前の平成20年度の設置件数は310基、上乗せ後の平成21年度では329基、22年度では335基と設置件数でも増加しておりますところでございます。

また、その内訳でございますけれども、上乗せ補助がない平成20年度では新築と改築住宅における比率がおおむね２対１であったものが上乗せ補助を開始しました平成21年度からはその比率がおおむね１対１となり、改築によります設置数が多くなってきておりますところでございます。このことは、上乗せ補助の効果が出てきているものと考えておりますところでございます。

２点目でございます。受注件数に関するものでございますけれども、受注件数の内訳は平成19年度で市内業者109件、市外業者192件、平成20年度では市内業者126件、市外業者184件、平成21年度では市内業者122件、市外業者207件、平成22年度では市内業者133件、市外業者202件となっております。市内業者が約４割、市外業者が約６割という状況でございます。

なお、設置に伴う総工事費につきましては把握しておりませんが、補助対象となる工事費の平均は5人槽で約900千円程度となっておりますのでございます。

3点目でございます。経済効果ということでございますけれども、この補助金は喫緊の課題として現在取り組んでおります水の浄化のための合併浄化槽設置者に対する補助金でありますけれども、設置数の増加によりまして、間接的には市内業者への経済効果もあっているものと考えておるところでございます。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

そうしましたら、引き続きまして市長マニフェストで水環境の再生のためのしゅんせつヘドロの再利用システムですか、これについて3点ほどお尋ねをさせていただきます。

1点目、この進捗状況ですね。

そして2点目、堆肥や埋め立てなどの再利用計画がどうなっているのか。

3点目は、研究、そして調査はどのような機関にされているのか。

この3点をお尋ねします。

○水路課長（安藤和彦君）

しゅんせつヘドロの再利用システムの進捗状況なりでございますけれども、まず最初に進捗状況でございますけれども、これも過去の一般質問でもお答えしておりますように、今、産学官の研究機関内でこのしゅんせつヘドロの堆肥化については技術開発の研究等がなされているようでございますけれども、大変研究がはかばかしているということでございまして、確立ということにまではまだ至っていないようでございます。

そういうこともございますので、市といたしましては、しゅんせつヘドロの堆肥化の技術開発が確立後に導入に向けた検討を行っていききたいというふうに考えています。しかしながら、しゅんせつヘドロの再利用につきましては、柳川市の喫緊の課題ということもございますので、まずは農地への還元を図っていききたいというふうに考えております。それとあわせまして、公共事業での造成土への利用、そういうものについて努力をしていききたいというふうに考えているところでございます。

それと、堆肥や埋め立ての利用計画についてはどうなっているかということでございますけれども、堆肥化につきましては、先ほど申しましたように大変技術開発についてははかばかしているということで、具体的な計画にまではまだ至っていないという状況でございます。

ただ、一方、公共事業への埋立柱としての再利用計画等でございますけれども、こういうものにつきましては、国、県の事業等への再利用、それと市が行っています公共事業の再利用、そういうものについて推進をしていききたいというふうなことで考えているところでございます。

具体的な例につきましては、県の海岸堤防事業や塩塚川の河川改修事業の堤防等への再利用をしていただいています。

それと、このしゅんせつヘドロの処理に関することですけれども、非常に費用を要するということもございますので、県のほうに筑後南部地方、柳川市、大川市、大木町、こういうクリーク地帯でのしゅんせつヘドロの処理費用の確保につきましては、福岡県のほうに昨年の7月16日ですけれども、福岡県の牛尾副知事に対して特別の補助制度の創設等について要望を行ってきたところでございます。

また、同じく昨年でございますけれども、11月25日には農林水産省の本省のほうへも出向きまして、しゅんせつヘドロの再利用の費用につきましては特段の配慮をお願いしたいということで、交付税等への算入についてもお願いしたいというような要望をしてきております。また、この要望につきましては、地元選出議員のほうにも同様の要望をしてきたところでございます。

それと、最後でございますけれども、研究や調査をどのような機関にさせているかということでございますけれども、先ほどから申しますように、特に肥料化の研究につきましては開発がおくれているということもございますので、市として特に依頼しているような調査機関はございません。

ただ、今後、全国の公的機関や大学の研究室などが行っているそういうものについては注目をして、情報の収集には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

残り時間19分になりましたので、簡単に端的に質問します。

これは市長の目玉施策だと思いますが、川の駅の整備、これについてこの2年間の進捗状況、そして、特に場所、規模、建物、運営内容、どのようになっているか、お尋ねをします。

○観光課長（古賀廣介君）

ただいまの緒方議員の御質問にお答えいたします。

昨年の12月議会でもお答えをしまして、川下りコース沿いにまち歩きを楽しみながら立ち寄りたい見どころをつくり出すことが第一でございます。既存の施設を有効に活用しながら、例えば、水辺の図書館であり、武家屋敷を活用したギャラリーであったり、時期によっては花公園であったりと、そのようなものを何カ所かつくり上げまして、まち歩きの立ち寄り場所といたしまして、そこに川下りの船のお客さんもニーズに応じて船からおりて立ち寄れるようにすることで、滞在時間の延長や経済効果につなげていくという考え方のものでございます。

平成21年に実施されました社会実験の「ゆつらーと柳川」の中でも報告されておりますアンケート結果には、お堀めぐり利用者は通常の川下り利用者より3時間以上滞在した人の

割合が3割以上多いというような報告もなされております。これは、川下り途中で乗りおりをし、既存の観光資源を生かし、まち歩きを楽しんでいただければ滞在時間が延び、経済効果が期待できるということであろうと思います。

したがって、四季折々の花が咲く水郷柳川を川下りをしながら水の上から楽しんでいただいたり、また、日本の道百選にも選ばれております水辺の散歩道を散策しながら、柳川の情緒あふれる魅力の一端を楽しんでいただきたいというふうに考えております。

また、武家屋敷や寺社仏閣などの歴史的な施設も多数ございますので、それらをフルに活用し、魅力ある資源のさらなる磨き上げを行い、立ち寄りどころをふやし、まち歩きと川下りの魅力を組み合わせることで滞在時間をふやし、経済効果につなげていきたいという考え方であります。

なお、取り組みを本格的に現在までやっているのかというようなことですが、関係団体や地域の方々、また、観光ガイドの皆さん方との協議を重ねていかなければなし得ないことでございますので、あわせてもてなしの心の醸成を目指しながら、引き続き協議なり検討を重ねながら構想を十分練っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

執行部におかれましては、もう少し簡単に明瞭に答えていただければと思います。

次に、柳川ツーリズム特区の推進ですね、これも市長の目玉政策だと思いますが、特に民宿を掘り起こして体験型観光ですか、滞在型観光、これをやるという約束をされておりますが、この2年間での進捗状況、そして、私は2年経過したこの時期には構想は具体化していなければいけないんじゃないかなと思います。そして、特区申請、これは国に申請しなければならないことだと思いますが、ここはどうなっているのか、聞かせていただけませんか。

○市長（金子健次君）

柳川ツーリズムの特区の推進等についてお答えをしたいと思います。

議員御承知のとおり、柳川には川下り、ウナギ飯、北原白秋といった柳川を代表する観光資源があるわけでございます。このほかにも19品目の農産物や有明海の魚介類など豊かな資源がございます。私は、こういった地域資源のすばらしさをもっと観光客の皆様や市民の方々に知っていただくということで、体験、交流、食といったツーリズムの切り口で滞在型観光を推進しているところでございます。地場産品の消費拡大や販路拡大につなげていきたいと考えております。

その第一歩として、昨年3月から福岡都市圏住民を対象にした博多駅発着のバスツアーを実施しております。これまでに5回を催しまして、188人の方に参加をいただきました。このツアーでは、つぼみ菜やアスパラガスの収穫体験や、先日行いましたクラゲの水揚げ見学、梅ちぎり、かまぼこづくりなど現地でしか見られない、味わえない体験を企画しております。

昼食には、地元老人会の婦人部や漁協婦人部などに協力いただきまして、そのおもてなし料理を囲んで都市住民と交流を図り、非常に好評を得て、リピーターもふえているところでもございます。

また、日帰りツアーではありますが、中島朝市やまち歩き、さげもんめぐりなどにも案内をいたしまして、過去5回のバスツアーで約1,000千円ものお買い物をしていただいております。こうした企画で柳川のファンづくりを行い、繰り返し柳川に訪れていただく仕組みづくりを行っているところでもございます。

一方では、こうした仕組みを持続していただくためには、まずもって受け入れしていただく農家や漁家の皆様の御理解と温かいおもてなしの心が必要不可欠であります。ですから、こうしたツアーを受け入れる中で、生産者の苦労や正当な野菜の価格などをじかに説明することによりまして消費者に御理解をいただき、しかも、若干の収入を得ることで生産者の皆様が喜び、誇りと生きがいを感じていただくことが肝要であると考えているところでございます。

現在は、こうした農漁家の受け入れをいかにふやして育てていくかが先決でありまして、昨年5月からこの事業のほか、毎月、よかばんも～体験や市民公開講座を実施いたしまして、体験受け入れを行う人材グループを養成いたしているところでございます。将来的には、マニフェストに上げております農家の民泊も視野に入れた柳川らしいツーリズムを推進し、滞在型の観光振興を図りたいと考えているところでございます。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

市長にお尋ねします。

そうしましたら、この柳川ツーリズム特区の申請は国へ申請してあるんですか。この時点で答えていただければと思います。

○市長（金子健次君）

特別区ということであれば、何かの形でその区だけは特別に許されるということの特区だと思いますけれども、今のところはそういうことは申請をいたしておりません。今後進めていく中において、宿泊とか、そういうこと、できることを考えて、どういう形の特区でできるのかということを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○16番（緒方寿光君）

市長マニフェストの最後の質問なんですが、緊急自動車の入らない道路の拡幅について質問をします。

いまだに市内には消防車、救急車の入らない道路が数多くありますが、この2年間で何路線改良整備されたのか、そして、延長は何メートル整備されたのか、旧市町ごとに各路線で何メートルか聞かせていただければと思います。簡単にいいですので、簡単に答弁をお願い

します。

○建設課長（中村敬二郎君）

緊急自動車の入らない道路の改良について、この２年間で何路線、また、延長で何メートル整備されたかの質問でございますけれども、建設課が行っております道路新設改良事業により、幅員４メートル以上に拡幅改良されました路線についてお答えいたします。

新設改良事業は、地権者の方々の協力による道路用地の確保が第一であります。延長が長い路線については、用地確保に数年かかる場合もあります。また、整備工事につきましても数年かかる路線もございます。

議員御質問の整備路線数及び延長につきましては、整備工事施行の箇所についてのみお答えさせていただきます。

平成21年度、22年度の２カ年の実績で申しますと、47路線、延長4,737メートルの市道の整備を行いました。

以上でございます。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。私は、はっきり今施策の進捗状況を聞かせていただきましたが、特に市長、しゅんせつヘドロの再利用システム、そして川の駅整備、柳川ツーリズム特区の推進、これはあと２年で実現することは非常に厳しいんじゃないかと、私はそう判断しておりますが、市長はどのように感じられておりますか。

特に残り２年、これは市長が、いや、おれは何が何でもやり遂げるんだと。いや、それともマニフェストを現時点で変更する。いや、それとも私は率直にお尋ねしますが、来期を見据えて実現されようとしている考えなのか、市長の見解を求めます。

○市長（金子健次君）

先ほどから答弁いたしましたけれども、川の駅にいたしましても、しゅんせつのヘドロの問題について、また民泊、ツーリズムについては日帰り型という形で今後進めて、将来的にはそういう民泊もできるような形を考えているところでございます。

非常に今難しいのは、しゅんせつの排土について研究を重ねておりますけれども、非常に難しい問題が出てきておるというふうに思っております。

そういうわけで、柳川地方の大川市長や大木町の町長、また先般、水路課長が申し上げましたように、何かの形で地方交付税の対象に、また先般、民主党政権の中の大久保代議士のほうにも、そういう担当をしてありましたので、なるべく柳川地方に別な金が事業費として、大川、柳川、三橋、大木町が必要だということで配慮をお願いしたいというふうになっているところでございます。

非常にしゅんせつについては難しいなというふうに思っているところでございます。

川の駅につきましては、今、観光課長が申し上げましたように、少し時間がかかるという

ふうに思っております。

ただ、社会実験を先般いたしました。そのアンケートの結果も出ておりますので、その分を含めてこれから検討してまいりたいというふうに思っています。残り1年10カ月の間、マニフェスト実現に向けて努力をしてまいります。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。残り6分になりましたので、もう前語りは短目にして、次の柳川駅東口開設の実現について質問します。

これは、平成18年3月に提出された区画整理の資料では総工費9,612,000千円、そのうち柳川市の負担が2,381,000千円、そして、工事の期間は平成14年から平成24年となっています。そしてその後、平成21年に事業計画の変更ということで、総工費が1,0122,000千円、柳川市の負担も当初計画より約150,000千円ほどでしょうか、増加をして、工事完了予定も3年延長し、平成27年度完了予定となっています。

これだけ多くの予算を投入し、長い時間をかけて開発をするわけですので、私は当然ですが、柳川駅東口は安全で、そして利用価値の本当に高い、そういう市の発展につながるものにぜひしていただきたいと強く望んでおります。そして、多くの市民からも同じように強い要望が実は上がっています。

質問しますが、西鉄柳川駅東口開設につきまして、現時点での進捗状況を具体的にお尋ねします。特に市民の関心は非常に高いものがありまして、次のような質問が6つありました。

1つは、駅東口は自由通路のみの出入り口だけになるのか。

2番目、駅東口改札が検討されているのか。また、利便性の高いものに間違いなくなるのか。

3点目、駅前広場は安全で、かつ利用価値の高いものが検討されているのか。

そして4つ目、東口のイメージとして、ぜひ西鉄久留米駅を小さくしたようなものにしていただけないか。

そして5点目、駅専用駐車場が検討されてあるか。

6点目、駅東口及び駅前広場にかかる予算はおおよそどれほどか。

以上のような市民からの声が最も多くあります。特に通勤、通学をしている市民は強い関心を持っていますので、あと残り4分ですが、簡単にわかりやすく御答弁をいただきたいと思います。

○建設部長（野田 彰君）

簡単に回答をということでございますので、今まで西鉄と19回、昨年の10月から交渉を重ねてきました。その中で、先ほど市長が申されましたように、駅東口の開設はおおむね合意を得たと。書面では交わしておりませんが、そういう合意を得たということでございます。

御質問の自由通路のみかとか、東口改札が検討されてあるのか、あるいは久留米駅を小さくしたようなイメージになるのかということについては、最終の確認が駅単体で開発するのか、自由通路を使って橋上駅になるのかがことしの8月をめどに回答を得るということになっております。したがって、今の質問については、その結果によって変わってくるといふことになります。

それから、予算はということでございます。予算につきましては、中期財政計画の中で17億円ということになっておりました。この内訳といたしまして、国庫支出金が約40%の680,000千円、合併特例債が680,000千円、一般財源が340,000千円というふうに財源の計画でなっております。

以上でございます。

○16番（緒方寿光君）

今、西鉄との折衝中で、ことしの8月までには明確な具体策が出るということで理解しておりますが、私は一つだけ、これは通勤の方から言われたんですけれども、やはり東口改札がなければ意味がないんじゃないかと。要は利用者の動線を考えますと、西口に行って切符を買ってまたホームにおりると、そういう不合理なことは今の時代ないだろうというようなことを非常に強く言ってありましたので、これは西鉄さんとの交渉なんでしょうけれども、ぜひ東口に改札は必ずお願いしたいと、こんなふうに思っています。

そして、残り1分となりまして、新たな人事評価制度についての質問ができませんでした。が、この東口の問題と人事評価制度については9月の議会で質問を改めてさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

○15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15番、柳川市民クラブの矢ヶ部広巳でございます。古賀澄雄議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。与えられた時間は、執行部の答弁を含めまして1時間あります。

さて、過ぐる4月10日は県議会議員の選挙の投票日でございます。その投票日の前の晩

の4月9日午後10時20分でした。ブルーンブルン、私の家の電話が鳴りました。夜遅くの電話は大体がろくなことはありません。「○○たん」、案の定、確かに聞き覚えのあるドスのきいたどなりが耳につきました。名字だけでは確信できませんから、私は「○○のだれかんも」と聞き返しました。「○○××たん」、思っていたとおりのある業者さんでございました。いつもの調子のおどしの電話でございました。私が県議会議員選挙でその業者さんと違う人を応援しているので、どうも気に食わんやったそうであります。やりとりの中身は何かの機会で見せたいと思っています。

ところで、県議選挙の選挙区は1市2町合併により今回から大幅に変わりました。三橋町と大和町は柳川市に編入されまして初めての選挙となりました。新人の桜島徳博さんが大差で当選をされました。金子健次市長におかれましては、桜島県議としっかり手を握り合って柳川市発展に寄与していただきたいとこいねがうものでございます。

私は、 として生活保護世帯に扶助した住宅維持補修費の不正使用について。

3月議会で取り上げました蒲池にあります立石団地はその後どうなったか、少しはよくなったか。

これも3月議会で質問しました不法埋め立てのその後は。

有明フェスティバル花火大会の中止について。

絶対にあってはならない学校でのいじめについて。

以上5点を通告しております。

あとは自席にて一問一答形式で質問しますので、議長の取り計らいをよろしく願いいたします。

○15番（矢ヶ部広巳君）続

まず、1点目の生活保護世帯に扶助した住宅維持補修費の不正使用についてお伺いをいたします。

生活保護費は、毎月何日に支給されていでしょうか。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えをいたします。

生活費、教育費、住宅費などの定例の保護費でございますが、月初めに支給をしております。例えば、6月分でございますと6月1日の支給となります。ただし、1日が休日の場合でございますが、この場合は前日に支給をしております。また、月の途中で、例えば退院などの認定額の変更に伴う保護費の変更などが生じた場合は、月の10日、20日、1日というふうに10日間隔での追加給付、生活保護では追給と呼んでおりますけれども、こうした形での支給もございます。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、生活保護費はその月の一番最初の日に支払いになるということでございますね。

そしたら、私が質問しております住宅維持補修費、つまり我が家の修繕費ですね、個人の家の修繕でございますが、それは毎月何日に支給されていますか。

○福祉課長（高田淳治君）

御質問の住宅維持補修費などの一時扶助費につきましては、生活保護を受けている方、被保護者と呼んでおりますが、この方からの住宅維持補修費などの相談があった場合、市は現地確認等の所定の調査を行いますとともに、見積書などの必要書類が整っているかの確認を行った後に生活保護を受けている被保護者からの申請書を市が受理いたします。この受理日が、先ほどの保護費支給日について回答しましたように、月3回、10日ごとの締め切り日をもってそれぞれ支給することになります。例えば、6月20日の追給日でございますと、6月10日までに受理決定した保護費を追給することになっております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。つまり、住宅維持補修費は毎月1日と10日と20日に支給になるということですね。もちろん、それは当然被保護者からの見積書等を勘案して、そして、審査した後に受理をするということですね。

それでは、住宅維持補修費の扶助基準はどうなっておりますか。

○福祉課長（高田淳治君）

それでは、住宅維持補修費の扶助基準でございますけれども、生活保護法第14条第2項の規定に基づきまして、生活保護を受けている人が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備などの従属物の修理、または現に居住する家屋の補修、その他維持のために経費を要する場合に認定をし、この場合の維持補修の規模でございますが、社会通念上、最低限度の生活にふさわしい程度とするというふうになっております。また、補修費など住宅維持費の申請につきましては、1年間に1回として、その額は120千円以内というふうになっております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、生活保護法でそういうふうになっているということですね。大工さんがことしの2月初めに生活保護家庭から修理をしてくれという要請がありまして、その方はもちろん見積書とか、そういうのを出示されて、それが認められて、市のほうが2月初めでありますから、2月10日には120千円の補修費を本人に扶助されております。

ところが、現在までにまだ10千円を2回しか持ってきておられません。それも私が一般質問を通告するまでは1回10千円だけ、やっと払われておるような状況であったわけです。つまり、まだ100千円は払っていないわけですよ。市は国の生活保護法に基づいて、もう既に

120千円は払っておる。ところが、大工さんの手元にはまだ20千円しか来とらん。大工さんは何度となく督促をされておりますが、こんなことは市は知っておりますかね。大工さんは材料費もちろん自分で立てかえて払ってある。それなのにこういうふうな状況というのは、つまり、生活保護法というのは大工さんを泣かせるためにあるのか、そういうところでお聞きをしたいと思っております。

○福祉課長（高田淳治君）

矢ヶ部議員おっしゃられますように、この件につきましては、私どもも承知をいたしているところでございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

承知をしておりますが、そしたらね、その結果は後で聞きますが、つまり100千円をまだ払っていないと。そうすると、この方は当然、来月1日には――7月1日には7月分の生活保護費が支給されるわけでありますが、その場合は生活保護費を相殺するということではできませんか。どうでしょう。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

まず、民法第510条ではこういう条文がございます。債権が差し押さえを禁じたものであるときは、その債権者は相殺をもって債権者に対抗することができないというふうに定めております。これは相殺についての督促規定とされておりまして、わかりやすく申し上げますと、差し押さえ禁止債権は現実に支払わなければいけないという性質の債権として相殺が禁じられているということでございます。

差し押さえ禁止債権でございますが、生活保護受給権がございます。また、生活保護法第58条の被保護者は既に給与を受けた保護金品またはこれを受ける権利を差し押さえることができないと、そういった規定がございます。これは、生活保護法が憲法第25条に保障された最低限度の生活を保障するものであると、そういった理由によるものと考えます。したがって、翌月の保護費では相殺できないこととされております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それは、まともにぴしゃっと生活保護の住宅の修繕賃を120千円国からもらって、そのもらったのを払って初めてそういうふうな民法があるわけですけども、それはもらって払っていないわけでしょう。つまり、猫ばばしているわけですよ。そういうのにもそういう民法は適用すつとですかね。それならば、大工さんは泣き寝入りする以外に道はないのですか。そんなばかげたことは私はないと思うですよ。どうでしょうか。

○福祉課長（高田淳治君）

今回の場合でございますが、保護を受けている方へ市は適正な一時扶助請求後に口座振り込みによる住宅維持補修費を支払っておりますが、債権者に対して支払いがなされていないという御指摘でございます。こうしたことは、生活保護行政の適正執行という観点からも決して好ましくないことだと受けとめております。

このため、市としましては、被保護者に対しましてきちんと債権者に、相手方でございますが、支払うように指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

いや、払うごと市から言うてももろうとるわけですよ。大工さんも来てもらって、本人も、被保護という方ですかね、その方も来てもらって、市のほうが早く払いなさいという指導も現にしてもらっているわけですよ。そして、どうもにっちもさっちもいかんから大工さんが私のほうに相談になったわけですよ。

柳川市全体で平成22年度、前年度でいいですが、生活保護世帯に扶助したそのような住宅維持補修費は何件申請、受理されて、そして、何件あって幾ら、総額補修費が出てありましようか。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

平成22年度の住宅維持補修費でございますが、申請数及び受理決定数は41件でございます。それで、41件で金額にいたしまして3,005,753円というふうになっております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

41件で3,000千円と。当然国の法律によって扶助しておるわけですから、この41件が果たして全部大工さんのほうに金は行っておるか、あるいはまだ私はもらっておらんよという大工さんのほうからの苦情等はほかにはないですかね。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

これまではこういった事例はございません。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

事例はあってはならないわけでありますからね、あってはもう大工さんも踏んだりけったりですよ。この方の場合は、大工さんの補修見積もりは360千円出ているはずですよ。しかし、最初に冒頭、一番口に答弁がありましたように、この補修費は1年に一遍で120千円を限度とするということになっておるわけです。360千円ですから、当然まず120千円、あと残り240千円は来年度にまた120千円、再来年度に120千円申請される可能性は十分あるわけで

すよ。その場合もすんなり受けますか、こういうふうな事実があるのに。その辺の審議とい
いますか、審査といえますか、そういうのは市はしないものでしょうか、どうでしょうか。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

住宅維持補修費の扶助基準でも触れましたように、この扶助基準は住宅維持補修を行った
日から議員御指摘のように１年間は補修費の申請はできないこととなっています。仮に１年
後でございますが、住宅維持補修費について前年度と違う箇所を申請された場合は、住宅維
持補修費はどう支給されるのかでお答えしましたように、現地確認等を行いまして、本当に
その住宅の維持補修が必要なのかを調査した上で、これこそ社会通念上、最低限度の生活に
ふさわしいとされている規定の範囲で認定せざるを得ません。

したがって、扶助は差しとめることはできないというふうに考えております。また、
審査を再度慎重にやっていくということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁でいけば、もう泣き寝入りだということですね。そういうふうでしょう。今、こ
の人の場合は２月上旬に大工さんが修繕した。２月10日に扶助額が支給された。それは現金
支給ですかね、振り込みですかね、どうですか、この方の場合は。

○福祉課長（高田淳治君）

この方の場合は、口座振り込みということになっております。また、場合によりましては
本人に直接扶助という形で、手渡しという場合もあります。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

何で私がこんな質問をするかというと、この方は２月10日に振り込みがあったと。そして、
おれはその金は生活保護費と思うとったと、補修費と思うとらんやったけんがら、生活費に
使うたたんと言ってあるわけですよ。そのことは市は知ってありますか。

○福祉課長（高田淳治君）

担当のほうから、ケースワーカーからお聞きいたしております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

明らかに言ってあることがおかしいでしょうが。この方の生活保護費は、暮らしのお金は
２月１日に振り込んで入っている。そして、２月10日にはまた補修費が入っておる。おかし
いもんね、これは。しかし、大工さんはそげん言わしたら、ああ、そうかなと思うわけす
よ。ここでお互いに討論しても無駄ですが、市としてはこんなことが二度と再発しないよう
にどのような対策を考えてありまじょうか、よかったら御答弁をお願いします。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

本市といたしましては、以前から被保護者の方の同意を得まして、被保護者と債権者に市役所へ来ていただきまして、市職員立ち会いのもと、被保護者に扶助費を渡しまして、その場で債権者に支払っていただき、その領収書のコピーを市が受理する方法をとる場合が多くございます。今後はこの方法を徹底することによりまして、このような事例が起きないように私ども努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

問題は、今あなたがおっしゃったように、被保護者の同意を得てというのがあろうけど、おれは同意せんばんと言うても補修費は扶助しますかね。そういうことがあり得るわけでしょう。被保護者の同意を得てとなっておるから、これで逃げられるわけよ。修繕は120千円がとしてもろうた。そのかわり、払う意思がなかなかば、おれは同意せんばんというなら、市に出てこらっさんもん、その人は。どうですか。

○福祉課長（高田淳治君）

矢ヶ部議員御指摘のようなことも十分私どもも理解をしております。

先ほども申し上げましたように、やはり被保護者の方の同意を得て、債権者、市立ち会いのもと、それぞれの決まり事、そういったものをしっかり守っていただくと、そういったものを私たちはやはり生活保護の制度運用から考えても頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

大変でしょうが、二度とこういふことが起きないように、そして、残額の100千円を一刻も早くその大工さんに払ってもらうようにひとつ努力をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の項に入っていきます。立石住宅のその後についてですが、まず迷惑駐車について伺います。

警察の取り締まりがあれば、警察の取り締まりが及ばない団地敷地内の通路にとめられると。まさにイタチごっこだと。そういうことですから、必然的に立石住宅の地域住民の方も大変に迷惑をされております。その後、改善されたか、どういう対策を講じられたか、よろしかったらお願いをします。

○建設課長（中村敬二郎君）

蒲池立石団地の迷惑駐車に関する質問にお答えいたします。

その後、改善されたかと、どういう対策を講じられたのかとの質問ですが、さきの3月議会後に調査をいたしました、議員御指摘のとおり迷惑駐車が見受けられましたので、すぐに迷惑行為禁止の文書で迷惑駐車をしないように注意をいたしました。また、駐車場入り口に設置しておりました迷惑駐車禁止看板が倒れておりましたので、再度設置いたしましたところ

でございます。

しかし、契約している駐車ます以外のところに駐車する車がまだ見受けられる状況でございます。住宅敷地内は警察の取り締まり外の区域でありますし、苦慮しているところでございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

文書でそういうふうな協力を願っておるが、なかなか効果はないということですね。

次に、滞納について伺いますが、平成22年度末現在の立石団地の家賃滞納が何円、駐車料滞納額何円と、幾らになっておりましたでしょうか、教えてください。

○建設課長（中村敬二郎君）

平成22年度末の家賃、駐車場滞納額の質問にお答えいたします。

平成23年3月31日の時点で万円単位で申し上げます。

家賃滞納額が7,400千円、駐車場使用料滞納額が1,590千円となっております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

本年度に入りまして、この滞納額というのは幾らか解消されましたでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

本年度に入りまして、滞納額は幾らか解消されたかとの質問でございますけれども、本年の4月から現在までに滞納家賃に関しましては360千円、滞納駐車場使用料に関しましては180千円が納付されております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、22年度末現在から見ると、家賃滞納額は360千円と駐車料の滞納額は180千円解消されているということでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、平成22年度の1年間で、ここの団地は100戸あるわけですが、そのうち家賃を22年度1年間で1円も払っていない人、駐車料を1年間1円も払っていない人、それは何戸ありますか。

○建設課長（中村敬二郎君）

22年度の1年間で家賃及び駐車場の料金を1円も払っていない人は何戸ありますかとの質問でございますけれども、家賃を1円も払っていらっやらない人が4名、駐車場の使用料を1円も払っていない人は4名でございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、平成22年度1年間で家賃を1円も払っていない人は4戸あるということですね。駐車料を1円も払っていない人も4戸あると。その4戸と4戸は同じ人ですかね。

○建設課長（中村敬二郎君）

3名はこの駐車料金と家賃と両方ともダブルしておりますけれども、1名の方は家賃だけ、1名の方は駐車料金だけという結果になっております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それは俗に言う正当な理由があるから払ってないとはですか。それともいろんな督促もしよるけれども、全く払おうとしない、どちらでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

支払いの指導はしておりますけれども、なかなか払ってもらえないという状況でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

払える状況にはあるということですかね。

○建設課長（中村敬二郎君）

年収から見れば、私どもが考えるところによりますけれども、払える状況にはあると判断はしております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、個人別にワーストテンを伺いたいと思いますが、例えば、Aさんは家賃は幾ら滞納しておる、今まで累計でね。そしたら、家賃だけまず聞きましょうか、どうでしょう。

○建設課長（中村敬二郎君）

個人別の滞納額でございますけれども、Aさんにつきましては、家賃の滞納額1,110千円、駐車場使用料滞納額210千円、Bさんにつきましては、家賃滞納額が1,020千円、駐車場使用料が210千円、Cさんは家賃滞納が950千円、駐車場使用料滞納額が210千円、Dさんにつきましては家賃が740千円、駐車場が60千円、Eさんは家賃が720千円、駐車場が80千円、Fさん、家賃440千円、駐車場60千円、Gさん、家賃380千円、駐車場280千円、Hさん、家賃340千円、駐車場はございません。Iさん、家賃300千円、駐車場10千円、Jさん、家賃250千円、駐車場20千円となっています。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

家賃を1年間全く払わんやったら幾らになって、駐車場を1年間全く払わんと幾らになってですかね。

○建設課長（中村敬二郎君）

家賃につきましては、収入でおのおの家賃の額が違いますので、（「大体でいいですので。今220千円なら220千円、1年でなるとか」と呼ぶ者あり）大体1件につき20千円ちょっとぐらいの家賃が多うございますので、（「1年に言うるとに。1年に240千円たいな」と呼ぶ者あり）240千円と、駐車場に関しましては1台3千円いただいておりますので、36千円と

なっております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

家賃がね、例えばAさんは1,110千円、1年間に大体240千円ということは、もう5年間払っていないということです。家賃でもそうでしょうがーごめん、駐車場でも360千円ですから、210千円というなら7年間払っていないと。本当に迷惑もいいところと私は思います。

そこで、どうしても守られない場合、これは頑としてやっぱりやるべきじゃないですか、対応を。そうですよ。7年間も家賃も払うとらん、駐車料も払うとらんとか、それは私は通らんと思います。そして、建てかえてああいう立派な住宅ですよ、どうでしょうか。

○市長（金子健次君）

今、建設課長のほうから報告がありました。1年間1回も払っていないという方が4名いらっしゃるということで改めて驚くわけですがけれども、この分の家賃については、本格的に職員の努力だけではできませんので、弁護士、また明け渡し請求とか、そういう強制執行を早いうちに打たないと累積するような感じでございますので、そういう面で今後対応してまいりたいと思います。

○15番（矢ヶ部広巳君）

大変でしょうが、よろしくお願いいたします。

次に入ります。3の不法埋め立てのその後でございます。

3月の一般質問時点で無断転用地は51件の7.1ヘクタールと報告を受けましたが、その後どうになりましたか。少しは改善されたか、改善されたとか改善されなかった、もうそれでいいですから、どうぞ言ってください。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問について農業委員会のほうからお答えいたします。

3月の質問後の無断転用農地の是正面積は、2件の3筆で約25アールでございます。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、2件の3筆、25アールが改善されたということですね。

次に行きますが、農業委員会で協議後、どうしても違反者が是正に応じないときは県に報告するとなっていました。県へ報告されたでしょうか、されなかったでしょうか。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

無断転用農地の是正指導をしているところであります。それで、県にはまだ報告しておりません。農業委員会で農業委員さんと十分協議をしながら進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

幅7メートル、長さ38メートル、面積265平方メートルの畑、3月議会で一般質問しましたが、現在、駐車場として使われている件ですが、その後の経過はどうになりましたでしょうか。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

6月の14日に訪問いたしました。そして、本人と協議いたしました。本人さんは農地へ戻して許可を受けるということでございます。ただ、事業を始めて間もない点があります。それで、すぐに是正というふうなことにはなりませんでした。今後も根気強く指導を続けていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

よろしくお願いをしておきます。

それでは、次に入りたいと思います。

4の花火大会の中止でございますが、実行委員会のメンバーに執行部からはどなたか入っておられますでしょうか、どうでしょうか。

○観光課長（古賀廣介君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの花火大会の実行委員会のメンバーに執行部が入っているのかという御質問でございますけれども、市といたしましては、実行委員会のメンバーには入っておりません。オブザーバーとして会議の折に御質問等、または協力依頼であったり、そういった折に入っているということでございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

協力依頼がなかったら入らんというわけ。最初からオブザーバーは入れる場合と入れん場合とあるということですかね。協力要請があった場合は入れると今おっしゃったから。

○観光課長（古賀廣介君）

はい、そういうことでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

なぜ中止になったか、わかる範囲で教えてください。

○観光課長（古賀廣介君）

中止になぜなったのかという御質問でございます。それに対してお答えいたします。

3月31日に実行委員会の皆さんが記者会見をされまして、その場で平成23年度の有明海花火フェスタは中止されることが正式に発表をされました。

理由についてでございますけれども、新聞報道にもありますように、3月11日に発生いたしました大震災の被災地の皆様に配慮され、花火フェスタに予定してもらっていた協賛金を被災地の義援金に充ててもらおうほうがよいのではないかといったことや、柳川地方も有明海沿岸という地形から、地震と津波による被害はこの柳川でも人ごとではないというような思いなどが理由として実行委員会のほうから上げられております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

御存じのように、市も本年度予算に3,600千円補助金を計上しておるわけですが、この中止になったことに対して所見はありますか。よかったらどなたか。

○観光課長（古賀廣介君）

中止になったことに対しての考え方というか、所見ということでございますけれども、観光課長でございますけれども、市が予算を計上しております3,600千円の補助金について、中止になったことに対しての市の所見ということで、基本的には実行委員会の皆様の御判断を尊重すべきだというふうに考えておりました。既に本年度については予算計上をしております。しかしながら、今回の中止というふうになっておりますので、しかるべく時期に補助金の減額補正をお願いいたしまして、他の一般財源に充てるようなことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

平成20年度以降の実行委員会の決算はどうなっておりますか。

○観光課長（古賀廣介君）

平成20年度以降の実行委員会の決算額でございますけれども、平成20年度が約18,250千円――万円単位で言います。平成21年度が約13,430千円、平成22年度が約12,920千円の支出となっております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

20年と21年、22年がありましたが、そのうちの寄附金は幾らですかね。わからなかったらいいですよ。時間がかかるなら。わからなかったらいいですから。（「手元には持っておりません」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、昨年度が赤字になったから、ちょうど1年前ですが、私たちに相談がありました。たしか1人に20千円だったと思いますが、20千円ずつ私も出しました。ところが、それを間もなく返されました。理由は10月3日が選挙だと。選挙も近まっておる。選挙前でもあるから。それと寄附行為に当たるからということで、すぐにその20千円ずつは返されました。

が、だから私はどういうふうになっておるか。

例えば、実行委員会が花火大会をすることによって金の集まりが非常に悪いとか、そういうことで苦情等はないですかね、その辺はどうですか。

○観光課長（古賀廣介君）

今、矢ヶ部議員さんの自分たちに20千円の御相談があったというお話ですけども、私どもとしては全然そこあたり情報として入ってきておりませんので、把握しておりません。

それから、寄附に対しての苦情等について、何かあっているのかというようなことでございますけれども、その件についても、私ども執行部のほうにはそういった御意見等も聞いたことがございません

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、この件で最後に聞きますが、来年度以降について、実行委員会からは話は聞いてありますか、どうでしょうか。

○観光課長（古賀廣介君）

来年度以降は、この花火大会はどうするのかという意向は実行委員会のほうから聞かれてあるかというお尋ねですけども、今回のこの件に関して、実行委員会の会長さんのほうに再度確認をさせていただきました。そのことについて、簡単ですけども、やりたいと、やるように考えていますということでございます。

毎回多くの皆さんから協賛をいただきながら、開催をされております。来年度以降も、今回については先ほどの理由で中止をしたけれども、来年についてはやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしますということでございましたので、私ども市といたしましても、この花火大会については、皆様方も御承知のようにナイアガラの花火によるギネスの記録の取り組みや、過去十数回の開催実績もありますし、今では柳川の代表するイベントとして、また干拓地の特色を生かした花火大会として対外的にも非常に認知をされております。地域の活性化にも貢献をいただいておりますという考え方から、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

開催をするということですが、その規模については今までどおりとか、そういうことは聞いてありますか。

○観光課長（古賀廣介君）

規模について細かい来年度の考え方については、まだ今のところは聞いておりません。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、来年度予算の関係もあるわけですからね、その点はひとつなるべく早目に把握すべきではないでしょうか。

それでは、5番目に入っていきます。

学校のいじめについてであります、平成21年度は小学校でいじめが14件、中学校で3件のいじめがあったという報告を受けておりますが、22年度はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えします。

平成22年度におけるいじめの件数ですが、小学校が8件、中学校が13件と報告を受けております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

21年度の報告は先ほど言いましたが、21年度で報告されたときにその問題はほとんど解決しておりますということでありましたが、この小学校8件、中学校13件というのはまだ継続ですかね。嫌がらせとかいじめ、どうでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど申し上げました小学校8件、中学校13件につきましては、22年度で一応解消をしているというふうに聞いております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

いじめ、つまり暴力ですが、暴力は必要悪ではありません。これは絶対悪であります。学校であれ、職場であれ、絶対に許されるものではありません。

ただいま小学校では8件、中学校で13件のいじめがあつておると言われましたが、具体的にはどういうふうないじめでしょうか、その内容がわかれば教えてください。

○学校教育課長（高崎祐二君）

いじめの具体的内容についてですが、多いものから申し上げたいと思います。

冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、それから仲間外れ、集団による無視をされる、ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりするというようなものが主なものになっております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

今、冷やかしかからかい、仲間外れ、子供にとってはとてもじゃないが耐えられないというですかね、怖くて恐ろしくてね、とても学校にも行く気がしないということになると思います。いじめによる登校拒否はあっておりますか、どうでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

いじめによる登校拒否についてですが、いじめの報告、学校からの報告につきましては、児童・生徒が不登校になった状況の報告はあっておりません。しかしながら、不登校児童・

生徒の学校復帰のための支援事業として、雲龍の館に開設しております適応指導教室「ありあけ」の指導員のほうから、22年度末になりますが、周りの子から悪口や嫌なことを言われたことが不登校になった原因の一つということで、卒業間際になってそういうことを報告した事例が一例ございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

今のいじめの問題で、小学校で8件、中学校で13件と言われましたが、この中で警察問題になったことはありますか、どうでしょう。

○学校教育課長（高崎祐二君）

いじめの問題につきまして警察問題になったことはございません。

○15番（矢ヶ部広巳君）

当然でございますが、いじめる側は大したことはないと思っているでしょうけれども、いじめられた者にとっては大変な精神的な苦痛であるはずであります。暴力にはボスが必ず存在をいたします。ボスの周りにはぱしりがあります。私も、これは高校生のおばあちゃんから相談を受けました。うちの子供がどうしても高校へ行かんと。ところが、よく調べていきよったら、ボスからぱしりでやられると。それでもう行かなくなったと。

1回目は私も中に入って説得して、どうにか学校に行ってくれましたけれども、やっぱりなかなか教室にも行こうでせんわけですね、恐ろしがって。最終的にはもうあと1カ月2カ月で、高校は御存じのように3月1日が卒業式ですが、そのあと1カ月か2カ月というところで最終的には彼はやめましたけれども、小学校、中学校にはボスとか、そういうふうなぱしりとかいうようなものはいないとは思いますが、そういうふうで保護者のほうから学校のほうに相談とか、そういうのはあっていませんでしょうか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

学校でのボスがいると思うがというお尋ねかと思いますが、よい場合、悪い場合あるとは思いますが、ほとんどの集団にはリーダー的存在の者がいるというふうに思っております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。つまり、小学校で幾つの学校にそういうのがあるのでしょうか。あるいは中学校で幾つの学校が、あそこはあれがおるけんでけんもんねと、大体そういうことですもんね。私も過去相談を受けたことがあります。そういう際立ったものはありましようか、どうでしょう。

○学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど私が申し上げました分につきましては、一般的なお話として、どのような集団にもリーダー的存在はいるというふうにお答えしております。

先ほど具体的に学校にというお話ですが、直接的には私どもは聞いておりません。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

先ほども報告があったように、顔が会ったらおどされるとか、そういう心ない言葉を何回も投げかけられて、そして学校も行きたくないと、そういう生徒がいるということでありませぬ。そういうことで、いじめがあつておるといことは今報告されたとおりであります。

いずれにいたしましても、暴力というものは小さいうちに芽を摘まねばならない。これは言うまでもありません。いじめが高じて自殺に追い込まれる悲惨な事件が多発していることは周知のとおりであります。教育長、よかったですら御所見をお願いいたします。

○教育長（北川 満君）

矢ヶ部議員からはいじめそのものについての見解、御質問でございますが、見解にあわせて、ふだん25の小・中学校に指導している事柄につきましても述べさせていただきたいと、このように思っております。

いじめは、人間としては絶対に許されない行為でありますこと、また、人権問題であるというような認識に立っております。いじめ問題は教育問題にとどまることなく、社会問題でもございます。いじめられる側にとっては、議員御指摘のとおり、精神的な苦痛も非常に大きいものがございます。また、人権を侵害されることによりまして大変な苦痛を伴うものでございます。いじめ、また人権を侵害されることによりまして、いじめ防止、いじめの早期解決は学校だけでなく、社会全体の課題にもなっているところでございます。

市内25の小・中学校の先生方に対しては、次の4点を強く指導しているところでございます。

1つは、いじめはどこの学校でもどの子にも起こり得るということで、常に危機意識を持つこと。

2つ目には、ふだんから子供と寄り添い、アンテナを高くしまして、早期発見に努めること。

3つ目には、いじめが発見されたそのときには、いじめられている子供を最後まで守り抜くという強い信念を持って守り抜くこと。

4つ目には、校長のリーダーシップのもとに学校全体で組織を挙げて対応するよう、このように強く指導をしているところでございます。

また、子供たち、先生たちを含めまして、いじめをしない、させない、許さないという市の方針として掲げ、今、取り組みを進めておりますので、継続していきたいと思ひます。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

地域にも、あるいは学校にも、校区民会議というのがそれぞれ組織をされていると思ひます。いじめというものは絶対になくさなやいかん。それは当然地域と一緒になつて、学校と

一緒になって私たちもやっていきたいと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上をもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時11分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、4 番白谷義隆議員の発言を許します。

○ 4 番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4 番白谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、歴史的建造物の保存活用についてと合併特例債活用の 2 点を予定しております。

まず最初に、歴史的建造物の保存活用についてお尋ねをいたします。

柳川市歴史的建造物保存活用基本構想によれば、本市には十時家住宅や渡辺家住宅などの武家住宅 7 棟が残っている。そのほか、目野家住宅などの町家建築、あるいは水路沿いの石積みや、くみ場などの地域の歴史や文化を伝える建造物や工作物が多く残っており、貴重な歴史的資源であるとしています。そして、市では、今回 2 億円をかけ、この歴史的建造物の整備を行うとして、武家住宅の十時家住宅と渡辺家住宅を改修保存するとしていますが、その事業概要とそれぞれの事業費及び事業の目的を教えてください。

また、他の武家住宅及び町家建築などの保存はどのように考えてありますか。

なお、再質問及び合併特例債の活用については、自席より一問一答でお尋ねをしたいと考えておりますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをくださるようお願いをいたします。

○教育部長（高田 厚君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。あわせまして、少し時間をいただきまして、説明を加えさせていただきたいと思います。

歴史的建造物は、本市の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことのできないものであり、その保存により将来に向けての文化の向上発展の基礎をなすものであります。

その歴史的建造物のうち、武家住宅について、福岡県内の存在が確認されているものは、久留米市、大川市、みやま市の山川町、八女市黒木町に各 1 棟、朝倉市秋月の伝統的建造物群保存地区に 8 棟、そして柳川に 7 棟を残すのみとなっています。

市内の武家住宅のうち、十時家住宅、渡辺家住宅は、いずれも中程度の武家住宅であり、

家人と客人との出入り口を分けたつくりや、式台のある玄関、日常生活空間を通らずに座敷へ行く間取りなど、当時の武家住宅の特徴を非常によく残しています。このことは、大学や高等専門学校の建築の専門家による調査研究でも評価されております。

また、渡辺家住宅については、市の文化財専門委員会より、平成20年の5月に、その貴重さから保存すべきであるとの答申をいただいております。

双方とも、屋敷地と建物、稲荷信仰のほこらや庭などの保存状態がよく、当時の武家住宅のつくりと柳川藩士の暮らしぶりを現在に伝える貴重な遺構であると同時に、かつての城下町としての成り立ちを現在に語る貴重な文化歴史資源と考えております。

今回の事業は、これら2棟の武家住宅を文化財として修復し、保存するとともに、これらを拠点とし、城下町の足跡をたどるまち歩きなどの観光散策への活用による名所旧跡を生かしたまちづくりへの展開を図ることを目的としています。

事業概要は、渡辺家住宅、十時家住宅ともに、武家住宅を含め、当時の姿を残す敷地全体を購入しまして、武家屋敷を再現するというもので、具体的には、屋根のふきかえ、欄間の改修、天井の張りかえ、外壁の復元等を考えております。

事業費につきましては、中期財政計画でも掲げられておりますとおり、土地取得費と改修費を合わせまして総額2億円と考えております。

また、この2つの武家住宅は川下りコース沿いにありますので、この2棟を江戸時代の建築当時のように再現すれば、そのたたずまいとともに景観もよくなり、まち歩きの拠点となり、観光振興にも寄与できるものと考えます。

議員がおっしゃるように、市内にはほかにも多くの歴史的建造物が残っておりますが、そのすべてをこのような形で保存活用することはできません。その他の歴史的建造物については、文化財指定を受けるなどして現状を維持しながら保存したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今の答弁には直接は関係ありませんけど、市の資料を見させていただきますと、実は、武家住宅の改修について、改修後の住宅が公開部分と非公開部分、いわゆる事務局部分というような書き方をしておりますが、非公開部分については復元はされるのでしょうか、お尋ねします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

現在、復元ということでございましたけれども、復元については建物全体を考えております。渡辺住宅の場合につきましては、建物を、議員先ほどおっしゃいましたように、3つのスペースに区分をしたいということにしております。まず1つ目が常時公開するスペースで

ございます。2つ目が、先ほど議員おっしゃられましたように、管理のための事務所としてのスペースをとっております。そして、3つ目が、通常は管理スペースとして活用するけれども、イベント時には公開するセミスペースという形で考えております。

公開スペースは、武家住宅としての復元を基本とし、事務局のスペースにつきましては、水回りや電気設備など、現代に活用する際に必要以上に不便を感じない程度に整備をしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

確かに、保存というか、管理するための必要な部分、それが非公開で事務局部分という説明ですけどね。ただ、その絵を見せていただくと、かなりの部分が非公開部分となっているような気がするわけですね。ですから、管理するための事務局部分と言われますけど、少し多いんじゃないかなと。ですから、最低要る分は、それはやむを得ないんでしょうけどね。

結局、その趣旨の中では、当時の武家の柳川藩士の暮らしぶりを知ってもらうためというような記載があるわけですね。ですから、極端に言えば5割、4割程度が非公開部分になっているわけですね。そうすると、その趣旨からいけば、やはりできるだけ見ていただく。でなければ、半分程度を見ていただいても、余り当時の武家の暮らしぶりと言われても、なかなかわからないだろうと。私もよそに何回か見に行きましたけど、ほとんどのところは、やはり全部公開をしてあるわけですね。ほとんどの部分が。そういった保存してあるところはですね。

ですから、市が今計画されているのは、どうも勝手に違うんじゃないかなと。最初の目的からは、どうしても少し違うような気がします。そこら辺はどのように考えてありますか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

議員おっしゃいますのは、武家住宅として保存改修するのは面積がある程度少ないんじゃないかということでございます。

面積の広さにつきましては、計画書に基づいた形で今後検討したいとは思いますが、私たちが考えておるところでは、ある程度の今後の、建った後の方策と考えましては、事務所としての貸し出しという部分を、まちづくり団体等への貸し出しなりを一定考えておりますので、そういったことにおいて、維持管理費等の軽減を図りたいという部分も一定考えておるところでございます。

それで、そういった部分も含めまして、面積については今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○4番（白谷義隆君）

今、まちづくり団体等の事務所として貸し出すというような話がありましたね。具体的には、また後でお聞きしようかと思っておったんですけどね。さっき部長から、2億円かけて

するわけですね。いろいろな方策はあるんでしょうけど。ただ、まちづくり団体の事務局に貸し出しますと言われれば、なかなか理解ができないというかな。2億円もかけて、そして、約4割、2億円というか、全部で2億円ですけどね。片方1億円ずつかどうか、また後で聞こうと思いますが、そういう中で、4割の部分を管理のために事務局に貸し出すと言われてもですね。そしたら、大体趣旨は、保存活用の趣旨はどこにあるやかという、正直疑問は感じるわけですね。

そこら辺は、後で、実は維持管理については聞きたいと思っておりますが、せっかく、その話が出ましたので、そこら辺について、私、そういった疑問が、素朴な疑問があるわけですけど、ちょっとお答えをお願いします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

歴史的建造物につきましては、先ほど部長のほうからもあったとおり、本市の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことはできないものであるというふうに考えておるところです。また、その保存によりまして、将来に向けての文化の向上なり発展の基礎をなすものであるということで、ぜひとも柳川の文化を守るためにも、歴史建造物については保存をさせていただきたいと思っているところでございます。

それで、先ほど議員のほうから、公開スペース、セミ公開スペース、事務局スペースということで御指摘をいただいております。

それで、公開スペースにつきましては、これは渡辺家のことだと思うんですけども、台所、玄関を通過して、公開スペースについては次の間、座敷、それから離れということで考えておりますけれども、セミ公開スペースとしては、4部屋、ここではありますけれども、その中の3部屋を事務局スペースとして考えて、例えば、イベント時、そういった場合についてはセミ公開スペースとして活用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

管理のためのまちづくり団体に4割近くの部屋を貸し出すことが、果たしてどうなのかなという疑問を私は今聞いて持ったわけですよ。1億円もかけるわけですね。確かに、維持管理費の問題はあるかもしれませんが。ただ、そうした中で、1億円もかけたのに、全体の4割をまちづくり団体に貸される。まちづくり団体のために別に改修保存しているわけじゃありませんからね。そこら辺が、言われることは確かにわからないことはありませんけど。ただ、そういった大きなスペースをまちづくり団体に貸す、その事務室の貸し出しをするから維持管理費が安くなるという発想だろうと思いますけど。

私が考えれば、少しばかりですね、別に部屋を有償で貸すために改修するわけじゃありませんからね。言われることはわかりますけど、どうしても素朴な疑問として、果たしてどうなのかなという疑問はありますけど、そうは思われませんか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

済みません。私の説明が不足で申しわけございません。

基本的には、私たちは歴史的建造物を保存して、先ほど申しましたような形で文化の保存ということで活用していきたいというふうに思っているところです。

ただし、一方では、その活用方法ということで、例えば、後でまた御質問いただくかもしれませんが、そういった観光資源とか、先ほどの部分で部長のほうからもありましたように、そういった観光資源の活用をしたいというふうに考えた場合に、そういったスペースも必要であるというふうに判断をしているところです。

ただし、先ほど申し上げましたまちづくり団体等への貸し出しという部分については、そういった部分が先に立って、この歴史的建造物を保存していこうということではありませんで、歴史的建造物を保存した後に、こういった活用をしていこうかということになった場合の1つの考え方として、そういったまちづくり団体への貸し出し等についても検討する余地があるのではないかとということで、1つの考え方として述べさせていただいたつもりでございます。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

考え方、今後検討されるのかどうか分かりませんが、ただ、さっき言いましたように、基本構想でそう書いてあるわけですね、もう既に。ですから、そういったことも含めながら将来考えていきますという話とは違うような、ちょっと気がしますので、その件についてはまた維持管理のところで、必要な部分についてお聞きをしたいと思います。

先ほど、部長のほうから、2億円で渡辺邸、十時邸、2億円で改修保存をしたいという答弁でしたが、これは極端に言えば、渡辺邸に1億円、十時邸に1億円、もちろん用地代、渡辺邸については不動産鑑定が出ておるわけですから、それは当然もう用地も含めて、十時邸についても用地を含めて約1億円ずつという理解でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

先ほど、渡辺邸、十時邸、それぞれ1億円というふうなことでございましたけれども、渡辺邸住宅と十時邸住宅については、面積のほうがかなり違う状況でございますので、渡辺家住宅と十時家住宅の不動産の取得という部分では1億円と、それから、修理費といたしますか、改修費についてが2つ合わせて1億円というふうに御理解をいただければと思っています。いるところでございます。

○4番（白谷義隆君）

ちょっといいですか。不動産の買い取りというのは土地のことですか。済みません、もう一度よろしいですか。よくわからなかった。

○生涯学習課長（石橋正次君）

不動産の土地の面積が十時家住宅と渡辺家住宅については、かなり差がありますので、不動産の買い取りについて2棟合わせて1億円と、それから、住宅の保存のための改修費が合わせて1億円の、合わせて2億円というふうに御理解をいただければと思っているところです。

○4番（白谷義隆君）

わかりました。要するに、両方の、十時邸、渡辺邸の土地の部分については1億円ですよと、そして、改修についても両方合わせて1億円ですよという話ですね。改修費については、単純に言えば50,000千円、50,000千円、ただ土地については渡辺邸が広いから、例えば、60,000千円、40,000千円とか、そういう形にはなるかもしれませんよということですね。

ここで、この事業は、たしか平成26年度まででしたかね。そうですね、26年度までですね。そうすると、渡辺邸については、今、不動産鑑定が出ているわけですけど、十時邸についても、こうした事業の計画というのは、十時家住宅についても幾らかの、こういうふうに具体的に金額が出るわけですから、それについては打診なりお話はされているのか、お尋ねをいたします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

今現在、十時家住宅のほうに、そういった打診はしておりません。

○4番（白谷義隆君）

今からされるということですかね。

そうすると、ちょっと一つだけ確認をしておきますが、十時邸は今から交渉をされるんでしょうけど、それでも土地代は両方合わせて1億円ですよ、改修費についてはそれぞれ50,000千円ずつですよという理解でよろしいんですね。十時家のほうはまだ、これから話をされるんでしょうけど、話をされることについては、そういうことで理解してよろしいんですね。先ほどの繰り返しになりますけど。

○生涯学習課長（石橋正次君）

そういうふうに説明したつもりでございます。

○4番（白谷義隆君）

ちょっと確認をですね、まだ十時家のほうに話をされていないということでしたから、ちょっと1回確認をさせていただいたんですが。

ただ、実は、改修費の50,000千円ですけど、旧戸島家住宅では改修費だけで150,000千円を超えているわけですね。ところが、十時家、渡辺家については50,000千円でできるということですけどね。先日、委員会で渡辺家と十時邸を、ちょっと現地を見させていただいたんですけど、十時家については、やはり現在も使われておりますから、それなりに保存状態はいいなというふうな感じは持ったんですけど、ただ渡辺家住宅については、かなり増築部分があるわけですね。そして、家屋そのものもかなり傷んでいるような気がするというか、実

際傷んでいるんですね。見られたからわかると思うんですけどね。

そうした中で、果たして50,000千円、アバウトな数字ですけどね、50,000千円で果たして改修が可能だろうかという疑問がありますけど、そこら辺についてどう考えてあるのか、お聞かせください。

○生涯学習課長（石橋正次君）

中期財政計画では合わせて2億円ということでございますので、その2億円の数字を守る形での保存活用をぜひさせていただきたいというふうに考えております。

○4番（白谷義隆君）

それで、あくまで50,000千円の範囲というのは、2つで2億円というのはそうでしょうけど、現実問題として、渡辺家、十時家も一緒ですけど、特に渡辺家は私が見た限りじゃ、かなり傷んでいるなという気がするから、果たして50,000千円でできるという、そういった確証があるのかどうか、ちょっとそこら辺をお聞きしているんですよ。

○生涯学習課長（石橋正次君）

50,000千円でできるかということでございますけれども、これについては市の財政の支出につきましては、そういった1億円、1億円でぜひ守って改修計画をしていきたいというふうに考えているところです。

○4番（白谷義隆君）

話が堂々めぐりになりますけどね。それはいいですよ、50,000千円で、予算がないわけですから、50,000千円でですね。ただ、先ほどの説明で、50,000千円ですと言われるから、50,000千円で果たしてどこまでできるのか。例えば、50,000千円かけたけど、大した改修はできんやったとか、それでは意味はないわけですからね。

やっぱり、さっきも言いましたように、旧戸島家では150,000千円かかったわけですね。同じとは言いませんけど、そういう中で、片方は150,000千円かかっておるとに、片方は50,000千円でいいですよと言われても、できますと言われても、果たしてそうなのかなと。

極端に言えば、例えば、2億円ですから、そしたら、どうしてもできないと、50,000千円できないとなれば、そしたら、なら、渡辺家にするのか、十時家にするのか、どこかではそういった選択も出てこないとも限らないじゃないですか。中途半端に改修をしても仕方ないわけでしょう。ちゃんと観光でも使われるわけですから、よそから来られた方に、これが柳川藩の武家住宅ですよと見ていただくわけですからね。来られた方に自信持ってお見せできるような武家住宅が復元できるのかという疑問を持っているから、今お聞きをしているわけで。ただ、なかなかここで、いや、50,000千円でできますというような返事もできないかもしれませんが、やはり後から、済みません、できませんでしたでは済まない話ですからね。

ですから、やはり、もう少し時期は早目に、もう少し50,000千円の納得できる数字の裏づ

け、そういったのをやはり示していただきたいと。これはもう今、ここでは無理でしょうかね。早目にそういった、だれもが納得できるような説明資料を出していただきたいと要望をしておきたいと思いますが、どうでしょう。

○市長（金子健次君）

石橋課長のほうから答弁しておりますけれども、2億円の問題について1億円、1億円という形で話をいたしました。

戸島邸については、先ほど白谷議員が発言されるように150,000千円近くかかっているということで、戸島邸になぜそんなにかかるのかということで尋ねましたところ、すべてを解体して、またつくり直しているというふうに伺っております。そこら辺、そういうことをしたら、その費用がかかるというようなことで聞いておるわけですし、また、文化財の指定を受けて、ある程度の国の助成を受けたということで150,000千円の費用を費やしたというふうに聞いております。

それで、2億円につきましては、石橋課長が言うように、土地の分について、また家屋の分についてということで、コンクリートのように固めてしまうといけませんので、その範囲内でできるだけ、ましてその分が保護できるような形をとってもらいたいというふうに、文化財として保護できるような形をとってまいりたいというふうで、ちょっともう少し時間をいただければというふうに思います。

○4番（白谷義隆君）

ぜひ、私たちが納得できるような説明をお願いしたいと思います。

それと、次に、維持管理の話ですけど、先ほど、まちづくり団体にそういった維持管理を予定しているということですけど、維持管理費についてどれぐらいかかると予定をされているというか、見積もってあるのか、お尋ねいたします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

それでは、維持管理について御説明を申し上げます。

人件費を除いた施設本体の維持管理ということでございますけれども、旧戸島家住宅を例にとって推計をさせていただきました。それによりますと、年間、水光熱費といたしまして約200千円、それから通信費が約100千円、警察や消防設備、庭木の剪定などの委託費といたしまして360千円の、年間約700千円弱ということで想定をしているところでございます。渡辺家も十時家も基本的には同程度の維持費が見込まれているというふうに考えているところです。

それから、運営費につきましては、どのように利活用するかについて違ってはきますけれども、旧戸島家住宅を参考に、公開施設として、仮に嘱託職員1名を受付係と配置をした場合は、年間約2,000千円程度の人件費も発生するわけでございます。また、イベント等企画をした場合には、さらにその経費が必要になるということでございます。

今考えている方策といたしましては、先ほど議員のほうに御説明を申し上げましたけれども、いかにその経費を抑えるような利活用をしていくかということで、まちづくり団体等への事務所としての貸し出しなり、管理団体のNPO法人の育成など、そういった方策も検討しながら、極力、運営に要する費用を抑えて、そしてそういった形で運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○ 4 番（白谷義隆君）

水道光熱費、通信、植木の剪定700千円、人件費、1人置けば2,000千円ということですね。それで、まちづくり団体等に貸し出しをして、その人件費の2,000千円を削減したいということですか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

通常、嘱託員を雇用しますと、そういった金額も発生しているところでございますので、極力、運営に関する費用を減らすと、抑えるということに関しましては、そういうことも1つの方法として検討していきたいというふうに考えているところです。

○ 4 番（白谷義隆君）

まちづくり団体等に事務所の貸し出しをして、そして、管理をお願いすれば、早い話が2,000千円は少なく済むんじゃないかということなんでしょう、端的に言えば、ですね。

ただ、この事業、今、要するに2億円ですからね、果たしてその事業がどうなのかと考えたときに、やはり維持管理費を抜きには、この事業のよしあしは判断できないと思うんですよ。ですから、この維持管理費にどれだけ経費が要するかというのは、その重要な要素の一つだと思うんですよ。ですから、まちづくり団体等に貸し出して、人件費が果たして幾ら削減されるのかわかりませんが、今700千円と言われれば、基本構想には、そういった話でしたからね。だとすると、人件費については基本構想の中では入っていないことになるんですね。まちづくり団体等に事務所の貸し出しというのはあるわけですからね。そうすると、それで、まちづくり団体等をお願いをして、事務所を貸しますから、人件費はただでくださいよという話ですけどね。

そこら辺については、やはりもう少し詰めていただかないと、私が考えるところで、果たしてまちづくり団体とか、構想には地元住民とかも書いてありますけど、果たして将来、1年や2年ならできるかもしれませんが、将来、10年も20年も30年も、これは管理をしていくわけですから、まだまだしていくわけですから、そうしたときに、一、二年はまちづくり団体でよかったけど、あとはできませんと。ですから、嘱託を雇いますから、今後は年間2,000千円ずつ要しますよと、合計4,000千円ですね。2つで1,400千円でよかったのが、結局6,000千円近くなるわけですね。全く数字としては違うわけですよ。ですから、そこら辺は、もう少し詰めて考えていただかないと。

それと、先ほども言いましたけど、果たしてまちづくり団体に事務所を提供することがいかなものか、そこら辺もあわせながら、もう少し検討をしていただきたいと。少なくとも、土地を購入する前には、それは出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

今現在、この渡辺邸、十時邸がある中で、市民の方と一緒に協働という形で実際にイベント等を開催しているところでございます。十時邸につきましては、地元婦人会の協力によるひな飾りとさげもんづくり体験とかを実際に一緒にイベントをやったり、所有者、地元住民の協力のもとに観光活性化協議会のほうで開催させていただきました昭和の写真展など、一緒に地元の方と協力しながらイベント等も開催をしているところでございます。

それから、渡辺邸につきましても、地元住民の協力のもとに、一緒になって清掃活動を平成22年度については2回、それから、平成23年度については5月23日に一日かけて清掃活動等を行っているわけでございます。

そういった部分で、いかに運営費を抑えていくかという部分でございますけれども、いろんな団体ございますので、そういった部分の団体等との協力を得ながらやっていきたいと。ただし、一緒くたに、そういった団体が見つかるかどうかわかりませんが、こちらとしてはそういった方向で、ぜひ努力をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○4番（白谷義隆君）

ですからね、今も言われましたけど、そういう団体が見つかるかどうか分からないということですけど、ただ、先ほども言いましたように、この維持管理は、これを保存していくためには、大きな要素を占めるわけですから、そこら辺についてを十分、将来にわたって、そういう体制がとれるかどうかの判断は、やっぱり今していただかないと、その場その場でしていても仕方ないじゃないですか。要するに、維持管理費が1,600千円で済むのか、あとは6,000千円とするのか、それは大きな問題ですからね。

ですから、早急に、その分についても検討をしていただいて、ちゃんとしたところを、やっぱり示していただかないと、最終的には、渡辺邸の土地購入の話が次にもう出てくるわけですから、そのときには、やはり判断せざるを得ぬわけですから、議会としてもですね。ですから、そのための資料としては、やはり10年後、20年後でも見通したところの維持管理費を、やはり示していただきたいというふうに思います。

それと、実は、先ほど観光、もちろん基本構想でもそうですが、観光を主として復元する、そういうことですからね、基本的には、ただ保存するだけじゃありませんからね。結局、それは今後の観光とかに生かして、当然活用をするということになっておるわけですからね。

そうしたときに、実は私は思うんですけどね、果たして、特に渡辺家住宅について思うんですけどね、渡辺住宅は見られてわかるように、市街地の中にあるわけですね。それも住宅区域にあって、道路からずっと奥まって、周りを民家に囲まれているわけですね。それと、

川下りの話もされましたけど、川下りから渡辺家住宅が見えるわけでもないし、もちろん川に面しているわけでもないわけですね。そうした意味からいけば、十時邸はそれなりに、そう言われれば存在感もありますけど、果たして渡辺家について、観光としての活用があるのかどうか、実は私は疑問に思っているわけですけど、そこら辺を、ちょっとそれこそ時間がありません。簡単にお答えください。

○生涯学習課長（石橋正次君）

渡辺家、それから十時家でございますけれども、両方、住宅につきまして川下りコース沿いの遊歩道に面したところに現在あるわけでございます。それが武家住宅として復元することで、観光客が求める柳川の情緒を醸し出してくれるものと思っているところです。それで、ぜひ、この2つの住宅を活用したまち歩きを推進して、その拠点になる場所にしたいというふうに考えているところでございます。

渡辺家住宅につきましては西鉄柳川駅に近く、十時家住宅については観光の中心地であります沖端近くにあるわけでございます。それで、2棟については観光と駅を結ぶ中継点になることでありますし、渡辺住宅については、ここを中心とした並倉、それから真勝寺、柳川商店街などを結ぶまち歩きの拠点として活用すればどうかなというふうに思っているところでございます。

同じように、十時家住宅につきましても、十時家を中心に、柳川城址や田中吉政公の銅像、それから日吉神社などを結ぶまち歩き拠点にしたいというふうに考えているところです。

今後、個人で来る観光客の方を呼び込むためには、まち歩きの選択肢といいますか、そういった幾つもの選択肢を提供しながら、その楽しみ方を幾つも提案していくことが重要になってくるのではないかと考えておるところです。

そのような意味からも、ぜひ2棟の武家住宅をそれぞれのまち歩き拠点として整備することで、柳川に訪れるお客様の機会を数多く提供したいというふうに考えているところでございます。

○4番（白谷義隆君）

基本構想にほぼ同じようなことを書いてありますけどね。私は、もう少し現実的な対応としてですね、果たして、さっき十時家については、やはり川下りも面している、大きな道もある、目立つところにありますから、あそこは活用方法というのはあるんでしょうけどね。渡辺家住宅については、やはり位置的にもちょっと疑問符をつけたくなるような位置ですからね。ですから、そこは基本構想にはそうあるんでしょうけど、まち歩きルートと言われましても、あそこと言われても、地元の人なら行ってみようかという気になるとは思いますけど、観光客が、幾つものルートをつくっても、果たして全部のルートを行きたいと思われるのか。やっぱり、私たちが行っても、一番メーンのところを回ってというのが、それで終わるとというのが、大体、そうですね。そういう意味からいけば、やっぱりちょっと問題があるのか

なという考えは持っております。

ただ、もう時間がありませんので、次の質問を予定しておりましたので、次の質問に入りたいと思います。

次、合併特例債の活用についてお尋ねをいたしますが、合併特例債は、皆さん御存じのように、17年3月末までに合併した市町村に対して、新市建設計画の中で定められた事業の経費として10年間借り入れできる地方債で、この70%が後年、国から交付される地方交付税に算入をされるというものですが、実は、これは合併時に半分の137億円ということで活用額を限定されております。そうした中で、今、市のほうでは、何かにつけ、合併特例債の137億円の限度額を増額したいようなことがちらほら、いつも会議の中で出てきます。事実、そう考えてあるんだろうと思いますけど、その増額をしようとされている理由をお聞かせください。

○副市長（刈茅初支君）

合併特例債の活用についてでございますけれども、議員言われますように、現在の合併特例債の借入可能額は、本来274億円と、その半分に当たる137億円につきまして合併協議で定められまして、それが市民に配布されました新市建設計画ダイジェスト版の中で、財政計画欄のところで紹介されたものでございます。当然ながら、これは尊重すべきものというふうに考えております。

しかしながら、合併から6年を経過した現在、中期財政計画でお示ししております合併特例債の活用事業以外にも、今後対応しなければならない新たな行政課題が生じております。

議員が言われますように、合併特例債は充当率95%と、その元利償還金の70%は普通交付税で返ってまいりますので、実質的な市の負担は事業費の34%で済むと、非常に財政的メリットが高い地方債でございます。

現在、合併特例債の借入可能額137億円の関係で、中期財政計画は、平成23年度以降の合併特例債の充当率、これを満額の95%充当いたしておりません。137億円の枠の関係から、60%、あるいは40%というような低く抑えた形で計画を立てております。その結果、本来の充当率の95%の差額につきましては、貴重な一般財源をつぎ込むことになります。例えば、事業費を1億円といたしますと、充当率を40%に抑えた場合では、95%の充当率に比べまして一般財源を38,500千円余計に出すということになります。このようなことから、財政の健全性を将来にわたり維持していくための手段の一つといたしまして、どのように合併特例債を有効に活用するかという議論も今後必要ではないかというふうに考えております。

特に、現在、議会とともに検討を行っております庁舎統合問題、あるいは市民会館の改修事業につきましては、多額の事業費が必要でございまして、その財源をどう手当てするか、今後の大きな検討課題でございます。これらの事業につきましては、国及び県からの補助がありません。財源の手当てとしては、合併特例債が最も有利なものであるというふうに考え

ております。

しかしながら、137億円の枠内でこれらを実施する場合、他の道路整備事業等の充当率をさらに低くせざるを得ないと。これにより一般財源の持ち出しはさらに多くなるということでもあります。

こういったことを踏まえまして、137億円という借入可能額を超える合併特例債の活用につきまして、今後検討を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 4 番（白谷義隆君）

今、御答弁をいただきました。ありがとうございます。

ただ、ちょっとですね、答弁の趣旨がよくわからなかったんですが、確認だけをさせていただきますが、まず1点目、理由として、現在、40%とか60%充当しているやつを95%にやりたいということなのか。こととして、2点目は、庁舎とか市民会館など、2つの新規事業に対して財源確保の意味で特例債を活用したい、そのために増額と、その2点と考えてよろしいんですかね。

○ 副市長（刈茅初支君）

そのような考えのもとに発言をいたしております。

○ 4 番（白谷義隆君）

ただ、2点目の、庁舎とか市民会館の改修の話は、実は私も全く理解できないわけではありません。ただ、今既存の事業に40%とか60%を充当している、それを95%にすれば、貴重な一般財源が少なくて済むという話ですよ。それは、実は、私に言わせれば、非常に無謀な話で、もともと137億円は最初にあったわけですからね。そして、充当率を下げてきたのは、事業を、例えば、総合運動公園も、コミュニティーセンターも同じなんですけどね。その事業を説明するときに市長は、必ず言われてきたんですよ。交付税で70%返ってくる合併特例債、こんな有利な合併特例債がありますと、それを使って事業を進めたいと思いますよ。必ず言われてきたわけですね。そういうふうに、途中から事業を、それはマニフェストだと言われるけど、少なくとも、そういうことで事業を拡大されたわけですよ。しかも、合併特例債をなお利用して拡大されたんですよ。現実には。

そうしたときに、今ごろになって充当率が低かったから、合併特例債を増額したいと、その話は、実は私は余りにも乱暴な話だと思うんですよ。自分たちが窓口を広げておいて、合併特例債を利用して事業の拡大を図ってきたわけですから。最初から95%充てられないというのをわかっておったわけでしょうが。最初から95%充てれば、事業を縮小して充てることはできたわけでしょうが。ただ、それを合併特例債を使います使いますと言いながら、市民の皆さんの受けをねらった事業拡大に利用してただけだと私は思うんですよ。それを今になって、充当率が低かったから合併特例債を増額して95%充てたいと、それは私は余りにも

無謀な発想のような気がします、そうは思われませんか。簡潔にお願いします。

○副市長（刈茅初支君）

中期財政計画を立てる上で、今後、どの程度の、建設事業等も含めまして、必要になるのかということをして、これは必ず必要な事業だと、住民生活上必要な事業だという前提の中で財源振り分けをしたわけでございます。

それについては、137億円の特例債の活用の枠がありましたので、それ以外に一般財源等で穴埋めをしているということでございまして、当然ながら、合併特例債というものがまだ使える枠があるわけですから、これをやはり将来の住民の負担を少なくするためにも、一般財源、税金を投入するよりも合併特例債を活用するというのが、やはり我々の選択すべき道であろうというふうに考えております。

ですから、これを十分にやはり、137億円を超えるに当たっては、やはり市民の皆さん、議会の皆さんに説明してやっていくということであろうというふうに考えております。

○4番（白谷義隆君）

確かに、副市長が言われるのはもっともな話ですよ。必要な事業があると、ですから、そのために合併特例債を使って、自主財源を、貴重な一般財源を少なく出したい。それはだれでもわかる話です、そこだけ聞けばですよ。子供でもわかる話なんですよ、そこだけ聞けば。ただ、果たして本当に必要なのかどうか、そういうことも現実には、まだ検討をしていく余地はあるわけですよ。

現に前回、私は12月議会に質問したときに、市長も総務部長も、まだまだ事業の本当に必要なのか、緊急性はどうか、そういった優先順位を見きわめながら、事業の取捨選択をしていかなければならない、そういう旨の発言を大坪部長も市長もされているわけですよ。ですから、そのことを抜きにして、そう言われても、なかなか私は市民の皆さんは納得しないと思う。現に、柳川市は1人当たりの起債残高は、若宮、田川、どこでしたか、あと、4番目ですよ、起債残高は。それに今また95%にしたい、あるいは新しい新規事業に充てたい。起債はまだふえますよ。10も20もふえていくなら、1番になりますよ。

本当に、特例債が有利だと言われますけど、これはなぜ137億円にしたかということ、合併協議の時点に、既に合併特例債の活用で活用したために、財政的窮地に陥った自治体が既にあったわけですよ、そのときに。現に今もあるんですよ。合併特例債の活用で、例えば、庁舎をつくった。庁舎をつくったら、とてもじゃないけど、財政的に窮地に陥ったという話は現実もあるわけですよ。ですから、必ずしも合併特例債が70%返ってくるから有利だという考え方は、私は非常に危険だと思うんですよ。

まして、これからは、先ほども出ていましたけど、東日本震災もありまして、さらに交付税の一本化査定も入ってきます。本体の地方交付税が下がってくるんですよ。特交なんか、恐らく一番先に削られるだろうという話は議員も、もちろん執行部のほうも、そう思ってい

と思いますよ。特交だけでも22年度は12億円ぐらいあるわけでしょう。一本査定になれば、また11億円か12億円の削減でしょう、22年度と比べた場合に。一本査定になれば。――もう後で聞こう、もう時間のなかけん。

ただ、そういうふうで、事実、交付税は減っているわけですからね。余り有利だ有利だと言われても、私はそうじゃないと。そう思うんですよ。――済みませんね。時間がありませんから、ちょっと言わせてもらっていいですか。

副市長、なぜ夕張市が倒産したと思われますか。夕張市は、要するに、いろんな事業をしてきた。粉飾決算もあった。いろいろあるんですよ。ところが、その事業の財源は基本的には過疎債なんです。合併特例債と同じなんです。70%返ってきますということで夕張は事業をしていたわけですよ。もちろん、借金して事業したことが倒産した大きな原因ですけど、大きな引き金になったのは、実は三位一体改革で夕張市は23億円交付税が減ったんですよ。実際ですね。ですから、本来、交付税にその分、70%プラスされるということで夕張市は考えていたんですよ。そうすると、何とかなるだろうと。もちろん、財政改革もしながらですね。財政改革でも十何億円削減したと載っておりますけど。

ただ、三位一体改革で23億円減ったもんですから、返すどころか、自分の事業がされんごとなったんですよ、もう。借金は払わやんじゃなかですか。返すのは100%返すわけですからね。入ってくるのは、後から70%入ってくるわけですから。ですから、23億円削減されたから、実は返す金がなくなったんですよ、現実。それで身動きがとれなくなったというように、実はそういうふうに書いてあるんですよ。私も、まさにそのとおりだろうと思うんですよ。

柳川市も、一本査定で減る。特交の削減も、もう目に見えておる。そうしたときに、今度は、それでも事業をしてしまえば借金は返さやんわけですから。私はそういうふうに、余り手を挙げて有利だとは言えないと思います。

余り時間がないので、どうぞ。

○市長（金子健次君）

時間がないので、考え方をですね。副市長も申し上げましたけれども、合併特例債に関するいろんな道路、水路の財源については、充当率が40%、60%という形で95%まで持っていきたいということで、今申し述べましたけれども、実際、137億円の枠がありますけれども、私はそれを逆に、今の時代、あと3年ですか、4年ですかね、使わなかった場合、果たして、そのときの政治家の姿勢というのがどうかなという疑問を感じているんですよ。というのは、そのときの合併特例債を使って、そして、財調に入れておくという形の返還に充てていくという形でいいんじゃないかと。というのは、330億円の中の70%近くは、今の段階では、東日本もありますけれども、70%近くは特交で見てくれるわけですし、今の基金そのものが110億円近くあります。そういうことも考慮しながら、決して、夕張のような形

には私はならないというふうに思っていますので、ちょっとこれからいろんな形で、時間が足りませんが、いろんな御論議をいただきたいというふうに思っております。

ただ、庁舎建設の統合の問題とか、市民会館については、137億円の枠外でお願いしたいというふうに思っているところでございます。時間かかって、済みません。

○ 4 番（白谷義隆君）

もういいです。また別の機会にお話しさせていただきます。

○ 議長（古賀澄雄君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時12分 休憩

午後 3 時22分 再開

○ 議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

○ 10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。多分、きょう、これで最後の質問かと思しますので、質問していきたいと思えます。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

まず初めに、市長は行政報告の中で、筑後平野南部地域矢部川水系における抜本的な水資源対策を小川県知事に直接要望されたと報告がありました。これは、私が一般質問で言うておりましたノリ養殖時期に矢部川の水量が確保されるものと期待しております。

また、今後、対策が早期に実現できるように、さらに行動を要望いたしまして質問に移らせていただきます。

では最初に、矢部川河川改修事業について質問いたします。

矢部川河川改修事業は、国のほうから平成15年に計画の説明があり、同年、協議会ができ、初めてと言ってよいぐらい、設計の段階から地元協議会と協議して、協議会の要望を取り入れていただきましたが、なかなか予算がつかず、事業着手とはいかず、協議会が署名を集めて、河川事務所、九州整備局、国土交通省に要望を行った経緯があります。そのおかげで、平成18年に補正予算がつき、19年から本格的に土地の買収が進んでいます。これも地権者の理解、協力のおかげでスムーズに進んでいると思えます。

河川改修の工事の内容は、今の老朽化したコンクリート製のパラペットの堤防を土の堤防に改修することで、工事の範囲としては、中島地区の南二重行政区の外平排水機場から東上町行政区の西鉄高架までであります。現在の進捗状況をお答えください。

また、2 期工事に関しては、浦島橋のかけかえの問題で、国道事務所と設計協議が必要ということで、まだ設計もできていない状況であります。昨年度、浦島橋の設計はでき、地

元にも説明がっておりますので、浦島橋のかけかえでの言いわけはできないはずです。国道事務所と設計協議はなされているのか、お答えください。

また、今後のスケジュールはどうなっているのか、一番地元で心配されているのです。この河川事業は、今まで当初予算は余りつかずに、補正予算で対応されておられましたので、東日本震災の影響で当初予算の金額、また補正予算がつくのか、あわせてお答えください。

続きまして、浦島橋かけかえについて質問いたします。

浦島橋は、築50年以上たっており、補修はしてありますが、かなり老朽化が進んでいます。有明海沿岸道路が開通する前は、朝夕、橋から大和中学校ぐらいまでは車が渋滞しておりました。また、中島地区には歩道がなく、大型車が通ると歩行者は大変危険な思いをしております。

浦島橋かけかえは中島地区の皆様の長年の念願でした。浦島橋かけかえ工事は平成9年に計画されていたが、残念なことに平成15年に一たん中止が決まりましたが、16年から当時の大和町商工会長の小宮氏の肝いりで、同年、地権者から同意を取りつけられ、国道208号浦島橋かけかえ事業の施工同意についてを九州整備局道路部長、福岡国道事務所長、当時の大和町町長に提出されております。

また、この国のかけかえの提案は、新しい橋を今の川下にかけてやるため、道路を南側に拡幅するため、道路南側と道路がかなり段差ができ、北側の商店街の往来がしにくいということで、設計の見直しを求める声も出てきました。そこで、前建設部長の考えで、市の独自案として、側道案が示され、地元の同意をとることができ、事業再開のめどがつきました。小宮氏と前建設部長の2人の尽力で、この工事が再開されたと言っても過言ではありません。

昨年、工事の説明がなされ、ようやく動きがあった測量も終わり、物件調査も終わり、既に数件、物件買収が済んでいるようですが、今年度のスケジュールは物件補償が主と思いますが、何件ぐらいに対象になるのかをお答えください。

続きまして、国道208号線は、沿線に豊原小学校、大和中学校があり、登下校の道路として児童・生徒が利用しております。中島から徳益まで歩道がないところがあり、あっても幅が狭く、人1人がやっと通れる状態であります。

児童・生徒が安心して安全に通学できるためには、近々に歩道の整備が必要であります。大和町の区長会から要望が出ていると思いますが、要望の内容、また要望を受けての市の動きと事業の見通しをお答えください。

以上で壇上での質問は終わります。

○建設課長（中村敬二郎君）

矢部川中島地区の河川改修についてお答えいたします。

まず、御質問の進捗状況でございますけれども、矢部川河川改修事業は、老朽化したコンクリートの擁壁を安全な砂堤防に改修するために、議員御指摘のとおり、平成15年度から地

元と事業の協議を始め、平成18年度に事業を着手しました。当時、市の事業として進められていました密集住宅市街地整備事業における幹線道路である堤防下道路と連携して事業を円滑に進めるために、国の河川改修事業と市の密集住宅市街地整備事業の堤防下道路を合併施工で進めているところでございます。

事業の進捗率ですが、事業用地に関しましては、関係者79件のうち70件の協力を現在得ているところでございます。進捗率は、用地に関しましては約88%が協力を得ています。今年度に国土交通省筑後川河川事務所より堤防下道路の工事を140メートル発注しているところでございます。

次に、第2期工事の設計協議についてでございますけれども、国土交通省筑後川河川事務所に問い合わせましたら、現在、筑後川河川事務所と福岡国道事務所、福岡県及び警察と協議中とのことです。設計協議が調えば、第2期工事区間についても予算を要望して、事業用地の確保に努め、築堤工事については下流側より進めるとのことでございました。

今後のスケジュールについてでございますけれども、点在する事業用地の確保を進めるとともに、築堤工事の生活道路の確保をするために、市道である堤防下道路の整備を優先して進め、築堤工事のときに地元の皆様の生活に極力迷惑がかからないようにしたいと考えておるところでございます。

最後に、予算の確保についてでございますけれども、東日本大震災の影響については、筑後川河川事務所もわからないとのことでした。議員御指摘のとおり、矢部川河川改修事業は、今までは補正予算に頼っていたところですが、柳川市の負担分は含まずに、今年度は中島地区に約180,000千円の当初予算として配分されています。また、柳川市予算としての堤防下道路の整備委託料106,700千円を計上しています。

以上です。

○建設部長（野田 彰君）

それでは私のほうから、浦島橋かけかえ事業の現在の進捗状況についてお答えをいたします。

現在の浦島橋は、先ほど議員御指摘のように、昭和31年に建設され、50年有余を経過しております。コンクリートのひび割れ、剥離、漏水が発生しております。また、橋の区間は車道幅員が狭く、橋の前後区間においても歩道が整備されておらず、歩行者にとって危険な状況にあります。そのため、新たな橋を現在の橋の少し下流側にかけかえるものであります。

事業主体は国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所でありまして、平成21年度に事業化をされました。現在までの事業の進捗状況といたしまして、平成21年6月に地元説明会を開催し、皆様の賛同を得まして測量に入ったところです。そして、11月に地元関係者との設計協議を実施いたしまして、翌年の平成22年1月に幅くい設置をいたしたところであります。4月からは用地測量、建物調査を実施いたしまして、9月には用地関係者の方々に用地補償

等の説明会をさせていただいたところであります。その後、説明会後の10月からは、市からも同行いたしまして、地権者の方々を戸別訪問いたしまして、用地交渉に当たってまいったところでございます。対象者としたしましては、まず、橋梁をかけかえるために必要な用地を確保するということから、現在、道路南側の東上町の地権者、約10名の方ですが、その方々を中心に交渉に行っておりまして、もう数件の契約が調って、建物の撤去も終了しているところもあります。

続きまして、今後のスケジュールはどうなっているかということでございますが、先ほど申し上げましたが、福岡国道事務所は平成23年度も引き続き、道路南側の東上町の地権者の方々を中心に用地交渉を進めていく予定であります。橋梁建設に必要な用地取得を先行的に言い、その後、引き続き歩道整備区間である西上町、中町、下町の用地交渉に入っていくというふうに聞いております。また、みやま市側におきましても現在、橋梁建設、県道、市道のつけかえに必要な用地取得のための地権者との用地交渉が進められております。橋梁建設の着工の時期につきましては、橋梁建設に必要な用地が取得されれば、みやま市側の迂回路工事から着手する予定と聞いております。

最後に、今年度の当初予算について、東日本大震災の影響はないのかということでございますが、スケジュールについて今申し上げましたが、今年度は用地、建物補償の交渉が主でありまして、福岡国道事務所からは、予定をしております該当される地権者の補償費の予算については確保できるという連絡を受けております。

以上でございます。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

この大和町地区の国道208号線の歩道整備につきましては、昨年9月議会の白谷議員の一般質問でお答えしており、重なるところがあるかと思います。

この国道208号線は、通学路でありながら歩道がないところや、あっても歩道幅員が狭く、歩行者、自転車の通行にとって非常に危険な状態にあります。このような中、平成21年3月に、豊原、大和、六合校区の関係区長より、塩塚地区、鷹尾地区の児童・生徒の登下校時の歩行者、自転車の安全確保に向けての歩道整備の要望書が市に提出されております。市はこれを受けまして、道路管理者である福岡国道事務所に歩道整備の要望を行ったところでございます。

平成21年12月には、大和町区長会の全区長55名の署名による塩塚地区、鷹尾地区を含めた大和町の未整備区間の歩道整備早期着手の要望を受けまして、市は再度、福岡国道事務所に早期に歩道整備に着手していただくよう要望を行ったところでございます。

その後の経過としましては、福岡国道事務所は、この要望を受けまして、歩道整備が円滑に進むためには、地域沿線の方々から歩道整備の必要性の理解と協力が不可欠であるとして、沿線住民の同意書の提出を求められたところでございます。そのことについて大和町区長会

の役員会にお諮りし、まずは塩塚地区の歩道整備を優先することになり、塩塚地区の沿線地権者の署名による同意書を関係区長さんから徴収していただき、平成22年12月に国道事務所に提出を行ったところです。

また、鷹尾地区につきましては、関係行政区が多数ありましたので、沿線地権者説明会を平成23年2月に開催し、歩道整備の御理解をいただきまして、関係区長さんから同意書を徴収していただき、その同意書を平成23年3月に提出したところでございます。

次に、整備の方向性ということでございますけれども、福岡国道事務所は、塩塚地区、鷹尾地区の同意書を受けまして、平成23年度は塩塚地区は路線測量と設計、警察協議を実施し、協議が調い次第、地元説明会を開催したい意向でございます。塩塚地区は、本日から路線測量に着手いたしましたところでございます。鷹尾地区におきましては、路線測量は終わっておりまして、現在、調査、設計中であり、設計が終わり次第、警察協議を行い、協議が調い次第、地元説明会を開催したいとのことであります。

市としましては、塩塚、鷹尾の両地区とも地元説明会で地権者の方々の承諾が得られれば、用地幅ぐい設置を経て、用地測量を実施し、建物調査に入れるのではないかと考えております。

歩道の構造等につきましては、塩塚地区の一部、鷹尾地区も道路の東側に狭いながらも歩道がございます。また、豊原小学校、大和中学校も東側にありますし、公共用地も東側に点在しておりますので、事業促進、安全性、利便性を考慮しますと、道路の東側に歩道を設置することが有効であることから、国のほうには東側に自転車も通行できる自歩道として3.5メートル程度の整備をお願いしているところでございます。

それから、もう1つの208号線の事業としまして、徳益地区の柳川自動車学校西側の歩道整備を含めた三差路の交差点改良事業がございます。この事業につきましては、今週の木曜日、6月30日に地元説明会を開催する運びとなっております。そこで、関係地権者の承諾が得られれば、用地測量、建物調査に入っていくこととなっております。

以上でございます。

○10番（高田千壽輝君）

御答弁ありがとうございました。

また、最初の河川改修について、一問一答で再度質問させていただきます。

先ほど答弁で、進捗率は用地に関しては約88%の協力を得ていますということがありましたけど、これは第1期工事分だと思いますけど、残り何件ぐらい、何筆ぐらいが残っていますかね。わかりますか。

○建設課長（中村敬二郎君）

筆数に関しては、まだちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

1人の地権者で何筆か持っておられる方もいらっしゃいますので、地権者に関しましても、もう亡くなられておりまして関係者が複数にわたられる件もございます。それで、回答の中で、何名ではなくて何件という表現の仕方をいたしておりますので、御理解をお願いします。

○10番（高田千壽輝君）

これは、大体私は把握しているんですけど、この質問は地元からぜひしてくださいということしております。なるだけですね、ちょっと、私はわかっているけど、市民の皆さんがわかっておりませんので、市民向けの質問ということでお答えをお願いいたします。

現在、今年度が180,000千円の当初予算がついているということで、少し安心していますが、多分、これはもう1期工事分の物件補償で全額消えるんじゃないかという予測ができます。だから、今年度でほとんど1期工事の買収は終了ができるということで考えてよろしいですか。

○建設課長（中村敬二郎君）

約180,000千円の予算が河川事務所のほうについておると。市のほうが106,700千円の予算がついておるということですが、3月の建設委員会でちょっとお話ししていたんですけども、密集住宅のほうの事業が23年度の事業ということで進んでおりましたけれども、昨年度、県のほうにも一応御相談を申し上げまして、事業の延長をお願いしております。それは現在のところ、多分4年ほど事業の延長が可能な状態でございます。4年間の延長の中で、また対応して事業を進めてまいりたいと考えております。

○10番（高田千壽輝君）

4年間の事業延長ということですね。もう本当、説明されてから、また4年延長になって、地元の方たちは、もう大変不安視されているんですよ。今現在、皆さんも御存じのように、異常気象で、幸いここ数年、台風は来ておりません。でも、本当に今の台風が来たら、かなり大型の台風が、大型化になっております。大潮のときに、もし柳川にそれが直撃したら、今の堤防をはるかに潮位を超えるんじゃないかということで、地元の皆さんは心配してあるんですよ。

今度の東日本震災も、地震と津波は天災だ、でも、原発は人災だという声が多く上がっています。この改修事業がおくると、もう本当に人災じゃないと言われるんですよ。もう国も既に、この老朽化は認めているんですよ。堤防の下は空洞化も認めています。調査して、土がなくなって空洞化しているところはかなりあるということで認めているから、やっぱり早期にこの工事を、早く本体の工事にも入ってほしいんですよ。

今、陸閘門が13ありますか。台風とかが来るときに、地元の消防団が全部、陸閘門を管理して閉めます。合併前に大変、その陸閘門の操作で不幸な事故もっております。これは御存じですか。陸閘門のふぐあいで陸閘門が倒れてきたんです。その下敷きに消防団員がなっているんですよ。幸い、上に踊り場があったから、その空間で命は助かっております。本

当に陸閘門は重量が何トンとかあります。もし踊り場がなかったら、本当ぺっちゃんこで、死亡事故があっていたんじゃないかと私は考えておりますのでですね。そういう事故がまたないとも言えませんので、早期にやっぱり、この河川改修はしていただきたいと思っております。

その取り組みをどうしても、やっぱり国の直轄事業でありますので、なかなか国が予算をつけてくれないと進めることはできないと思いますけど、その辺の考えを市長、一言よろしいでしょうか。

○市長（金子健次君）

国の矢部川改修河川事業につきましては、地元の高田千壽輝議員、また、有明漁連の会長の西田氏も、いろんな形で、筑後川の河川事務所等の陳情、また、九州地方整備局、そしてまた、国土交通省、上京いたしましても同行願って、地元の説明もしていただくことに対して、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

恐らく、今心配しておられるのは、東日本大震災の事業費で、今5%の保留という形で国から指示が来ておりますけれども、それ以上に向こうのほうに行ってしまうんじゃないかということで、ますます工事、事業自体がおくれるんじゃないかという懸念かなというふうに思っております。

東日本大震災の復旧基本法が6月24日に法律がつくられまして、その中では、特に財源につきましては、起債の関係で復興債という形で考えておられます。このことについては、次世代に向かって債務をどうするかという論議も今あっておりますけれども、今日、この状況の中であって、すべてが東日本の復興の事業に、向こうに行ってしまうと、日本列島全体が経済が私は疲弊する、という形はもう国のほうでも話をされていますので、その分については、そういうことはないだろうと。しかしながら、向こうに持っていかれることは間違いないだろうというふうに思っていますので、その分については努めて、今回の、先ほど言われました、もし平成3年のような台風が来ますと、高潮災害とかも、津波じゃなくて、高潮災害だけでも大変なことになると思いますので、そのことは十分、国のほうにも説明をいたして、何回となく説明いたしましたし、また頑張りたいと思います。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

この河川改修事業は、我々柳川市民の生命、財産を守る工事であります。市長もその辺は理解は、重々御承知だと思っておりますけど、再度、国のほうに力強く要望されて、できれば今年度、大震災の影響もありますけど、その辺がないように、こっちのほうに予算をとっていただくような行動を願っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、浦島橋のかけかえ工事について質問しておりますけど、先ほど、東上町の地区だけが今年度で土地を立ち退きということであっていました。私も工事説明会に行ったと

きは、モンドリアンの東側までが第1期工事ということで説明を聞いておりましたので、西上町行政区も入るんじゃないかなと思って聞いておりました。今年度は多分、東上町だけということですけど、東上町で具体的に言いますけど、多分、角政までが東上町の行政区のことだという理解をしますけど、それで間違いないでしょうか。

○建設部長（野田 彰君）

先ほどの答弁で、23年度は東上町約10件と申し上げました。今議員御指摘のように、以前からモンドリアンのところまで話は行っております。できているところもあります。今年度は重点的に、その東上町のほうから嘆願書等も出ておりました。その話も国と話ができましたので、まずは東上町に入ろうと。それ以外のところも、時間的、人的に余裕があれば、もちろん入っていきますが、一応今年度は上町を重点的にやっていこうというふうに聞いております。

○10番（高田千壽輝君）

土地買収がほとんどが事業だと思うんですね。これは相手方もあることで、交渉の内容によってはスムーズに契約をされる方もいらっしゃると思いますが、大変難しい状況で、国だけではやっぱり、国の事務所の方が地元に出て説明されても、なかなかスムーズにいかない面があります。やっぱり、市が窓口となって、スムーズに地権者の方から同意を得ることが大切だと、この事業を早く進めるためには、そういう市の取り組みも必要かと思いますが、その辺はどうですか。

○建設部長（野田 彰君）

6月の十何日でしたか、その中島地区の地元説明会に行きました。その中でも地元の方から、あなたたちは国を向いて仕事をしていると、自分たちのほうに目を向いていないと、そういう御指摘を受けました。そういうこともありまして、こっちに帰ってきて、市まちづくり課の職員と話をして、できないことはできないと地元と言わなければなりません、協力されるところは市のほうも地元のほうを向いて国のほうに進言していこうと、そういうことを協議いたしました。

そういうことで、今後は地元のほうの聞かれる分は国のほうに進言していきたいと、そういうことも思っております。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

土地買収に関してですけど、やっぱり今、基本的には、やっぱり工事に最初かかる川側から、東側から、本当に順に買収ができれば一番いいんですけど、やっぱりいろいろ、皆さんも諸問題を抱えてありますので、スムーズにいかないと思います。中には、2期工事のほうも、早う印鑑を押してよかと、それからまた、北側の方たちも早くしてくださいという要望、意見が私のところに来るんですよ。もし予算があるんだったら、こう言っちゃ、本当は理想

は、最初工事にかかるところを買収されるのが一番いいですけど、せっかく予算があるんだったら、もう手を挙げてあるところから順にしていこうという方法もありますけど、そういう考えはどうですか。

○建設部長（野田 彰君）

一応、橋梁部分に当たる地権者を優先的にという国の方針みたいですけど、北側の歩道部分で、そういう地権者がもう協力するということがありましたら、その分について教えていただければ、国のほうに進言をしていきたいというふうに思います。

○10番（高田千壽輝君）

これも、国の直轄事業で、やっぱり地元の皆さんが心配しているのは、東日本の大震災の影響で工事がストップせんとやか、予算がつくとかとかいう、そういうことをよく聞かれます。今度の震災はひどいけんですね、かなりの金を向こうに持っていかな、復興するには約20兆円とかも言われていますからね、復興債の関係で。多分、当初予算はついても、補正予算はつかないのが現実じゃないですかねとかいう話をしております。

当初予算でどうにか、この浦島橋のかけかえについては、東上町だけでも今年度じゅうには進むという御意見がありましたけどですね。

また、こういう大変な時期でありますので、本当、地元が一体となって、スムーズにこの事業が進むことが一番いいと思っております。特に、浦島橋に関しては、今でも大型車が離合できないんですよ。大型車同士が橋に、待ってあげばいいんですけど、お互い入ってきて、身動きができない場合が、1分、2分ですぐ、車の今通行量が減っていますが、かなり渋滞があります。動けない状態で、にっちもさっちもいかない状態がまだあります。

また、道路側に住んでいる方たちも、道路も大分がたが来ておりまして、大型車が通ると、地震じゃないかなというぐらい家が揺れることがたびたびあります。

私も、地元の人たちと瀬高の維持事務所に行きましたら、浦島橋のかけかえ工事が決まっていますから、もうなるだけ道路を修理したくないと、予算を食われたくないというのが言われて、少し我慢してくださいと。でも、余り我慢できなくて、地元区長さんと一緒になって、ちょっと1回ぐらい来てみてください、よかったら、うちの家に泊まってくださいと言ったこともあります。本当、夜は大型車が通って、かなり揺れるんですよ。睡眠中、びっくりされるという方もかなりいらっしゃいますので、早期にこの浦島橋がかけかわって、道路がよくなると、大変生活しやすくなると思っております。

この事業に関して、やっとな事業が始まったと。だから、足踏みをしないように、ぜひ市の協力と皆さんの地元の方となるだけ御意見を交換していただきたいと思っています。

これで浦島橋のかけかえ工事については質問を終わります。

あとは、歩道整備についてですけど、先ほど答弁で、区長さんたちから出て、塩塚と鷹尾地区が設計協議に入りますと言ったけど、具体的な場所を教えてもらっていいですか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申し上げましたけれども、大和町区長会の要望といたしましては、全線を要望いたしております。今、国として事業化をされている部分が、先ほど申しました3地区、徳益地区、それから塩塚地区、そして鷹尾地区というふうになっております。

北のほうから、徳益地区は、柳川自動車学校の三差路から北のほうに220メートルほど行ったところ。次に、塩塚地区につきましては、豊原小学校のところから亀崎米穀店入り口付近のところまで。その次に、鷹尾地区につきましては、平川石油の南側の水路の南側から株式会社ヤマコ柳川工場付近までというふうに。（「最後をもう1回言ってください。株式会社……」と呼ぶ者あり）ヤマコ柳川。（「ああ、ヤマコね」と呼ぶ者あり）はい。

その3地区が、その間が今、国のところで事業化されて取り組んでいただいているところでございまして、残りの区間、大和町区長会から要望が上がっています全線につきましては、その事業化の進捗状況を見ながら国のほうにお願いしていくというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（高田千壽輝君）

かなりの広範囲にわたって歩道が整備されるということで、少しは安心しております。

今、3地区ですね、ほとんど、私は区長会からちょっと聞いたら、もう地権者の同意はとっていますというお話があったんですけど、それに間違いありませんでしょうか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど申しましたけれども、国としては事業に同意をしていただけるための同意書の徴収を市のほうは地元の区長さんをお願いして行って、提出をしているところでございまして、今度、同意はしていただいておりますけれども、用地測量なり、用地を買う、もしくは物件を補償する中において、金額等で話が折り合わない、面積がかかり過ぎて折り合わない、そういうふうなことがいろいろ考えられるかと思います。

先ほど申しましたように、同意というものは事業の同意でございまして、実際に用地買収、物件補償の、そういう契約の同意をいただいているというところではございませんので、そういうところでございます。

以上でございます。

○10番（高田千壽輝君）

私が同意書と言って、私の言い方が悪かったんですけど、多分、測量をしていいですよという同意書は地権者の皆さんからいただいているということで、ちょっと私の質問が悪かったんですが、それについては間違いありません。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

はい、間違いございません。

○10番（高田千壽輝君）

測量が済み次第、今後はまた個人的な土地買収に入っていくと思うんで、なかなか、これも地権者の方たちの協力があれば、スムーズにこの事業も進んでいくかと思いますので、本当に、この3事業とも、柳川市の建設部の役割は大変だなと思っております。特に、大和町にばかり3つの直轄の事業が集中しておりますけど、特に初めて部長さんになられた方には大変御苦労が多いと思いますけど、さらに体をいたわりながら頑張っていたいただきたいと思いますので、エールを送りまして、私の質問を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時3分 延会

柳 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成23年 6 月28日柳川市議会議場に第 2 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1 番	三小田 一 美	2 番	荒 巻 英 樹
3 番	熊 井 三千代	4 番	白 谷 義 隆
5 番	梅 崎 昭 彦	6 番	近 藤 末 治
7 番	佐々木 創 主	8 番	河 村 好 浩
9 番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2 . 欠席議員

な し

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市	長	刈	茅	初
教	育	長	北	川	満
総	務	部	大	坪	正
会	計	管	藤	木	明
市	民	部	田	島	稔
保	健	福	山	田	明
建	設	部	野	田	
産業経済部	長兼大和庁舎	横	山	英	眞
教育部	長兼三橋庁舎	高	田		厚
消	防	長	古	賀	輝
人	事	秘	樽	見	孝
総	務	課	稲	又	義
企	画	課	橋	本	祐
財	政	課	石	橋	真
税	務	課	山	田	敏
健	康	づ	高	巢	雄
福	祉	課	高	田	淳
学	校	教	高	崎	祐
生	涯	学	石	橋	正
建	設	課	中	村	敬
農	政	課	成	清	博
水	路	課	安	藤	和
選挙管理委員会	事務局	長	小	柳	敦
安	全	安	野	田	洋
廃	棄	物	安	河	内
生	活	環	江	崎	尚

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	

５．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答弁者
1	7 番 佐々木 創 主	1．合併による優遇措置が終了する平成26年度に向けての課題と対策 (1) 中期財政計画 (2) 第二次行財政改革 (3) 投資（建設）事業	市 長
2	1 番 三小田 一 美	1．国会議員の選挙について (1) 小選挙区と比例区、議員定数の削減について 2．原子力発電所の事故について (1) 事故による児童生徒への影響について 3．東日本大震災に対する義援金について (1) 行く先及び用途について 4．国会における特別委員会について (1) 手当について 5．委託業務について (1) 廃棄物の収集運搬について 6．議会常任委員会における過去５年間の視察について (1) 視察研修時の旅行業者選定の方法、研修の内容について	選挙管理事務局 教育長 市 長 市長又は議会事務局 市長、部長 市長又は議会事務局
3	12 番 太 田 武 文	1．経済対策について (1) 雇用対策 (2) 企業対策 2．ゴミの減量対策について 3．土地改良区済の水路整備について	市 長 " "
4	6 番 近 藤 末 治	1．小型合併浄化槽設置について 2．老朽家屋の対策について 3．農地・水・環境保全向上対策事業について 4．自然エネルギーの利用について	市 長 " " "
5	23 番 梅 崎 和 弘	1．クリーンセンターの問題点について 2．太陽光発電設置の補助金について 3．玄海原発の対応について	市 長 " "

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付をいたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番佐々木創主議員の発言を許します。

○7番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。佐々木創主でございます。本日は合併による優遇措置が終了する平成26年度に向けての課題と対策ということで、1、中期財政計画、2、第2次行財政改革、3、投資（建設）事業について質問させていただくわけですが、質問に先立ち今回の東日本大震災により亡くなられた方々、被災された方々、心から御冥福とお見舞いを申し上げます。

この東日本大震災、未曾有の大災害であります。甚大な被害を与えました。そして、福島第一原発事故により避難生活を強いられている方々、いまだ苦難の日々を送られています。そして、その復旧・復興には5年、10年かかるとも言われており、被害額は20兆円とも25兆円とも言われております。国において、その復旧・復興のための補正予算が編成されていますが、第1次が4兆円、第2次が10兆円規模、そして、第3次と莫大な財政出動が必要となっております。その財源について、さまざまな議論が行われておりますが、その具体策はまとまっていない状況であります。それは今後、被災地域を除く全国地方自治体に対する地方交付税を初めとする国の予算配分にも影響すると危惧されております。

そういう状況下にあっても、我が柳川市は、次の時代に向けた課題解決、目標、計画を着実に実行しておかなくてはなりません。言うまでもなく柳川市は合併した自治体として、137億円の合併特例債、地方交付税の算定がえといった13億円の加算という優遇措置を受けております。それは平成26年度までの10年間の期限つきであります。その10年間でいかに無駄を削り、健全な財政基盤をつくり、優遇策を活用し、次の時代に向けた都市基盤をつくるのかが問われております。

その10年間の折り返しの6年目である昨年の6月議会で、きょうと同じテーマで質問をさせていただきました。その議論の中で、都市基盤整備においては最初の5年間で柳川駅東部区画整理事業を初め、漁業団地、共同調理場、学校校舎改築、道路、水路の改修などなど255億円の投資を行い、行財政改革においては人件費、補助金の削減、そういったもので約10億円の経費を抑制してきたということでありました。しかし、庁舎統合問題を初め、さまざまな課題が浮かび上がってきております。これからの一年一年、時間の経過とともに状況

も変化してまいります。新たな課題も浮かび上がってまいります。これからの一年一年は非常に重要であります。

そこで改めて、1年経過した平成23年度中期財政計画に基づく平成26年度までの主な建設事業、そして、昨年策定された第2次行財政改革の内容をお聞かせいただきたいと思います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な御答弁をよろしくお願いします。

○総務部長（大坪正明君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成26年度までの主な建設事業の内容と事業費について、中期財政計画に基づいてお答えをいたします。

主な建設事業といたしましては、柳川駅東部土地区画整理事業に40億円、大和中、二ツ川小、樽見小及び中山小の学校改築事業に27億円、柳川駅周辺地区事業に17億円、高橋中牟田線などの市町村道整備事業に15億円、コミュニティー施設の整備事業に11億円、本町及び鳥の水団地の市営住宅建てかえに10億円、漁業団地の整備事業及び塩塚川高潮対策番所橋かけかえ事業に、それぞれ7億円などとなっております。

なお、中期財政計画に計上しておりました総合運動公園の整備事業費につきましては、将来の課題として、整備を見送ることといたしておきまして、既存の施設の改修をしていくことにしております。

また、現計画に計上していない新たな事業といたしまして、現在、議会と検討を行っております庁舎統合の問題、それから市民会館の改修、両開漁港を初めとする漁港施設の改修、消防通信指令業務デジタル化、それから、スポーツ施設の改修などが考えられます。これらの事業につきましては、今後予定しております中期財政計画の見直しの際に盛り込む必要があるというふうに考えております。

それから、第2次の行財政改革の内容につきましては、本年2月に行財政改革大綱、それと実施計画を策定いたしております。今回は、実施計画において41の取り組み項目を定めておりますので、定量的な目標を設定することが可能な取り組みについて、主な数値を御説明申し上げます。

まず、自主財源確保の具体的取り組みと増額見込みについてですけれども、市税の確保や市有財産の有効活用など7項目を上げておきまして、その中で徴収率を市税で21年度に98.1%のものを、現年度分ですけれども、これを98.5%、滞納繰越分を18.4%から20%、保育料で現年分は99.7%ということで同じですけれども、滞納繰越分を10.9%から16%とすることや、広報やホームページなどの有料広告の掲載料収入を1,520千円から5,000千円とする数値目標を掲げております。

なお、自主財源が少ない本市におきまして、自主財源等の確保及びその手法を検討するために、平成20年10月に自主財源確保等検討委員会を立ち上げまして、平成22年4月20日まで

9回の会議と滞納対策に関する研修会を2回開催いたしまして、検討を重ねました。その検討結果につきまして、先ほどの内容と重複する部分がありますけれども、御報告をいたします。

この検討委員会では大きく分類して検討をしております。1つ目は、新たな財源の創出でございます。これにつきましては、ホームページのパナー広告、広報への広報掲載、まちづくり支援自販機の設置を既にいたしております。これらによります収入の増加額は、平成22年度で2,403,625円になる見込みでございます。ほかにも遊休市有地の売却を進めておりまして、これによる収入と固定資産税の増加も図ってまいります。

2つ目は、滞納対策を初めとする収納率の向上でございます。この収納対策に関しましては、現在、市税だけでなく保育料や水道使用料、市営住宅家賃などを含めた収納率向上を目指しまして、副市長を委員長とする収納対策委員会を設置いたしまして、対策を検討しているところでございます。

3つ目は、経費の削減による自主財源の確保でございます。これにつきましては、緑のカーテン、それから、庁舎内のごみ分別などの取り組みを実施しているところでございます。

今後は、行財政改革大綱及び実施計画に掲げておりますとおり、各種証明書の手数料やごみ袋料金の見直し、企業誘致や就業支援などによる市税等の確保などにつきましても、目標年度を設置して取り組む所存でございます。

以上でございます。

○7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

昨年の6月、中期財政計画が決まり、その中で行財政改革の基本的な部分もうたわれておりました。それをもとに行財政改革大綱、実施計画つくられて今御答弁いただいたんですけども、その中で、行財政改革と冒頭壇上で質問したとおり、今後の建設事業、大きく2つに分けられると思います。その2つの中で今後の建設事業、中期財政計画には盛り込まれておられなかった庁舎統合問題でありますとか、市民会館、漁港改修といったものが新たに浮かび上がってきておると、庁舎統合問題については総務委員会でも調査検討させていただいて、現在執行部のほうで、その方向性、議会と協議をしながら結論を出していくと、その是非も含めてということでございます。行財政改革もいろいろ御答弁いただいたんですが、そういった今御答弁いただいた内容を含めて、1年たった現在においていろいろ気になる点等ありますので、幾つか検証をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、行財政改革の部分で自主財源の確保と収納対策というお話があったんですが、総枠で自主財源の確保、今いろいろ対策等をお話しいただいたんですが、どれぐらいの具体的に効果額といえますかね、増収をしようとしているのか、その目標額ですね、数字を教えてくださいませんか。

それとあわせて、中期財政計画には、市税収入160,000千円をふやしますと、具体的に市

税収入については額も示されておりますけれども、それもあわせて、その根拠ですね、御答弁願います。

○総務部長（大坪正明君）

まず、市税の増収の160,000千円の根拠についてでございますけれども、中期財政計画に定める財政健全化方策の取り組み前と取り組み後の額で比較をいたしまして、これを平成26年度までの累積の効果額でございます。

健全化の方策としては、2つの方策に取り組むことにいたしております。1つは収納率の向上でございます。平成25年度の目標を市税で、先ほども申しましたように21年度が98.1%であったものを26年度は98.5%、過年度分につきましては18.4%を26年度には20%ということで収納率の向上をすることにいたしております。これによりまして平成24年度で10,000千円、25年度、それと26年度で、それぞれ30,000千円の効果を見積もっております。

2つ目は、課税客体の正確な把握でございます。

家屋の全棟調査を現在実施しておりますけれども、これが24年度から反映をいたしまして、それぞれの効果額ですけれども、24年度から26年度の各年度でそれぞれ30,000千円を見積もっております。これらによりまして、年度別では、平成24年度で40,000千円、平成25年度で60,000千円、26年度で60,000千円の効果と見積もっております。合わせて160,000千円の増収ということでしているものでございます。

それから、行革による経費削減の見込み額ですけれども、平成21年度の決算数値に対する計画期間の最終年度である平成26年度の比較で申し上げますと、旅費、需用費の物件費が、21年度が2,850,000千円から26年度が2,610,000千円ということで240,000千円の節減、それから人件費が、定員適正化計画による市職員の18人の減に伴います140,000千円から150,000千円の減額、それから、実質公債（「私はふやす分しか聞いていないんですけど」と呼ぶ者あり）――ふやす分ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）失礼しました。

○財政課長（石橋真剛君）

明確な金額ということじゃないんですが、今、部長が申しあげましたように、健全化の取り組み前と取り組み後の増加額で比較をいたしますと、市税の増、今ただいま部長が申しあげましたように、市税で160,000千円の累積の増を見込んでおります。それと、使用料、手数料で122,000千円の増、財産収入の増で40,000千円、諸収入の増で30,000千円、合計の26年度までの累積の効果額で325,000千円の増を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○7番（佐々木創主君）

具体的にそんなに額は大きくないけれども、いろいろと具体的な計画をつくっていただいておりますけれども、まず市税ですね、昨年これは指摘をさせていただいたんですけれども、基本的に人口が変わらないという前提ですよ、中期財政計画。当然ふえていくのか、

減っていくのか、これは確定するものではありませんので、当然、現状の中での計画というふうにならざるを得ないと思うんですが、現実として、平成17年ですね、合併した年。それから5年後の21年、7万6,000人だったのが7万2,000人になったと。そのときに税務課長から計算していただいて、4,000人減ったと。4,000人減ることによって市税収入がどうなるかと、2億円減りますという御答弁でした。

そうすると、もう現在平成23年、7万1,000人台ですね。マスタープランによると、平成26年度じゃなくて2年後の28年度ですが、予測では6万7,000人になると、これを7万1,000人ととどめますと。ただ、もう6年後で7年目で、6年たった現在で、もう7万1,000人、目標まで来てしまった。あと残り4年間、そういった場合の、その5年間で4,000人減って2億円税収が減ったと、それから単純計算をすると、2億円減ると、26年度に。

そういうことを加味した場合に、この市税収入含めて自主財源を確保、非常にその辺のところを加味した上での対策をとる必要があると。それで、さまざまな税収含めた使用料、負担金等の収納率を上げると目標を掲げていただいております、ましてや市税と国保税ですか、固定資産税と、これについては、収税対策課で一括をして徴収業務をやられておると。差し押さえ、競売までやると、インターネット公売もやっておられる、それなりに効果が上がっておると、その辺は評価をさせていただきたいと思いますが、これは予算委員会か決算委員会でも申し上げたんですけどね、非常に景気低迷、金融危機以来、非常に個人個人の方々の台所事情厳しいと、生活保護の受給者数も上がっておると、それでも皆さん何とか受益者負担といいますかね、当然義務としてのそういうのを払っておられる方々いらっしゃる。しかし、市税であるとか国保税、それ以外に今御説明のあった住宅の使用料、きのうも問題になっておりましたが、保育園の保育料といったものがいっぱいありますね。きのうの質問にもありましたが、1年間全く滞納を繰り返しておると。大体同じ人だと。それからいうと、市税、固定資産税、国保税、住宅使用料、水道、保育料、本当に困窮者の方々もいらっしゃるかと思います、悪質なケースですね、この対応。そうすると、担当者ごとに同じ人のところに市税を払っていただけませんか、今度は建設課から、住宅使用料を払っていただけませんか、保育料を払っていただけませんか、ばらばらに行くんですね、ばらばらに行かなきゃいけない。そういった意味で私は収納の一元化を、現年分とか数年レベルではやはり金の出所、そういう業務の遂行上、責任上するべきだと思いますけれども、一定年度経過した段階でやはり私は一元化をすべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○副市長（刈茅初支君）

収納未納に対する一元化の御提案というのは以前からあったわけですがけれども、私どももこれまで検討を重ねてまいりました。確かに一定期間経過した後の未納分については、いろいろと未納者はいろんな市の債務が重なる部分もあるだろうというようなことで、一元化したほうが効率的ではないかという御指摘でありますけれども、今いろいろと、そういう悪質滞納

者に対しましては法的措置も視野に入れて検討しておるところでございます。

それで、そういう法的措置の段階では、もう1つ済みません。そういったいろんな市の債権があるわけですが、それを一元的に管理するシステムを今持ち合わせておりません。このシステムの開発を今年度10月をめどにやっておるところでございます。そういったことで、このシステムができ上がれば、そういう法的措置とあわせて一元的に取り組んでいくという方向で考えております。

組織を一元的に、その組織が実行するというのではなくて、徴収のそういった未納の一元的な把握というようなことは、1つの課でやるということで考えておりまして、そういう今年度も、収税課のほうに1名、専門的に補佐を担当して、そういう検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○7番（佐々木創主君）

前この件を取り上げたときは、非常に後ろ向きな発言でありました。市長のほうから自分が職員時代に収納関係に携わったことがあると、非常につらいと、精神的な負担が大きいと、かわいそうだとまで言われたかどうかは覚えておりませんが、その後、副市長からも考えないと、しつこく、しつこくこの件は言ってきたわけですが、まず、その現状を把握すると、システムを構築すると、結構なことだと思います、現状把握。しかし、その滞納をする方々の中に、やはり中身を見てみないとなかなかわからない、払いたくても払えない、そういった意味で、その職員の皆さんの仕事がどれだけ掘り下げてできるかは別としてですね、払えない、じゃ幾ら払えますかと。じゃ今月は保育料のこの部分払いましょうよと、次はどれくらい払えますかと、そんなら国保税のこの分払いませんかと、そういう会話ができる善良な市民の皆さんに対するその配慮と、全くうて合わん、そういうある課においては、本来の業務よりも収納関係で大変だと、職員も限られておると、どうにかしてほしいと課長に何度も言うところけど、もう大変ですという話も聞いたことがありますからね、その辺やはり効率化と温かみのあるところを含めて、これはやっぱりやるべきじゃないかと。そこで初めて血の通り、そして、行政としての責任といいますか、それが遂行できる、そういう時代じゃないかなというふうに思いますので、しっかりその辺のところの検討をよろしく願いしたいと思います。

それで次に、今先ほどいろいろと削減の話いただいたんですが、大体実施計画の中に書き出していただいておりますので、削減の部分で幾つかの気になる点、お話をさせていただきたいと思いますが、実施計画の中にもいろいろ物件費とか人件費、それぞれ削減目標、内容等を出していただいておりますけれども、昨年取り上げた行革の中で入札制度、公共工事。柳川市の公共工事の落札率が非常に高いと新聞まで取り上げて、あるマイナーな新聞なんかは「談合王国」というような表現までしておったんですけれども、昨年、その議論をする中

で市内業者だけの場合が、平成21年度レベルで落札率が97%だった。市外業者を含めた場合は90%。非常に差があると。全体で柳川市の公共工事の落札率が96%と、63福岡県内市町村の中で9番目に高いと。市内業者のみの場合と市外業者を含めた場合、この差が非常にキーポイントではないかと。この差が意味するものは何なのかということで、ここを活用する以外にないんじゃないかという話をして、市長から御答弁をいただきました。市外業者をより多く含めるのか、含めないのか、推移を見守りたいということだったんですが、1年たちました。どうなったんでしょうか、落札率、平成22年度。

○総務課長（稲又義輝君）

22年度の落札率のことでお尋ねでございます。

22年度総務課が執行いたしました建設工事、294件の落札率につきましては、92.2%でございます。前年と比較いたしまして、3.8ポイントほど下がっております。

以上です。

○7番（佐々木創主君）

96から92.2、かなり下がって、92を当てはめられておる福岡県内で、まだ何か統計出ていないと、何番目になるかわかりませんが、21年度が96、22年度が92.2、高どまりがずつと言われておったと。それ以前、平成17年合併してからの落札率わかりますかね。

○総務課長（稲又義輝君）

手元に18年度からございますので、18年度から報告します。

市の独自の分につきましては、18年度95.5%、19年度では95.7%、20年度では95.1%、21年度では96.0、22年度は、先ほど申し上げましたように92.2%でございます。

以上です。

○7番（佐々木創主君）

やはり21年度以前は、95以上、95から96の間ですずっと推移をしておったと。これが突然92.2になったということですが、じゃ、もし22年度の落札率が、21年度以前と同様96%であった場合と、現実として92.2、市の支出する金額どれくらい差が出ますか。

○総務課長（稲又義輝君）

先ほどの削減額といいますか、効果についてお尋ねのようでございます。

単純に22年度実績が96%の落札率であったとしたら、その額は98,188千円。要するに92.2と96%の差というふうなことでとらえていただきたいというふうに思います。以上の削減になるというふうなことで試算をいたしております。

以上です。

○7番（佐々木創主君）

98,000千円減額をしたということですね、約1億円。昨年この質問をした後、いろんな関係者から、いろんな方々から、いろんなおしかり等を受けたわけですが、市長のここ

ろにもいろいろ話があったというふうに聞いておりますけれども、現実として1億円減額をしたと、非常にこれは、私は大きいというふうに思うわけであります。その96%がもし90%になるならという議論もしておったんですけれども、いろんな方々が、電子入札制度等々をやっておったけれどもなかなか、効果らち明かんと。しかし、現実95から96で推移しておったのが92になったと。それで1億円等の支出減になったという、これは現実には受けとめておかななくてはならないと思いますけれども、その推移が、市長が見守りたいとおっしゃったその推移が、1年目出たわけでございますので、いかがですか、市長。

○市長（金子健次君）

今回、22年度につきましては、金額にいたしますと、換算いたしますと、1億円近いということで、その効果についての分析等もいたしておるところでございますけれども、佐々木議員と私との議会の審議の中のことについては、いろんな形で御意見をいただきました。市外の業者の参入については、いろんな形の地場の育成等についても、いろんな形で御意見をいただいたところでございます。

地域財政計画にも、入札制度改革をやりますというのは掲げておりまして、さらなる透明性、公明性、競争性の向上に努めたらということでございまして、本市では県内の自治体に先駆けて、平成19年の9月から一般競争入札の対象工事を150,000千円から10,000千円以上の工事に拡大することや、平成21年の4月から、政令市で指定都市を除く県内市町村初めての電子入札方式の導入を行ってきたところでございます。また、総合評価入札方式でも市独自の技術委員会を設置し（「もうちょっと短く」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。短く終わりますので。業者の技術力比較の面から、総合的に評価する、落札業者を決定するのを行ったところでございます。

今後も電子入札で行う工種の拡大を図ってまいりたいということで、引き続き、入札の透明性、また公平性、競争力を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（佐々木創主君）

いろいろ市長読み上げていただいたんですが、今読み上げていただいた内容は余り効果ないんですね。現実、一般競争入札の枠を広げる、県内で一番最初に電子入札制度を導入したと。昨年、今建設部長の野田総務課長がおっしゃったじゃないですか、効果は上がったと。だから、推移を見守ってしっかりやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、もう30分切りましたので、ちょっともう1つだけ。この行革の中で適切な公共事業の展開、枠配分型予算編成というやつがあるんですが、この実施計画の中に、適切な普通建設事業の展開、大型事業の見直しや普通建設事業費の枠の設定、事業費を削減していきますと、どれぐらいの目標額があるんでしょうか。

○財政課長（石橋真剛君）

普通建設事業の抑制ということで、中期財政計画では671,000千円、累積ですね。26年度までで671,000千円の抑制を図っていききたいというところで、見通しを立てておるところでございます。

また、枠配分と申しますのは、もう議員御存じのように、当初、財政課のほうで一般財源の額を、来年度の予算の枠を決めまして、それを各課に配分をしていくと。各課は、その一般財源をもとに予算を編成していくという手法でございまして、財政課のほうで幾らの一般財源の枠を各課――各部かもしれませんが――に配分するかによって、削減が生まれてくるというところでございます。よろしくお願いします。

○ 7 番（佐々木創主君）

わかりました。それで普通建設事業、先ほど言った大型事業の見直し、何か1つ項目太かやつをいっちょやると6.7億円ぐらいになると思うんですけどね。なかなかその辺のところ答弁しにくいと思うんですが、大型事業の見直しというやつが、この行革の中にうたわれておる。しかし、先ほど質問させていただいて、答弁の中にあつたように、去年の時点の中期財政計画に盛り込んでいなかった庁舎統合問題、市民会館、ことしの4月に、両開漁港に穴あいたと、桟橋が折れちゃったと、その漁港の改修。デジタル化をして消防通信指令をまとめようという事業も出てきておりますし、スポーツ施設の改修と。これを合わせると、去年の答弁によると、平成22年度から26年度までに240億円を見込んでおりますと、どれぐらいになりますか。

○ 総務部長（大坪正明君）

まだそういった新たな事業については、具体的にどれぐらいの事業費でやる、どういう形でやるというのが決まっておりませんので、今のところ、具体的に幾らぐらいかかるというのは申し上げられません。これについては、今後計画をいたしまして、再度、中期財政計画を見直す中で、そういったことは明らかにしていきたいと思っております。

○ 7 番（佐々木創主君）

当然のようなお答えですけど、市民会館はもうやっておるじゃないですか、平成19年に。10,000千円か何か調査費組んで、改修費も出しているじゃないですか。去年のこの場で話しているじゃないですか、6億から7億って。

この間、団伊久磨の筑後川、市民会館でコンサートがありました。全国から350人の声楽家の方々が来られて歌われて、柳川の合唱団の方々も一緒になって歌われて、大盛況であった。しかし、白秋のふるさと、団伊久磨が敬慕して敬愛してやまなかった白秋のふるさとのこの柳川でそういうイベント、意義あるものと。

ところが、白秋のふるさと、歴史文化のまちの文化会館である柳川市民会館、汚い、シートが狭い、非常に柳川の関係者の方々が肩身の狭い思いをされたということを聞きましたので、これはもう早くやらないといけない。庁舎統合問題等々もありますのでね、その辺は確

定した世界ではないと思いますけれども、額が出ないと。しかし、ふえることは間違いないですね、ふえることは。そうすると、255と240。最初の5年が255で、あとの5年が240。ただ、合併特例債の活用額でいうと、ほぼ半々なんですよ、5年間。

ただ、最初の5年間というのは、リーマンショックが平成20年にあって、その後、麻生内閣――当時、麻生内閣であったと思いますが、麻生内閣から鳩山内閣に続いて、その間4回か5回にわたって経済対策のいろんな交付金が配分されたんですよ。それ、事業費ベースでいうと32億円ぐらいあるんですよ。そうすると、前半は真水の部分というか、その部分で言えば220億円。何かちょっと私、これ数字のまやかしじゃないですけどね、240。ただ、実質の交付金の交付額というのは15億円から20億円程度だったかなと。ただ、それを単純に引いただけなのかなという気がするんですが、中期財政計画の平成33年度までの財政計画も非常に危ういと、もう細かい話はいたしません。

それで、去年は入っておった総合運動公園、これは白紙撤回と。13億円ですか、合併特例債が7億円、この分はどう活用されるんですか。

○市長（金子健次君）

総合運動公園につきましてお答えいたします。

将来的な課題ということで、白紙にしたわけでございます。

現在、施設の改修等につきまして、今計画を練っているところでございます。もうしばらくしたら議会のほうにお示ししたいというふうに考えております。額的には、金額はまた、ちょっと今上げている数字では大体450,000千円ぐらいの数字かなというふうに思っております。（「それ、事業費ベース」と呼ぶ者あり）事業費ベースで。

○7番（佐々木創主君）

ありがとうございました。そうすると、事業費ベースで4億円、総合運動公園は国の補助等もありましたのでね、どれくらいが合併特例債の投入部分かわかりませんが、ただ、合併特例債の7億円と、それも投入されるという、その一部も投入されるというおつもりですよ。

○市長（金子健次君）

今の総務部長がお答えいたしましたけれども、新たな事業としては、スポーツ施設の改修が特例債ということで考えていますけれども、そのほかに、サッカー関係のt o t oの事業とか、そういうことでも補修事業はできるというふうにちょっと聞いておりますので、そういう補助事業プラスの残りを、合併特例債でできる部分については財源的に充てていこうと、できない分がございまして、そういうことを今ちょっと検討を、財源的などういうやつを充てるかということで検討しているところです。

以上です。

○7番（佐々木創主君）

ただ、合併特例債の性格上、現在ある施設を、手を加えて改修するというやつに果たして使えるのか、その議論は十分余地があるわけですね。新たに市全体の発展なり市のスポーツ振興とか、漁業振興とかそういったものには文句なく使えるはずですけども、現状ある施設の改修でありますとか手直しとか、その辺に果たして合併特例債が使えるのか、その辺のところはやっぱりしっかり検討していただかないといけないと思います。

それで、きのうも議論があっておりましたが、新たなやつ含めると、相当な額になるんですけども、合併特例債、市長は合併特例債をよく使われますよね、答弁の中で。ちょっと大丈夫かなと非常に心配するんですがね。もう一遍聞きます。合併特例債137億円の枠があるんですが、どうされるおつもりですか。

○市長（金子健次君）

合併特例債について、何か専売特許みたいな形でありましたけれども、きのうも白谷議員の討論の中でありましたが、私、137億円を余り固執したら、あと後々柳川市の将来にとっての、あのときなぜ使わなかったかと言われやせんやろうかという、そういう懸念もいたしております。

福岡県内のちょうど同じ時期に合併をいたしました市の市長とお会いしたとき、同じ規模的なところでございますけれども、270億円すべて使いましたよというようなことでございました。先般、総務省のほうにも行きまして、飯塚市長と一緒に合併特例債の延長について、飯塚市は庁舎を建てたいということで、100億円ぐらいを充てたいという話でございましたし、私といたしましても、この統合の問題、庁舎の問題あわせてですね、今先ほど佐々木議員が触れられました市民会館の改修、特に日曜日に私は八女市の「おりなす館」という市民会館の落成式がありまして、そこに出席をいたしまして、やっぱりつくらんといかんかなとか、改修しなければならないと、新たにつくることは難しいけれども、そういう席の余裕の問題とかトイレですね。柳川市民会館で一番不評だったのはトイレ、トイレがもう流れていったと。そういうことも含めて、やっぱり市民会館の改修は絶対必要であると。そのときに137億円はやっぱり枠を、どうしても議会と話し合って、この枠を取っ払っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○7番（佐々木創主君）

それで、新たな事業もいろいろありましたが、さらに予想されるこの中期財政計画の中の財政計画の中にも平成27、28年でクリーンセンターと、総額60億円でもう盛り込んでいただいておりますが、60億円と。この事業、補助金とかいろいろあると思いますけどね、じゃ、これ単独でできるのかという話。

ことしの4月に、毎年150,000千円ずつ維持補修費、金を食うこのクリーンセンター、今後の財政的な予測を含めて、予算を所管する総務委員会として見とかんといかんということで見させていただきました。もう自転車操業というか、おっかなびっくり、ここはもう壊れ

んといってくれ、来年までもってくれと。あそこにいらっしゃる――何十年いらっしゃるかとは知りませんが、その人が自分の手でしっかりそこんを管理しながらやっていたらと。それは新しいうなるなら、それにこしたことはないけれども、とにかく今のままで使い続けんといかんという前提で私はやっておりますという力強いお言葉聞いたんですけれども、本当におっかなびっくり。１年間もってくれと。もっと３億円も５億円もあるなら一遍にやりたいんだと本当は、やらんといかんのだと、それができないということで、財政計画に盛り込んでおると。じゃ、単独でできるのかと、単独ではできないのか。

じゃ、27と28に実際にやるとなると、ましてや単独でできないということになると、ほかの市町村、近隣のですね。同様の条件のところと連携をするしかないんですけれども、もう23年度ですからね、あと４年。基本設計から何からいろいろ含めると時間がそんなにないと思うんですけれども、そういう話は近隣の市長さんたちとはされてあるんですかね。

○市民部長（田島稔大君）

クリーンセンターの建設についてでございますが、このクリーンセンターの再整備につきましては、市長から検討の指示を受けまして、早速県のほうに御相談に行っております。そして県からは、国の方針が他の市町村との連携による広域的な取り組みを図りなさいというふうになっているということで、地域的、状況的に同じ立場にある県南部の地域を対象に関係市町と一緒にあって検討していきましょうという回答をいただきました。それを受けて、今、県の指導のもと、調査検討を行っているという段階でございます。なるべく早目に方向づけはしたいというふうには考えております。

以上です。

○7番（佐々木創主君）

ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それで、先ほど市長から、合併特例債137億円の枠にこだわる必要があるんだろうかという話、これは単純に可能額を2分の1しただけの額なわけですがけれども、きのうもありましたけれども、私もよく申し上げる。合併特例債当初はですね、非常にバラ色の未来が来ると、じゃんじゃん使いなさいと。兵庫県の篠山、目いっぱい使ったと。人口予測も誤った。行革も柳川市ほどの行革の計画はやっておらなかったと、それで目いっぱいやったところが、人口予測も誤った、福知山線の複線電化をするから、人口が10万人になって、ニュータウンまで建設したと。そういう実態の例がやっぱりあるわけですね。しっかりやっぱり慎重にやらないといけない。インディアンの言葉に、今現在我々の環境というのは、将来の子孫たちから預っているんだというお話がありますけど、それと同様に、今生きる、今この関係の責任を持っている人間が、その辺のところはやっぱりしっかり考えながらやらないといけないというふうに思うんですけれども、相当のですね、やはり行革の計画見ておりますと、なかなか抽象的な表現で、本当にそれだけの効果額が出るんだろうかという気がするんですよ。

その中で何かアセットマネジメントなんていう言葉が出ておる。これちょっと簡単にアセットマネジメント、説明していただけますか。

○総務部長（大坪正明君）

アセットマネジメントと申しますのは、行革の大綱の中にも出ておりますけれども、既存の公共施設の非常に古くなってきております、そういったものについて、維持管理、あるいは改修、あるいは新築、こういったものを効率的に、計画的に行うという、そういう計画を立ててやるというのがアセットマネジメントということでございます。

○7番（佐々木創主君）

簡単にというので、本当に簡単に御説明いただいて、私も行革の中期財政計画にうたわれておるから何だろうかということで調べさせていただきました。実際にもう既に八王子でありますとか、神奈川県藤沢とか、幾つかのところではもう実際にやっておられるようですね。

先日、財政課長にちょっとお願いをして市が所有する公共財産、どれくらいあるのかと。もちろん道路とかも含まれるんですけども、すさまじい数ですね。すさまじい数の公共施設、もちろん公民館から公園からいろんな、むつごろうランドとか、グラウンドであるとか、テニスコートとか、すさまじい数の公共施設がある。特に構築物であれば、いつかは耐用年数がやっぱり過ぎるわけですね。そういう意味で、将来来るべき更新時期、老朽化、それとか利用度、それを各課がばらばらに管理しておるのを一元化して効率的に管理をして、じゃ、計画的に改修計画を行っていく。

それと、もう1つあるんですよ、これは。庁舎の統合問題ではありませんけど、本当に必要なのかと、同じような施設がばらばらばらばらいっぱいあると、それも全体をばっと把握したときに統合ではありませんけど、そういうことも考えていかんといかんと、実際にそういうことをやっていращやる。それによって経費の負担、急な支出、財政出動を抑えながら計画的な財政運営をしていく、これうたわれておりますけど、まだ、これは動き出したんですか、これ。

○総務部長（大坪正明君）

これについては、これから取り組んでいくという予定でございます。まだ始めてはおりません。

○7番（佐々木創主君）

だから、そういうことなんですよね。行革の中にいろいろ美辞麗句、いろんな言葉を盛り込んでいただいているけれども、26年度まででしょう、これは。行財政改革。まして市長の口から137億円にこだわるつもりないと。先ほど新たに出てきた、去年からも議論して、急にああいう漁港の栈橋が折れると、あの本格改修はやっぱり5億円とか10億円とか、ほかの漁港を含めるなら、相当な金額に私はなと思うんですよ。

そういった意味で、そのこだわるつもりはない、それはやらんといかんやつはやらんといかんでしょう。やらんといかんけれども、それと同時進行して、しっかりしてやっぱり無駄を削る、身を削る、これ大事なんですよ。

抽象的なことを書いているこの行革と、それと建設事業。建設事業ばかり先に行って、身を削るところはおくれておるじゃないですか。ましてやこの中には、補助金を削減とか書いてある。補助金の削減は、審議会をつくられて、平成19年でしたか、50,000千円ほどの。ただ、なかなか手をつけられんやったと、非常に反発を買う部分もある。当然いろんな団体、市民の皆さん、そういうところに、これ周期を設けて、いつか終わらせるというふうにちゃんとここにも書いてありますね。補助金ずっと上げませんよと、補助金はいつかで終わらせますと、それで自立をしてくださいと、これは本当にやる気あるんですか、これ。

○総務部長（大坪正明君）

補助金の見直しにつきましては、以前、合併してから一度、さっきおっしゃったようにやりまして、大体年間に50,000千円程度の削減をしたところでございますけれども、さらにこういった全体的な見直しをやって、そういった削減に努めていきたいということで、今後そういった取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○7番（佐々木創主君）

先ほど私がね、市長が合併特例債、専売特許みたいとおっしゃいましたけれども、実際市長ね、今までの議論の中でいろんなところで前向きに検討しますと、合併特例債を活用してと。

例えば、大和町は通信インフラ、おくれておると。柳川市内全域ブロードバンドと、このIT時代にですね、大和町はそれが来ておらんと、局が違うから。その通信の受益の格差があるじゃないかということで、だれか、ほかの議員の質問だったと思いますけれども、大和町地域にも通信インフラ整備します、合併特例債使ってと、そのときもおっしゃっているんですよ。非常に政治家の発言というのは、これは責任を伴うんですよ。

そういった意味で、こういう新たな事業、いろんな事業、市民の皆さんに喜んでいただける事業、将来に対して、今のうちにやっておかないといけない事業、それをやることは、おっしゃることは結構ですけれども、それと同時に、皆さんにもこういうところは我慢してもらわないといけないというのが伴わないと、できないんですよ、これは。家族の中でも一緒じゃないですか、家計も。家計においても、何々ちゃん買うてやるぞって、じゃんじゃん買いなさい、使いなさいと。今の福島原発のあの節電の問題じゃありませんけどね、削るところは削らないと、金は出てこないじゃないですか。

これは今ね、総務部長が答弁されましたけれども、市長、しっかり自分が先頭を切って、それぐらいのことをやり遂げるという、ちょっと覚悟を見せてもらえますか。

○市長（金子健次君）

確かに大和町の部分のブロードバンド、光通信制度については瀬高町が全域という形で、なぜ大和町だけがという声が聞こえています。そういう中において一般財源、N T Tさんとの話もあると思いますけれども、一般財源で投入することについては、できれば合併特例債を活用するということで可能だというふうに分析をしておりますので、そういうお話をしたつもりでございます。

ただ、私はいたずらに、すべてについてあちこちで言っているわけでもございませんで、それは、今回の庁舎統合の問題、市民会館の問題、今回の棧橋の崩落の問題もありますけれども、それが活用できるかどうかわかりませんが、すべてを言っているわけでもございません。

ただ、合併特例債を使わないと、何かそのとき一般財源を投入して、ほかを削ってということにならないから、そういうふうな話を私はしてきているわけでもございまして、削るところは削るという形の分については、そういう決意は持っておりますので、誤解がないように。

○ 7 番（佐々木創主君）

全く覚悟が感じられない。自分の指摘されたことを感情的になって、そんなこと言っているつもりはないと、そんなことを私は聞いているんじゃない。（「済みません」と呼ぶ者あり）削るところに対してね、総務部長が答弁するようなことはね、市長がみずから私が先頭切って市民の批判を受けながらやりますと、皆さんにいろいろ状況を説明しながら、こうだから皆さん御理解くださいと、そういう覚悟を聞いたんですよ、私は。

終わります。

○ 議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

○ 議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、1番三小田一美議員の発言を許します。

○ 1 番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長のお許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、東日本の大震災の犠牲者の皆様並びに被災者の皆様に心より哀悼の意をささげます。

震災よりはや100日が経過をしているにもかかわらず、復興の兆しは全く見えていません。阪神・淡路の大震災のときには1カ月で発足しました復興への取り組みも、やっと昨今その仕組みができ、開始は8月からと報道をされています。全くといっていいほど政府の取り組

みは進んでいません。政治の主導権を官僚から国会議員へ取り戻すと、鳴り物入りで発足した民主党政権のメッキがはげ、官僚を使いこなせない政治家の資質の低さを露呈しています。

阪神・淡路の大震災のときは、かみそりと言われた後藤田議員のもとで次々と政策が進められ、復興への足がかりが築き上げられました。しかし、菅政権の今日いつ退陣するか、国会の話題であり、いつ日本が復興への足場を築くはマスコミの話題にもなりません。

私は、このような政治状況が生まれたのは選挙区制度と比例代表制度にあると考えます。金のかかる選挙から金のかからない選挙制度を目指し、2大政党政治へ移行するとして小選挙区の比例代表制が導入されましたが、結果は国民の政治への関心を失わせ、また多くの死に票を生ずることになり、それを救うため比例が導入され、結果といたしまして政権交代が行われるようになりました。

しかし、財政は一流、政治は三流と言われていましたが、国の政治は国際比較で言えば、比較された50の国の中で47番目という状況であります。このような状況を打破し、国会議員の皆さんが切磋琢磨して国の運営を担うには、以前の中選挙区制に戻し、人口配分により1票の格差を是正し、国民の声が国政に反映される選挙体制、また加えて市町村議会での合併を機に取り組んでいる定数の削減を国会においても行い、多くの国民の声が国政に直ちに反映をされる制度への転換が必要と考えます。

そこで私は、以前の中選挙区制に戻し、選挙のやり方を1人1票でなく過半数連記制、わかりやすく申しますと、5名の定数の選挙区では1人が3名に投票をできる方式を取り入れ、ますます選挙に金もかからず、もっと多くの志を持っている若者が立候補しやすくなります。

また、開票が大変だと思われますが、記号式投票、最高裁判所判事の信任投票方式で氏名の上に丸をつけるやり方をすれば、国民の声も反映した投票となり、国会が政策の場でなく政争の場になることもなくなると考えます。

やはり県会議員も県知事もみんな選挙で勝ち上がって、それは今の比例の方たちも一生懸命頑張っておられます。それ以上に頑張ってくださいように、やはり選挙で勝ち上がって政治の場を全うしていただきたいと私はそういうふうに思っておりますので、このような意見を市議会の場で述べるのは場違いと言われる方もあろうかと思いますが、日本の存亡がかかる今日、地方議会から声を上げていただき、再生を目指すべきと考えています。このことについて、市長のお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、国会議員の定数であります。現在、衆議院で480名、参議院で242名であります。他の国と比較して多いのか少ないのか、現在、検討をされている道州制が実施されるとすれば、どのような形を国において検討されているのか、わかる範囲でよろしゅうございますので、教えていただきたいと思います。私は衆議院で300名、参議院で200名程度が適当でないだろうかと考えています。

また、柳川市議会では、制度改革の第一歩を踏み出しています。国会議員の報酬、また委

員会を含めた出席日当、各種の優遇措置などについて教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あわせて、今回国会においては多数の特別委員会が設置をされていますので、特別委員会の日当、手当についてもよろしくお願い申し上げたいと思います。

柳川市においては、出席日当は廃止をされております。国よりも段差と進んでいることを市民の皆様にお知らせしておきたいと思います。間違いがないかわかりませんが、事務局より確認をして答弁をお願いしたいと思います。

次に、原子力発電所の事故についてであります。国を挙げてクリーンな電力として取り組まれ安全と言われてきました原発も、東京電力の事故で全くそうでなかったことが判明をいたしました。今回の事故は、津波により想定外の事故として報道はされていますが、学者の中には津波による停電がもたらす事故の最悪のシナリオとして、建設当時から想定した方も少なからずあったことも報道されています。

九州は、原発の占める割合が最も多い地方でもあります。柳川市から最も近い佐賀県玄海町の原発までの距離について教えていただきたいと思います。

また、今回の福島と玄海町では、原子炉の様式が異なっていると聞いていますが、玄海の原発においても今回のような長時間にわたる電源喪失が起きた場合に、放射能漏れの事故が発生する可能性があるのか。また、あってはできませんが、万が一発生した場合には、児童・生徒へどのような影響があるのか、現在判明をしている内容で結構でございますので教えていただきたいと思います。

3つ目でございますが、東日本大震災に伴う義援金の処理についてであります。

連日、新聞等には市に多くの皆様から義援金を寄せられています。会社や団体においては、市は共同募金会、また、日本赤十字社など以外にも報道の各社、業界団体といったところで募金活動が行われていますが、市内では幾つかの団体が募金活動に取り組まれているが、市が把握している数を教えていただきたいと思います。

また、日本赤十字社に募金をすれば税金の寄附金の控除が受けられることになっていますが、市で行った場合は控除は受けられますか。それをお尋ねしたいと思います。

また、市が受け付けた募金はどこへ行って、どのように配分をされ、どのような形で募金をした皆さんに報告をされるのか、それを教えていただきたいと思います。

以上をもちまして壇上での一般質問は終了いたしますが、あとの質問については答弁の後、一問一答で自席より質問いたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

また、答弁の内容によりましては再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

選挙制度変更を行い、日本の再生を目指すべきではないかという御質問でございますが、

議員が現在の国政の状況を憂いされているというのはよく理解できるところでございます。議員御提案の選挙制度の変更がなされれば政治状況がよくなるかということ、それは、はかりかねるところでございまして、しかし、政党によりましては中選挙区を主張しているところもありますし、方法論としては一つの考え方でもあるかと思えます。

政府のほうでは、現在、選挙制度変更ではなく、マニフェストに示した議員定数削減を進めており、昨年4月に衆議院80名、参議院40名の削減の方針が出されましたが、御存じのとおり今もって合意されず、そのままの状態になっております。

御提案につきましては、選挙管理委員会会議等で一般質問の趣旨を御説明いたしまして、委員会からどういう御意見、御判断をいただくかによって対応も考えていくことになるかと思えます。

次に、国会議員の定数について諸外国と比べてどうか、また、道州制が実施されればどうなるのかという御質問でございしますが、各国議会制度が異なりますので、単純に比較するのは難しいですが、世界年鑑データがある共同通信社の資料で御説明いたしますと、世界主要各国の国会議員数の平均は393人で、議員1人当たりの人口比率は12万8,000人となっております。日本の国会議員数は722人で、議員1人当たりの人口比率は17万7,000人となっております。日本の場合、議員数では世界平均の2倍弱ですが、人口比率でいけば少し多く、これは議員1人当たり抱えている有権者数が各国平均より多いということになります。

道州制については、内閣官房において平成19年1月に諮問機関が立ち上げられ、平成22年2月に廃止になるまで道州制ビジョン懇談会が行われております。その中では、主に道州制の骨格について議論がなされ、選挙制度の項目はありませんで、そこまでの議論には至っていないということでした。

以上です。

○議会事務局長（川口敬司君）

続いて、私のほうから国会議員の報酬、日当、優遇措置についてお答えをいたします。

まず、報酬についてでありますけれども、報酬につきまして、正式には歳費というふうに言いますが、これについては毎年見直しが行われておりまして、暫定措置で変更等もありますけれども、ちなみに今年度の金額を申し上げます。

ちなみに、これは一般の議員の方の歳費でありますけれども、毎月の歳費が1,294千円、ただし、ことしは震災の関係で震災の復興財源に充てるために4月から9月までの6カ月間、500千円減額をされているというふうに聞いております。あと、6月の期末手当が約2,626千円、それから、12月の期末手当が2,908千円程度というふうに聞いております。

それから、委員会への出席に対する日当でありますけれども、基本的にはないというふうに聞いております。ただし、衆参両院の役員、あるいは常任委員長、特別委員長などの役職にある人については、国会の開会中に限り議会雑費として6千円を限度とする支給がされて

いるというふうに聞いております。

それから、優遇措置でありますけれども、文書通信、交通滞在費として月額1,000千円、それからＪＲとか一部の私鉄などの乗車券、それから飛行機の航空券等の支給ですね、それから公設秘書３名まで分の給与等の支給、そのほかもろもろあると思いますけれども、大体以上のようなことが大きな優遇措置ということです。

なお、今申し上げました内容について、念のため国会議員の事務所に確認をいたしておりますことをちょっと申し添えておきたいと思います。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうからは、２点目の原子力発電所の事故について、その中で玄海原発までの距離と放射能漏れの事故の可能性についてお答えをいたします。

まず、玄海原子力発電所から柳川市役所までの距離は直線距離で約65キロでございます。

次に、放射能漏れ事故の可能性についてでございますけれども、これにつきまして、私どものほうでなかなか言及することができませんけれども、事故への対応につきましては、本来原発には事故がないように二重、三重、四重の安全対策が、そういう機能が備えられておりまして、さらに、このたび九州電力は緊急安全対策として電源車両や仮設ポンプを配備したほか、今後も予備ポンプや大容量電源車の配備、設備の防水対策などを実施していくというような内容の報道がされております。

また、国の原子力安全・保安院は、九電に対しまして玄海原発のこれらの安全対策について、少なくとも炉心溶融などの事態は避けられ、冷温停止につながれるということを確認したと通知をしております。この内容につきましては、佐賀県や玄海町にも報告がされているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（高崎祐二君）

事故による児童・生徒への影響につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

福島第一原子力発電所の事故のほうを例にとりますと、原発から半径20キロ圏内は警戒区域となっております。避難指示が出ているため、学校は休校となっており、児童・生徒は他地域の学校へ通学をしている状況であります。

それから、半径20キロから30キロ圏につきましては、事故当初、屋内避難指示で自主避難でありました。1年間の放射線積算量が20ミリシーベルトに達すると予想される地域につきましては、計画的避難区域に指定されております。計画的避難区域の対象にならない地域も屋内退避指示から緊急時避難準備区域となっていて、学校は休校となっております。

このように、放射線によって健康への影響が出るおそれのある地域につきましては、避難

という形になっておりますが、避難指示が出ていない地域について文部科学省は過度に心配しないでほしいと保護者のほうへ呼びかけております。

原発事故で問題となりますのは、放射線量で風向きや雨によっても変化をいたしますが、放射線量の多い、少ないによって児童・生徒への影響は変わってくるものと思います。

文部科学省は、1時間当たり屋外3.8マイクロシーベルトを超えない学校は、校舎、校庭などを平常どおり利用しても差し支えないと判断をしております。一方、1時間当たり屋外3.8マイクロシーベルトを超える学校では、屋内活動は問題ありませんが、念のため校庭での活動を1日当たり1時間程度とするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限するようとしております。

以上です。

○福祉課長（高田淳治君）

それでは、福祉課でございますが、義援金についてお答えをいたします。

まず、第1点目の募金活動団体の把握ということにつきましてお答えいたします。

本市並びに社会福祉法人柳川市社会福祉協議会にて取り組んでおるところでございますが、ほかの団体の取り組み状況につきましては把握をいたしておりません。

2点目の寄附金控除についての御質問でございますが、本市で受け付けました義援金につきましては、日本赤十字社福岡県支部に送金をいたしておりますので、寄附金控除の適用を受けることとなっております。

3点目の募金の行き先、配分方法、募金をされた方への報告という御質問でございますけれども、東日本大震災では被害が余りにも広範囲に及んでいるために、通常の処理では義援金の配分割合の決定もおくれるといった危惧がなされ、国が一たん間に入りまして、厚生労働省を事務局とし、学識経験者や被災都道府県及び日本赤十字社などの義援金受け付け団体を構成メンバーといたします義援金配分割合決定委員会という組織が設置をされております。この委員会で被災状況に応じて、それぞれの被災した15都道府県への義援金の配分割合が審議されまして、決定をされております。

6月3日、厚生労働省発表によりますと、具体的被害の配分割合として第1次配分では住宅全壊、全焼、流出、死亡、行方不明者は350千円、住宅半焼、半壊は180千円、原発避難指示、屋内退避指示圏域の世帯は350千円との基準が設定をされました。これを受けまして、本市の送金先でございます日本赤十字社などは、各被災都道府県に設置されております義援金配分委員会の要請により義援金を送金いたしております。

被災都道府県に送金された義援金でございますが、それぞれの都道府県が地域の実情に合わせて配分の対象や配分額を決定いたしまして、最終的な配分先は被災市町村を通じて被害の度合いに応じて自立支援のために被災された皆様、個人個人に届けられる、そういった仕組みとなっております。

義援金についての市民の皆様への報告、周知ということにつきましては、今後も広報紙やホームページを通じてお知らせをしまいたいというふうに考えているところでございます。

ここで、ちなみに本市の義援金の状況でございますが、多くの市民の皆様、それから企業、団体から6月24日現在でございまして50,267,992円の義援金をいただいております。逐次、日本赤十字社福岡県支部に送金をいたしております。皆様からの温かい御協力に、この場をおかりし、厚く感謝を申し上げます。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

あと1つ、事務局のほうにちょっとお尋ねせやんとが漏れておりましたが、もう柳川市において出席日当は廃止にされると、その確認を間違いなかかと、そういうふうに壇上で質問いたしておりましたので、一応事務局のほうから間違いなら間違いないとおっしゃっていただくなと思います。

○議会事務局長（川口敬司君）

間違いございません。

○1番（三小田一美君）

なぜなら、市民の方たちにもきちんとそのことを報告して、皆様方にお知らせせんといけませんので、そういうことでお尋ねいたしました。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして自席よりの質問をさせていただきますが、まず通告の5番目でございますが、委託業務についてでございます。

以前も私は質問をいたしました。一般の競争入札にいかないようですので、そこら辺で私が一般質問をいたしました――何月やったですか、そのとき一応要望をしておりましたが、その後、何も私のほうにも連絡も来ないし、ああ、もう稼働をしておるかなと、私はそういうふうに思っておったわけです。それで、なぜ私のほうに、一般質問者に報告がなかったのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

済みません。ちょうど1年半ほど前、一昨年の12月議会だったと思います。きょうと同じような質問をいただいております。そのときに私のほうで答弁をいたしました。今後も従来どおりの随意契約による契約でこの収集、運搬を続けていきたいというふうな答弁をしておりましたので、その後、変更もございませんので、議員にはちょっとお伝えをしておりました。そういうことでございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

だから、一般競争入札の件でその理由を今おたくほうで御説明がありましたが、それなら1つずつ――一応法律、政令でお尋ねをしたいと思いますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

初めに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条の2、市町村の処理によれば、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内の一般廃棄物を収集、運搬をしなければならないと定めていますが、これはごみの処理は市町村の責任においてしなさいということでございましょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

端的に申しますと、そのとおりでございます。

この条文の本条でございしますが、一般廃棄物の処理に関する事務を市町村の自治事務として一般廃棄物の処理に関する市町村の義務及び権限を定めたものがこの6条の2でございます。

○1番（三小田一美君）

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きお尋ねしたいと思います。

次に、第6条の2第2項には、「市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。」とありますが、これは直営で収集、運搬をやらない場合は委託をしてもよいという規定でしょうか。それをお尋ねしたいと思います。これは参考にちょっとおたくにお知らせしておきますが、大牟田、久留米もこれは事務職員であっても知っておりますから、そこら辺も兼ねて、いっちょ答弁をお願いしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

この第6条の2第2項でございしますが、この項につきましては、市町村がみずから一般廃棄物の処理を行う場合の処理基準、それと市町村以外の者に処理を委託する場合の委託基準を定めたものでございます。基本的には、市町村がごみの処理の責任を持って行うということにはなっております。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして第6条の2第4項には、土地、建物の占有者は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、自分で処分するように努めなさいと規定をされていますが、生活環境の保全上の支障のない方法で容易に処分できるものとは具体的にどのようなものでございましょうか。お尋ねをしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

廃掃法の施行令でございしますが、この中には第16条の2に焼却の禁止という条項がござい

ます。それと――これは法律のほうでございました。済みません。

そして、施行令第14条に焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却というものがございます。この第5項に、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」という条項がございます。したがって、落ち葉たきとか、少量の紙類とか、そういったものは日常生活を営む上で軽微なもの、そういったものはいいということになっておりますので、そのことだろうというふうに思います。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

再度お尋ねしますが、一般廃棄物処理計画のどこにうたわれており、市民に対してどのように周知をされていますか、具体的にお願ひしたいと思います。お答えをしていただきたいと思います。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

一般廃棄物処理計画のどこにうたわれているかということでございますが、この条件につきましては、処理計画に処分方法は規定しておりません。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に第6条の2第5項には、市長は市内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる土地、建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を搬入すべき場所、運搬の方法など必要な事項を指示することができるとなっておりますが、これに該当をする事業所の規模、また事業の形態、事業の種類など、一般廃棄物処理はどこにうたわれていますでしょうか。それを御答弁お願ひしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

先ほど課長が申しましたように、処理計画にはその分はうたってはおりません。処理の量とか、そういったものを計画書にうたっております。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

第6条の2の第5項ですね、今回法律、これはほんなもんじゃろうもん、ほんなもんでしよう。にせもん、ほんなもん。はい、わかりました。

次に行きたいと思います。

それでは、次に第6条の2第2項について再度お尋ねしたいと思いますが、市町村が市町村以外の事業者へ委託する場合の基準は政令で定められておりますので、委託の基準について質問をしたいと思います。

政令の第4条第1号の規定は具体的にどのような基準を示してあるでございますでしょうか。まず、この基準に、受託者は受託業務を遂行するに足る施設と、どういうことでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

受託業務を遂行するに足る施設ということでございます。これにつきましては、事務所、車庫、その他の施設ということで、それとあわせて車両等でございます。そういったものが十分あるかということでございます。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に、「人員及び財政的基礎を有し」とありますが、これは具体的に従業員が何人以上で、資本金や運転資金がどの程度以上あればよいでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。今、御答弁ありましたので、それをお尋ねしたいと思います。

○市民部長（田島稔大君）

具体的な基準としてはございません。この財政的基礎という部分につきまして、柳川市のほうでは車両の所有者、それから、土地、建物の所有者、それから、その会社の決算状況報告書、実績報告書等を申し込みのときに提出していただきまして、この決算状況等につきましては選考委員さんであります税理士さん等にしっかりチェックをしていただいて、財政的基礎がしっかりしているかというのを審査していただいております。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、収集の運搬車、どのような車である必要があるのか、また車種や大きさ、具体的に教えていただきたいと思います。車等の車種ですね、お願いします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

車種についてお答えいたします。

可燃ごみにつきましてがパッカー車、不燃ごみにつきましてがトラック、資源ごみにつきましてはパッカー車とトラックということで、今お願いしておるところです。

以上です。（「どうぞ、まいっちょ」と呼ぶ者あり）

重量もやったですかね、トン数もやったですか。大きさもということやったですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）2トン車をお願いしております。（「2トン車、普通のトラックもありますか。上に荷物積んで、上に上って、そのやり方も見えますから」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

不燃ごみにつきましてはトラックをお願いしておるところです。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）

以上です。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に業務の実施に関し相当な経験を有する者であることと規定をされていますが、具体的に何十年以上の経験が必要でございましょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○ 市民部長（田島稔大君）

相当な経験という部分でございしますが、これも具体的に何年以上というものは規定はございません。ただ、受託選考で申請をしてもらう場合には、柳川市におきましては会社としての経験、それから従業員の経験、それから事務員の経験、そしてISOの取得等について書類を提出していただいております。

以上でございます。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それなら、再度お尋ねをいたしますが、この法律、または政令が実施されたとき、ようつと聞きよってください。あんた持つとるけんわかろうが。

当時、委託されていた業者の皆さん、お答えをいただいています。諸条件にすべて今まで合致されていたと考えていいわけですね。それをお尋ねしたいと思います。

○ 市民部長（田島稔大君）

この法律の施行、また政令の施行という部分でございしますが、この廃掃法の施行が昭和45年でございます。そして、施行令が翌年の昭和46年ということでございますので、この法律ができたときには、この法に基づいてやらなきゃいけないというふうに一般的には考えておりますので、その当時どうだったかというのは、私のところでちょっとわかりかねますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 1 番（三小田一美君）

そんなら、今までの答弁は何ですか。45年と46年ちげっと。そんなら合致されていなかったということですか。どういうふうにして、これ委託はされとったですか、それは。

○ 廃棄物対策課長（安河内一章君）

新しい業者の選定は1回だけ経験しておるんですが、当時の厚生事業組合のほうで1回経験したことがございますが、当時、旧柳川市、旧三橋町、旧大和町を1社体制で収集しておりましたが、それを3分割に分割したときがございします。そのときは、このときの業者選考につきましては、旧三橋町、旧大和町に1業者ずつを業者の選考をお願いいたしまして、推薦した業者と当時の消防厚生事業組合が委託契約を締結したということがございします。

以上でございます。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

いや、おれが聞きよっとは、45年と46年のとば聞きよっとですよ。そいけんですね、そこ
ん中で合致されていたか、それば聞きよるわけですよ。課長、それば聞きよっとじゃなか。
それで、よくそういうことで、ぺらぺらぺらぺらこうして答弁のできよるなど、私はそうい
うふうで思ったからお尋ねしよるわけです。

○ 市民部長（田島稔大君）

先ほど申し上げましたように、法の施行が45年、施行令が46年に施行されたということで
ございますので、その当時は一般的に考えて法は遵守しなきゃいけないということでござい
ますので、満足はされているというふうに思いますが、私のところでその詳細については把
握をしておりませんので、わかりませんということでございます。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

部長、また課長よりいろいろお答えをいただきましたが、それぞれの諸条件は市の条例、
規則、一般廃棄物処理計画のどこに明記をされているのか教えていただきたいと思います。

○ 廃棄物対策課長（安河内一章君）

市の条例といたしましては、柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例がございます。ま
た規則につきましては、同じ同施行規則がありまして、一般廃棄物処理計画はそこに明記さ
れております。

以上でございます。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それなら、業者を募集する際には応募の条件の中に的確に記載をされているのか、また、
どのような形で公募されているのか、お答えをしていただきたい。

また、できれば募集の要項の文章を示していただきたいと思います。よろしく願いいた
します。

○ 市民部長（田島稔大君）

この収集運搬業務の委託については、公募は行っておりません。

毎年、廃棄物処理計画を告示しております。基本的には数量等の違い、そういったところ
での処理計画ということでございますが、それに基づきまして応募をしていただくというこ
とにしております。この収集運搬業務の委託につきましては、特に許可等も要りませんので、
どなたでも応募はできるということにはなっております。

委託期間は1年でございまして、その応募の期間、それは12月1日から12月28日までとい

うことで募集を行っております。

以上です。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それなら、今の御答弁では12月に委託でも応募でくっということですね、そういうふうに確認してもいいということですね。私がちょっと聞き間違いかも知れませんが。

○ 市民部長（田島稔大君）

先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、この応募のときに申請書以外に18項目にわたる書類がございます。この書類を全部記載していただいて、その書類に基づいて、まず現地調査とか、税の調査とか、そういったやつを事前審査をやります。そういったことで可否といいますか、適切かどうかというふうなところもすべて審査をいたしますので、そういうことでございます。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

先ほど佐々木議員のほうからも御質問がありましたが、非常に財政面も厳しゅうございますので、何千か何億かは私の計算上はそういうふうに財政につながっていくんじゃないだろうかなと私、見積もりをとりゃですね、競争入札は。そういうふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、今まで廃棄物の処理に関する業務委託についてお尋ねしてまいりましたが、市においては建設事業や各種の委託業務については参加の条件を明確にし、一般競争入札が当たり前になってきている今日、一般廃棄物処理業務の委託についても、さきの答弁で明らかになった条件を明らかにし、希望者の中より競争入札で選ぶことが必要ではないでしょうか。それを一応市長のほうにお尋ねしたいと思います。済みません。

○ 市長（金子健次君）

お答えいたします。

三小田議員が言われるように、一般競争入札したほうが委託費も財政上は有利じゃないかということでの御意見だと思います。現行制度に対する考え方を市長としてどう考えるかということを問われていると思いますので、お答えしたいと思います。

ごみの収集運搬業務につきましては、本来、市が行わなければならないということで、極めて公共性の高い業務ということで、先ほど部長が答弁した内容になっております。

廃棄物対策法は業務の公共性にかんがみて、経済性の確保より業務の遂行の適正を重視しておるということで、経済性の確保より業務の遂行の適正を有しており、本市におきましては、幸いにも現在業務委託を行っている業者で継続的、安定的かつ迅速、円滑に業務が履行できておりまして、現在の契約方法、随意契約を継続したほうが住民生活の利益の増進につ

なगरのではないかとということで、今日まで受託業者選考委員会、これは大学の教授、また弁護士、税理士等が入ったところの選考委員会だそうでございますけれども、その中で随意契約をやっていくということで、将来に向けても今のところはそういう考えでございます。

以上です。

○ 1 番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

現在、委託をされておられます業者さんがいっぱいおられるわけですね。全部競争入札であります。バスも何ですかあれば、なんとれ、キンカンキンカンちいうて行きよっじゃなかですか、お年寄りの方とみんなば100円で、あれも全部入札なんですよ。土木屋さんの建設事業も全部そういうふうで皆さんたちが御理解を執行部の方もしていただきましたので、私もこれ以上質問しませんが、現在の契約は随意業者の契約を守るやり方と、私はそういうふうにしたわけですね。言わざるを得ません。まさに市の談合、過言でないと、そういうふうに思っておりましたが、こうすることで御答弁をしていただきましたので、私はもう答弁は要りません。

次に入りたいと思います。

最後になりましたが、常任委員会における視察の研修時の旅行業者の選定の方法についてお尋ねしたいと思います。

議会の常任委員会で議員の研修、または政策の勉強を目的に、担当部局と一緒に研修の実施をしてまいりましたが、その際の旅行手配、また宿泊の選定などを行わせるために、旅行の業者に委託して手配を行っています。

そこで、過去5年間実施された各常任委員会ごとの研修の旅行の行き先、また研修の内容、それと委託業者選任の方法について明らかにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議会事務局長（川口敬司君）

それでは、私のほうから視察の際の業者選定について御説明申し上げたいと思います。

まず、一番最初に業者の選定の方法について御説明申し上げたいと思いますが、業者の委託については、これは市と業者の契約ではありません。といいますのは、議員の皆さんに視察の際の旅費を支給しますので、あとは議員のそれぞれ皆さん方でどこの業者を使うか決めていただくという方法をとっております。ですから、うちの議会事務局の担当職員と、それぞれの常任委員会の委員長さんで協議をしていただいて、どこの業者にするかを決めていただいているというのが現状であります。

それで、過去5年間の視察の行き先、それから内容等についてということでもありますけれども、まず5年間といいますと平成18年度からになりますけれども、平成18年度は実施をされておられません。その理由としまして、合併後、1年7カ月の財務特例期間が議員の皆さん

にはありましたので、そのときに1年7カ月の間に1回の視察にするという申し合わせがありまして、17年度に視察をされておりまして、18年度は視察があつてないということであります。ですから、今から、平成19年度から22年度までの4年間の視察の内容について御説明を申し上げたいと思います。

まず、総務委員会でありますけれども、19年度が大阪府の大阪狭山市、視察の内容が市民協働のまちづくり、それから滋賀県の近江八幡市で景観計画について、それから20年度が北海道の室蘭市、行財政改革の取り組み及び市場公募債への事業、それから北海道の西胆振消防組合本部に消防行政、それから消防の広域化について、それから21年度が埼玉県志木市、行政評価制度、それから神奈川県小田原市でフィルムコミッション事業について、それから22年度が宮城県の多賀城市、徴収業務の一元化、それから岩手県の花巻市に小さな市役所についての視察を行っております。

次に、産業経済委員会ですけれども、19年度に沖縄県の糸満市で拠点産地品目、それから沖縄県浦添市で産業支援事業、それから20年度が北海道北広島市で企業誘致、同じ北海道の帯広市で地産地消について、それから21年度が奈良県天理市で歴史資源を生かした観光振興、それから滋賀県長浜市で市民協働による商店街の活性化、22年度が三重県伊勢市で観光振興について、それから愛知県岡崎市で農業振興についてです。

次に、建設委員会ですけれども、19年度、北海道登別市で下水道事業の取り組み、それから同じく北海道の江別市で都市景観事業の取り組み、それから20年度ですけれども、石川県の加賀市で町家再生計画の取り組みについて、それから福井県の敦賀市でバリアフリー化による魅力ある交流の取り組み、それから21年度が山形県の酒田市でまちづくり市街地活性化の取り組み、それから山形市で市営住宅の指定管理者制度、22年度が北海道函館市、西部地区の都市計画整備計画、それから北海道札幌市で円山競技場の管理運営について。

次に、教育民生委員会ですけれども、19年度が熊本県水俣市で環境モデル都市づくり推進、それから宮崎県宮崎市で宮崎市総合発達支援センター、それから20年度、北海道釧路市、釧路湿原の保全、北海道札幌市、札幌市における文化芸術振興、それから21年度、東京都台東区でスポーツ振興施策、それから新潟県新潟市で食育の推進、22年度が群馬県高崎市で子育て支援、埼玉県春日部市で御当地体操の取り組みについて。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

この件も私たちも一生懸命勉強させていただいた議員でございますが、議会でも改革への取り組みは始めていますので、今後、視察研修については、その回数を含め研修の費用、また委託方法など市民の目線で公正公平な方法を検討していただくように、そういうふうに私たちも、それは議会事務局もお願いをいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

す。どうもありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで午後１時まで休憩いたします。

午後０時８分 休憩

午後１時 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第３順位、12番太田武文議員の発言を許します。

○12番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番太田武文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

市長は、ことしの５月で就任して折り返し地点とよく言っております。今から２年半前に平成20年９月の投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻し、この破綻は100年に一度という世界的な金融危機となり、急激な不景気をもたらしたことは皆様の頭の記憶にも刻み込まれていると思います。そのときの国家予算、つまり平成21年度の当初計画の税収は46兆円が見込まれていましたが36兆円に激減いたしました。翌年の平成22年度においても税収は回復せず、37兆円にとどまっております。今年度の予算の税収は40兆9,270億円で計上されております。以上、国家予算の税収からも景気の足取りが重いことは一目瞭然であります。

私どもの柳川市も御多分に漏れず財政難で厳しい状況にあります。そのリーマンショックから傷もいえないうちに、平成23年３月11日、日本がかつて経験したことのない未曾有の大災害、東日本大震災が発生して大きなつめ跡を残し、企業活動を混乱の事態に陥らせました。これらの損害額は、損壊した設備や道路などの直接的な被害額は16兆円から25兆円と試算されています。これはGDP、つまり国内総生産の５％に値する金額であります。また、上場企業3,300社のうち３社に１社が被害を受けて、大震災の損害推定額は１兆円で、東京電力分を加えると２兆円突破とも伝えられております。この大震災による被害や原発により我が国の経済は深刻な影響を受け、財政、金融面から経済対策がとられています。

今回の質問は、最初に、高水準にある失業の雇用対策及び被害を受けた企業の金融支援等の企業対策であります。２つ目の質問は、ごみの減量対策について、３つ目は土地改良済みの水路整備についてであります。

内容につきましては自席で質問させていただきますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○12番（太田武文君）続

先ほども申したとおり、経済は深刻な経済危機であり景気の底上げ、安定を図る、つまり

財政出動及び金融面からの金融緩和の政策がとられておりますが、その政策の一環として緊急雇用対策の内容や実施についてお尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

太田議員の緊急雇用対策の内容と実施期間についてお答えいたします。

緊急雇用対策事業につきましては、国内経済の景気後退による雇用情勢の悪化及び失業率の増加に対処するための対策事業として、20年度、国の第2次補正で予算化されたものであります。この事業は地方自治体による雇用機会の創出を目的に実施されたものであり、国から支給された交付金を県が基金化し、県が独自事業を行うものとともに、市町村が行う事業に対して補助金が交付されるものであります。

事業内容につきましては、3種類ございますが、まず、離職を余儀なくされた失業者等の一時的なつなぎ就業の機会を提供する緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、また、2種類目に介護、医療及び観光などの今後の成長が見込まれる分野での雇用創出のための重点分野雇用創出事業、また、地域の創意工夫で地域の求職者等が継続的に働く場をつくり出す、ふるさと雇用再生特別基金事業となっております。この基金事業の期間につきましては、23年度までの事業に適用するものでございます。

なお、22年度国の補正予算においても、緊急雇用創出事業の重点分野雇用創出事業に積み増しされまして本市への追加配分もあっており、この活用事業につきましては、23年度補正での事業実施が可能であり、24年までの事業実施ができることとなっております。

また、要件につきましては、雇用者はすべての分野の事業におきまして最高1年間の雇用となっております。人件費につきましては、事業費のうち、新規雇用者の人件費が2分の1以上となっております、補助率は10分の10でございます。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。ただいまの回答より、緊急雇用対策の内容と実施期間についてはわかりました。

次に、22年度緊急雇用対策事業の実績と雇用効果について、また、23年度の緊急雇用対策事業及び雇用はどのような計画になっているか、お尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

お答えいたします。

22年度の緊急雇用対策事業につきましては、決算見込みで申し上げますと、緊急雇用創出事業は8事業で事業費が約19,600千円、雇用者数は45名です。続きまして、重点分野雇用創出事業は3事業で事業費が約6,000千円、雇用者数は16名でございます。それから、ふるさと雇用創出は観光振興の企画業務を市観光協会に委託した事業であり、その事業の事業費は3,700千円、雇用者数は1名となっております、22年度の事業は全体で12事業、事業費は約29,300

千円、雇用者数は62名であります。

次に、23年度に計上された緊急雇用創出事業は12事業で事業費が約5,650千円、雇用者数は75名、また、重点分野雇用創出事業は6事業で、事業費が約47,800千円で雇用者数は32名。続きまして、ふるさと雇用創出は22年度と同事業で、1事業の事業費は3,700千円で雇用者数は1名となっております。23年度の事業は全体で19事業、事業費は約108,000千円、雇用者数は108名となっております。

緊急雇用対策事業で22年度及び23年度での総事業数は31事業となり、総事業費は約137,300千円、雇用者総数は170名の見込みとなっております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。緊急雇用対策事業は、22年度及び23年度の総事業数は31事業、総事業費は約137,300千円、雇用者数は170名の見込みということですが、今後の雇用対策については、次の質問の企業対策と一緒に質問させていただきます。

次に、企業対策についてであります。緊急雇用対策を活用して中小企業支援事業を実施しておられますが、この事業の内容をお尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

緊急雇用対策事業を活用した中小企業支援事業の内容についてお答えいたします。

企業支援の方策として、緊急雇用対策事業活用の中小企業支援事業を22年度から23年度まで実施しております。事業内容といたしましては、中小企業支援相談員を1名雇用いたしまして、市内の中小企業がよりよい情報を得られるように事業所を訪問し、市制度融資に関する説明やセーフティネット保証制度への借りかえ等などの相談業務を行っているところでございます。

以上です。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。先ほどの答弁により、嘱託職員を雇用して中小企業の金融支援相談業務を行ってありますが、中小企業支援事業の22年度の訪問実績についてお伺いいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

済みません、遅くなりました。22年度の実績でございますけれども、市内の事業所を165カ所訪問し、内訳といたしましては、個人経営が72件、株式会社が47件、有限会社が46件となっております。

調査の結果でございますけれども、事業所の売り上げ状況については、「景気低迷の影響で減少した」が5割を占め、次いで、「横ばい」が2割と回答されております。また、今後の売り上げの見通しは、「横ばいで推移」と答えた事業所が3割、「減少する」と答えた事

業所が2割、今後の売り上げの状況も厳しい結果となっております。また、後継者についても、「後継者あり」が4割で、「後継者が未定」が5割となっており、特に零細企業については後継者が大きな問題となっているところでございます。

今後も市内事業所に市の施策等の情報の理解と事業所が抱える課題等の洗い出しや市に対する要望等を直接聞くことで、今後の商工施策を考える上での参考にしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。ただいまの答弁により、市内の事業所は経営が厳しいようです。よって、事業の継続には資金確保が必要であります。

そこで、国の施策でありますセーフティネット保証制度の内容についてお尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

セーフティネットの保証制度の内容についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成20年のリーマンショックによる金融不安や景気悪化の影響によりまして、経営環境の不況に影響を受けている中小企業を支援するために、国の施策のセーフティネット保証制度が拡充をされております。

セーフティネット保証の種類には8要件ございまして、まず、再生手続開始申し立て等の第1号要件、それから取引先企業のリストラ等の事業活動制限の第2号要件、続きまして、事故による突発的災害の第3号要件、それから自然災害による突発的災害の第4号要件、それから事業の悪化している業種の第5号要件、取引先金融機関の破綻等の第6号要件、それから金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整の第7号要件、最後に、金融取引の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡の第8号要件までであります。特に、事業の悪化している業種の第5号要件が最も利用しやすい要件となっております。

その認定申請につきましては、申請者が事業所所在地の市町村でセーフティネット保証制度の対象であることの認定を受けて金融機関に申し込むようになっておるところでございます。

以上です。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。このセーフティネットの保証制度は2年前のリーマンショック後、急増したと思われますが、申請件数はどうなっていますか。また、業種は当初の50種と聞いていましたが、どれくらいふえたのかお尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

お答えいたします。

本市においては、セーフティネット認定申請については、19年度の認定件数は28件でござ

いましたが、20年度の認定件数は360件と、やはり急増をいたしております。

これは、やはり先ほど議員のおっしゃるとおり、リーマンショックに伴う国際的な金融不安等による急激な経営環境の悪化に対応するため、中小企業者に円滑に事業資金を供給する経済対策事業として、セーフティネット保証を利用できる業種を大幅に拡大したものでございます。21年度の認定件数は330件、また、22年度の認定件数は241件と、若干伸びは減少したところもありますが、23年度は東日本大震災の影響による申請分がふえると思われます。

また、セーフティネット保証の対象業種は、東日本大震災前の時点では23年度から対象業種の削減を予定されておりましたが、この大震災の関係で23年度以降もそのまま継続されることとなっております。現在、指定業種の細分類における業種につきましては、1,100種を超える状況でございます。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございます。セーフティネット保証制度の業種は50種から1,100業種にふえて活用しやすくなっていることはわかりましたが、また、保証枠がふえたと聞いておりますが、どれくらい保証枠がふえたのかお尋ねいたします。

○産業経済部長（横山英眞君）

お答えいたします。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が、23年5月2日に公布され同日施行により、東日本大震災復興緊急保証が創設されており、5月23日から取り扱いが開始されております。この制度は、東日本大震災による直接、間接に著しい被害を受け、経営に支障を来している中小企業の方を対象として、セーフティネット保証及び災害関係保証などの既存の保証制度に加えまして、原発事故による風評被害と、また震災による間接的に被害を受けている方についても対象となるものであり、それぞれの要件をクリアすれば、セーフティネット保証5号及び災害関係保証と別枠で保証利用ができる制度となっております。

保証内容は1申請当たり、一般保証とは別枠で、無担保枠がセーフティネット保証及び災害関係保証で80,000千円、今回の東日本大震災復興緊急保証で80,000千円の上積みとなされ、合わせて無担保で160,000千円までが利用できることとなっております。

以上です。

○12番（太田武文君）

次に、セーフティネット利用者及び東日本大震災の保証の利用者は保証料も低いと聞いていますが、どうですかね。

○産業経済部長（横山英眞君）

お答えいたします。

緊急保証制度が20年10月末より開始されたことに伴いまして、セーフティネット保証の認定を受けた中小企業に対して保証率が低く設定されており、セーフティネット保証制度を利用した場合の保証率は、おおむね1%以内で保証協会ごと及び保証制度ごとに保証率が定められております。

また、東日本大震災復興緊急保証での利用者には保証料率が0.8%以下と低く設定されております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。経済対策として緊急雇用対策の実績が平成23年度で総事業数19事業所、総事業費で108,000千円、雇用数で108名ということを確認いたしました。

また、企業支援の中小企業支援においても、融資面からセーフティネット利用者の対象業種もふえ、保証料も低いということを確認いたしました。今後も経営対策として、これからの対策は必要と考えられます。

今後の柳川市として、この対策を含めて独自での雇用対策は中小企業対策及び中小企業支援対策を考えておられるのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

緊急雇用対策の事業につきましては、国の事業であります。原則としては23年度までの事業でありますので、その後、柳川市でどう考えるかということなんですけれども、景気が浮揚しない現状につきましては、国の政策が今後また存続していくかどうかということにはちょっと見きわめたいと、国の動向を見きわめたいというふうに考えております。

また、中小企業の経営に必要な資金の融資については、セーフティネット保証制度について、今、部長とのやりとりの中で内容は大体わかりました。その中で、また新たに風評被害などの間接的な被害の中での緊急保証制度、柳川市におきましても食品関係の業者の中で、外国に輸出ができないという方もいるというふうに聞いております。そういう制度等につきましては、商工会議所、商工会との連携を図りながら中小企業の支援、振興を図っていきたいというふうに思っています。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。円高、そしてデフレの中では、どの企業も経営を継続していくことは大変厳しいと思われますので、柳川市の中小企業支援をしっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次の、ごみの減量対策についてお尋ねいたします。

最近のクリーンセンターでのごみの量は減少ぎみにあると思いますが、さらにこの努力を続けていかなければなりません。本市では3R運動を取り組み、推進しており、ごみの量を減らす運動が展開されております。

そこでお尋ねいたします。近年の可燃ごみの量の変化はどうなっていますか、また、処理料はトン当たりでどのくらいになっておりますか、お尋ねいたします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

クリーンセンターで焼却しました可燃ごみの処理量と処理費についてお答えいたします。

クリーンセンターに搬入され焼却いたしました可燃ごみは、平成20年度が1万7,722トン、21年度が1万7,450トン、22年度が1万6,961トンでございます。1トン当たりでの処理費は平成20年度が33,352円、21年度が32,551円、22年度が33,371円となっております。この価格につきましては、職員給与等は除いた可燃ごみの収集費から最終処分までの経費を処理費で割って1トン当たりの処理費を算出したしております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。結果的には、平成20年度には272万トン減量し、平成22年度には480万トン程度ごみの量が減少いたします。結果、500トンといたしますと1トン当たりの経費が33千円程度かかりますので、年間の費用としては約15,000千円の削減されたことになります。

そこで、3 R事業の取り組み内容についてお尋ねいたします。

3 R事業では緊急雇用対策事業を活用されていると聞いておりますが、その取り組み内容についてお尋ねいたします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

3 R推進事業の業務内容と雇用状況についてお答えいたします。

市では、昨年9月から、発生抑制、再使用、再生利用の3 R推進事業を展開いたすため、緊急雇用対策事業を活用して分別等の推進指導員として2名臨時雇用しております。雇用期間は緊急雇用対策事業ですので、1年間となっております。業務内容につきましては、紙やプラスチック製容器包装の排出量の多い事業所、学校、病院等を訪問いたしまして、ごみの分別状況調査及び資源化の方法などの指導をするとともに、出前講座での啓発を通じて事業所、家庭から排出される可燃ごみの分別徹底を図りまして、リサイクル化の拡大及び焼却ごみの減量とあわせて事業所、市民の環境意識の向上を図ることを目的としております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。

それでは、3 R推進事業で訪問している事業所の箇所数と平成22年度の訪問回数は何回ぐらいですか、お尋ねいたします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

訪問しております事業所と回数についてお答えいたします。

平成22年度は小学校、中学校、高校から訪問指導を開始いたしまして、次に、地区公民館、国、県の関連施設、保育園等を順次訪問指導しております。公共施設の一巡後、病院、銀行、自動車学校、J A等の就業者数の多い事業所を訪問し指導しております。

今年度はスーパー、量販店、ホテル、介護保険施設等を訪問し指導を行っているところでございます。

訪問回数につきましては、平成22年度は学校や地区公民館等の公共施設を64カ所訪問しておりますが、再訪問を行い、周知徹底を図っておりますので、延べ訪問回数にしますと152回となっております。事業所につきましては118カ所、延べ訪問回数は123回となっております。訪問箇所数の合計は182カ所、延べ訪問回数の合計は275回となっております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

事業所の状況についてはわかりましたが、市民への指導状況はどうなっているか、また、平成23年度市民指導の計画はどうなっているか、お尋ねいたします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

市民への啓発状況についてお答えいたします。

平成22年度は31回の出前講座に職員等を派遣しております。このうち、3 R推進指導員が講師を務めたのが16回でございまして、市民342名にごみの分け方等の説明と指導を行っておるところでございます。

23年度につきましては、廃棄物対策課としては、ごみの減量化につきましては市民一人一人への意識啓発が最も必要だと考えております。市報、ホームページでの啓発や市内の小学校のクリーンセンターへの見学学習の受け入れなどとともに、各種団体に出席講座の開催を呼びかけまして、今後も市民の皆様のところに出向き、分別の方法等の啓発活動を行いたいと考えております。

また、8月に全戸配布を予定しておりますごみの出し方、分け方をよりわかりやすく、資源ごみとしてよりわかりやすい表現に工夫いたしまして、資源ごみとしてより多く出していただくよう周知を図りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。

それでは、3 R事業による平成23年度の削減目標はどのように設定されていますか。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

3 R推進事業の可燃ごみの削減目標と実績についてお答えいたします。

クリーンセンターへの可燃ごみの搬入量は、平成16年度の1万8,996トンをピークに減少傾向にございますが、近年は減少量が少なくなっておりますので、3 Rの推進事業に取り

組んだところでございます。

平成22年度の削減目標を前年度焼却ごみの2%、約350トンに設定しておりましたが、実績は489トンで目標の1.4倍となっております。23年度につきましても、前年度焼却ごみの2%を削減目標といたしておるところでございます。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。

それから、このクリーンセンターの修理費というですか、改修費は1年間でどのくらいかかっておりますか。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

定期補修費といたしまして、約140,000千円ほど予算化していただいております。

以上でございます。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。

3R事業は緊急雇用対策事業費を活用されていますが、期間が平成23年8月までとなっております。今後の対応はどのように考えられておりますか、お願いします。

○市民部長（田島稔大君）

3R推進事業の今後の取り組みについてということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この可燃ごみの減量化には、可燃ごみの約8割を占めます紙、布類、そしてプラスチック類、特に紙とプラスチック製容器包装の分別資源化が大きな課題というふうに認識をしております。紙やプラスチック製容器包装は燃えやすく、燃焼温度が急激に高くなり焼却炉を傷める原因の一つにもなることから、炉の延命化を図るためにもこれらの分別、資源化は大事なことでございます。

プラスチック製容器包装につきましては、昨年の10月から月1回の分別収集で回収をいたしました。ことしの4月からは市民の皆さんから要望の強かった月2回収ということで分別、資源化に努めているところでございます。

紙類は現在5種類での分別をお願いして収集し、資源化しておりますが、可燃ごみとして出されている紙類には資源化できるものがまだまだたくさんございます。市では現在、昨年9月から始めました3R推進事業の成果を検証し、費用対効果の検討を今行っているところでございます。まだ検証しているところでございますが、平成22年度は前年度より489トンと近年にない可燃ごみの削減をすることができました。これには3R推進事業が大きく寄与しているのではないかと考えております。3R推進事業は多くの事業所を訪問し、3R活動の重要性を説明しておりますので、数字ではあらわせない環境への意識向上など、付加価値

的な効果もあると思っております。

可燃ごみを削減していくには、今後も事業所等の訪問指導や出前講座での啓発を継続していく必要があります、3 R 推進事業には大きな成果が期待できるものと考えております。

また、ごみの堆肥化につきましても重要でありますので、市報への掲載、そして出前講座での啓発等々を続けながら、市民の皆さんに御協力をお願いしていきたいと思っております。

今後も廃棄物対策課と生活環境課が連携を図りながら、ごみの減量化に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。ごみの3 R 推進事業を指導してあります雇用者は8月で終わりますけど、今後ごみを少なくするため、ぜひ執行部においては続けていただきたいと思えます。

ごみの減量は環境にもよく、リサイクル資源の無駄遣いも抑制され、そして、クリーンセンター寿命の延長にもつながりますので、今後、減量対策にしっかり頑張ってくださいをお願いいたしまして、次の土地改良済みの水路整備についてお尋ねいたします。

本市の水路延長は900キロメートル以上であると聞いておりますが、その水路を整備するためには膨大な事業費が必要なことも存じております。しかし、土地改良済みの幹線水路はいろいろな補助事業も活用されて随分整備が進んでおり、市長に感謝申し上げるところであります。

しかしながら、幹線水路から流れ込む支線水路は素掘りの水路や水路の底型にU字型の側溝が入れてあるだけで、のり面の部分は土羽で、何も手当てがされていないため、雨、風、波によりのり面が崩壊し、田んぼに水がたまらなかったり、水路が土で埋まり排水がうまく機能していない水路が数多く見られます。このような未整備の支線水路の整備について市はどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○水路課長（安藤和彦君）

土地改良が完了した地域内の水路整備を市はどう考えているかということでございますが、確かに議員言われますように、過去に土地改良事業が行われた地域内の水路については、のり面が土のままで仕上げられておりますことから、長年の雨や風、波等によりのり面が崩壊しているということが数多く見受けられるということは確かでございます。

また、そういうことから、のり面が崩壊した水路の整備手法につきましては、国営水路につきましては国営総合農地防災事業で整備をしております。また、県営水路につきましては、県営クリーク防災機能保全対策事業でのり面の保護の護岸を実施しております。それ以外の水路につきましてもでございますけれども、できるだけ市の負担を軽減するという意味から、補助事業をできるだけ取り入れて整備をさせていただいております。

具体的に言いますと、県営農村振興総合整備事業、県営湛水防除事業、それに加えて、これは県の単独の補助事業でございますけれども、農村環境整備事業等の補助事業で水路整備を行っております。

また、こういう補助事業の対象にならない、それ以外の水路につきましては、市の単独事業で水路事業を行っているところでございます。

今後の整備方針でございますが、こういう国営事業なり県営事業については、国、県のほうに事業推進を要請していきたいというふうに考えておるところです。

それと、国営、県営事業にのらない水路整備につきましては、先ほども言いましたように、できるだけ市の財政的な負担を軽減する意味から、国、県営の補助事業にのせ上げて整備をしていきたいというふうに考えております。

ただ、どうしても国、県の補助事業にのらない小さい水路等については、市の単独事業で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。

先ほどの答弁で、市が管理する国営水路については国営総合農地防災事業で、また、県営水路については県営クリーク防災機能保全対策事業費で、それ以外の水路については、国、県営の補助事業及び市の単独事業で水路整備を実施するとのことでしたが、それぞれの整備率はどの程度なのか、お尋ねいたします。

○水路課長（安藤和彦君）

先ほど議員のほうから各事業の整備率はいかほどかという質問でございます。お答えしたいというふうに思います。

各事業の平成22年度末の整備率でございますけれども、国営総合農地防災事業につきましては約31%の整備率でございます。また、県営クリーク防災機能保全対策事業におきましては、平成22年度末で約52%の整備率となっております。その他の水路の整備率でございますが、これにつきましては、整備率の算定基礎となります水路台帳的なものがただいま市のほうに整備しておりません。そういうことから、過去からの累計の整備率については算定できておらないという状況でございます。

ただ、ちなみに単年度の水路整備実績でございますけれども、平成21年度の決算で申しますと、市が事業した水路整備の実績でございますけれども、箇所数にして約70カ所程度、それと、延長にして約7.5キロメートル程度でございます。

以上です。

○12番（太田武文君）

ありがとうございました。課長の答弁じゃ、市所有の水路については、できるだけ国、県

補助事業及び市の単独事業で整備することでした。

私といたしましては、市の負担を軽減するためにできるだけ国、県の補助事業で整備すべきだと思っております。どの程度の水路が補助事業で整備できるか、お尋ねいたします。

○水路課長（安藤和彦君）

国営、県営水路以外の水路のうち、どの程度の水路が補助事業で整備できるかという質問にお答えしたいというふうに思います。

市といたしましても、議員言われますように、市の財政的な負担をできるだけ軽減したいという考えがございます。そういうことから、できるだけ補助事業を取り入れて市内の水路の整備を図っていききたいというふうに考えているところでございますけれども、この補助事業にはやはり採択基準というものがございます。これにつきましては、やはり水路の大きさなり事業費の規模、それに受益面積の広さ、そういうものがございます。及び護岸工法そのものの制限等もございます。これは経済比較をしなければならないということで、非常にシビアなコスト管理が要求されるわけですが、こういう厳しい採択要件があるということで、すべての水路が補助事業にのるとということにはならないということになります。

また、昨今、公共事業費の削減というのがございます。そういうことに起因して採択を受けられる地区数が減っているということもあるというふうに思っております。そういうことから、補助事業で基本的には整備していききたいというふうに思っておりますけれども、どうしても補助事業にのらない水路については、市の単独事業で、予算の範囲内で計画的に整備を進めたいと考えております。御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（太田武文君）

どうもありがとうございました。課長からの答弁がありましたが、どうしても補助事業の対象にならない水路については、市の単独事業で整備を進めていこうということでございますが、護岸の工法はどのように考えてありますか。よく費用面から木さくで整備をさせてもらいたいということを聞きますが、木さくで整備をさせてもらいますとすぐに壊れて、くぎがとれるわけですよ、くぎを打っても2年か3年ぐらいで。それで、私たちといたしましては、木さくよりかコンクリート等の板工作というのですかね、そういうことでさせていただいたほうがよくもてると思います。

最終的には、コンクリート護岸ですかね、ああいうとじゃなくて、そういうことで、板のコンクリートさくでさせていただいたが一番いいと思いますが、その点について市の考えをお尋ねしたいと思いますが、木さくでは約メートル当たりどのくらいかかるか、それと、コンクリート板さくではどのくらいかかるか、コンクリート護岸工ではどのくらいかかるか、あわせて回答をお願いいたします。

○水路課長（安藤和彦君）

市の単独事業で行う護岸の工法のお尋ねでございますけれども、今議員言われましたように、木さくでお願いするということも確かにございます。木さくにつきましては、議員言われますように、耐久性の面では確かに問題があるかと思っておりますけれども、景観的に木さくについては非常にやわらかい印象を受けるということで、景観の面からいうとメリットがあるかと思っております。それと、水かえ等の必要、基本ございませんので、施工期間が短いというメリットもあるかと思っております。それと、最大のメリットにつきましては、やはり単位延長当たりの施工費が安いという、そういうメリットがございます。

それに反してコンクリート永久工作物ですけれども、確かに木さくに比べれば耐久性の面からいうとすぐれているかと思っております。ただ、護岸工法のあり方次第では非常にかたい印象を与えるということで、周りの景観と溶け込まないという、そういうデメリットもあるかと思っております。

このように護岸工法につきましてですけれども、大きく言って、そういう自然由来の材質の護岸と、そういうコンクリート工作物、そういう大きく分けて2つの工法があるかと思っておりますけれども、それぞれにメリット、デメリットはございます。そういうこともございますので、現場の状況等によって判断をして、最適な工法を選んで水路整備を進めてまいりたいというふうに思っているところです。

それと、最後に聞かれましたコストの問題ですけれども、これは、のり長の問題がございます、高さの問題がですね。で、一概には言えませんが、大体標準的なもので、木さくについてはメーター20千円程度、それと、コンクリートさく工ですけれども、くいとコンクリートの板さくですけれども、これがメーター50千円ぐらい。それに、コンクリートブロック積みですけれども、これで大体メーター100千円ぐらいだろうというふうに思っております。

以上です。

○12番（太田武文君）

どうもありがとうございました。土地改良済みの水路整備には、いろいろ問題があると思いますが、農業は柳川市の基幹産業でもありますので、営農がしやすい環境や整備を整えていただきますようお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後1時57分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、6番近藤末治議員の発言を許します。

○6番（近藤末治君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番近藤でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、去る3月11日の東日本大震災によりまして多くの方々が亡くなられ、また、たくさんの方々が今でも避難生活をなされております。深く哀悼の意をあらわしますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものでございます。

さて、金子市長におかれましては、ことしで市長就任3年目と、柳川市の発展とマニフェスト達成に向けて昼夜を問わず頑張ってお力を入れておられますが、市長は自分でも言われますが、失礼ですが、少しメタボのようでございます。十分体に注意をしていただきまして、任期までしっかりと市政をとっていただくことを期待するものでございます。

さて、私は今回4点ほど質問をいたします。

まず1点目、小型合併処理浄化槽設置について。この件につきましては、昨日、緒方議員が質問をされておりますが、重複するところもございますが、私なりに質問をさせていただきます。次に、2点目、老朽家屋の対策について。3点目、農地・水・環境保全向上対策事業について。4点目、自然エネルギーの利用についてということで、いずれも予算を伴うものでございます。市長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。特に1点目と3点目につきましては、平成23年度事業完了で今年度が最終年度となっているようでございますので、この件につきまして、市民の方々も今後どうなるのか、また、市は今後どう考えているのかと関心を持っておられますので、前向きな御答弁を期待するところでございます。

詳細な質問は1項目ずつ自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○6番（近藤末治君）続

それでは、まず1点目の小型合併処理浄化槽設置についてお尋ねをいたします。

市長はマニフェストの中で、「きれいな水が流れるまちづくり」、この一環として、合併処理浄化槽の設置補助金を200千円上乗せして浄化槽設置を促進しますと、これは1年以内ということであつたわけで、平成21年度から23年度まで、壇上でお話ししましたように、今年度で終わるというような考えで3年間上乗せをされております。新築の場合が150千円、改築が200千円と。

そこで、平成20年度、上乗せ以前、それから、21年度、22年度、23年度、これ23年度は5月末日、わかる範囲でいいと思います、まだ年度途中ですからね。これを、おのあの基数をお知らせください。それから、その内訳として、新築と改築に別々に、またお願いいたします。

○生活環境課長（江崎尚美君）

近藤議員のほうからは、小型合併浄化槽について2点御質問がっておりますので、お答えをさせていただきます。

まず1点目、年度ごとの設置基数の状況と、5月、よければ直近月の受付状況についてもということでございますので、これについてお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度でございますけれども、新築が218基、改築ですね、増築とかする場合にされる場合でございます。我々は改築と呼んでおりますけれども、これが92基、合計310基となっております。平成21年度でございますけれども、新築が162基、改築が167基となって合計329基となっております。平成22年度でございますけれども、新築160基、改築175基、合計335基となっておりますところでございます。

このように、平成20年度では、新築対改築の割合がおおむね2対1であったものが、21年度、22年度はおおむね1対1となり、改築に対する補助のほうが多くなってきているところでございます。直近でございますけれども、平成23年度6月20日現在でございますけれども、新築73基、改築75基、合計148基となっておりますところでございます。

また、21年度、22年度の6月20日現在の申請件数でございますけれども、平成21年度は新築66基、改築36基、合計102基でございます。平成22年度、新築77基、改築61基、合計138基となっているところでございます。

以上でございます。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

今の御答弁ですと、平成20年度から上乘せができた、21年度、22年度ふえていくと、21年度で19基ですね、22年度ではまたふえておりますが、これは今申し上げたような上乘せの関係でしょうか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

現実的に数字を見てもらいますと、具体的には、上乘せ前が、改築が新築に比べて非常に少ないというものが、上乘せが始まった途端に、もう数の上でも改築がふえていくということとは、やはり上乘せが原因じゃないかと考えておるところでございます。

以上です。

○6番（近藤末治君）

これは、やっぱり市民の方が、本年度で終わると、補助金がなくなるという思いのあつてわかりませんが、ちょっとここで誤解があるようなのでただしておきたいと思いますが、補助金がなくなると、これはすべて補助金がなくなることじゃなくて、上乘せ分が今年度で終わるとということで、ちょっと確認をさせてください。

○生活環境課長（江崎尚美君）

今、近藤議員がおっしゃったとおり、上乗せ分だけが23年度分までの予定をされているということでございます。

以上です。

○ 6 番（近藤末治君）

これは、今申し上げましたように、市長のマニフェストの中で、「きれいな水が流れるまちづくり」という中で、市長が英断でされたということで市民の方も非常に利用をされて設置されておるようでございます。特に改築がふえていると、これは200千円の上乗せを市が独自にやるということでふえたと思います。

ちなみに、23年度、今の段階で比較をして、23年度は今、新築が73基、改築が75基、148基ですね。同じ6月20日現在の見比べですが、平成20年度と比べて改築がどれくらいふえているのかわかりますか。

○ 生活環境課長（江崎尚美君）

済みません、確認しますけれども、平成23年度の6月現在が、平成20年度の6月現在と改築部分についてはどれだけがふえているかということでございますけれども、平成23年6月20日が今申しましたように改築が75基ですね。平成20年度が――済みません、ちょっと平成20年度が出して……（「じゃ、21年度でいい」と呼ぶ者あり）平成21年度が改築の場合が36基でございますので、倍以上となっておりますのでございます。

済みません、失礼しました。

○ 6 番（近藤末治君）

実はこれ、何で聞かかという、新築の場合は、今、単独浄化槽、いわゆる、し尿だけの設置は認めていないと思うんです。確かに新築をする場合、今は簡易水洗か、それとか合併浄化槽やないと、もうなじまないような、このような生活状況ですから、改築がふえたのがやっぱり上乗せがあったからと。ですから、これを23年度で市長は打ち切るようなお考えでありますので、こういういいことは進めてほしいと思って今回質問をしたんですよ。市長、ちょっとここでお考えをお願いします。

○ 市長（金子健次君）

マニフェストでは、まず21年度から実施した新築家屋については150千円、改築等につきましては200千円という形で、今、課長が申し上げましたような形で増加傾向にあると。あわせて本当のねらいというのは、柳川市のクリークの水質改善というねらいの中に環境問題を取り組んできたわけです。23年度についても、今期の比較では、6月までの比較では増加傾向にあるということで、私にとりましても、この事業については成果があったというふうに思っております。

今後、次年度以降、24年度以降についての考えを私に問うてあります。問題は、財政上の問題でありまして、この上乗せ以外にも国、県の補助金等があるわけでございますので、今

後上乘せをどうするか。例えば、今御提言いただいたような形で改築だけするのか、新築だけ、あわせてするのか、それとも、もうこれで23年度までで完了するのかということをもう少し時間をいただきまして検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、この事業が3年間に於いてふえたことについては、水が少なくとも下水道区域以外のところではきれいになっていると、今そういうことで、普及が促進できたことについては成果があったというふうに思っているところです。

○6番（近藤末治君）

市長は前向きにですか、少しは考えてあるようでございますけれども、私なりの考えなんです、先ほども言いましたように、新築の場合はもうほとんど小型合併処理浄化槽で汚水処理と汚泥を一緒にされると。これはもう大体ですが、改築の場合はやっぱり考えられたほうがいいんじゃないかと私は思っております。

それと、前年度に比べて今の時期でかなり多いようですが、23年度で上乘せが終わるから今のうちにしておかないかと。先ほど申し上げましたように、何か補助金がのうなるやらばんと、そいけん、今のうちせんとでけんばんちいうようなことで、これはかなり件数が多くなっておると思うんですよ。

それで、これは課長にお尋ねしますが、国、県の補助が3分の1ずつございますので、これは当然、基数が決まると思うんですよ、柳川市にですね、23年度は。今回は350基でしょう。これを上回った場合どうされますか、どのようにお考えになりますか。例えば、駆け込み的ですね、150千円、また200千円もらうもんで、23年度に早うしておったほうがよかと、どうせ考えるならと。それで、350基を上回った場合はどのような対応をされますか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

議員の御質問は、今、駆け込み的ということはなっていないかということもあるかと思えますけれども、今のところ最終年度ということで、議員が心配していらっしゃる駆け込み的というふうな申請はあっておりませんけれども、そういう問い合わせは実際にあっておるところでございます。

また、基数が多くなった場合はどうするかということでございますけれども、23年度がおっしゃったように350基を予定しておりまして、今142基ですかね、約42%ぐらいになっております。ただ、今のところ、ちょっと推移を見守りまして、今市長が申し上げたとおりのことだろうと思います。ただ、具体的に申しまして、ちょっとまだ推移を見守りたいということと、350基ということでございますけれども、それについても、やはりふやすのかどうかについても、これはあくまでも26年度までの事業でございますので、そういうところも考えながら一定進めていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○6番（近藤末治君）

今、課長、26年度までと言われましたが、26年度までですか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

上乘せ分については、今、市長がおっしゃったとおりでございまして、350基と予定しておりますけれども、今のところ、それが極端にオーバーするか、それ以内かということはまだ判断をしかねるところでございまして、あと少し時間をかけて検討したいと思っております。

以上です。

○6番（近藤末治君）

26年度までと今課長が言ったから、それをちょっと確認ですが。

○生活環境課長（江崎尚美君）

失礼しました。私が26年度までと言ったのは、計画があると、22年度から26年度までの……（「延長したというわけ」「何」「延長だけ」と呼ぶ者あり）いや、上乘せ分じゃございません。浄化槽の設置計画でございまして。（「設置計画まではあります」と呼ぶ者あり）そういうことです。（「それを言っている」と呼ぶ者あり）通常分ですね、通常分の計画があると、そういうことでございます。

○6番（近藤末治君）

駆け込み的なことがないなら市が当初計画している350基でおさまればいいと思いますが、ちょっと例えば、これは今、23年度の計画が350基ですよ。5人槽が170基、7人槽が170基ですね。そして10人槽が10基。これは基数でその年度を終わるのか、それとも予算で終わるのか、どちらにされるのか。例えば、10人槽なんかは余りないと思うんですね。この金を、例えば5人槽に回すと。そうした場合に、5人槽の場合は10人槽の10基よりも余計できると思うわけですよ、安くなるからですね。ちょっとそこをお尋ねしますが。

○生活環境課長（江崎尚美君）

一応、予算の範囲内ということでございます。

○6番（近藤末治君）

予算の範囲内ということは、基数は増減してもいいということで理解していいんですか、予算の範囲内なら。

○生活環境課長（江崎尚美君）

今は350基で予定しているということでございます。

○6番（近藤末治君）

その場合ですね、（「失礼しました。予算の範囲内でございます。その350基の予算で予算を組んでいる」と呼ぶ者あり）ちょっと、議長いいですか。

○議長（古賀澄雄君）

ようっと理解して。

○ 6 番（近藤末治君）

私が尋ねているのは、当初計画でこの予算を出すために、5人槽が170基にしてあるでしょう。そして、7人槽が170基でしょう。そして、10人槽が10基やないですか。合わせて350基でしょう。ところが、その10人槽の10基なんか、設置は余りないと思うんですよ。そうすると、この予算があるじゃないですか。そうすると、10人槽の予算の分を5人槽に回せば、これは170基が173基になるのか174基になるのかちなるわけですよ。それは基数でいかれま

○ 市長（金子健次君）

3,500千円の枠内ということでございますので、基数については（「350基よ」と呼ぶ者あり）350基か、済みません。350基ということで――じゃなくてやる。（「基数に関係なく」と呼ぶ者あり）済みません、前の担当課長から聞きましたけれども、基数に関係なくその枠の中でやるということでございますので、近藤議員が言われるように、10人槽が5人槽になると2つできるという、そういうとらえ方でいいと思います。基数はふえるというふうになると思います。

○ 6 番（近藤末治君）

そうした場合に、今、市長からもお答えいただきましたけれども、国、県はそれでいいんですかね。国、県の補助を伴うんでしょう。市の上乗せ分はそうやろうばってんがら、国、県の上乗せは――いや、上乗せはあるけれども、国、県の補助は、この基数によって国、県は決めておっとやないですか。そこら辺は。

○ 生活環境課長（江崎尚美君）

一応350基で申請今していますけれども、多くされる余地もございます。実績で出します

○ 6 番（近藤末治君）

ありがとうございました。

これは市長、特にやっぱり水をきれいにしたいという思いがございますなら、やっぱり継続を私はしてほしいと思っております。その件はもう市長に十分お願いをして、ちょっとここで管理の面でお尋ねをしたいんですが、合併処理浄化槽の管理委託を業者さんと個人、結んどるでしょう。そんなとき、ごめんくださいと、合併浄化槽の点検に来ましたということで見ていけます。そのときにチェックリストを渡されますよね。別に何でんなかばんもと、私たちはもらっても、そのチェックリストを見てもわからないんですよ。これは、市のほうではどのようにされていますか。結局、チェックリストは市のほうに来ていますか。

○ 生活環境課長（江崎尚美君）

御存じのように、浄化槽法でいう7条検査と11条検査がございますけれども、今おっしゃっているのは、大体11条検査の毎年1回検査をすることになっていることをおっしゃってあ

と思いますけれども、これについては、福岡県が指定しております検査機関であります福岡県浄化槽協会が、実際、年1回行っておりまして、その検査結果は県及び市に来ておるところでございます、その数値の中で非常におかしいとか、管理がちょっとというところにつきましては県の指導ということになりますけれども、市も一緒になって協力してそういうことのないようにしているところでございます。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございます。十分、業者さんとかは密にして、たまに横を通っておると、合併浄化槽のにおいがするところがありまして、これは十分に管理されておるのかなという感じのところもございますので、以上で合併浄化槽についてはもう終わります。

次に、2点目の老朽家屋の対策について。

これは何で質問をするのかといいますと、去ることし4月26日に、これは読売新聞でございましたけれども、大牟田市が老朽化した家屋の撤去費用、これを一部助成する、この事業をスタートしたと。これはなぜかという、景観を守ると、それと同時に、倒壊などの危険を防いで市民の安全確保につなげるというようなことで、補助を上限450千円、これを出されるということですが、ここでちょっとお尋ねします。県の空き率が13.7%だそうです。それから、大牟田市の場合がそれを上回って15.6%という記載をされておりますが、柳川市でこの空き率はわかりますか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

これにつきましては、税務課のほうにもお問い合わせしたところ、把握していないということでございます。

以上です。

○6番（近藤末治君）

柳川市が把握していないのを県が平均をどうして出したのかなと、ちょっと不思議でなりませんが、今先ほど言いましたように、県の平均空き家率が13.7%ということですが、これは今、税務課で家屋調査をやられとっですよね。これは、こういうことをやられてないですか。

それと重ねてお伺いしますが、そのときに、実際に危険な家屋だとか、そういうチェックをその家屋調査のときにされてあるのか、お答えください。

○税務課長（山田敏昭君）

それでは、税務課のほうからお答えいたします。

市では、平成21年度から3カ年事業で固定資産税の対象となる建物を対象に、家屋課税台帳との照合による家屋全棟調査を実施しております。この調査は、現在把握できていない新築、増築分や取り壊しがある家屋を、外見から、あるいは所有者からの聞き取りにより、物件の所在の有無を調査するものでございます。したがって、近藤議員お尋ねの老朽化し

た空き家で、または倒壊の危険性のある家屋を調査するものではございませんので把握できておりません。

以上でございます。

○ 6 番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それでは、ここで危険家屋等の相談が何件くらいあるのか、また、全くないのかお尋ねをいたします。

○ 生活環境課長（江崎尚美君）

お尋ねの老朽家屋の件についてお答えします。

生活環境課では、老朽、危険家屋に関する相談があった場合、職員が現地調査を行いまして、家屋及び土地の所有者、または管理者に対してその対応をお願いしているところでございます。

危険家屋などの相談件数は、昨年度が 4 件、今年度が 1 件あっておるところでございます。しかしながら、解体費用がないなど経済的理由で対応してもらえないことが多く、対応してもらったのは昨年度は 1 件だけでございます。

また、現状につきましては、個人財産の処分に関することであり対応に苦慮をしておるところでございます。このため、福岡県市長会を通じまして、管理放棄された老朽危険家屋等に対する処置について制度の検討を行うよう、国、県へ要望を関係市とともにやっているところでございます。

以上です。

○ 6 番（近藤末治君）

今の御答弁ですと、解体費用などの関係で 4 件が相談あって、昨年度 1 件だけがその解体にに応じてもらったと。これはあくまでも個人財産ですからね。ですから、こういう危険な老朽家屋に対して少しでも手助けになるような、今、大牟田市がことしからスタートをされましたこの助成制度、市長、どのようにこの件についてはお考えでしょうか。

○ 市長（金子健次君）

実際、私も経験がありますけれども、老朽化した家屋のかわらが道路に落ちてくるような状態について、市のほうに――市といっても当時は町役場ですけれども、役場のほうに問い合わせ、その分で地元の区長さんと話し合って撤去したことがございます。大牟田市において、そういう助成制度があるということでございますので、研究、調査をさせていただきたいと思っております。

○ 6 番（近藤末治君）

前向きに御検討をお願いしたいと思います。

と申しますのも、今年度、柳川の特性を生かした環境や景観をということで、平成 17 年に

景観法が施行されて、自治体がそれぞれ特徴を生かして景観づくりを行うことができるということで、市が景観計画作成を今策定される中で、特に旧城下町や掘割周辺を重点的に指定しますと。この重点地域というのは、柳河、城内、沖端の一部ということで、重点的に景観をつくっていきたいということですが、そういうことで、こちら辺について、今申し上げましたような道路に倒壊寸前な家屋等がもしあるとすれば、こういうふうな助成をされて進められたら景観のほうにもいいと思うので、今回質問をさせていただきました。

それで、次は３点目の農地・水・環境保全向上対策事業についてをお尋ねいたします。

これは、記憶によりますと平成19年度からの事業で、一応今年度で終わるということですが、それで間違いございませんか。

○農政課長（成清博茂君）

19年度から始まっております農地・水・環境保全向上対策事業、これにつきましては今年度中に、23年度で一応終了予定になっております。

以上です。

○６番（近藤末治君）

それでは、今、市内でその組織の団体数は何団体でしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

今現在26団体で活動をされております。

以上です。

○６番（近藤末治君）

これは当然、実績報告書とか上がってくると思いますが、この報告書が上がってくる中で主にされている事業、３つぐらいでいいんですが、挙げていただければと思いますが。

○農政課長（成清博茂君）

農地・水・環境保全向上対策事業の内容についてでございますけれども、活動組織におきまして、それぞれ事業計画を立てられます。その主な内容といたしまして、水路の管理につきまして、しゅんせつ、木さく、草刈り、藻揚げ、のり面の補修などを行っております。また、パイプラインについて、ポンプ小屋の補修、扉の補修、給水槽の泥揚げ、施設への腐食防止剤の塗布とか、（「もうちょっとゆっくり言ってくれんですか」と呼ぶ者あり）済みません。水管理につきましては、しゅんせつ、木さく、草刈り、藻揚げ等を行っております。また、パイプライン等につきましては、ポンプ小屋の補修なり扉の補修、給水槽の泥揚げ、それと、施設への腐食防止剤の塗布等を行っております。また、地域一体となりまして、景観形成活動といたしまして、花などの植栽活動、地域周辺のごみ拾い等を行っております。

以上です。

○６番（近藤末治君）

今、報告書の中で、水路の管理の中で、しゅんせつとか木さく、こういうのが上がってき

ておるということでございます。

私は前回もこれを質問したと思いますが、水路の管理というのは、あくまでも市が行うべきものと思っております。ところが、この平成19年からこういう事業が始まりましたので、担当課のほうにあそこのしゅんせつをお願いしたいとか、この木さくをちょっとしてくれんかという相談をすると、よかなら、この農地・水・環境保全向上対策事業のほうでやってもらうわけいかんじやろかというような対応はあっておるんですよね。それで、今年度で終わるということですので、今後このようなことを市独自でやらないかんと思うんですよ。ことしも農地・水・環境保全向上対策事業については33,531千円と、これは10分の10ですよ、農地・水・環境保全向上対策事業はそのまま国から来るんでしょう。ことしまでは、今言われたような木さくとか、しゅんせつとかは対応してくれんかんもということで、地元で、その組織団体の中でされると思うんですが、これがことしで終わった場合、どのように対応されますでしょうか。

○水路課長（安藤和彦君）

事業後の水路管理のことでございますけれども、この農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、議員言われましたように、平成19年から取り組んでいる事業でございます。平成19年から取り組んで、ことしで5年目になるわけですがけれども、その間、地元の組織につきましては、最初のほうはふなれなこともあって活動が活発でない部分もあったかと思っております。ただ、5年を経過しまして、だんだんと活動になれてこられまして、地元においても活発な活動がされておるというふうなことで、地域に根づいた事業になっているというふうに我々も思っているところでございます。そういうことから考えますと、ぜひこの事業は継続していただきたいということを思っているところでございます。そういうことですので、市といたしましても、この事業継続のため国、県等に継続の要請を行っていききたいというふうなことで考えております。

ただ、今後の水路の管理でございますけれども、この事業が導入される以前のように小規模で簡易な水路の清掃や草刈り等につきましては、市民の皆様をお願いをし、市民の皆様の手に負えないような大規模な水路の護岸、または水路のしゅんせつ、水路清掃等については当然市が行っていくことになろうかと思っております。

そういうことで、この水路の管理につきましては、市と市民の皆様とで役割を分担して協働して市民共有の財産である水路の維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。この点について、御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それでは、ちょっとお尋ねしますが、今、19年度からこの事業をされて、当初はふなれで

予算もまだあんまり使っていないと。これは繰り越しができたと思うんですよね、20年度へですね。20年度を21年度に繰り越すというようなことでできたと思いますが、23年度、今年度で終わるわけですよね。そうした場合に、24年度へ繰り越しはできますか。

○農政課長（成清博茂君）

この事業につきましては、23年度、今年度で終了となります。次年度に繰り越しはできないということで、今年度末に事業費の残が出た場合には、県の農地・水・環境保全協議会に返還することになります。

ちなみに、その後、協議会から国、県、市のほうに、それぞれの負担割合で返還があるというふうになります。

以上です。（「最後のほう聞こえんやったです」と呼ぶ者あり）

済みません。一応それぞれの活動組織からは返還と、県のほうに返還という形になります。今年度、23年度末で事業費の残が出た場合には、県の協議会のほうに返還ということになります。

以上です。

○6番（近藤末治君）

これは直接県に返すんですか、市を通さなくていいんですか。組織、団体にやるときは市を通してやっているんでしょう、組織のほうに。返すのは県に直接やっていいんですか。（「県からです、組織に」と呼ぶ者あり）市のこの予算は……（「市は県のほうに負担金を出している」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね、わかりました。

今、水路課長がこのような事業が市民の方に根づいてといいますか、いろいろされていると。このようなことで、市民の認識が、水環境に変化があったのかですね、それと、事業効果といいますか、ああいうことをしたからきれいになったとかということが見えますかね。

○水路課長（安藤和彦君）

この事業を通じて市民の皆さんの水路及び水環境に対する意識に変化があったかということでございますけれども、水路を管理する者としては、やはりこの事業によって、自分たちが直接労務を提供して汗を流して水路の清掃や草刈り等を行うことについては、今までの第三者に水路の管理を任せておくことに比べれば、おのずと水路の保全や水環境に対する意識の向上はあったものと思っていますところでございます。

加えて、この事業が導入される前につきましては、自分たちが住んでいる水路の現状等についても、やはり目にする機会は少なかったものだと思っています。それが、この事業で直接作業するために地域に出ていくことによって、地域の水路の現状等について認識をされたものというふうに思っているところでございます。そういうこともございまして、やっぱり自分たちの居住環境の保全や向上のためには水路や水環境の保全、向上は欠かせないものだという意識は確実に芽吹いてきているものだと思っていますところでございます。

また、この水路の清掃等にとどまらず、水路側の草花の植栽と地域の居住環境をよくしようという活動についても数多くされているようなことを聞いておるところでございます。

以上です。

○ 6 番（近藤末治君）

ありがとうございます。

今、課長が答弁の中に、水路沿いに花を植えたりとかという、これは実際にされておりますので、一応23年度で事業が終わるということですが、市長は国、県に対して強力に要望をされると思いますが、ちょっとお答えがございましたら。

○ 市長（金子健次君）

ただいま安藤課長がお答えいたしましたように、5年間の事業の成果というのは十分あったというふうに思っております。私自身もこの問題については、実際、本当に今年度で終わるのかどうか、農林水産省、本省はどういうふうに考えているかということについては、九州農政局のほうにも尋ねております。ただ、今の段階では、事業の継続等については8月まで待つてほしいというふうなことで、概算要求が8月になるということで、九州農政局のほうはそういう事業の継続を要請したいという考えだと思いますけれども、ただ、東日本大震災の件等もありますので、そういう面が今後予算編成の中でどう影響してくるのかわからない部分がありますので、ちょっと推移を見てみたいと思います。その後ない場合には、柳川市としてどうするかということも考えなければならないというふうに思っております。

○ 6 番（近藤末治君）

もう財政的にも国の事業といいますが、国のお金をもらって柳川市の環境をよくすることですので、市長におかれましては努力をしていただきたいと思います。

それでは、最後に4点目でございます。4点目、自然エネルギーの利用について御質問をいたします。

先ほど壇上でも申し上げましたように東日本の大震災、これによって福島原子力発電所が事故に遭って、国ではエネルギー政策の議論が行われておりますが、そんな中で先日世論調査をされておって、この結果を新聞報道で読んだんですが、いわゆる再生可能エネルギー、太陽光や風など、これを重点的に取り組むべきと回答した人が84%もあったという新聞の報道がっております。その点、これは柳川市は先見の明があったと申しましょうか、旧柳川のときに全国でも珍しいソーラーポート大会と、これを始められました。これは何年から始められて、その当時の予算が幾らだったのか、ちょっとお答えください。

○ 企画課長（橋本祐二郎君）

ソーラーポート大会につきましてと予算的なことでございますけど、このソーラーポート大会は、太陽エネルギーの有効利用と水辺景観保全の啓発などを目的に、平成8年に第1回目の大会を開催しております。平成17年の第10回までは、ふるさと創生事業の交付金を積み

立てた、あめんぼシティ基金などを活用して開催しております。市からの補助金と協賛金とかソーラーボート大会参加費等で大会の運営をしておりまして、第1回大会が補助金としまして12,000千円を補助しております。それから、第2回から第10回までは13,000千円から最高で1回ですけど第4回大会に16,000千円を補助しておりまして、あとは15,000千円から13,000千円、そして、第10回大会のときが10,000千円を切りまして、このときだけが8,000千円の補助をしております。第9回大会が台風で中止になっておりまして、補助金の合計額としましては、121,000千円を9回分ということで補助をしております。それと、平成17年の第10回大会後に、財政難などの理由によりまして一たん中止の発表とかをしておりますけど、せっかく始めておりますので、開催中止を惜しむ声とか、存続の署名などを受けまして、平成18年の第11回大会からは、市のほうが事務局じゃなくて観光協会ですね、こちらの地元の団体が引き継いで開催をしております。

そのような中、柳川市では掘割を生かしたまちづくり行動計画というのを水憲法に沿ってつくっております、その3つの柱の中で、掘割を守り育てる実践行動を掲げる事業としまして、市民が水源の森に感謝しながら水と親しみ、水と掘割を通して環境問題を考える本市の地域資源である掘割河川を利用しまして、新しい水のまつりとして、平成20年度からは掘割を舞台としました水郷柳川夏の水まつりということで開催しております。ソーラーボート大会も、以前は10回まではメインの大会でしたけど、この水まつりの一つのイベントとして開催することになりました。ことしで4回目となっております、この4回目の水まつり、1回から3回までは市の補助金としまして各回それぞれ3,000千円を出しております。ことしも8月6日、7日の土曜日、日曜日に開催することにしておりまして、以前は全国から来ておりましたけど、今は一番遠いところで四国から、ソーラーボートは16回目になりますけれども、一般15チーム、学生の28チームで、計43チームでソーラーボート大会をするようにしております。

以上でございます。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

私の記憶ですと、旧柳川の場合、これは太陽光発電、ソーラー発電ですか、これに対して柳川市は補助をやっておったと思いますが、現在はどのようになっていますでしょうか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

旧柳川市では、平成11年度から水郷の自然環境を生かし保全するまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを取りつける人に、設置費の一部を補助して普及に努めていましたが、平成14年度に財政事情やシステムのコスト低減が進み、また、予想を上回る申し込みがあり、補助事業の趣旨である市民の省エネルギー、環境保全意識の向上について目的を達成できたことにより、平成14年度9月をもって設置の補助事業を終了しております。

また、平成11年度から14年度までの柳川市からの補助実績といたしまして94件、金額にして29,826千円となっております。

以上です。

○ 6 番（近藤末治君）

先ほども申し上げましたように、全国でも珍しい自然エネルギー、いわゆるソーラーを使ってソーラーポート大会までやられておると。そんな中で、14年度の9月までで補助金を終了したと。この件について、市長、どのようにお考えでしょうか。やっぱり柳川というのは、これだけ先見の明があった、ソーラーポート大会までやっているのに、柳川市が太陽光発電に補助をもう打ち切っているということに対して。

○ 市長（金子健次君）

近藤議員の思いというのは、そういう先進地の中で、途中でこの補助金制度を廃止し、存続をしたらどうだろうかという御意見だというふうに私は理解をするところであります。

今回、福島原発の事故で改めて国のエネルギー政策の見直しがあるわけでございまして、また、きのうの菅さんのいろんな記者会見を見ていると、気持ちが法案を通さないとやめないよというような形もあっていきますので、国の動向というか、これに対する助成というのが恐らく出てくるんじゃないかという見方もしております。そういう中で、見きわめながら柳川市としての考えを今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、財政問題がありますので、十分それを見据えて、補助金のカットが何かになれば、また議会にも相談しなければなりませんけれども、一応、国の政策を見きわめてみたいというふうに思っています。

○ 6 番（近藤末治君）

ありがとうございます。

これは先日の有明新報だったと思いますが、みやま市と大川市がソーラー発電設置補助を行っていることが書いてありますが、他市のことですけれども、何年度から始められて、どれぐらいされているのかわかりますか。

ちなみに、私は大木町のお尋ねをしてきておりますが、これは国だけしか助成がないようで、あとは市町で上乗せをやるようでございますが、大木町のほうで太陽光発電設備について、1キロワット当たりの金額が15千円を上限として3キロワットまでと。ということは、町が45千円上乗せをしておるようですが、そこに今お尋ねをしました、みやま市、大川市、どのようになっているのでしょうか。

○ 生活環境課長（江崎尚美君）

大川市とみやま市の状況ということでございますけれども、まず、大川市でございますけれども、1キロワット当たり30千円、上限120千円と、23年度はそうになっているおとのことでございます。また、予算の範囲内ということでございます。

また、みやま市については、同じく1キロワット30千円、上限120千円ということで、これも23年度そのように予定されておりまして予算の範囲内ということでございます。

以上です。

○6番（近藤末治君）

市長も、予算的に、財源的にいろいろございましたけれども、先進地の柳川がちょっと出さんというのは私はどうかと思います。

ちょっと最後になりますけれども、ちなみに、今、柳川市が公用車を保有しておりますが、この中にエコカーはございますか。

○財政課長（石橋真剛君）

現在、公用車の中にエコカーという概念、どこまでかということがございますが、ハイブリッドカー、電気自動車、燃料電池というエコカーの導入はいたしておりません。ただし、現在、本市の環境基本計画に沿いまして、排気ガス規制に適合した車及び燃費基準の低燃費達成車を導入しているということでございます。

以上でございます。

○6番（近藤末治君）

今、財政課長が言われました柳川市環境基本計画、この中にも、市民の取り組みの中にも、太陽光自然エネルギーの利用を検討しようということで、こういうふうに書いてあるし、市のほうが率先して、特に原発事故があってエネルギー政策が転換されようとしておりますので、先進地的な柳川市でございますので、今後、市長におかれまして、いろいろ御検討をいただき対応をしていただくことをお願いいたしまして、ちょっと時間がありますが終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

○23番（梅崎和弘君）（登壇）

23番、日本共産党の梅崎和弘です。発言通告に従いまして、何回目かんち言いやらすけんがら言います。（笑い声）72回目の質問でございます。72回目ですけれども、回数がふえるに従いまして、私もだんだんと高齢者の仲間入りに近づいております。そういうことで、たまには目がかすんだり、頭のほうも老朽化が進んでおりますので、どうか執行部におかれま

しては、わかりやすい御答弁をお願いします。

では、第1点目、クリーンセンターの問題点についてであります。

私は、この問題につきましては、昨年の3月議会でも取り上げております。つまり塩化ビニール、プラスチック類の分別収集について、平成11年から過去2回ほど行っております。今回、5点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目ですけれども、このプラスチック類の分別収集は思うようにいかないと、こういうこともお聞きしておりますけれども、その後どうなっているのかお尋ねします。

2点目ですけれども、このダイオキシン対策としまして、約23億円をかけて焼却炉の改修工事が行われておりますけれども、その後のダイオキシンの検査回数、また数値はどうなっていますか。

3点目が、焼却炉の運転につきまして、たまにはこの24時間運転をしなければならないということですが、この24時間運転した場合の問題点と回数についてお尋ねします。

先ほど太田議員の質問にありましたけれども、可燃物として紙類が多いということをお前から聞いておりますけれども、この紙類は資源ごみとして大いに活用すべきだと思っておりますけれども、この紙類はどのような紙類が多いのか、お尋ねします。

5点目が、生ごみ処理についてですけれども、昨年の答弁では小学校6校につきましてはクリーンセンターで焼却処分をしていると、こういうことでしたけれども、その後どうなっていますでしょうか。

2点目が、太陽光発電の設置の補助金についてであります。このことにつきましては、先ほど近藤議員からも質問がっております。今回の東日本大震災における原発事故で、多くの国民の方が原子力発電所がいかに危険なものであるかということを実感されたのではないかと考えております。今回、電力会社は、15、20%の節電を要請しておりますけれども、電力を使う比率は、家庭や中小企業は電力需要は全体の3分の1と言われております。

そこで1点目は、柳川市に対して国、県から節電計画の要請はあっているかどうかということです。

2点目が、各庁舎、電気代はどれくらいになっているか。また、節電計画はどうされているかということでございます。

太陽光発電について、柳川市には先駆的な取り組みとしてソーラーポート大会がっておりますけれども、この太陽光発電設備は市内何カ所に設置をしてあるのか。また、発電量と売電量といたしますか、その関係ですね。少しぐらいもうけているのか、まだまだ赤字の状態の発電量なのかということの実績をお願いいたします。

3点目が、原発の問題についてでございます。

玄海原発の事故の対応については、23年前の平成元年の6月と12月議会におきまして、我が党の議員が一般質問を行っております。日本の原発では重大事故は起こらないという安全

神話は、今回の東京電力福島第一原発の巨大大事故で完全に崩れてしまっております。被災地では今も9万人以上の方が避難をされており、行方不明者は約7,000人以上と言われております。100日以上たっても温かい食事が無い、風呂に入れない、医療をまともに受けられない深刻な状態が続いております。これは、国が責任を持って一刻も早く避難所の改善や仮設住宅の建設を進めるべきであります。被災地の復興に当たって大事なことは、被災者の生活再建と地域社会の再建を復興の中心にすることです。

原子力災害特別措置法によりますと、立地県の佐賀県だけではなく、近隣接する関係都道府県に通報を迅速、正確にすることです。佐賀県の玄海原発から柳川市まで約65キロメートルでありまして、放射能は100キロメートル先でもすぐに飛んでくるというふうなことが、この前も報道がされておりました。

私は玄海原発を2回ほど見学に行きましたが、案内人の方は、玄海原発は絶対安全ですよと、こういう説明でした。私も、このような設備はやはり絶対安心だなと、その当時はもう思ったわけでありまして。ところが、この玄海原発第1号機は、営業運転開始から36年目の運転中でありまして、老朽化が進んでいる原発と言われております。

そこで1点目としては、市長は玄海原発を視察されましたかどうかということと、よければそのときの感想をお伺いいたします。

2点目が、玄海原発の過去の、どのような事故があったのか。これについて把握をされているのかどうか。また、もし事故があった場合の対応についてどのような検討がされていますか。

3点目が、原発の事故に対する防災まちづくりは検討をされているのかどうかということをお尋ねしまして、第1回目の質問を終わります。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

梅崎議員からは5点御質問いただいております。

まず、プラスチック製容器包装の分別収集についてお答えいたします。

プラスチック製容器包装につきましては、昨年10月から分別収集を行っております。昨年度は、収集回数が月に1回で行ってございましたが、収集回数をふやしてほしいとの要望が多数寄せられましたので、平成23年度からは月2回の収集を行っております。収集量は、回数をふやしましたことによりまして、増加の傾向が見られるところでございます。今後も、分別の方法等の市報への掲載、出前講座や3R推進事業での指導など、啓発活動を行いまして、収集量の増加を図りたいと考えております。

次に、清掃工場の運転に伴うダイオキシン類の検査回数、数値についてお答えいたします。

清掃工場でのダイオキシン類の測定は、1号炉及び2号炉の排ガスの中に含まれるダイオキシン類をそれぞれ1検体、焼却灰につきましては、飛灰及び主灰の中に含まれるダイオキシン類をそれぞれ1検体の、合計4検体を年1回測定しております。平成22年度のダイオキ

シン類の測定値は、大気排出基準値の5ナノグラムに対しまして、1号炉が0.28ナノグラム、2号炉が0.38ナノグラムとなっております。焼却灰では、飛灰が0.38ナノグラム、主灰が0.013ナノグラムとなっております、いずれもばいじん等の処理基準値の3ナノグラム以下となっております。

次に、焼却炉の24時間運転状況についてお答えいたします。

クリーンセンターの処理能力は、現在、ダイオキシン類の発生抑制等を行いながら運転していますことから、実質稼働時間が14時間程度で、処理できる量は1日平均60トン程度でございます。

24時間運転につきましては、定期補修工事や5月の連休、お盆や正月前後の一時的に多量に排出されますごみを処理するため、年4回程度行っておりまして、昨年度は82日間、24時間運転を行っております。

24時間運転での問題点でございますが、連続運転を行うことによりまして、安定した燃焼状態を保つことでダイオキシン類の排出量を抑制する利点がある半面、機器からの騒音に留意する必要があります。市では、毎年夏と冬の2回、専門業者に委託しまして、センターの周囲3地点で騒音を測定しております。夜間の騒音の環境基準値は50デシベルでございますが、昨年度の測定値は、夏が46、48、47デシベル、冬が39、48、46デシベルでございまして、3地点とも環境基準値を下回っております。このことは、柳川市クリーンセンター運営連絡協議会に御報告いたしまして、周辺住民の皆様の御理解を得ながら24時間運転を行っております。

次に、紙類の資源化についてお答えいたします。

平成22年度にクリーンセンターに搬入された可燃ごみの総重量は、1万6,961トンでございまして、平成21年度と比較して489トン減少しております。可燃ごみの種類で最も多いのが紙、布類で、組成分析では53%を占めております。ごみの減量化を図るには、紙、布類の資源化、特に紙類の資源化率を高める必要があります。現在、紙類は、紙パック、新聞紙、段ボール、雑紙、雑誌類の5種類で分別をお願いし、月1回、回収しておりますが、可燃ごみとして出される紙類には、雑紙などとして資源化できるものがまだまだ多く含まれているのが現状でございます。

市では、市庁舎から発生します紙類の分別強化や機密文書の資源化を図っております。あわせて昨年の9月からは分別等の推進指導員を2名臨時雇用し、事業所、学校、病院など、紙類の多量排出者を5月末までで232カ所訪問し、指導するとともに、出前講座に職員等を派遣いたしまして、ごみの分け方の指導と徹底を直接市民の皆様をお願いしております。

また、ことし8月に全戸配布を予定しております家庭ごみの出し方、分け方では、紙類の分別の方法をよりわかりやすくしたものを作成いたしまして、市民の皆様に紙類を資源ごみとしてより多く出していただくようお願いしたいと考えております。

最後に、小学校から排出されます生ごみの焼却状況についてお答えいたします。

平成22年度は、旧柳川市の小学校8校のうち、柳川のゴミ問題を考える会「ふっすつと？」が、柳川市民協働まちづくり事業の事業採択を受けて堆肥化に取り組まれております蒲池小学校と昭代第一小学校を除く6校から排出します生ごみにつきましては、クリーンセンターで焼却処分をしていました。ことしは「ふっすつと？」が昭代第二小学校も堆肥化に取り組まれておりますので、現在5校からの生ごみをクリーンセンターで焼却処分いたしております。

以上でございます。

○生活環境課長（江崎尚美君）

梅崎議員からは太陽光発電設置の補助金についてということで3点質問がっておりますので、お答えしたいと思います。

まず第1点目、柳川市に対して国、県からの節電計画の要請はあっているかということでございますけれども、国、県からの具体的な節電計画の要請はあっておりませんが、福岡県からは、電力需要が増加する夏場に向けて、県民と事業者が一体となり省エネ、節電の取り組みを推進する、ふくおか省エネ・節電県民運動を本年の6月8日から9月30日までの期間実施し、その協力と、その内容の広報紙への掲載と周知依頼が来ておるところでございます。

2番目でございます。各庁舎の電気代は幾らくらいになるか、または節電計画はということでございますけれども、各庁舎の22年度の電気料金は、柳川庁舎では10,804,526円、三橋庁舎では5,810,581円、大和庁舎では10,875,905円ですが、大和庁舎分につきましては、大和公民館分も含んでおるところでございます。これは、電気メーターが大和庁舎と大和公民館が一緒になっているためでございます。

また、市役所では、平成23年度各庁舎における夏場の省エネ、節電対策に取り組んでおり、クールビズを例年より半月前倒しして実施、冷房の設定温度の徹底、あわせて庁舎内の温度上昇を抑えるための遮光対策――緑のカーテン等でございますけれども――を行っております。

また、各庁舎内の照明を支障のない範囲で、できる限りの消灯や照明の間引き、昼休みは窓口など一部を除いて全部消灯しております。

また、事務機器につきましては、退庁時に電源を抜くなどより待機電力の削減を図っております。加えて、職員のエレベーター使用の原則禁止の徹底、電気ポットなどの使用禁止、その他、売店や自動販売機の設置業者への省エネ、節電対策の協力要請をしております。

これらの取り組みを、各課長を責任者とする体制で9月末まで推進しているところでございます。

3番目でございます。太陽光発電設備は何力所に設置してあるか。また、発電量、売電量の実績ということでございますが、太陽光によります発電施設の設置箇所は、総合保健福祉

センター水の郷でございますけれども、と、あめんぼセンター、図書館昭代分館及び蒲池分館、そして、ことし4月に設置された城内小学校の5カ所でございます。

また、発電量につきましては、総合保健福祉センター水の郷以外は測定器がついていないので不明でございます。水の郷の発電量は、平成20年度で1万9,118キロワットアワー、月平均で1,593キロワットアワーでございます。

また、売電しておりますのは、図書館の蒲池分館、昭代分館及び城内の小学校の3施設でございますけれども、22年度では、城内小学校を除きます2施設で年間合計6,593キロワットアワー、月平均549.4キロワットアワーでございます。金額では、年間158,232円、月平均13,186円となっておりますでございます。

以上です。

○市長（金子健次君）

議員のほうから、玄海原子力発電のほうに行ったことあるかということですが、私自身も梅崎議員と同じで、絶対安全という安全神話の中に1回だけ十数年前に視察をしたことがあります。そのとき感じたことというのは、玄海町の公の施設等もあわせて、いろんな施設を公共施設見させていただいておりましたら、なぜこんなにいいのかなと思ったら、聞いたところ、原子力発電を有する地元には還元をしてくるという、立地するところの交付金で賄っているという話を聞いたとき、非常に印象深く残っているところでございます。

現在、福島原発の事故が発生をいたしましてから見方が変わりまして、玄海3号機の再開については非常に注視をしているところでもございます。原発に対する考え方は後ほどまた聞かれるということでございますので、後ほどで回答させていただきたいと思います。

あと、玄海原発の過去の事故歴とか原発対策に対する市の対応については、課長のほうからお答えいたします。

○安全安心課長（野田洋司君）

では、安全安心課のほうからは、まず、玄海原発の過去の事故についてはということについてお答えをいたしますけれども、九州電力の公表によりますと、近年では、平成19年1月24日に玄海2号機で定期検査中、配管内面にひび割れを発見とあります。これは、法律に基づいて国のほうに報告されたものでございます。

また、玄海原発で事故があった場合の対応についてでございますけれども、既に皆様御存じのとおり、佐賀県、福岡県、長崎県の3県が協議を開始しまして、連携して原発に関する情報を共有していくとともに、原発事故に関する防災計画の見直しを協力して行っていくことにしております。

この報道等の中では、福岡県は現在、放射線量監視装置が県内に1カ所しかないそうですが、同装置が佐賀県のほうには25カ所あるということで、佐賀県との連携によって、そういう情報提供が迅速に行われるということは有益なことであろうと考えます。今後、原発事故

対策につきましては、このように広域的な自治体の連携で取り組まれて強化されていくものと考えております。

次に、本市の原発の防災対策についてでございますけれども、もしも本市に放射線の影響があるということになれば、福岡県の災害対策本部から通報を受けることになります。これは、先ほど議員が述べられました原子力災害対策特別措置法によるものでございます。通報を受けましたならば、市の対策本部を設置しまして、県の災害対策本部と連携して応急対策に当たってまいるということになります。今後、国、県の原子力災害対策の抜本的な見直しが行われるということで、そのような国、県の防災計画の改定を踏まえまして、本市の防災体制も充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

どうも1回目の御答弁ありがとうございました。

2回目を質問させていただきます。

まず、1番目のクリーンセンターの問題点で、プラスチックの収集量は増加の方向にあるということで大変いいことではないかと思っております。これにつきまして、やはり分別収集量を上げて油化事業に取り組んでほしいと、また、将来には取り組みたいということですが、あと分別収集量をどれくらいしたら油化事業までたどり着くのかどうか、わかりになりますか。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

油化事業についてのお尋ねでございますが、どのくらいぐらいということの量でございますが、今現在でも油化事業を行っております業者さんのほうでは、大木町のほうから入れているプラスチックの包装容器で油化事業を試験的に行っておられますので、柳川市分を入れなくても油化事業はできると考えております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

この油化事業を行って、その油を公用車にも使っていきたいというふうな将来の構想が述べてありますので、早くこの油化事業が順調に行たて、やはり市の公用車にも使えるような、そのような体制を早急に取り組んでいただきたいと、このように思います。

ダイオキシンの数値につきましては、また騒音ですね、基準値以下ということでございます。サンプリングといいますか、調査をする箇所、何カ所ぐらいで調査をやって、どこら辺を中心にされているのかということですが、騒音もばってんダイオキシンもですけど、はい。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

ダイオキシンを測定しております箇所は炉内で、排ガスを排出する箇所について測定をし

ております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

ダイオキシン装置は炉の外じゃなくて、炉内だけのダイオキシンを検査してあるわけですか。私は、放射能測定と変わらんが、各地域行たて、ここら辺がダイオキシンどんくらいぞというふうに検査をしてあるかなと思っておりました。また、その検査に要する費用というものはどれくらいかかるのかということです。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

ダイオキシン類を測定しております場所につきましては、炉内から炉外に排出する間のところで測定しておりますので、結局外に出る分、出る分に対しましての数値でございます。

あと、1カ所、1検体当たりの測定の費用でございますが、およそでございますが、大体150千円程度ということでございます。

○23番（梅崎和弘君）

この問題は、いわゆる迷惑料といいますか、そういうお金も払ってあるとお聞きしております。いわゆるにおいをはかるのは人間の鼻が一番ようして鼻センサーというものがあるそうですねけれども、例えばA地区、B地区、C地区とか何カ所か分けて、ここら辺が一番においのするばいとか、風向きによっても違うと思いますけれども、そこら辺のことも調査する必要は私はあると思いますけれども、そこら辺どうでしょうか。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

臭気について、においについてお答えいたします。

臭気につきましては、毎年夏と冬の2回、専門業者に委託しまして、センターの周囲3地点で測定しております。測定項目でございますが、アンモニア、硫化水素、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒドの4項目でございまして、アンモニア、硫化水素、プロピオンアルデヒドにつきましては、ほとんど検出がされておらないというところでございます。アセトアルデヒドについては、微量検出されておりますが、環境基準値0.05ppm以下でございまして、この測定結果につきましても、柳川市のクリーンセンター運営連絡協議会のほうに御報告しておるというところでございます。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

どうも。この焼却炉の問題につきましては、先ほど佐々木議員の質問がっておりますので、これは省略したいと思います。

あとは、この耐用年数ですけれども、ある人が見学に行ったら、もう大分ぼろぼろになっとっじゃっかんと、これはもう早うつくりかえなきゃいかんじゃないかというふうなこともちょっと小耳に挟んでおりますけれども、耐用年数は大体どれくらい考えてあるわけですか。

それから、先ほどの答弁によりますと、県の方針としては、他の自治体と組む必要があると、もう広域化を目指さねばいけないというふうな答弁があっていたんじゃないかなと思っておりますけれども、やはりこれから先、あのようなクリーンセンターを建設する場合は、あくまでも広域化でなければいけないのかどうかですね。あとは、早くつくりかえる必要が私はあると思いますけれども、ここら辺いいかがでしょうか。

○市民部長（田島稔大君）

クリーンセンターの建設につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、国の方針としまして、今後は広域化でスケールメリットを生かした整備をして、ごみ処理をやるようにという方針が立てられているということでございます。県といたしましても、なるべくそういった方向で整備をしたほうがいいということで、現在、今、県の指導のもと検討を行っているということでございまして、単独で絶対できないということではございません。ただ、単独である場合には人口の規模とかいう部分で制限がございます。そういったところで、たまたま柳川市の場合は単独でも整備はできる条件にはございますが、県としては、なかなか補助金がつきにくいというふうなことも言われております。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

あと、紙類の問題は、いわゆる資源化5割以上ぐらいされるんじゃないかということですが、5種類の紙で、これを分別するのに非常に難しいということですが、いわゆる人手が足りないから難しいのか、機械化とかなんかされる予定があるのか。やはり紙資源は、資源として、ぜひもう100%ぐらい活用してほしいというふうに思います。ここら辺の将来性はどうか。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

紙類の資源化につきまして、今、推進員さんで出前講座等で回っていただいておりますが、やはり紙類が資源化になるというのを御存じないという方がかなりいらっしゃいまして、また雑紙等の分別の仕方、そういうものを御存じないで初めて聞いたと言われる方もいらっしゃいます。

それで、紙類の資源化につきましては、やっぱり森林資源の有効活用や省資源という観点からも、紙類のリサイクル化は大変重要なことだと私どもも認識しております。今後も、市民の皆さんにより多く紙類を資源として出していただくよう啓発に努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

私、子供会とかPTAをしていたとき、いわゆる子供会とPTAに対して紙類の補助が私にはあったと思うんですが、何キロとかですね。それは今どうなっているんでしょ

うか。やはり紙類は、PTAときは大分私は新聞紙とか雑誌なんかリヤカーにいっぱい乗せて持っていったような記憶がありますけれども、出前講座とか婦人会もいいでしょうけれども、やはりPTA、子供会、この方たちの御協力もぜひ得ながらやっていく必要があると思うし、この収集に対して、前みたいに補助金をつけてやるという方向も考える必要があるんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

紙資源の収集に対する補助でございますけれども、この件につきましては、生活環境課で、子供会等、団体でそういう事業をなさっているところについては奨励金等をやっているところでございます。金額については、ちょっと今はっきりとしたものを持っておりますので、後でお知らせしたいと思います。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

あと、この問題は最後になりますけれども、いわゆる小学校の生ごみですね。6校から1校減って、今5校の生ごみが焼却処分ということですが、やはり学校が率先して、捨てればごみ、生かせば資源ということを、学校の教育、特に私は必要じゃないかと思いますが、ここら辺の教育長にお尋ねしますけれども、資源と活用できるような、教育的立場に立って生ごみの資源活用もすべきではないかと思うんですけれども、この教育的立場どうでしょうか。どちらでもいいですよ。

○教育部長（高田 厚君）

お答えいたします。

学校給食の生ごみにつきましては、柳川給食センター、大和給食センターについては大型のごみ処理機を設置しておりますので、それで処理をしております。また、三橋センターにつきましては、みやま市の養豚業者のほうにお引き取りをお願いしているという状況でございます。

先ほど廃棄物対策課長のほうから報告ありましたように、柳川市内の小学校8校につきましては、そのうち3校を「ふっすっと？」の協力を得まして堆肥化をしているところでございますが、残りの5校につきましては、生ごみとして処理をしているところでございます。

先ほど議員言われますように、環境教育の一環としても、こういったことはぜひ取り組むべき課題であると私たちも思っておるところでございますが、5校をごみ処理として処分していることについては心苦しく思っているところでございます。しかしながら、生ごみ処理機を導入しますにはそれなりの金額も必要となってきますので、すぐに対応できるという状況にはございません。逆に、食育の観点からも、やっぱり給食を残さないというふうな指導も力を入れていかないといけないというふうに感じているところでございます。

いずれにしても、現在、学校給食の課題といたしまして、自校調理施設の老朽化や児

童・生徒数の減少に伴いますセンターへの集約化等の課題がございますので、そういった課題と兼ね合わせまして検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○教育長（北川 満君）

ただいま部長が御説明申し上げましたが、ひとつ教育的な立場というようなことでお尋ねでございましたので、今、進めているところでの途中経過でございますが、御披露させていただきたいと、このように思っております。

これから私たちのライフスタイルというのが、先ほど太田議員から出ました3R、これを基調に立って進めていくというのが時代の趨勢でもございます。それで3Rは、いわゆる1つにはリデュースとってごみを出さないと、それから2つ目にはリユースとって繰り返し使っていくと、3つ目にはリサイクルでございます。御案内のとおりでございますして、資源としてリサイクルしていくという、いわゆる3Rと呼ばれる循環型のもとに変えていかなきゃいけないというようなことが今言われているところでございます。

そこで、これまでいわゆる大量生産とか、あるいは大量消費、そして大量廃棄型と、そういったことで今まで来ているわけでございますけれども、そういった社会から循環型社会に変わっていくように努力をしなければいけないと、そこで、学校給食も変わりません。こうした循環型社会に対応するために、学校給食において発生する生ごみを、いわゆるリサイクルする循環型システムに今後構築できればというので今検討を始めたところでございます。そういったことで、少しでも削減していく、またリサイクルしていくという考え方に立って進めてまいりたいと、このように思っております。

学校はもとよりでございますが、身近なところから市民の皆さん方の環境に対する関心を今まで以上に高めていただくことも必要になってくるかなと思います。

最後加えて、2つの給食センターでは既に資源を有効活用しておりますが、自校の調理学校におきまして、なるべく生ごみを出さないように、また資源を循環型がどうか図れますように努力していく必要があると、このように考えております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

生ごみの問題につきましては、ぜひ教育的立場に立って進めてもらいたいと思います。

2点目の太陽光発電の件ですけれども、この件につきましては、私は質問要旨をつくってありましたけれども、以前、柳川市としてありました太陽光発電の補助金はどうなったかということと、そのときの申込数、近隣自治体の補助金の実態については、近藤議員の質問とダブりますので、これは省略したいと思います。

ちょっと意見としまして、日本にある原発54基ありますけれども、そのうち、もう既に運転開始から30年から40年を超えた原発が19基ほどあると言われております。世界的には、こ

の原発を廃止にする、いわゆる廃炉にする平均年数は22年と言われております。ドイツ、イタリアでは、もう原発の閉鎖が検討されております。いわゆる原発からの撤退を同時並行で、自然エネルギーの本格的な導入と低エネルギー社会に向けた取り組みが必要であると、このように思っております。

いわゆる日本の自然エネルギーは、太陽光を初め、中小の水力、地熱、風力があり、世界的にも日本の技術は進んでいると、このように評価をされております。自然エネルギーを利用した発電が中心になる日も、私はそう遠くはないと思っております。先ほど市長の答弁でありましたけれども、国の動向を見ながら検討していきたいということですが、これはいつごろになるのかですね。来年まで待つかやんのか、ここら辺についてもう少し具体的に、よければ市長の見解をお聞きしたいと、このように思います。

○市長（金子健次君）

一つの原子力発電に対する私の考え方なり少しだけ述べさせていただきたいと思えます。

各それぞれの自治体の首長のほうもコメントを出しておられますので。1つは先ほど申し上げましたように、安全神話が崩壊をしたわけでございます。その中において、直ちに今すべての原発をとめるべきという考え方は私自身は持っておりません。しかしながら、今後、原発が新設をされるということは非常に厳しい見方をしております。今の54基の中で、既に休止の状態があるということで数字を申し上げられましたけれども、原子力のメリットよりもリスクのほうの方が非常に大きかったということが今度の福島原発、きのうの廃炉にするための水の循環装置がまた1時間半で停止をするということで、日本が誇る技術が果たして大丈夫かなというふうに懸念をいたすところでもございます。私自身もやっぱり原子力以外のエネルギーへの転換が本当に必要であるという形で、自然エネルギーの再生可能エネルギーを本当に積極的に国は取り組むべきということで、そういう考え方は持ってあるようでございますけれども、そういうことを考えているところでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

また、いつ補助金設置については、まだはっきりしていないということですが、ぜひこの件につきましては早急な取り組みをしてほしいと思えます。

3点目の、玄海原発についてですけれども、玄海原発の3号機と福島第一の原発3号機は、これはともにプルサーマル稼働でありまして、このプルサーマルとはウランとプルトニウムの混合燃料を燃やすものであります。いわゆるプルトニウムのプルトは地獄の王と言われていたそうでありまして、これの半減期は2万4,000年とも言われております。いわゆる通常使われておりますウランと比べまして、放射能がけた違いに強いと、また、原子炉で燃やすことで体内摂取したときの危険が大きいと言われております。

ある新聞によりますと、玄海原発1号機が従来の予測を超えて老朽化していることが判明

をし、専門家が指摘をするように、原子炉の老朽化が予測不能の状態に陥っている可能性が否定できなくなったという報道があります。また、他の古い原子炉も含め、このまま運転していると大地震などの緊急時に深刻な事態が起きると、こういう報道でございます。

このこと、このような全体的な問題について、各自治体の県知事さん、市長さん、町長さんから、いろんな態度についての見解が報道されております。このことにつきまして、柳川の市長はどのように思われているのかということをお尋ねいたします。

それから、九州電力や福岡県、九州経済産業局に対しまして、この申し入れをすべきだと思いますけれども、この辺についていかがでしょうか。

以上です。

○市長（金子健次君）

先ほどの質問で、ちょっと私的確に答えてなかったようでございます。太陽光発電に対する補助金等について、ちょっと私勘違いいたしまして先走って回答いたしましたけれども、それについては先ほどの近藤議員と答えが同じような内容でございまして、今後、国の政策の中でどういう形で動いてくるかということを見きわめたいということでございます。

それと、ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、玄海3号機につきましては御存じのとおり、現在、定期検査で運転停止中でございます。再開については、佐賀県知事を初め周辺自治体が安全性について国からの説明を求められておりますし、また先日は7人の県民に対しても国からの説明等もあっていたようでございます。これには、プルサーマルの稼働についての環境への影響などについても説明が求められておりますので、安全性については、佐賀県及び周辺自治体の専門家を交えての御判断があるものと考えているところでございます。

また、玄海1号機につきましても、そのような報道があるようでございますけれども、運転開始から先ほど申されましたように36年ほど経過しているようで、現在稼働中の国内原発の中でも一番――一番というか古いほうの部類に入るということでございます。報道によりますと、九州電力が想定している運転年数というのは60年間だそうでございます。九電は、60年間運転を続けてしても安全性は保たれるというふうに言っております。その点については専門家に任せるといたしましても、住民に原発の不安を与えないように、九州電力が十分に説明責任を果たしていただきたいというふうに思っているところです。

○23番（梅崎和弘君）

日本のエネルギー政策をめぐりましては、原発を減らすべきだと、すべて廃止すべきだということを合わせますと、7割ぐらいの人がやはり原発依存から脱却すべきだというふうな、ある世論調査もあっております。私は、自然エネルギーを使った取り組みが早急に必要だと思っておりますので、先ほどの太陽光発電の設置につきましては、早急な取り組みをぜひお願いしたいと思います。

それから、もう1つ教育長にお尋ねします。

いわゆる小・中学校において、私、教科書を見たことないんですけれども、この原発に対しての教育というものはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（高田 厚君）

御質問に私のほうからお答えをいたしたいと思います。

現在使用しております中学3年生の公民の教科書におきましては、「限りある資源」というところで、こういうふうにちょっと書いてありますので文章を読んでみたいと思います。

「現在、石油や石炭などの化石燃料にかわるエネルギーの開発が進められています。中でも原子力は、その中心となるエネルギーとして期待されています。発電の際の二酸化炭素の発生が少なく、安定した電力を供給することができるからです。一方で、原子力発電には安全性や使用済み核燃料、放射性廃棄物の処理に慎重な対応が必要とされています」と表記がされております。化石燃料の代替エネルギーとしての考えとあわせまして、問題点もきちんと提起をしてあります。

また、自然エネルギーに対しましての記述では、「太陽光、風力、波力などを利用した新エネルギーの開発も進められています。これらは化石燃料にはほとんど頼らずに発電できるという利点がありますが、開発に係る費用や電力の安定性などに課題もあります」と表記されており、こちらも両論併記となっております。

地震、津波によります原発事故は現在進行形の大災害となっておりまして、国のエネルギーの政策も変更を余儀なくされているような状況でございますが、各教科書会社におきましても、この点をどこまで記載していけるのか、頭を悩ませているという状況だと思います。

ただ、これまでも教科書の中では、原子力発電、自然エネルギーともに長所短所を併記して記載しておりますように、事実をきちんと教育していくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

済みません、先ほどのあれは、教科書は何年生の教科書でしょうか。

○教育部長（高田 厚君）

中学3年生でございます。

○23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。原発の問題については賛否両論あると思いますけれども、教科書の改訂ちいうとは、いつまたあるわけですか。

○教育長（北川 満君）

その前に、改訂教科書、同じ教科書を調べてみました。しましたところ、部長が先ほど申し上げましたように、新しいエネルギーとして太陽光と風力と波力と、波の力という3点ご

ざいでしたが、同じ教科書で加えて3点上がっております。1つは水力、次に地熱、バイオマスと、こういったことで再生可能エネルギーの開発が待たれるということは言われております。

なお、今の御質問でございますが、教科書は本年度、中学校が採択の予定になっております。既に取り組みを進めておるところでございますが、およそ9月1日には皆様の耳に達するかと思います。それまでに慎重に検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

ちょっと何か聞くとば忘れとらんやったかな。（発言する者あり）ちょっと済みません。

済みません。クリーンセンター、3回目は言うたらんやったでしょう。クリーンセンターを中心として住民協議会があるそうですけれども、この人数とか会議のほうを、また回数についてお尋ねいたします。

それから2点目が、焼却炉の余熱を利用して、入浴設備について住民との覚書があったとお聞きしておりますけれども、こちら辺はどうなっているのでしょうかということと、地元の方たちによりますと、洪水の避難場所の確保として高台みたいなのをつくってほしいというふうな要望を地元からちょっとお聞きしたんですけれども、こちら辺3点についてお願いします。

○廃棄物対策課長（安河内一章君）

まず、柳川市クリーンセンター運営連絡協議会についてお答えいたします。

この協議会は、柳川市とクリーンセンター周辺住民で組織されております、ごみ焼却場地域住民対策協議会との間で平成20年3月28日に締結いたしました、ごみ処理施設運営等に関する協定書第2条に基づき設置しておりまして、柳川市クリーンセンターの円滑な運営及び公害防止対策並びに地域環境の保全、向上を期することを目的といたしております。

メンバーは、関係地域から選出されました代表者10名と副市長、市民部長、廃棄物対策課長の計13名で組織いたしまして、会員の互選によりまして会長及び副会長をそれぞれ1名選出しております。現在、会長に副市長、副会長は四十丁樋の代表者でございまして、事務局を廃棄物対策課に置いております。協議会は会長が招集し、会議の議長となりまして、定例会として年2回開催することになっております。

次に、炉の余熱を利用しての入浴設備について住民との覚書についてお答えいたします。

クリーンセンターで焼却時に発生する排ガスにつきましては、大気へ放出する前にダイオキシン類等の除去処理をしておるところでございますが、その際、約900度のガスの温度を200度以下に水噴射等により冷却をいたしますことから、日量約10トンの温水が発生しております。この温水を利用した入浴施設の設置の要望につきましては、平成12年度、13年度に施行いたしましたダイオキシン類削減対策工事の際、ごみ焼却場地域住民対策協議会からの

要望事項の一つとしてなされたことはございますが、入浴設備につきまして周辺住民と覚書を締結したということはありません。

続きまして、洪水時の避難場所としての高台の設置の要望ということにお答えいたします。

この高台の設置につきましては、ことし4月21日に開催いたしました柳川市クリーンセンター運営連絡協議会の中で、クリーンセンターの敷地内につくってほしいというお話がございました。クリーンセンターは、塩塚川河口から約4.5キロメートル上流の右岸側堤防から50メートル程度西側に離れた位置にございます。塩塚川は、現在、県事業で有明高潮対策事業が行われておりまして、計画的に河川改修工事が実施されておるところでございます。この事業によりまして、塩塚川は飛躍的に防水防止機能が向上することになります。この整備計画を超えての洪水の場合は、柳川市全域にかかわる防災対策が必要な場合がございます。当該エリアだけの問題ではないと考えております。洪水や高波で大規模な災害の場合、なるべく早く河川から離れる必要がございますので、塩塚川に隣接いたしましたクリーンセンターは、新たに設置する災害時の避難場所としては適さないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございます。これで終わります。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時13分 延会

柳 川 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成23年 6 月29日柳川市議会議場に第 2 回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1 番	三小田 一 美	2 番	荒 巻 英 樹
3 番	熊 井 三千代	4 番	白 谷 義 隆
5 番	梅 崎 昭 彦	6 番	近 藤 末 治
7 番	佐々木 創 主	8 番	河 村 好 浩
9 番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

2 . 欠席議員

な し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市	長	刈	茅	初
教	育	長	北	川	満
総	務	部	大	坪	正
会	計	管	藤	木	明
市	民	部	田	島	稔
保	健	福	山	田	明
建	設	部	野	田	
産業経済部	長兼大和庁舎	横	山	英	眞
教育部	長兼三橋庁舎	高	田		厚
消	防	長	古	賀	輝
人	事	秘	樽	見	孝
総	務	課	稲	又	義
企	画	課	橋	本	祐
財	政	課	石	橋	真
税	務	課	山	田	敏
健	康	づ	高	巢	雄
福	祉	課	高	田	淳
学	校	教	高	崎	祐
生	涯	学	石	橋	正
建	設	課	中	村	敬
農	政	課	成	清	博
水	路	課	安	藤	和
生	活	環	江	崎	尚
観	光	課	古	賀	廣
ま	ち	づ	大	淵	洋
商	工	振	田	中	利

４．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	

５．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	2 番 荒 巻 英 樹	1．東日本大震災への支援の取り組みについて 2．スポーツ施設の整備について 3．青少年の国際交流について	市 長 教育長 〃
2	22 番 伊 藤 法 博	1．市長の政治姿勢について (1) 市長のマニフェストについて 2．河川及び海岸堤防の整備状況について 3．ピアス跡地問題について (1) アスベスト除去及び建物他解体工事設計金額について (2) ピアスとの交渉経過と今後の方針 4．一般及び特別会計に於ける自主財源の種類と金額並びにその滞納額	市 長 〃 〃 〃
3	5 番 梅 崎 昭 彦	1．東日本大震災への本市の支援と対応について 2．これまで質問してきた昭代地区の主要幹線道路と、集落内道路の整備の進捗状況、今後の整備への取り組みは 3．浜武地区漁村広場及び間農村公園の住民のための有効活用は	市 長 〃 〃

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 一般質問について

○議長（古賀澄雄君）

日程１．一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第１順位、２番荒巻英樹議員の発言を許します。

○ 2 番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。2 番荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、1、東日本大震災に対する支援策について、2、運動施設の整備について、3、青少年の国際交流についての3 項目についてお伺いします。

質問に入ります前に、最近のうれしい出来事としましては、柳川市内では初めてとなる皿垣小学校の校庭の芝生化があります。6 月19日の芝生植えかえにはどうしても参加できずに残念でしたが、平成20年3 月議会で私が提案をしたときには鳥取方式を御存じない執行部からは一刀両断だったことを思えば、とても感慨深いものがあります。校区の皆様の御協力により取り組まれるわけですが、順調に育って、子供たちが校庭で元気に走り回る姿を早く見てみたいものです。

逆に、とても遺憾なこともありました。両開漁港での事故に関する報告です。6 月2日に副市長が自宅にお見えになったということでした。あいにく4 日まで留守にしておりましたので、5 日に所管の課長から連絡がありました。聞けば4 月18日に発生した事故の報告ということです。本市の基幹産業でありますノリ養殖の準備期間から逆算して、専決処分が行われたことについての異論はありませんが、所管委員会以外の議員への説明が事故から1 カ月半も経過した後というのはどう考えても理解できません。今後は速やかな報告を強く要望いたします。

それから、先週末、名古屋で用事がありましたので、前々から行ってみたかった飛騨高山と世界遺産・白川郷を訪ねてみました。いやしを求めてであろう観光客が数多く訪れており、白川郷では社員旅行で訪れたという近所の方にお会いするという驚きもありました。両地とも、一言で言えば観光客の誘致に真剣に取り組んでいると感じました。私は、初当選後、最初の一般質問では自治体のホームページを取り上げましたが、高山市のホームページは、4 年半前には外国語表記が9 カ国語でしたが、現在では11カ国語で表記されております。震災の影響で少なくなっているということではありましたが、欧米系と思われる観光客が多く目につき、とてもうらやましく思い、高山を後にしました。

それでは、質問に入ります。

1、東日本大震災に対する支援策について。

思い起こせば、3 月11日の午後は総務委員会が開催されておりまして、会議終了後に見た議員控室のテレビ画面には、とても信じられないような壮絶な場面が映し出されておりました。以来、私も一日も早く現地に赴いて何かお手伝いをしたいと思っておりましたが、5 月下旬にようやくまとまった時間がとれましたので、岩手県遠野市を基点にボランティア活動を行っている遠野まごころネットにお世話になって、現地での活動を行ってまいりました。遠野市は、被害が大きかった沿岸部から50キロメートルほど内陸にあり、甚大な被害を受け

た陸前高田市、釜石市、大槌町などへは車で1時間から1時間半ぐらいのところに位置し、支援活動の拠点となっております。昨年5月の総務常任委員会の視察後に遠野市、釜石市、陸前高田市、大船渡市等を回った関係で、余計に気がかりとなっております。現地では、津波で使用不能になったテレビや冷蔵庫などの電気製品の搬出、屋内の清掃作業、また側溝にたまったままのヘドロの撤去などを全国から集まってきたボランティア仲間と行ってきました。震災後、いろんな場面で「想定外」という言葉を聞きましたが、それは人間側の考えであり、自然側からは想定内だったのかもしれませんが。訪問後は、物の見方や考え方が多少変わった気がします。現地では当たり前が当たり前でないわけであり、普通の生活がいかに幸せなことかを実感しております。きのう現在で、死者1万5,506名、行方不明者7,297名、避難者は11万名以上。あの悪夢の日からおよそ3カ月半が経過しましたが、震災はいつどこで起こるとも限らないわけで、当然我が柳川市が被災地にもなり得るわけです。

そこで、本市でも市民の皆様から心温まる支援が行われております。我々議会からも、全員の総意で500千円の義援金を全国議長会を通して被災地へお届けさせていただいたわけですが、震災後、本市が行ってきた支援策を、市民の皆様からの義援金を含めてお知らせください。

2点目、運動施設の整備についてお伺いします。

私は、総合運動公園の整備は必要だと思っておりましたので、計画が白紙になったのは残念に思っております。既存施設の改修にかじを切られたわけですが、その具体的な計画をお伺いします。と予定をしておりましたが、きのう、質問の中で、市長のほうからしばらくしたら示したいということでしたので、現状でお答えできる範囲で結構ですので、お知らせください。

3点目、青少年の国際交流についてお伺いします。

本市でも、数年前までは小学生を対象とした海外研修、少年の翼が行われていましたが、現在はなくなっております。私は、多感な時期に異文化に触れることはとても大切なことだと思います。学生時代、初めてサンフランシスコ郊外の一般家庭でホームステイしたときの感動とカルチャーショックは今でも鮮明に覚えております。二十を超えてからの経験で、もっと若いときに経験したかったとしみじみ思ったものです。

そこで、柳川の将来を担う子供たちが若いときに海外に出て国際感覚を身につけることは、とても有意義なことだと思います。海外に出て柳川を、そして日本を客観的に見ることができると、私はぜひ海外研修を復活させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○総務課長（稲又義輝君）

第1点目の東日本大震災への支援の取り組みにつきまして、私のほうから御答弁をさせていただきます。

まず初めに、義援金の取り組みについてお答えをいたします。

大震災後の3月14日、柳川庁舎を初め、市内4カ所に義援金の募金箱を設置いたしまして、窓口を設けましたところ、多くの市民や団体及び企業から義援金の申し出がっております。6月24日現在で50,267,992円もの義援金を受け付けいたしました。この義援金は、日本赤十字社を通して被災地へ送らせていただいております。

次に、本市が行ってきた支援策について、その概要をお答えいたします。

まず、住宅関係では、被災避難者の受け入れ住宅として旧中山団地などの市営住宅を準備いたしました。また、市営住宅、県営住宅及び雇用促進住宅への入居者に対し、一時避難の期間中、1年間を限度に水道料を免除するようにしております。保健医療関係では、被災地からの避難者で申し出があれば、被保険者証等の提示ができなくても受診できるようにしております。また、一部負担金の支払いが困難な人の猶予措置を設けております。さらに、定期予防接種の接種費用の無料化や妊婦健康診査受診券の交付をできるようにいたしております。次に、福祉関係では、高齢者の総合相談、要介護高齢者の施設入所支援、障害者の総合相談、施設入所支援などを行うことにいたしております。子供教育関係では、児童・生徒等の学校への受け入れについては、住所異動など、柔軟に対応することや、教材や制服等の無料提供及び図書カードの発行などを支援、また就学援助の申請があれば、準要保護の取り扱いに準じた対応を行うようにしております。生活支援関係では、転入手続の柔軟な対応や、住民票の発行手数料の減免措置や、寝具の支給及び生活福祉資金の特例貸し付けなどの支援を行います。また、住宅入居支度金や指定ごみ袋50枚の無料提供及びE Mぼかしの提供を行っております。

以上が大震災における被災避難者支援の状況ですが、本市へ避難されている被災者で全国避難者情報システムへの情報提供者の方の状況については、市営住宅に1家族4名と親族宅に1家族2名が茨城県から避難されております。

次に、被災地への市職員の派遣としましては、3月には、消防救急業務への派遣といたしまして、消防車1台と救急救命士等3名を派遣いたしました。また、5月から6月にかけて、倒壊家屋調査や罹災証明書の発行事務処理などのために、2週間ずつ、延べ4名を派遣したところです。さらに、今後の人的支援につきましては、先日、再度、宮城県仙台市から派遣要請がっております。そのため、7月から2週間ずつ、4人の職員をこれまでと同じような形で派遣する予定です。その他、上下水道など、派遣要請があれば、いつでも支援できるよう準備をいたしております。

以上です。

○生涯学習課長（石橋正次君）

スポーツ施設の整備につきましてお答えをいたします。

議員お尋ねのスポーツ施設の整備につきましては、スポーツ施設の改修計画につきまして、

現在、改修施設の選定及び事業費等を検討しているところでございますので、申しわけございませんけれども、いましばらくお待ち願いたいと思っております。

それから、3点目の青少年の国際交流につきまして、続けて御説明を申し上げたいと思います。

議員御指摘の事業につきましては、少年の翼事業ということでございます。柳川市のあすを担う少年が集い、海外研修を通じて国際感覚を持った幅広い人材を育成することを目的として実施をしておりました。市内在住の小学6年生の男女、これは20名から24名の子供たちが中国やシンガポール、マレーシア等で海外研修を行うものであります。平成20年度を見ますと、シンガポール、マレーシアコースで4泊5日、研修費につきましては1人当たり73千円となっております。事業の総事業費の約6割から7割を市が負担しておりました。平成10年度から事業を開始いたしまして、11年間実施をしたわけでございますけれども、平成21年度につきましては新型インフルエンザの影響で事業を中止しております。また、22年度につきましては事業については廃止をしているところでございます。

事業廃止の理由といたしましては、1つ目として、事業開始から10年を経過し、事業の見直しをすべきとの意見があったということでございます。2点目といたしましては、平成19年度には第1次募集で20名の定員に満たすことができなかったということでございます。それから3点目といたしましては、団員20名程度の参加人数に4,000千円の市の負担金をかける割には、その効果が見えにくいという面からの課題があったということ。また4点目といたしましては、国や県が実施している海外研修事業に参加する子供たちにつきましても2分の1程度の補助を市が行っておりますので、これにより代替ができることなどが理由として上げられます。

ちなみに、福岡県が主催をします青少年アンビシャスの翼事業は、本年度、1、アメリカ合衆国・カリフォルニア州、2、アメリカ合衆国・オレゴン州、3、イギリス・イングランドの3コースで計画をされておまして、13歳から満17歳の青少年36名で18日程度の海外研修を、この夏、実施を予定しているところです。本市からも3名の高校生が参加する予定となっております。今後とも、こうした国、県の事業に参加しやすい環境をつくり、支援することで、国際感覚を持った青少年の育成を図りたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、義援金について少し内容をお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど総額を教えていただきましたけれども、その内訳、要はいろんな団体、法人等から

の寄附があっているかと思います。よく新聞でも出ますけれども、そういった形で、それが法人の場合、個人の場合あります。それと、募金箱等での寄附ですね。その3つで、件数、総額、教えていただけますか。

○福祉課長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

きのうの一般質問の中でお答えをいたしましたように、6月24日現在で50,267,992円の温かい義援金を多くの皆様からいただいております。この義援金の法人、各種団体、個人からの件数と金額でございますけれども、個人につきましては88件、4,806,757円、それから法人、各種団体につきましては247件、42,710,913円、それから募金箱に直接投入していただいた金額が2,750,322円、以上で合計50,267,992円でございます。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、その義援金なんですが、これの受け付けは、ホームページ等でもいろいろと震災のことにに関して出ていますが、受け付けがいつまでかというのがちょっと私が見つけ切れなかったんですが、どのようにお考えか、教えてください。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えをいたします。

本市におきましては、当分の間ということで義援金を受け付けするようにいたしております。それで、日本赤十字社の例を見ますと、9月の末までというふうな見解を示しております。これは、柳川市のほうもこれに準じていくと、そういった考え方になるかと思いますが、これにつきましては再度検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。この件、ちょっと後の質問と絡めてまたお尋ねしたいと思います。

それで、今後の支援策、皆さん、もうテレビ、新聞等で御存じのとおりですから、私が改めて言うこともないんですが、復興に関しては年単位じゃなくて10年、20年、そういったことですので、本当に息の長い支援が必要になってくるわけなんです。今後の支援策等で、やはり私、いろいろ考えるに、幾つか柱があると思います。先ほど職員の派遣に関して、まず4名の方はもうお帰りになっていますが、新たに7月からもということはあるんですが、やはり行政支援のための職員の派遣というのは本当に大切なものだと思いますし、それとやはり瓦れきなんかが現地もまだまだ物すごいです。ですから、道路だけは、主要な道路は片づ

いておりますが、それ以外のところにはまだまだ山積みということになりますので、そういった作業をやっていただくボランティアというのも必要だと思いますし、現地を旅行、純粋な旅行はどうかということはあると思いますが、訪れる支援、そして被災地域の製品の購入による支援、大きくちょっと4つ私としては考えてみたんですけれども、それで行政支援に関しては、今後も、やはり要請があれば続けていきたいということですが、その前に現地に行って、帰ってこられた職員の方からのお話を聞かれて、金子市長、どのように思われたか、御見解をお願いします。

○市長（金子健次君）

荒巻議員のほうから現地派遣後の職員にどういう形で聞いてあるかということですが、現在、今、報告があったように、消防職員が3名、そして仙台の家屋調査等の派遣については4名、また7月からは4名派遣する予定でございます。その都度、派遣に行く前に激励と、あわせてお疲れさまでしたという報告を受けております。実際、いい経験をさせてもらったということの中に、ニュースが流れる以上に大変厳しいものがあったということと、私たちが生活しております日常の水道やガスや電気のありがたさを痛切に感じているというようなことと、それとあわせて、派遣する側の職場のほうも全面的に留守部隊としては応援をしなければならないということも、そういうコンセンサスを得なければ、派遣に行っても心配で、自分の仕事も気になると思いますので、そういうことを了解を取りつけて今派遣をいたしているところでもございます。今後、今言われますように、5年や10年、恐らく15年、その長いスパンをかけて支援をやりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。職員の方、毎年、人員削減ということで、皆さんお一人お一人の負担は確実にふえているかと思いますが、行かれた方は、やはり今後の行政に関して非常に間違いなく役に立つと思いますので、皆さん全員で協力していただいて、現地からの要請にこたえて、継続して職員の派遣に関しては引き続き行っていただきたいと思います。

それから次に、現地で、いわゆる作業をしていただくボランティアもやはり本当に足りていないんですが、ぜひ私が提案したいのは、福岡市が今出しているのが、ふくおか元気応援隊ということで出しております。既に4班出しております。これは、福岡市さんは、やっぱり福岡県西方沖地震で全国からお世話になったその恩返しということもありますし、福岡市、政令指定都市で、やはり余裕があると言ったら語弊があるかもしれませんが、出されております。大体月曜日の夜に福岡市役所を出て、翌日の火曜日の夕方4時ごろ仙台に着いて、水、木、終日、金曜日の午後過ぎまで活動をして、金曜日夕方、向こうを出て、土曜日の午後、福岡に帰ってくるというスケジュールなんですけれども。ですから、貸し切りバス約20時間

かけて行っておりますので、バス代だけで普通に考えたら3けたになるであろうと思います。ちなみに、福岡から仙台まで行けば、運転士、ドライバーさんも2名で足りないんですね。ちょっと変則的で、2名のドライバーは広島に先乗りして、広島から仙台までが2人で行きます。ですから、福岡から広島までは1人の方が行って、広島に着いたらその方は帰ってくる、帰りはその逆パターンなんですけれども。ですから、そういったもろもろを含めて結構かかるんですが、ですから私はぜひですね、市が持っているバスありますよね。あれは二十何名乗りですかね。ああいったのを使って、市民の方を募って、ぜひ現地に行かれるように市のほうで企画をしていただけないかと思っているところですが、いかがでしょうか。

○福祉課長（高田淳治君）

お答えいたします。

荒巻議員から御提案をいただいております、これはふくおか元気応援隊ということだと思います。これにつきましては福岡市が取り組んでおりまして、全国の20の政令指定都市の間で災害協定が取り交わされているといったことが前提としてあるようでございます。また、福岡市は、福岡県西方沖地震の際に全国からの支援を受けたことがきっかけで市職員によるボランティア団体が結成され、その後、官民一体となった広がりの中で取り組まれている派遣事業であるというふうにお聞きをいたしております。このふくおか元気応援隊での派遣内容でございますけれども、本年5月9日からを第1期といたしまして、先ほど荒巻議員もお話のように4班で派遣されていると、そういったことをお聞きいたしております。また、この一般の体制でございますけれども、30名程度、さらに市職員も10名程度加わりまして、総勢約40名の構成で、第1期以降、当面5カ月間で延べ400名の予定で、市民、それから協力企業、協力団体を募集いたしまして、被災地である政令指定都市の宮城県仙台市へ派遣しているといったことでございます。福岡市は、政令指定都市としまして、人口約138万人規模でございます、職員数も約1万人というふうに多うございます。また、これまでも鹿児島県豪雨災害などの被災地活動などでボランティア派遣を行っておりまして、こうした実績をもとに実施されているというふうにお聞きをいたしております。

ここで議員御提案のボランティアの派遣でございますが、本市といたしましては、政令指定都市に比べ規模が小さく、こうした募集をしてのボランティアによる市職員一体となった支援体制も十分とは言えません。したがって、現状では福岡市のような取り組みはできませんけれども、被災地の皆さんに対し、柳川市としましてでき得る限りの支援をしようという、前にも説明がありましたように、市職員が派遣をされているところでございます。これからも、説明がありましたように、7月からも行政支援、そういったものもしていく予定でございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

福岡市さんも、最初、行政主導でしたが、実は今はもう福岡ＪＣさんのほうが中心にやってあるんですね。ですから、私はそういった、今おっしゃったように30人が市民ボランティアの方、10名の方が市の職員の方というのにはあんまり賛成じゃないんですね。ですから、一応基本的な窓口はやっぱり市に置いたとしても、そういった形でＪＣさん等と協力しながら、特に学生さんですよ、乱暴な言い方になりますが、お金はないけど、時間はいっぱいある、そういったところだと思いますので、そういった人たちも本当は結構行きたいという人はいると思うんですね。私の世代だと子供さんが学生とか多い世代ですが、子供には行かせたいということは親の立場からは言っています、本人がどう思っているかですけれども。ですから、そういったことで、ちなみに、ふくおか元氣応援隊は、交通費の自己負担として5千円。そして、宿泊が現地在1班目はユースホステルでしたけれども、2班目からはロッジですよ、太白区の山奥のロッジと聞いていますが、3泊で7千円ぐらいの負担。12千円プラス食費、飲み物等実費ということですから、1日当たり1千円じゃきついても、2千円ぐらいあれば足りるのかなと思うんですが、それぐらい。ですから、目安として30千円あれば行って帰ってこれるのかなとは思いますが、やはりそれを個人で行くとなると、どうしても70千円、80千円、私、現地に4泊しました。で、宿泊は、実は体育館で宿泊代要らないんですね。本市でいいますと、水の郷の中に――本市も社協がありますが、そちらに事務所があって、遠野市は体育館が併設されていて、その体育館が開放されております。みんな寝袋を持ってきて泊まって、そこから、そこを拠点にやるんですが、ですからそういったところ、受け入れ先は幾らでもありますし、石巻市の場合は石巻専修大学のグラウンドでテントとかありましたが、そういった環境よりは非常に恵まれておりましたが。ですから、やはり20千円、30千円ぐらいの自己負担で行ってこれるとなると、学生さんでもやはり行けるのかなってあれですけど、やはり可能性が広がるのかなとは思っております、個人で行きますから。あと、東北まで私バックツアーで行きましたが、それだけでやはり50千円かかり、それでも50千円かかりますから七、八万円。で、西日本新聞の記者がゴールデンウィークに友達7人とレンタカーを借りて行ってきたけど、やはり現地に5泊して80千円ぐらいかかったという記事もありましたけれども。ですから、若い方が行ける環境をつくってあげれば、行きたいという人もいらっしゃると思うんですが、もう一度御答弁をお願いします。

○市長（金子健次君）

再度の質問であります。

課長のほうから一応お答えをいたしました、荒巻議員におかれましては5月に現地に行かれたということで、その経験とまたお話をされております。柳川市のほうから知り合いの方が一人だけ、薬剤師の方ですけども、行かれて、実際幾らぐらいかかりましたか、100千円近くやっぱりかかっておられました。それで、やっぱり大変だということも、肉体的な

疲労もあったと思うんですけども、経済的なやつもかなり要るかなというふうに思っております。

今回、柳川市のほうの、いろんな形で、自分は現地には行かれないけれども、ぜひ幾らかでも自分の小遣いからという形で、柳川市の中学校の生徒会等も、それぞれ各中学校については100千円以上の非常に貴重な小遣いの中からしていただいた、そういう気持ちの分が被災地に私は届いているというふうに、大変感謝の気持ちがいっぱいでございます。また、このほかにも柳川市でできる分としては、いち早く柳川農協さんのほうも新潟のほうにモチ米を送りまして、その分については車1台分ぐらいのモチをいち早く気仙沼のほうに送られたということとか、ことしのノリの分についても、有明海漁連、また共販、またそして漁業協同組合のほうもたくさんのノリを現地のほうに送られたというふうに聞いておりますので、そういう面でも柳川でできる分等をやったというふうに考えているところでもございます。また、そういうボランティアの福岡市の分も承知をしておりますけれども、そういう面で福岡市の分について柳川市も行きたいというような場合は、そういう形もどういう形で手続きを踏めば行けるのか、福岡県そのものがそういう方を募って行くのかという形でないと、柳川単独でバスを出してはなかなか無理かなというふうに今思っております。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。お米とかノリ、お米はどこでもあれですけど、ノリなんかは本当に柳川のPRにもなると思いますし、そういったことは本当に好ましいことだと思います。もちろんお米も非常に喜ばれると思います。

それで、ちょっと義援金のことにまた少し戻りますが、本市は日本赤十字社のほうを通しておりますが、もう1つ募金の受け入れ口としては中央共同募金会がございますよね。日本赤十字社は義援金だけをやられていると思いますが、中央共同募金会は被災者を支える義援金、日本赤十字社と一緒にですが、別途、支える人を支える支援金、要はボランティアの方々のための支援金、そういう分けてなさっているんですね。義援金は、3月14日からことし9月30日までですから赤十字社と一緒にですね。支える人を支える支援金に関しては、3月15日、義援金の翌日からスタートしておりますが、一応これの今のところの予定は平成25年3月31日、2年以上の期間なんですね。そういった形で、今後、やはりボランティアの方を長く支えていこうという、そういった動きもなさっておりますので、本市に関してもそういったことを含めて、義援金一本じゃなくて、支援金という形でもまだ継続して、そういったお金を先ほどからお話ししています現地に赴く活動の費用に充てられたらどうかなというふうに考えておるところでございます。

先ほど市長のほうから、ふくおか元気応援隊のほうにもということでしたけど、こちらも実は、当初は福岡市内在住、もしくは勤務でしたが、今、県内在住、もしくは勤務と、実は窓口が広がっておりますので、柳川市民の方、柳川勤務の方もふくおか元気応援隊に参加す

ることは可能となっておりますけれども、私としてはぜひ柳川市として、別にそれが5人でも10人でもいい、別に数が多くなきゃいけないということはないと思います。ぜひ再度御検討をいただきたいと思います。これは答弁結構です。

ちなみに、中央共同募金会なんですが、きのう現在でトータル36,480,150千円で、義援金が34,439,150千円、対して支援金が2,041,000千円、もちろんけたは違いますが、全体の5.6%は支援金としてやはり国民の皆さんが募金されておりますので、そのことも少しお知りおきいただければと思います。

それから、3点目で現地を訪れる支援ということでお尋ねします。

具体的には、本市の中学校の修学旅行の行き先として検討できないかということです。現状の行き先とか、業者の選定とか、どのように行われているかをお尋ねします。

○学校教育課長（高崎祐二君）

修学旅行の件につきまして、学校教育課のほうからお答えいたします。

まず、修学旅行は教育課程の一環で、学校行事、または総合的な学習の時間に位置づけられております。そのため、場所や日程については、現地に行くことで歴史や文化、経済等の学習効果が期待できること、またフィールドワークも実施することがあるため安全で公共交通機関が整備されていること、さらには市で定めております限度額内であること、以上のようなことを勘案いたしまして、学校が総合的に決定をしておるところでございます。

行き先につきましては、小学校のほうはすべて長崎のほうへ行っております。中学校は、4校が京都方面、2校が沖縄のほうへ行っておるところでございます。

あと、旅行業者の選定のほうもお尋ね……（発言する者あり）決まる時期につきましては、大体当該年度において決めてあるようでございます。

あと、今現在お尋ねの東日本への修学旅行をどう考えるかという点になりますが、やっぱりどういう目的を持って行くのか、何を学びに行くのかというものが大事になるかと思います。先ほど申し上げましたように、修学旅行は教育課程の一環として行われます。被災地を目の当たりにするということは、確かに一定の学習効果は期待できるものと思います。しかしながら、一方で、現在進行形で進んでおります震災の現場へ行くことにつきましては、児童・生徒の安全確保はもちろんのことながら、物見遊山的なこととならないかというところが、やっぱり十分な事前学習等も必要になってくるものと思います。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

あと済みません、1点、限度額があるということでしたけれども、それだけちょっとお尋ねします。

○学校教育課長（高崎祐二君）

限度額についてお答えいたします。

一応保護者の負担になっておりますので、保護者の負担を考えまして、小学校が20,600円、中学校のほうは55,700円と定めております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

本当に学校教育課長おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、現状で余震の問題とか、きのうもこちら地震ありまして驚きましたけれども、あと衛生面の問題とか、そういった点では近々はどうかなとは思いますが、京都方面、歴史、神社仏閣ですかね、それと沖縄も戦争の歴史とか、そういった学ぶ点は多々あると思いますけれども、今でしか行けないとかいう表現はどうかあれですけれども、やはり将来の柳川を背負って立つ中学生が経験、現被災地を実際見ることは、復興支援だけでなく、私は今後の人生に役立つことだと思いますけれども、教育長のほうの御見解いただけますか。

○教育長（北川 満君）

1つは、決め方についてちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、現在は長崎方面に小学校が6年生を対象として出ております。全国的にですが、中学校は受験関係が影響したんでしょうか、今、2年生ということで定着をしております。ですから、2年生が修学旅行に行く段階におきまして、帰ってくる前に、次の1年生の学年のPTAの方とか、あるいは保護者の方に一応説明を加えた上で、子供と保護者、受益者負担ということでございますので、そういった形で進めているのが現状でございます。

議員、今お尋ねの当地までどうかということでございますが、今、課長が申し上げましたように、55,700円程度の範囲で2泊3日で計画するならば、とてもこれはちょっと行けそうでもないかなと。予算的なものでちょっとネックがあると思います。もう1つは、先ほど説明申し上げましたように、現地の不安な状況、それから一番警戒しなきゃいけないのは事前指導における物見遊山的にならないかどうか、ただ同情だけで帰ってきてもらいたし方ないということも感じられますので、その辺は学校に、一応規制緩和の関係で今は届け出義務ということにしておりますので、届け出を私ども承認するということになっておりますので、議員の今の御意向、御提案を受けて、中学校には一応こういった意見も議員の方から出ていたよということで伝えたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。55,700円、そうですね。ただ、今後、いろんな動きがあるかと思いますが、私としてはぜひ、おっしゃったように、一応土俵に上げていただくというか、とりあえずお話しいただければと思ひまして、やはり現地のほうは修学旅行を含め観

光客にはぜひ来てほしいという意見、それと日本修学旅行協会のほうは行くこと自体が支援につながるのではということも言われておりますので、一応検討の一つにさせていただければと思います。

続きまして、被災地域の製品の購入による支援ですね。

やはり天神なんかでも多分、東北の物産展とかいうのがあったように思いますけれども、具体的に言いますと、ことしの市民まつりですよね、市民まつりが10月でしたっけ、ちょっと早まっているんですかね。で、もちろん市民まつり、地元の産品をいろいろと出させていただく分、出店者ともちょっと調整が必要な部分もあるかと思いますが、ぜひ5万人、6万人、7万人とお越しになる柳川の市民まつりに被災地域の商品を出して、市民の方に購入していただいて被災地を支援するということも御検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（野田 彰君）

市民まつりの中で物産等、震災を受けられたところの物産を出したらどうかということですが、一応実行委員会がありますので、その中でそういう御意見があったことを伝えていきたいというふうに思います。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。具体的には、天神には東北3県、それは青森、秋田、岩手なので、主な被災地として岩手県だけですけれども、みちのく夢プラザという場所がありますけれども、そちらのほうも多分協力してくれると思いますので、ぜひ御検討いただければ、ただ、宮城、福島というところとちょっとわかりませんが、そういったことも御検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（金子健次君）

部長のほうの実行委員会という形になっています。実行委員長は私でございますので、ちょっとあのときなぜ回答しなかったかというふうになるかと思いますが、地元の産品、要するに被災地の産品についてはニュース等でも私も伺っておりますし、向こうの関係機関とも協議をして、そういう方向性は考えておりますけれども、一応実行委員会にかけてみたいというふうに思います。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。さっき出ましたように、地元の出店者の方との調整が必要でしょうけれども、逆に東北の商品があるということでお客様がふえることもあるかと思うので、ぜひ実行委員会のほうで前向きに検討いただければと思います。

それから、ちょっとその他の項目で、節電等に関して、きのうも出ておりましたけれども、本市の節電の目標、これは新聞報道で久留米市とか大川市は明確に15%節電目標と出ておりますが、本市の場合のそのパーセンテージの目標はいかがでしょうか。

○生活環境課長（江崎尚美君）

節電に対する目標はということでございますけれども、具体的目標は設置しておりませんけれども、昨日も梅崎議員にもお答えしましたように、できるだけ無駄を省いて節電に努めるよう、市役所を初め、市民の皆さんにも御協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

それでは、ぜひ結果として、すごい頑張られたなという結果が出ることを期待します。

それと、太陽光パネルのお話がきのう出ておりましたけれども、1点だけ、本市で一般家庭で太陽光パネル、何軒ぐらいというか、何%ぐらい設置されているのか、わかれば教えてください。

○生活環境課長（江崎尚美君）

市役所で太陽光パネルの設置件数は把握しておりませんけれども、九州電力との契約件数でございますけれども、平成23年、今年の4月で799件となっているところでございます。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

799件ですかね。となると3%強ということですかね。ありがとうございました。

大川市さん、補助金を出されておりますが、大川市さんも大体今のところ同じぐらい、3%ということでございますので、できれば柳川市も補助金を出していただいて、ふえるように進めていただきたいと思います。

では、東日本大震災の件でちょっと時間をとり過ぎましたが、以上で終わります。

次に移ります。

運動施設の整備についてなんですけれども、今、検討中ということでございますけれども、昨年の6月議会でもこのことについて伺いしておりました。市長の答弁ですが、「現在、総合運動公園の計画を検討しておりますが、これとあわせて既存施設につきましても機能や役割の分担など、総合的な視点での整備充実が必要と今考えているところでございます。市で設置しておりますスポーツ施設には、グラウンド、体育館などたくさんの施設がございます。これらの施設を利用される市民の皆さんは、スポーツ活動を通じまして健康づくりに励まれたり、あるいは体協や少年スポーツクラブなど、スポーツを通じての青少年の健全育成に尽力されている方もたくさんいらっしゃいます。私は、このような活動をされていらっしゃる方がスポーツのしやすい環境を整備しなければならないというふうに考えております。したがって、既存体育施設につきましても、附帯施設を含めて充実を図り、施設整備の面からスポーツの振興を図っていく所存でございます」、このことに変更ありませんでしょうか。

○市長（金子健次君）

今の荒巻議員のほうからお話しされた分には、考え方は相違ございません。きのう、佐々木議員のほうから、その事業計画等について問われて、金額も大体の、その金額で抑えたいという気持ちの分もあったと思います。現在、現場のほうの調査とあわせて、その中にはグラウンド整備とか、トイレの改修、フェンスの改修とか、体育館内の要望事項等、それぞれのいろんな使用をされてある団体、またスポーツ関係者と十分打ち合わせをしながら、その費用につきましては財源の補助金のメニューを探し出しまして、そして残りは特例債、また言われるかもしれませんが、合併特例債を使われるか、使えないかということを十分福岡県と協議いたしまして、今後、所管委員会のほうにその案を示して、また意見を聞きながら練り上げたやつを議員の皆さん、全員の皆様の全協で提案をしたいというふうに思っているところです。

以上です。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市長、教育長、去年の有明総合グラウンドですね。ここの土はいいですねということじゃなくて、本当にグラウンドがいいですねという主催者からのお褒めの言葉がいただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後の青少年の国際交流についてお伺いします。

過去のいきさつ等、現状の考え方等は先ほどお伺いいたしました。実際、11年間、少年の翼に参加した子供たち、これは大体感想文とかいつも出るんですかね。大体どんなあれなんですかね。大体子供たちは非常によかったと言っているとは思いますが、ちょっとその辺がわかればお尋ねします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

感想文を直接私、読んではおりませんけれども、保護者の皆様の御意見をお伺いしますと、非常にやはりいい経験、体験をしたというお答えが返ってきているということはお聞きしております。

以上です。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そしたら、今、市のほうではもう20年度を最後に行われておりませんが、市内で民間等で実施されている国際交流の事例というのでしょうかがありますか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

現在、こちらのほうで、柳川近郊で実際に国際交流事業を行っているということでございますと、サンブリッジ国際交流協会がカササギ交流という形で韓国の小学生との交流を行って、お互いにホームステイをし合って交流を深めていこうという事業を実施されているところでございます。

以上です。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ちなみに、こちらでは何か補助金等はお出しておりますか。

○生涯学習課長（石橋正次君）

カササギ交流につきましては、直接の補助金というのはございません。子供たちへの補助金とか、そういった分のやつはございませんけれども、韓国の子供たちが柳川市にホームステイをする際に、例えば、交流会であったり、こちらの特産物を交流会の中でお配りしたりする、そういった経費につきましては市のほうからの補助金が出ております。

以上です。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

把握されているのはそれだけですかね。いや、私は知らないですけど、交流。

○生涯学習課長（石橋正次君）

国際交流という形では、現在は実施しておりませんけれども、過去には福岡県南青少年の船という団体が、今年度で26回目を迎えるわけですが、その中では過去にマレーシアに3回、それから韓国に2回、国際交流という形で行っております。そのほかの回数につきましては、沖縄、奄美、それから与論島ですか、そういった形での研修をやっている団体もございます。

以上です。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、今月の11日に昭代地区青少年健全育成大会というのが行われまして、我々昭代地区の議員5人も参加しまして、そのときは石橋課長もお見えいただいてありがとうございました。そのときの中学生の発表、小学生も含めて、全員立派過ぎて本当に我々驚いておったんですが、その中の1人の中学生が韓国に行ったこと、経験、そのとき感じたことを話しておりました。言葉は通じなくても心は通じ合える。交流を続けていけば心が通じ合い、仲よくなれると信じています。相手を好きになる、お互いをわかり合おうとする心が大切ですよということで、講評をされた先生も、とてもいい経験をされた、日本を見直すきっかけ、視野を広げることができるということをおっしゃっておりました。そのとき石橋課長、どのようにお感じになったか、お尋ねします。

○生涯学習課長（石橋正次君）

私も、先ほど議員のほうから御紹介いただきましたけれども、昭代地区の青少年健全育成大会の意見発表ということで参加をさせていただきました。非常に韓国・釜山でのホームステイ、これは先ほど御紹介しましたカササギ交流の中で韓国・釜山でホームステイをされた

ということでございますけど、非常に感動的なお話をされたと思っております。

○ 2 番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私は、しゃにむに行政のほうでやっていただきたいというのではありません。そういった民間の交流に幾らかでも御協力をいただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

○ 議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 2 順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

○ 22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、今回、市長の政治姿勢について、2つ目が河川及び海岸堤防の整備について、3つ目がピアス跡地問題について、4つ目が一般及び特別会計における自主財源の種類と金額並びにその滞納額についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、市長の政治姿勢について、市長のマニフェストについてお尋ねをいたします。

金子市長は柳川危機宣言の中で、「1市2町が合併して4年がたちました。前途に希望がふれるはずだった合併。しかし、現実には市長と議会の対立に終始し、市政は停滞。市民の市政への信頼が失われた4年間でした」と述べられています。市長選挙で金子市長は47項目のマニフェストを掲げ、石田前市長と議会多数派の確執をその責任があたかも石田前市長にあったかのようなスタンスで議会多数派や元柳川市長の支援を受け当選されたものと私は認識しております。この中での石田市長と議会の対立の責任の多くは、議会側が提案された政策のよしあしにかかわらず、数の力で反対したことではなかったかと思っております。

柳川市では、慣例的に長年議会の有力議員が市長の執行権威に関与し、影響力を保持し続けてまいりました。そうしたしがらみを拒否した石田前市長への議会多数派の対応が、石田市長つぶしになって、市政が混乱したのではないかと思います。政策のよしあしがまともに審議され議決されなければならないのに、当初から反対のための反対、数の力でまかり通るといったような状況であったように思います。このことは、この地方の大きな利権体質の中での出来事ではないかと思われてなりません。赤信号みんなで渡れば怖くないといっ

た状況に、信号が青になってから渡りましょうというけじめは、特に政治の世界において極めて大事なスタンスではないかと思います。この基本的なスタンスがないがしろにされ、当事者に都合のいいように使い分けられ、当事者の意思に反する場合は、事のよしあしは別にして排除するという政治風土がまかり通ってきたのではないかと思います。こうした政治風土は改めなければなりません。私はこうした立場から市議会議員としての政治活動をしてきたつもりでありますし、今後ともそのような気持ちで議員活動を続けていきたいと願っております。

さて、選挙結果は尊重されなければなりません。しかし、それは市長選挙で掲げたマニフェストが誠実に、確実に実行されているかいないかによります。金子市長はマニフェストの中で4年間で行う重要施策の優先順位を3つ上げられております。第1が総合運動公園の整備、第2が水環境の再生、第3がかわの駅・まちの駅整備となっています。

第1の総合運動公園整備については、担当職員を配置し、整備計画案が作成されましたが、近隣である船小屋周辺に県の運動公園が整備されているのと、柳川市にとっては総合運動公園建設及びその維持管理に財政的に無理があるということで、多くの市民の心配を受けて、最終的には市長の判断で白紙、先送りになりました。

第2の水環境再生は、汚水の流入抑止、しゅんせつによる流水の確保、もたせ機能の維持再生、生物に優しい工法の護岸工事、しゅんせつしたヘドロの再利用システムの確立によるリサイクルなどを実施し、柳川の掘割を再生することにありますと述べておられます。ここで取り上げたいのは、もたせ機能の維持再生としゅんせつしたヘドロの再利用システムの確立であります。もたせ機能の維持再生は、農業用水の維持確保はもとより、生活・消防用水の確保を初め、柳川の産業の大きな柱の一つであります観光の川下りにも大きな影響を与えます。もたせ機能の維持再生はどのように取り組まれているのか、成果なり実施計画があるのか、お尋ねいたします。また、しゅんせつ残土が現在14万から15万立米程度あると言われていますが、その処理を含めこれからしゅんせつされるヘドロの処理、再利用システムの確立については、どのように取り組まれておられるのか、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。また、システムの確立のためにどんな機関に研究や調査をさせておられるのか、お尋ねいたします。

第3のかわの駅・まちの駅整備については、道の駅も含めてその進捗状況をお聞かせ願います。一昨日の緒方寿光議員の質問とダブるところがありますので、簡潔にお答えをお願いいたします。

壇上の質問はこれで、あとの質問については自席で行いますので、よろしく願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀澄雄君）

白谷議員、何でしょうか。

- 4 番（白谷義隆君）

先ほど伊藤議員の冒頭の中で、議会のことに触れられましたが、私はいささか問題があるのじゃないかと思いますが、ちょっと休憩をお願いしたいと思いますが。

- 議長（古賀澄雄君）

議運の委員長。

- 議会運営委員長（荒木 憲君）

はい、暫時休憩をお願いします。

- 議長（古賀澄雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 0 時 5 分 再開

- 議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の伊藤議員発言における休憩について説明をいたします。

議会運営委員会で議長に注意してほしいとの結論に達しました。一般質問は、市の一般事務についてであります。この範囲を逸脱しないようにとお願いをしておりました。今回の前市長のときの市政停滞が一方的に議会の責任であるといった発言は、議員の品位を欠く発言だと考えますので、議長において注意をいたします。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 6 分 休憩

午後 1 時 再開

- 議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 22 番（伊藤法博君）

先ほど私の一般質問の発言中に中断の申し出があって、先ほど議長のほうから発言がありました。私は、何で私の質問が中断させられたのかわかりません。私の発言のどこが問題だったのか、指摘をしていただきたいと思います。

- 議長（古賀澄雄君）

先ほど発言したとおりでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議事を進行させていただきます。（「議長、ちょっと時計はとめてくれんですか」と呼ぶ者あり）

議事を進行いたします。

- 22 番（伊藤法博君）続

私の発言が議会多数派とか、そういったことが問題だということでございましたけれども、

議長の説明ではそういうことでございましたが、議会多数派という言葉は私も過去一般質問の中で何回も使っている言葉でありまして、何で今回だけその言葉が問題なのか、私には理解できません。こういうことで発言が中断されるということであれば、恐らく国会ではもう一つも国会は空転して前に進まないだろうと思います。そういった意味で、非常に私はこういった柳川の議会のあり方には問題があるんじゃないかと思っております。

それで、一般質問を続けたいと思いますので、執行部の答弁をお願いします。

○市長（金子健次君）

伊藤議員のほうから私の政治姿勢に関する部分というのがありましたので、そのことについて、きょうは傍聴者、またライブでインターネット中継がありますので、そのことをはっきりと説明をしておきたいというふうに思います。

私は2年間、議会への説明責任を果たし、対話を重視してまいりました。すべての議員さんに対しましても同じように接してまいったつもりでございます。すべてをオープンにし、また公正・公平な市政運営してきたつもりでもございます。議会が混乱し、市政が停滞をしたことをだれかのせいというのは、市政を預かるトップとしては大変無責任なことだというふうに私は思います。市政の最高責任者である市長、私が最終的な責任を負うものではなからうかと私は思っております。私は、ちょうど就任したとき、一番最初に議員全員協議会を開催していただきました。そのときに、選挙の結果は出ました。しかしながら、選挙前のいろんなことがありましたけれども、ノーサイドという形でこれからは以前のような市政の混乱を招かないよう、議会や市民に対して十分説明責任を果たしながら、議会と執行部が両輪となって柳川市民がよりよい方向に行かなければならないと、そういうことを申し上げたところでございます。さらなる努力もこれからしてまいりたいというふうに考えております。

一番最初に総合運動公園につきまして、3点きょう質問が冒頭ありましたので、総合運動公園につきましては、ちょっと繰り返しになりますけれども、お話をさせていただきたいと思います。

総合運動公園そのものはマニフェストに掲げて、そのことについてはここ2年間の間にいろんな議会の中でも御論議いただきました。マニフェストは市民との約束であり、市政運営の基本となるものであります。私はその実現に努めていかなければならないという気持ちはいまだに思っております。しかし、市政にはマニフェストに掲げた政策以外にも重要な政策課題がたくさんあります。市長に就任をいたしまして、庁舎統合の問題、市民会館の改修の問題、学校校舎の、大和中学校の全面改築の問題、また西鉄駅前の周辺整備など、今後大きな事業費を必要とする事業がございます。そういう中において、今回市民のアンケート、また外部評価委員会の御意見、市民の意見、議会の意見等を尊重しながら施策に反映をさせていかなければならないというふうに常に思っているところでございます。政権交代によって、民主党政権の中でコンクリートから人への転換など、社会情勢の変化にも応じた、その時点

における最も適切な対応も必要かというふうに思っております。

このようなことから、私はマニフェストを基本としながらも、これを発展させたり、あるいは目的達成のためにやり方を見直していくことが必要ではないかというふうに考えております。自分の考えを頑固に押し通すと、そういう気持ちはございません。市政運営の指針となるマスタープランにおきましても、基本構想は10年間変わりませんが、実施計画は毎年見直しをいたしているところでもございます。重要なことは、市民の皆様に支持がいただける市政運営を行うことでありまして、そのためには当初掲げましたマニフェストに固執することなく、必要に応じて見直しをして柔軟に対応しなければならないというふうに、いつかの議会の中でも申し上げました。きょうはそういうことで、さらにお聞きでございますので申し上げますところでございます。

このようなことから、総合運動公園の整備につきましては、将来の課題として残しながら、当面は既存のスポーツ施設や公園の改修、整備方向にかじを切り直したわけでございます。現在、荒巻議員からも質問がありましたけれども、担当課、また私自身も、既存の施設については現場を見ながら、どこを改修したほうがいいのか、またスポーツ関係者とも話し合っておりまして、そういうことを今練り上げております。財源をどうするかということについても、補助金のメニューを探しておりますし、どれくらい特例債を活用することができるかということを含めて、ある程度固まったら所管の委員会に提案をし、また議員の皆様にお諮りし、最終的な構想を練っていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、2点目の水環境の再生、また、かわの駅・まちの駅につきましては、初日に緒方議員から質問がありましたけれども、重なる部分があるかと思っておりますけれども、担当部署のほうからお答えをしたいと思います。

以上です。

○水路課長（安藤和彦君）

それでは、市長のマニフェスト中の水の再生項目中のもたせ機能の維持再生及びしゅんせつしたヘドロの再利用システムの確立について、私のほうからお答えさせてもらいたいというふうに思います。

まず最初に、もたせ機能の維持再生でございますが、このもたせにつきましては、先人たちが創意工夫し、長年をかけて作り出した水の管理システムだというふうに存じております。その主な機能でございますけれども、1つには洪水調整、それに相反することですけれども、渇水に対する調整、それに水位調整、それと水路の幅を絞ることによります流速を上げることによって水中への酸素溶存量を高める等があるというふうに存じております。

この維持再生の具体的な例でございますけれども、筑後川下流土地改良事業で造営しました国営水路の制水門の操作管理において、もたせ機能を持たせるように一定の水位を保って、オーバーフロー分だけを下流に流すというような操作管理を実施しております。また、県営

筑後東部かんがい排水事業でも同じような制水門を造営していますけれども、この管理についても同じような操作管理を行うことで関係市町と協議をいたしておるところでございます。そのほか市が管理する樋門や土木組合が管理する樋門の改修やその後の操作管理につきましても、このもたせ機能を維持再生することを主眼に置いて、その後の操作管理についても心がけていきたいというふうに考えております。

次に、しゅんせつしたヘドロの再利用システムの確立についてですけれども、この質問につきましては、一昨日の緒方議員の質問に対する答弁と重なる部分があるかと思えますけれども、その点についてはお許し願いたいというふうに思っております。

まず最初に、進捗状況でございますけれども、このしゅんせつヘドロの再利用のうち、堆肥化等の問題でございますけれども、これについては一昨日も申しましたように、技術開発のほうがおくれているということで、市が導入可能な簡易かつ低コストのまだ技術開発には至っていないというふうに存じております。そういうことから、市が導入可能な簡易かつ低コストの技術開発を待って導入をしていきたいというふうに思っています。

とはいいましたものの、しゅんせつヘドロの再利用につきましては、喫緊の課題ということもございますので、まずは農地還元を主に進めてまいりたいというふうに思っています。その後の再利用のあり方ですけれども、これは国、県、市が行う公共事業の盛り土材への再利用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、この調査研究を特にどこかの機関にやらせているかということでございますけれども、これにつきましては、特に今のところ調査研究をさせている機関はございません。ただ、これにつきましては、非常に市の課題ということは市も認識しておりますので、そういう調査研究をしている公的機関や大学の研究所等の研究の進みぐあい、進捗ぐあいについては常に注目をして、情報の収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○観光課長（古賀廣介君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、まちの駅の状況についてでございますが、まちの駅の表現については、全国組織のまちの駅連絡協議会との関係もありましたので、柳川独自のものとしてよりめせ柳川の駅というふうな命名をいたしまして、そういったのぼり旗を作成いたしまして、現在、コンビニエンスストアや民間事業所の御理解、御協力をいただき、41店舗に配置をいたしております。なお、登録の各店舗に御協力いただく内容といたしましては、のぼり旗の設置、観光パンフレットの配置、簡単な道案内、それにイベント等の情報の提供、それからトイレの提供などをお願いしております。また、登録店舗等の募集につきましては随時行っていきたいというふうに考えております。

このようなことで、柳川を訪れていただくお客様方に柳川人のもてなしの心といえますが、

そういった部分をアピールしていただくことにつながっていくというふうに考えております。

次に、かわの駅でございますけれども、御質問のとおり、一昨日、緒方議員にも御質問のときに御答弁いたしましたけれども、考え方といたしましては、川下りとまち歩きの組み合わせによりまして、既存の観光資源を生かして、川下り途中で船の乗りおりができ、途中で船をおりてまち歩きを楽しんだり、お客様自身が水上からも陸上からも選択しながら柳川を楽しんでいただくというふうなものでございます。これらによって観光客の増加や回遊性が高まっていけば、立ち寄りどころとなる民間のお店等の出店にもつながっていく可能性があるというふうに考えております。大きな道の駅のような、ああいった直売所的な大きな施設をどこかに1カ所、川下りコースにつくるというような発想ではございません。なお、伊藤議員も御承知のとおり、現在、川下りコース沿いの遊歩道には白秋先生を中心とする俳句や短歌を刻んだ詩碑、歌碑などがたくさんございます。こういった文学的要素を備えておりますので、より魅力を高めるために既存の武家屋敷等も活用をしながら、観光ガイドの体制を強化していけば、徐々にまち歩きの観光客もふえ、滞在時間の延長や経済効果につながっていくものと考えております。

このような考え方のもとに、各団体やらガイドの皆さんやら地域の方々と協議を進めながら、少しずつこういった形に持っていけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

市長に就任されてから2年が過ぎました。マニフェストで約束した4年間で実施する案件については、この2年間で下準備というか、下ごしらえができていなければなりません。後の2年間で約束したマニフェストを仕上げなければなりません。最優先であった一丁目一番地の総合運動公園整備は白紙で先送り、これは市長のいい判断だろうと思います。

それで、2番目の水環境再生のヘドロ再利用システムの確立については、産官学の研究のおくれ、実施計画のめどさえ立っていないということです。もたせ機能の維持再生につきましては、日ごろ皆さんが感じられております末端の水位の変動の極端な上がり下がり等を見れば、今のところまだ十分に維持機能が再生されていないんじゃないかと思われます。

3番目のかわの駅・まちの駅、道の駅については、小手先の取り組みがなされているようで、市民が期待している農水産物や地場産品が自由に出荷され、地域住民や観光客が立ち寄って買い物ができるフリーマーケット的なものとはほど遠いように思います。

4年間で取り組む最優先順位の3つの最重要マニフェストに対しての取り組みが2年を過ぎたこの時点においてこのような状況であるならば、マニフェスト作成に当たっての認識が余りにもずさんであったと言わざるを得ません。市長のマニフェストに対する対応がこのような状況で残りの2年間も推移するとするならば、市長選挙に際して、柳川市民に空手形を

渡して選挙に勝ったと言われてもいたし方ありません。市長の見解を求めます。

○市長（金子健次君）

空手形じゃないかというようなことなんですけれども、決して私自身、伊藤議員が私のマニフェスト47項目について、お手持ちだと思います。その47項目について着手した、成果があった分はちょっと別にいたしましても、着手した分というのは85%ぐらい着手しております。その中において、総合運動公園についてはかじを切り直した、そしてヘドロの、なかなかこの問題が非常に難しい、懸案の事項、長年の柳川市の懸案事項でありますし、いまだになかなか見えない部分があります。それは正直申し上げまして、非常に厳しいなというふうに思っております。

それと、道の駅につきましては、沿線上にみやま市さんのほうがつくられたということで、なかなか非常に難しい分があります。同じような沿線の中ではなかなか非常にできにくいという、国交省の補助のつき方の問題もあります。しかしながら、柳川には水産物もありますし、農産物も非常にありますので、そういう面については、私自身も隣接するみやまさん、また大木町の道の駅もしょっちゅう行って状況を見ております。特に熊本県における道の駅の繁盛というんですかね、たくさんのお客様が行っておられますし、糸島、久留米、そういう大成功しているところもございます。そういう面を含めて、そういう空手形を切ったわけじゃございませんで、ちょっと私にとってはその一件についてはちょっと厳しいなというふうに私は思っておりますけれども、ここ2年間、余り休まずに頑張ってきたつもりでございますけれども、そういう評価はいただいていないとするならば、私自身は頑張ったこの2年間やってきたということで、85%近くは着手をし、あと1年10カ月には成果が上がるようにこれからも努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

今までの2年間での進捗状況が余り芳しくない、あとの2年間でそれなりの努力をして、マニフェストの達成に向けてやはり頑張ってもらいたいというエールを送っておるところでございます。

マニフェストとは、予算と時期と手法を明確にしての公約でありますから、技術的見通しや方法論、設計金額はある程度確立しておかなければならないと私は思っております。そして、特にやっぱり14から15万立米あるという堆積ヘドロの分別、再利用は重要で喫緊の課題であります。堆積ヘドロの分別、再利用システムは、現在土木工事で行われているような今ある技術、装置で可能ではないかと思えます。実証試験を実施して、少しでもその量を減らす努力をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○水路課長（安藤和彦君）

議員お尋ねの実証試験をすべきじゃないかということでございますけれども、これにつき

ましても、昨年の12月議会のほうで答弁をさせていただいたというふうに思っております。先ほども言いましたように、なかなか堆肥化の技術開発については、やはり大変研究、技術開発がおくれているということで、現在のところ簡易で低コストの技術開発というのには至っていないというふうに存じております。これは広く情報収集等も私たちもしておりますけれども、まだそういうものの情報を得ていないということでございまして、それと、先ほど言いましたように、公共事業への再利用、これにつきましても、やはりなかなかしゅんせつヘドロという性格上、非常にごみ等の混入もございまして、それ自体の強度不足、そういうものもございまして、なかなか一概に公共事業のほうに転換が図れないという部分がございまして、それと、その実験実証といいますか、そういうことにつきましても、やっぱり大がかりなものが伴いますので、これについてもなかなか現在においてはそういうものを実施するというまでには至っていないというふうなことでございまして、今後もこういう技術開発等については注目をしながら情報収集をしてまいって、そういう技術の開発がなされれば、それはもう市が導入することに向けての検討はしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

堆積ヘドロの処理につきましては、恐らく相当の経費はやはり覚悟の上やっていかなければならないと思います。現在900キロある水路については、道路と違って交付税の算入がされていないということでございまして、そういったことも含めて交付税に算入されるように、やはり中央のほうに働きかけていただいて、国なり県なりの補助をいただいて、そしてこういったシステムが確立するように、そして15万立米といいますと、1町歩の面積に十四、五メートルの残土が堆積しているというようなことだそうでございますので、一刻もですね、そしてそれもまたこれからどんどん多く堆積していくような状況にありますので、一刻も早いそういうシステムをですね、ある程度予算の規模は大きくなっても仕方ないと思いますので、それも含めてやはり検討をしていただきたいと思います。

次に、河川及び海岸堤防の整備についてお尋ねします。

3月11日に発生した東日本大震災は日本にとって1,000年に一度起こるか起こらないかと言われる大震災であります。数多くの人命と家屋や施設が根こそぎ流される光景を目の当たりにすると、津波の恐ろしさが改めて認識させられます。また、3月11日以降、私たちは起こる確率が極端に小さい数値であっても、想定外のこととしては片づけていけないことを身をもって思い知らされました。しかも、今後30年以内にマグニチュード8程度の地震が起こる確率は東海地震が87%、東南海地震が70%、南海地震が60%と予測されています。これらの単独地震でも大きな被害が想定されますが、さらに警戒すべきは、より被害が拡大する3連動地震です。3連動地震は300年に一度、3つの地震が連動して巨大地震を引き起こして

います。現在の研究では、1707年の宝永地震が直近の3連動地震とされています。宝永地震から300年以上が経過しており、東海地震等の単独地震が引き金となり、隣り合う震源が連動して巨大化する3連動地震になるとされています。そうなった場合、関東、東海、紀伊半島、四国、九州などの太平洋岸は甚大な被害を受けることになり、当地域でも東日本大震災より震源が近い3連動地震の影響は大きいものと思われますし、日本にとって取り返しのつかない被害になると予想されます。東日本大震災、津波被害、福島第一原子力発電所の放射線被害などが終息し、一日でも早い復興を願います。さらに、西日本大震災と言われるような3連動による大地震が来ないことを祈るばかりでございます。

さて、柳川市は筑後川、矢部川、有明海に面し、肥沃で自然豊かな、しかも災害の少ない地域であることは多くの皆様が認めるところです。戦後65年になりますが、昭和28年の大水害以外は、幾つかの大きな台風は来たものの、甚大な災害はなかったものと理解しています。

そこで、心配なことが2つあります。1つは、昭和28年の大水害以上の大雨になった場合でも十分耐え得るよう筑後川、矢部川、沖端川、塩塚川の河川堤防が整備されているかということです。昭和28年の大水害以来、筑後川では夜明ダムやほかの幾つかのダムが、矢部川では日向神ダムが整備され、河川堤防も整備されているものと理解しています。河川堤防で未整備地区があればお示しを願いたい。

もう1つは、有明海の海岸堤防についてであります。大和干拓や昭代干拓の堤防は、農水省の直轄事業であるために、それなりの整備が済んでいると理解しています。しかし、両開地区の海岸堤防は、県営干拓であったために県費で整備されています。投入予算が少なく、整備完了までにまだ10年以上かかるとのことでした。大和干拓や昭代干拓の海岸堤防と比べると、両開地区の海岸堤防は見劣りがします。しかも、心配なことに地盤沈下で2メートル程度沈下し、弱っている明治、長栄地区の海岸堤防の整備がおくれています。どの程度の進捗率で、完了年度はいつか、投入予算はどの程度あるか、お尋ねいたします。同時に、当該地区の地盤沈下の状況は近年どのようなになっているか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

河川堤防で未整備地区と完了見込み年についての御質問にお答えいたします。

柳川市には代表的な河川として筑後川、矢部川、沖端川、塩塚川がございますが、筑後川、矢部川の管理は国土交通省が行っております。また、矢部川、塩塚川につきましては福岡県が行っております。筑後川、矢部川につきましては国土交通省筑後川河川事務所、沖端川、塩塚川につきましては福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせました結果を報告いたします。

筑後川につきましては、1.8キロの河川堤防がございますが、整備計画高さに対して現状の堤防は約1メートル不足しています。しかし、上流部にはそれ以上に不足しているところが数カ所あり、上流部の堤防の高さ不足箇所の整備を先行しなければならないとのことで、

現在のところ、整備予定年度は明確でないとのことでした。

矢部川につきましては、現在整備中であります中島地区の、延長は0.45キロと、中島地区の浦島橋下流部より西鉄天神大牟田線までの未着手区間0.25キロメートルが現在重点整備区間となっております。この中島地区より上流の約4.8キロ区間につきましては、堤防の高さは確保できております。現在の事業区間より下流の約1.7キロメートル区間につきましては、整備計画高と比べまして平均で約50センチ程度不足しております。整備完了年度は現在不明でございますけれども、現在事業中の区間も含め、西鉄天神大牟田線までの重点整備区間の事業完了後にみやま市も含めまして、堤防高の低い場所より事業を着手するとのことでした。

沖端川と塩塚川については、高潮対策区間と河川改修区間がございます。沖端川ですけれど、高潮対策区間は河口部より三明橋までの約2.6キロで、事業期間は昭和47年度から平成26年度までの予定です。また、河川改修区間は三明橋より矢部川までの約10.4キロ区間で、事業期間は昭和44年度から平成30年度までの計画となっております。

次に、塩塚川でございますけれども、高潮対策区間は河口部より塩塚川新橋上流までの約4.05キロメートルで、事業期間は昭和49年度から平成30年度までの計画でございます。また、河川改修区間は塩塚川新橋上流より国道443号線までの約3.5キロ区間でございます。事業期間は昭和41年度から平成27年度までの計画となっております。

次に、両開地区の海岸堤防の進捗率、完了年度、投入予算についての質問にお答えいたします。

両開地区の有明海岸堤防でございますけれども、吉富町の福岡県水産海洋技術センター有明海研究所地先から塩塚川の両開漁港の旧堤防までの約6.3キロ区間であります。現在、むつごろうランド南側の一部を省き、塩塚川河口の満留波樋管より下水道処理場南側までの区間を完了しています。進捗率は事業費ベースで61.2%であります。事業期間は昭和43年度から平成36年度までの計画です。これまでの事業費でございますけれども、昭和43年度から平成22年度までで約11,220,000千円となっております。

以上でございます。

○水路課長（安藤和彦君）

お尋ねの両開地区の地盤沈下の状況はどうなっているかということについてお答えしたいというふうに思います。

現在、両開地区を含みます柳川市、大牟田市、みやま市、大川市の筑後平野南部地域の地盤沈下の状況調査については、筑後農林事務所が207カ所の観測地点を調査しております。その調査結果でございますけれども、平成23年の2月に行った調査では、昨年に比べて最大沈下量が27.9ミリメートル、3センチ弱でございます。それと、最大隆起量が13.1ミリメートル、1センチちょっとでございますけれども、になっております。しかしながら、調査地点207カ所のうち、ほとんどの地点は10ミリメートル未満の微変動であったというふうに聞

いております。１センチ以内ということでございます。

そういうことから、県といたしましては、両開地区を含む筑後平野南部地域の地盤沈下については終息傾向にあるというふうに分析をしているようでございます。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

両開地区の海岸堤防は全長6,230メートルで、消波堤防3,958メートル、緩傾斜堤防700メートル、直立堤防1,572メートルの３種類の堤防で構築されています。それぞれの違いはどのような違いがあるのでしょうか、お尋ねいたします。そして、それぞれの堤防がどのように改修されるのか、お尋ねいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

両開地区の海岸堤防の３つのタイプの場所、構造、機能についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、両開地区の海岸堤防につきましては、消波堤防、緩傾斜堤防、直立堤防の３つのタイプがございます。両開地区の海岸堤防整備の事業主体であります福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせましたところの結果、以下のとおりでございました。

直立堤防につきましては、沖端川及び塩塚川河口部において、河川断面確保のために前面を直立させて、コンクリートで補強させたものでございます。

緩傾斜堤防につきましては、むつごろうランド付近と下水道処理場西側の柳川ひまわり祭りを行う場所に隣接する場所を海側を緩い傾斜をつけて、景観に配慮した構造としたものでございます。

消波堤防は基本的な構造でございまして、直立堤防、緩傾斜堤防以外の場所で施工しております。

３タイプの堤防の構造における天端幅、内陸部、高さについての主要構造部につきましては、いずれも同じであり、海側の処理方法を目的別に分けて施工しているとのことでした。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

改修整備の内容についてわかりますか。各それぞれの、３つの種類の堤防があって、それぞれ改修されていますね。その改修が、今までの堤防はこうだったけれども、改修後はこうなるというふうな、わからなければまた後で資料をいただければありがたいと思います。

沖端川左岸の西新漁港から長栄樋管までの、これは海岸堤防だそうですけれども、その堤防の背面側の管理がそれ以外の堤防よりおろそかになっているように見受けられます。まさしく草ぼうぼうで、堤防の背面の状況を確認することさえ困難な状況です。地元の人に言わ

せると、その部分の堤防が一番ダメージを受けているとのことでした。どうしてそのように放置されているのか、わかりますか。

○建設課長（中村敬二郎君）

西新漁港下流の堤防の状況でございますけれども、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所によりますと、予算の関係上、どうしてもそのような状態という回答でございました。

○22番（伊藤法博君）

ほかの海岸堤防を見てみますと、非常に整備というか、管理が行き届いていますけれども、その部分は極端に管理が悪いので、やはり県のほうにも指摘をして、その辺の管理も徹底してもらうようお願いをいたします。

柳川防災マップをいただきました。これによりますと、筑後川、矢部川、沖端川の大雨によるはんらの浸水地域の想定はされていますが、海岸堤防の決壊による浸水地域の想定はされていません。海岸堤防の決壊は想定外のことなのか、決壊したら対応のしようがないから浸水地域やその程度が示されていないのかどうか、お尋ねいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

海岸堤防の整備でございますけれども、これは有明海沿岸4県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、それと国土交通省、それと農林水産省で統一した基準で進めておるそうでございまして、今現在整備が完了しております分については、その基準にのっとった整備高で整備しておるそうでございます。また、長栄樋管から西新漁港までにつきましては、今後整備を進めていくということでございました。

○22番（伊藤法博君）

なるべく早くそういった海岸堤防の決壊によるそういう浸水地域の設定や程度を示していただきたいと思います。

地元では大きな台風が来れば、海岸堤防は持ちこたえ切れないと多くの人が思っております。やはり道路や橋よりも海岸堤防の整備が第一に整備してほしいと思っておるところでございます。海岸堤防の決壊はあってはならないことですが、両開の海岸堤防の改修整備は何よりもさしおいて改修整備すべき重要課題であり、その改修整備がまだ完了せず、10年以上かかるということは、余りにもないがしろにされてきたと言わざるを得ません。そこで、ちょっと市長の見解を求めます。

○市長（金子健次君）

有明海沿岸には大和干拓堤防、そして昭代干拓堤防、それにつきましては国の事業という形で、九州農政局のほうでやっていただいて、強度な堤防ができておるというふうに思っています。私は、なぜそこを国がしてもらえないのかと一度問うたことがあったんですね。そしたら、後背地の農場、要するに農地の面積によって県営事業になっているということでございます。この事業につきましても、福岡県の予算の中では両開の堤防のところはかなり費

やされているわけですね。そういうことについて、私自身も海岸協会の福岡県の会長をしております、その都度予算の配分についてはお願いをし、なるべく早く完了するようにお願いしているところでございますけれども、何分そういう予算については県の事業でございますので、これからさらにまた東日本大震災の関係で結構厳しくなるかなというふうに思っていますけれども、私自身も努力をですね、そういう問題がありますので、際立って大和干拓、昭代干拓のほうがすばらしくよくできていますので、市民の人たちの心配もあるかと思えますけれども、十分その気持ちを理解しながら、今後事業の遂行に向けて努力してまいりたいというふうに思っています。

○22番（伊藤法博君）

特に両開の海岸堤防につきましては、やはり地盤沈下の影響もあって、かなり弱っていると皆さんが思っております。もうあそこが一たん切れれば、この柳川市役所の辺まで海水が来るというような状況でございますので、これは何よりもさておいて整備をお願いしたいと思います。

次に、ピアス跡地問題についてお尋ねいたします。

アスベスト除去及び建物解体工事設計金額についてですけれども、工事設計金額明細書にアスベスト除去関係が60,485千円、建物解体等（アスベスト除外関係以外）が92,185千円となっています。アスベスト除去には特別な資格や装置、機具が必要と思われますが、具体的な発注はどのような形態をとられるつもりでしょうか、お尋ねをいたします。そして、建物解体等に鉄、アルミ、銅などの有価物は工事設計金額に算入されているのか、お尋ねをいたします。

○副市長（刈茅初支君）

まず、アスベスト除去工事の発注形態についてでございます。

現在、ピアス社との間でアスベスト除去経費にかかる費用、負担割合などについて交渉中でございます。したがって、現段階においては、どのような形態でアスベスト除去に係る工事を発注するかについてまで検討するに至っておりません。

なお、一般論として申し上げますと、アスベスト除去と建物解体工事を一体的に発注するほうが安価になるというふうに考えております。

それから、建物解体等にそういった鉄、あるいはアルミ、そういった有価物の設計額が算入されているのかという問いでございますが、今回の設計額にも議員が言われますような、そういった有価物の積算、これが算入されております。その額は約10,000千円ということになっております。

○22番（伊藤法博君）

建物解体にはそういう有価物のやつも差し引いて入っているということでございます。

ピアスとの交渉過程と今後の方針についてお尋ねします。

3月議会以降のピアス社との交渉経過及び今後の交渉方針についてお尋ねします。

○副市長（刈茅初支君）

先月25日に開催されました議会全員協議会でも申し上げておりますけれども、まず3月29日に柳川庁舎において交渉を行っております。出席者はピアス社側が藤野部長と社員1名ということで2名、それから市側が私と総務部長、ほか職員2名で対応いたしております。

本市からは、今回のアスベスト除去に係る設計額が民事調停時点でのピアス社の想定額、これが130,000千円と、大幅に下回る60,485千円となったことを受けて、ピアス社に対しまして従来から主張しておりますピアス社のアスベスト除去負担割合の2分の1に対する再検討を申し出たわけでありまして。これに対してピアス社は持ち帰って検討するというところでございました。

それで、4月25日にピアス社のアスベスト除去負担割合に対する検討結果を確認するため、大阪のピアス本社において交渉を行っております。出席者はピアス社側が川島社長補佐、それから藤野部長と、市側として私と大坪総務部長、それから職員1名ということで参っております。

ピアス社からの回答は、本来ならばアスベスト除去費用を負担する必要はないと、誠意としてその2分の1を負担することとしているのだと、ピアス社の負担割合を一方的に引き上げることはできないとのことでございました。

また、この2回の交渉におきまして、土壌問題についても交渉を行っております。本市から将来に問題を残さないよう、もう一度土壌調査を実施したい考えがあることを伝え、あわせて土壌調査の結果次第では、ピアス社において責任をとっていただくということも主張いたしております。

以上が3月議会以降のピアス社との交渉経過であります。

なお、従来からこのピアス社跡地に関する本市の基本スタンスでございますが、アスベスト問題と土壌問題、これを一体的に解決するという考えを持っております。このため、今後につきましては、今回実施予定の土壌の再調査の結果を踏まえまして、議会の御意見も拝聴しながらピアス社と交渉してまいりたいというふうに考えております。

○22番（伊藤法博君）

ぜひピアス社との交渉はやはり強い決意でやっていただきたいと思います。

平成の時代になってからアスベストの利便性よりも危険性が指摘されるようになり、特に吹きつけアスベストの危険性が明らかになり、その除去費用が莫大な金額になることを察知したピアス・アライズ社は、当時の大和町にアスベスト使用を伏せて売り抜けるという方法をとったのではないかと考察されます。アスベスト使用の責任はピアス・アライズ社であり、アスベスト使用の事実を覆い隠しての売却になるのですから、瑕疵担保責任で当然アスベストの除去費用はピアス・アライズ社側で負担していただくのが筋じゃないかと思います。今

後ともその方向でピラス・アライズ社との交渉を進めていただきたいと思います。市長の見解を求めます。

○副市長（刈茅初支君）

これまでアスベスト除去に係る経費負担につきましては、弁護士にも相談をしてきておるところでございます。ただいま伊藤議員のほうから言われた見解が必ずしも、弁護士の見解とは異にしているということでございます。

このため、先ほども申し上げましたけれども、まずは土壌調査の結果が出て、土壌調査の結果、それからアスベストの除去問題、これらを含めて、再度ピラス社のほうに交渉してまいりたいというふうに考えております。

○22番（伊藤法博君）

ぜひ強い決意で交渉をしていただきたいと思います。

あと一般及び特別会計における自主財源の種類と金額並びにその滞納額を一応質問する予定にしておりましたけれども、もう時間がございませんので、これは9月議会に持ち越して質問したいと思います。

これで一応質問を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時1分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、5番梅崎昭彦議員の発言を許します。

○5番（梅崎昭彦君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきますが、冒頭に、去る3月11日に発生した東日本大震災により、はかり知れないという生命や莫大な財産が失われ、既に3カ月余りの歳月が流れたというのに、まだ多くの方々が行方不明というままであります。この場からではございますが、衷心より、さきの大震災によりお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さんと御家族の皆さんに対し、心からお見舞い申し上げるものでございます。

被災地域の日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様の生活が一日も早く平穏に戻るよう、お祈りするものでございます。

早速質問に入らせていただきます。

私自身、一般質問させていただきますのは、今回で6回目ということになります。今回は通告どおり、市政に関する3項目について質問をいたします。

平成23年のこの6月議会は、金子市長にとって就任3年目の議会であり、任期の折り返し点でもあります。市長におかれては、就任以来、日夜、市政の発展、住民福祉の増進のために御努力をいただいております。日々の御苦勞に対し、ねぎらいと感謝を申し上げるものでございます。一つの筋目が過ぎ、市長自身もまちづくりに対する決意を新たにいただいていることではないかと思っております。

合併から6年余り、内外の流れを受けながら、行政、議会ともども無駄を省き、スリムなものへとスピードアップして変化を遂げています。議会も、定員が53人から30人、そして、昨年9月の24人と、当初の半分以上となりました。

国内においても、内外の長引く経済不況に加え、世界に類を見ない超少子・高齢化社会、そして、これに未曾有の大震災が加わり、今や国じゅうに暗雲がかかっています。そんな中にあっても、市民の暮らしを守り、子々孫々に感謝され、安全で安心できるまち、元気があふれる明るいまちづくりを進めることは、私たちの責任であることは言うまでもありません。

今回、まず質問いたしますのは、このたび、東日本大震災に対する本市の支援と対応についてであります。

6月27日、警察署がまとめた今回の震災の被災者は、死者1万5,500人、行方不明者7,306人、避難者11万2,405人と、驚くべき数値となっています。今回の未曾有の大災害は、地震に加え、大津波、さらに原子力発電所の放射能と、かつて人類が経験したことのない大災害で、世界じゅうの人々を震撼させています。

私は、39年間消防団員として籍を置いて、平成18年に新市の総括団長を拝命し、平成20年に勇退しました。それだけに、今回の震災のすべてに大きな関心を寄せ、事の推移を眺め、自分でできる範囲の支援活動を行っています。

震災発生時からマスコミで報道される連日の被災の状況は、この世とも思えず、この悲惨な情景が目に入り込んでくるたびに、胸を痛めているのです。

被災地には、さまざまな方面から義援金や物資、このたびの大震災に対しどのような支援をしているのか、本市が行っている被災地に対する支援内容については、ある程度市民の皆さんに伝わっていると思いますが、本市としてどのようなことをやっているか、逐次市民の皆さんに説明していく責任があると思います。対応が遅過ぎる、どのような支援が行われているのかわからないとの声が市民の中にはあります。本市として、これまでどのように対応されてきたのか、お伺いいたします。

次にお伺いするのは、これまで質問してきた昭代地区の主要幹線道路と、集落内道路整備の進捗率、今後の整備への取り組みについてであります。

とりわけこの問題については、私がこれまでの議会本会議の一般質問のたびに、欠かさず

取り上げてきました。それは、それだけ昭代地区の道路整備がおくれているのを指摘するものであり、このため、地区の発展が他地区に比べて大きくおくれってきたと認識しているからであります。

道路の果たす役割や重要性を、今さら説く必要はありません。私は新市誕生前から、旧柳川市内の道路が狭くて、整備がおくれていると、市民の怒りにも似た強い声を耳に挟み続け、議会議員となってからでも、とりわけ昭代地区の道路整備のおくれに対しては、防災、住環境の両面から、道路の拡幅整備を住民要求課題だと執行部に迫ってきたことは御承知のはずです。とりわけ、一昨年の12月議会や、昨年の6月議会において私がここで指摘した、昭代地区の4メートル未満の狭い道路の改良工事は、4年ほど前に路線関係地権者のおおむねの同意をいただき、道路整備に着手できたのかのように理解していましたが、その後、一向に手が届かぬままです。

これまでの私の質問に対し、執行部はこの議場において、努力します、していますと、オウム返しの答弁をされてきました。この指摘した狭い道路の件について、その後、報告はありません。関係者の皆さんは、このような行政の対応について不信を持ち、住民を愚弄するものだと腹を立てられています。

このことについて、どのような努力をされたのか、対応の経過をお尋ねし、今件に対する見解をお伺いしなければなりません。わかりやすく答弁してください。

私が、これまでの議会で質問してきた道路問題は、とりわけ昭代地区集落内の、緊急自動車が入らないような狭い道路の拡幅と、県道大牟田川副線や、有明海沿岸道路へのアクセスとする、主要新市道路幹線道路の改良や、平成19年2月に本市で策定された、「新柳川市の道路整備マスタープラン」についてでありました。柳川市の中心地を囲む形での外環状道路、中牟田高橋線の道路改良工事は、これまで順調に進捗しているように理解しています。

今後、この道路とリンクして整備される予定の外環状道路は、計画に基づき、国道208号高橋から昭代の南浜武の諸藤を抜け、そして浜武、古賀、南浜武の崩道を経由し、矢留町、矢留へ抜ける道路であります。

昨年、3月議会でさきの道路の整備計画について執行部に尋ねたところ、国道385号線の柳川西蒲池から、国道208号までの区間がある程度進捗したら、詳細なルート選定、事業化の検討を考えると、答弁がありました。

高橋までの工事がある程度見えてきた今、今後どのようにしてこの道路のルートや幅などを決められていくのか、お伺いしたいと思います。

次の質問は、浜武地区漁村広場及び間農村公園の住民のための有効活用についてであります。この質問をするのは、行政の一元化が叫ばれている中で、今なお役所の中で類似施設でありながら、管理部署や維持管理費が異なる経費の無駄を生み、その一方で、ある公園や広場管理が行き届かず、せっかく施設がありながら放置され、利用されていないというケース

があるのではないかと考え、質問します。

御案内のとおり、市内には多くの農村、漁村、コミュニティーといった、国や県の補助金を受けて整備された公園や広場が点在しています。一方で、柳川市や市内校区、あるいは行政区単独でつくった公園や広場もあるのではないかと思います。これらの公園や広場が、柳川市に幾つあるのでしょうか。また、現在その公設の公園や広場を管理している担当部や課はどのようになっていますか。さらに、行政区や土地改良区など、変則的に所有権者が柳川市ではない公園や広場の施設についてどのようになっているのか、それもあわせてお答えください。

以上、壇上からの質問は終わりますけど、再質問は自席から一問一答で行いますので、議長におかれましては、よろしく取り計らいをお願いいたします。

ありがとうございました。

○総務課長（稲又義輝君）

1点目の、東日本大震災への本市の支援と対応について、お答えをいたします。

先日の行政報告並びに先ほどの荒巻議員のお答えと重なる面があると思いますが、御理解をいただきたいと思います。

本市では、3月11日の東日本大震災後に、積極的な支援活動を行うため、東日本大震災復興支援柳川市本部を設置いたしました。そして、柳川庁舎を初め、4カ所に義援金の募金箱を設置いたしまして、義援金の受け付けを開始したところでございます。多くの市民や団体、企業から義援金の申し出がなされております。その義援金は、日本赤十字社を通して被災地へ送らせていただきました。

また、被災地への市職員の派遣につきましては、3月14日に消防救急業務への派遣といたしまして、救急車1台と、救急救命士と、3名の派遣を行っております。さらに、倒壊家屋調査、罹災証明書の発行事務支援などのために、5月22日から先週末までの2週間ずつ、延べ4名の職員を、仙台市に派遣してまいりました。

次に、本市が行ってきたその他の被災避難者の受け入れ支援策について、その概要をお答えいたします。

まず住宅関係では、被災避難者の受け入れ住宅といたしまして、旧中山団地の市営住宅を準備いたしました。また、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅への入居者に対し、一時避難の期間中1年間を限度に、水道料を免除するようにしております。

保健医療関係では、避難者で申し出があれば被保険者証等の提示ができなくても、受診できるようにしました。また、一部負担金の支払いが困難な人の猶予措置を設けております。さらに、定期予防接種の接種費用を無料としました。

次に福祉関係では、要介護高齢者や障害者等の総合相談や、施設入所支援などを行うことにしております。

子供教育関係では、児童・生徒等の学校への受け入れについては、住所移動など柔軟に対応することや、教材や制服等の無料提供及び図書カードの発行などを支援。また、就学援助の申請があれば、準要保護の取り扱いに準じた対応を行うようにしております。

生活支援関係では、転入手続の柔軟な対応や、住民票の発行手数料の減免措置や、家具の支給及び生活福祉資金の特例貸し付けなどの支援を準備いたしております。

また、住宅入居支度金や、指定ごみ袋50枚の無料提供などを行っております。

以上が、東日本大震災への支援と対応関係です。

以上です。

○建設課長（中村敬二郎君）

昭代地区内の狭い道路の対応の経過と見解という質問についてお答えいたします。

まず梅崎議員より、21年及び22年の議会におきまして、昭代地区の生活道路整備に関する質問を受けております。このときに、最大の事業効果が発現できるように事業を進めると、答弁したところでございます。

御質問の道路に関しましては、要望区間全線を整備するのが最善の方法であり、最大の事業効果が発現できるものと考えております。このため、市及び地元も、道路用地の御協力をいただくために、地権者の方をお願いをしているところです。しかしながら、まだ地権者全員の協力が得られずにいるところです。

これからも、市及び地元も、まだ道路用地に関して同意をいただいていない地権者に対しまして、協力をお願いして、全線開通ができるようになれば、道路用地取得後に工事着手したいと考えております。

次に、マスタープランにおける外環状道路のルートや幅を、今後どのように決定するのかという御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、22年の3月議会において、国道385号線の柳川市西蒲池から国道208号線までの区間が、ある程度の進捗を見ましたなら、詳細なルート選定や財政等を考慮いたしまして、事業化の検討をしなければならないと考えておりますと、お答えしておると思います。御質問の路線は、マスタープランにおける柳川市の外環状路線構想であり、現在事業中の高橋中牟田線は、この計画の一部であります。

今年度、現在の事業区間完了予定であり、来年度より西へ事業を延ばすために、今年度、平面測量調査を実施する予定であります。来年度より補助事業として取り組むために、県を通じて国へ一次要望を行っているところです。事業採択となれば、来年度より、国道385号線の西蒲池より西へ事業を進めることになり、国道208号線までの接続が見えてまいりましたら、財政等も考慮いたしまして、事業化の検討をしたいと考えているところです。

ルートにつきましては、現況調査や地形の状況を考慮しながら、安全面や財政面を含めて検討しなければならないと考えております。

また、道路幅員につきましては、国の補助を考えておりますので、国の基準にのっとって決定しなければならないと考えております。

以上です。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

梅崎議員の、公園や広場の質問についてお答えいたします。

柳川市には、市の条例に記載されている公園や広場と、3,000平米以上の住宅開発を行う場合に設置を義務づけられている開発公園の2種類がございます。条例に記載されている公園のうち、柳川市公園条例に23カ所、柳川市農村公園等条例に35カ所、柳川市漁村広場条例に2カ所で、合わせますと60カ所ございます。これらに、開発公園が39カ所を合わせますと、合わせて99カ所になります。

次に、その公園や広場を管理している担当部署をお答えいたします。

合併以降、一般公園、農村公園等を、また、21年度より柳川市漁村広場が加わりまして、すべてをまちづくり課で担当いたしております。また、所有権者が柳川市ではない公園や広場の施設の管理はどうなっているのかということでございますけれども、底地が市の持ち物でない場合でありまして、市が国、県の補助を受け、整備を行った公園につきましては、市が地元や業者等へ委託、あるいは原材料の支給等を行っており、何らかの形で維持にかかわっておるところでございます。

以上でございます。

○5番（梅崎昭彦君）

はい、どうもありがとうございました。

これから、再質問をさせていただきます。

被災地に対する思いは、国民として同じだと思います。今回の災害は、決して対岸の火事ではないと思います。可能な限り、人的あるいは物資の支援をするべきだと考えます。

さまざまな支援策を考えてあると思いますが、これからどのような支援を考えられていますか、お伺いいたします。

○総務課長（稲又義輝君）

お答えいたします。

今まで同様、義援金の受け付けにつきましては、引き続き行うようにいたしております。

しかし、救援物資につきましては、福岡県を通じて被災地へ送るようにはいたしておりますが、被災県から全国知事会を通しまして、当面の必要な物資の確保ができる見通しであるなどの理由から、福岡県では4月10日で救援物資の受け入れを停止しております。

また、人的支援につきましては、先日、宮城県仙台市から派遣要請がございましたので、7月から2週間ずつ4人の職員を、これまでのように派遣する予定にしております。

今後も、派遣の要請があれば行ってまいりたいというふうに考えているところでございま

す。

以上です。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。

私、市内にある雇用促進住宅有効活用ですが、この住宅は、平成21年2月の3年前、市が国に譲渡申請するとして棚上げになっているのではないかと思います。これは、活用可能な潜在資源であり、こんなときこそ、同住宅の空き部屋を被災者の方々に救済する住宅として、有効利用を国に提言し、将来の本市の定住人口をふやすきっかけとするいいタイミングであり、打診するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ 商工振興課長（田中利光君）

ただいまの議員の御提言について、お答えをさせていただきます。

雇用促進住宅につきましては、東日本大震災発生後に、被災者の救済対策として受け入れを行っておるところでございます。

東日本大震災の被災者の方で、被災証明書をお持ちの方が入居を希望された場合は、市の復興支援本部を通して申し込んでいただければ、入居できるようになっております。期間は6カ月ごとの更新で、平成25年3月まで入居ができることとなっております。市では、東日本大震災で住居の崩壊などにより居住できなくなった被災者の受け入れについて、平成23年4月、広報やながわでお知らせをいたしました。

なお、現在のところ、市の復興支援本部には、被災者の方から問い合わせと、雇用振興協会の入居手続によりまして、雇用促進住宅に1世帯の方が入居されております。雇用促進住宅の管理については、独立行政法人雇用能力開発機構が行っておりますので、今後、被災された方の入居につきましては、現在行っております雇用促進住宅での被災者受け入れ制度のもとで運用していただきたいと考えております。

東日本大震災の復興には、長期間の支援が必要と思っております。被災者の皆様の住宅入居の御相談には、親身になって御相談をお受けして、その一助になりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

どうもありがとうございました。

今回のことは、決してよそごとではないのです。本市のイメージアップのためにも、さらに可能な限りの支援を惜しまない被災地へ御支援を要望し、この質問は終わります。

次に、昭代地区道路問題についてです。

なぜ私は、この場でしつこく今回も取り上げ、この問題を繰り返しているのかというと、この問題を私が議員となり取り上げてから、もう3年になります。壇上で発言したとおり、これまで努力しますとの答弁を受けてきました。その努力の形が全然見えないのです。今回

ばかりは、先送りすることはないよう、この場において担保できる明確な答弁をいただいております。このままでは私も、関係者の方々の問い合わせに対し、説明できません。

市長、いかがでしょうか。

○市長（金子健次君）

箇所については、梅崎議員がどの場所ということは次いで言わなくてもわかっております。

先ほど建設課長が申し上げましたように、その箇所全線を開通するために、1カ所だけがどうしても同意がとれないということで、地権者とは、私自身も夜また含めて4回ほどお会いをいたしております。地権者の方についての、いろんな価格の問題で折り合わないという問題じゃなくて、いろんな過去の問題等について話をいただきました。その分については理解する分もありますし、そういうことについて、市長としてわざわざ来てもらったのということで、いい返事ができなくて申しわけないという形の返事もいただいております。

もうしばらく時間を下さいというふうなことで、最終的には、私はいい返事がもらえるという形を思って、その分が全線開通、そして、救急車や緊急車両が通れるような形になるというふうに思っております。

将来の、10年先20年先に、〇〇さんがあそこを同意してもらったけんよかったと言われるような形になってもらいたいということを、私は何回となくお願いをし、また、これからもお願いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

最善の努力を、これからも続けます。

以上です。

○5番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。

わかりました。私が思うのに、行政の説明責任は、住民との関係において、行政の信頼関係と連動しているのです。すべてに賛成という行政ができたなら何の心配もないでしょうが、できないならばその理由、課題を関係者に説明すること、そのことが一番大事だと思います。

一方、事によっては100%の賛成が得られなくても決断し、事を進めることもリーダーとして必要だと思います。

市長の所見をお伺いいたします。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

その区間について同意がなければ、その道路全体が生かされないということで、いろんな交渉の経過について公開しろということでございますけど、そのつもりはございません。

私は、最終的に何回も足を運んで、地域のためにぜひ御提供いただきたいということを訴えて、またお話をしてお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。

この質問の最後になりますけれど、金子市長、選挙時のことを思い起こしてください。

あなたのマニフェストには、市内には消防自動車や救急車の入らない狭い道路がまだ多く残っています、できるだけ早く拡幅を進め、住宅環境を整備しますとあり、このことを約束されていましたね。そこで、この問題の最後にお伺いします。

あなたが市長に就任されてから、このような狭い道路を、一体幾路線拡幅されましたか。中学校区単位もしくは旧市町ごとで結構ですから、整備した路線と、それぞれの延長事業費を答弁してください。

○ 建設課長（中村敬二郎君）

旧市町ごとの、平成21年度及び22年度の道路新設改良事業に係る整備状況についてお答えいたします。

なお、事業費につきましては工事費でありまして、用地費、補償費、測量調査費は含んでおりません。

旧柳川市におきましては、26路線で、延長は2,722メートル、事業費129,000千円です。

旧大和町におきましては、11路線で、延長は1,110メートル、事業費は79,000千円。

旧三橋町におきましては、10路線で、延長は906メートル、事業費74,000千円です。

柳川市全体では、47路線で、延長は4,737メートル、事業費282,000千円です。

以上です。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。

市長、しっかりやっていただいて、どうかよろしく願いしておきます。

この件については終わります。次に移ります。

公園や広場の有効活用についてであります。

先ほど、市内の公園、広場の実態について答弁をいただきました。

私が調査した昭代地区ですが、南浜武には市が整備した浜武地区農村広場と、行政区が整備したスポーツ公園があります。また、間には市で整備した間スポーツ広場と、間農村公園があります。いずれも、まちづくり課で管理してありますが、管理開始年度が異なっています。

このようなばらつきがよそにもあり、また、管理部署が当地区のようにまちづくり課になっているのか、その実態をお伺いします。

昭代に4カ所ある公園や広場のうち、2カ所は行政区と管理委託料を契約し、2カ所には管理委託費を払い、1カ所は管理費はゼロ、さらに1カ所は、行政区で整備してあるためか

管理者がわからず、広場が荒地地となっています。

このような実態を、行政として許されると思われるでしょうか。お伺いいたします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

管理年度の異なっている公園について、他地区にありますかと、また、担当は間、崩道と同じまちづくり課となっているかとの御質問について、お答えいたします。

1カ所にまとまり、管理開始年度が異なる公園につきましては、2つの公園の間に市道が走り、形状は若干異なりますが、有明地域観光物産公園と、からたち文人の足湯公園がございます。

管理開始年度は、物産公園が昭和63年、足湯公園が平成21年より、管理をまちづくり課で行っておりところでございます。

次に、昭代にある4カ所の公園や広場の管理のあり方にばらつきがあるとのことについて、行政はどう思われるかということでございますが、ここで、浜武地区漁村広場横の、崩道行政区のグラウンドについて触れておきたいと思います。

このグラウンドは、昭和59年度柳川西部土地改良事業で生み出されたもので、崩道行政区の神社の祭り殿を1カ所に集め、一部は行政区で土地を購入されてできたグラウンドだそうでございます。地域でグラウンドくらい確保しておきたい、崩道行政区の子供たちがソフトボールをする場所に、地域の運動会を行うための場所にとの思いで創設されたグラウンドだそうでございます。創設以来、地元で使用され、管理されております。

それでは、市の公園管理についてお答えいたします。

市の公園管理の方法は、大きく分けまして3つの方法で行っております。

1つ目は、市がシルバー人材センターや業者等に委託し、直営管理を行う方法でございます。

2つ目は、地元行政区や団体等に委託費を支払い、日常の管理を行っていただく方法でございます。

3つ目は、除草剤等の原材料を支給し、原則、地元で管理を行っていただく方法でございます。

梅崎議員御指摘のとおり、公園管理方法にばらつきがございますが、公園を建設された経緯に、地元が無償で管理を行うからぜひにという思いで建設された公園もございます。

現在の公園管理方法は、ほとんど合併以前の方法を踏襲してきたものでございます。このことは、新市合併時調整項目課題の一つでもあり、当分の間現行どおりということで、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○5番（梅崎昭彦君）

はい、ありがとうございました。

実態は執行部の答弁のとおり、不平等そのものだと言わざるを得ません。管理のあり方、管理の方法など、早急に検討し、整備すべきです。

行政区で整備された広場の管理については、見解が分かれるでしょうが、この広場も公共用類似施設であり、管理方法について検討すべきだと思います。

それぞれ、小・中学校では子供たちの学校教育活動の場として活用されており、一般住民、子供会、いろんな団体のスポーツや憩いの場、これらの身近な施設をいかに有効活用するかが大事だと思います。

健康や、生きがいつくりの拠点については、費用対効果や地元の意向を聴取し、放置されている広場を含め、これからの有効活用を関係者に打診し、整備することが真の目配りで、市民サービス、思いやり行政ではないかと思います。

金子市長は、さきの総合運動公園整備事業を断念し、既存の施設整備をすると、事業変更を明らかにされました。私はその調査をした限りでは、市内に点在する施設、スポーツ公園にしても、昭代地区の広場にしても、駐車場がない、休憩所がないといったところばかりです。これらについても、早急に調査し、整備すべきだと思います。

市長の考えをお伺いいたします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

さきに述べましたように、管理の方法にばらつきがあることについて、管理方法を検討すべきだと思うがとの御指摘でございますが、地元行政区や団体等に委託費を支払い、日常の管理を行っていただいている公園について、昨年度分から決算書の提出を求め、委託費の用途の調査を始めたところでございます。

各委託先の状況を見てみますと、大まかな項目で作成されておりましたが、余裕のない状況でございました。今年度は、さらに詳しい資料の提供を求め、調査してまいりたいと考えております。

また、市民協働の観点からも、公園管理ができないかについて検討を始めたところでございます。シルバーや業者、地元や各種団体への管理委託等さまざまでございますが、公園管理のあり方について検討を行い、早急に一元化に努めたいと考えております。

また、公園や広場に、駐車場や休憩所がないところばかりで、早急に調査し、整備すべきとのことでございますが、開発公園を除く公園、広場、60カ所につきましては、総合運動公園にかわる既存施設の調査の中で、既に行っているところでございます。

梅崎議員が申されますように、農村部の公園や広場には、駐車場はほとんどありませんが、休憩所としては、あずまやもしくはフジ棚等を利用した休憩所が設置されております。これらのことは、建設年度が古く、詳細はわかりかねますが、市で行っている工事でありますから、地元行政区と協議を重ねながら建設しているものと思われます。

時代の変化とともに、公園の利用形態や、市民の要求も変化してくるものと思われますの

で、公園利用者の声や、地元行政区から出されます、行政区要望等を見守りながら、対処したいと考えております。

以上でございます。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

はい議長、ありがとうございました。

前向きな答弁ありがとうございました。

ところで、いつごろまでに調査され、整備計画を立て整備をされるのか、今の時点で結構ですから、整備に対する市長の見解をお伺いしておきたいと思います。

○ 市長（金子健次君）

いつまでに調査をとということでございます。

努めて早く調査をしたいというふうに思っております。

今回の梅崎議員の方からは、13人目の議員として一般質問されました。

冒頭、私に対してのいろんな形の就任3年目に入ったということでの激励のメールも送っていただきました。またそして、頑張りメールも送っていただき、本当にありがとうございます。また、ほかの議員につきましても、いろんな形で厳しい御意見をいただきましたけれども、それは提言として私は承っておきたいと、健康上の問題についても御提案をいただきました。

そういう面につきましても、これからいろんなマニフェストについても、特に実行に当たっては、最大の努力をこれからやっていきたいというふうに思います。

きょう、特に梅崎議員のほうから、地権者の道路の狭隘道路についての拡幅についてありましたけれども、努めてこれからも、当人、地権者の方には協力をお願い参って、早くそのことが拡幅できるように、もう質問がこれからないような形を、私自身も努力をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○ 5 番（梅崎昭彦君）

本当ありがとうございました。

昭代地区には、何年も個人所有の広場をお借りし、毎朝多数の方がグラウンドを利用している状態です。そのような状態のあるところもあるんですから、よろしく願いしておきます。

以上で質問は終わりますが、答弁でお約束いただいたことについては、誠意を持って対応されるよう再確認し、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○ 議長（古賀澄雄君）

これもちまして、梅崎昭彦議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時47分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成23年7月7日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 巻 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
12番	太 田 武 文	13番	吉 田 勝 也
14番	山 田 奉 文	15番	矢ヶ部 広 巳
16番	緒 方 寿 光	17番	浦 博 宣
18番	藤 丸 正 勝	19番	田 中 雅 美
20番	島 添 勝	21番	樽 見 哲 也
22番	伊 藤 法 博	23番	梅 崎 和 弘
24番	古 賀 澄 雄		

2.欠席議員

11番	諸 藤 哲 男
-----	---------

3．地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	山	田	明	寛
建	設	野	田		彰
産業経済部長兼大和庁舎長		横	山	英	眞
教育部長兼三橋庁舎長		高	田		厚
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	稲	又	義	輝
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	高	巢	雄	三
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
生	涯	石	橋	正	次
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦

4．本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5．議事日程

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 各委員長報告について

１．総務委員長報告について

議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

2. 建設委員長報告について

議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 市道路線の変更認定について

3. 教育民生委員長報告について

議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第4号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書の提出に関する請願書

日程（3） 議案第39号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書について

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成23年第2回柳川市議会定例会最終日の日程等について、7月6日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第39号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。終わります。

○議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月23日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第27号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「267億5,850万円」に「9,624万9千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「268億5,474万9千円」としようとするものであります。

審査の過程において、農業振興費の活力ある高収益型園芸産地育成事業、商店街活性化対策費の出向く商店街事業ではその対象者や事業のPR方法、国庫補助金返還金では加算金と再発防止、「安東省菴と朱瞬水」展・上海展示事業費、漁港管理費の機能保全事業漁港施設概要書作成業務委託料では今後の事業展開と両開漁港の事故について、柳川駅周辺地区事業費では西鉄との交渉の進捗状況等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

6月23日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第28号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第33号 原案可決

本案は、市道路線の変更認定についてであります。

道路法第10条に基づき、1路線を変更認定するものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

○教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命を受けまして報告をいたします。

6月21日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに、6月23日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件について

は記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第30号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

税率の見直しは、特に低所得者への負担は大きい。健康づくりなどを進めて、医療費の抑制に努めてもらいたいとの意見や、医療関係者の協力依頼、滞納対策等の要望がありました。

当委員会としましては、審査の結果、賛成多数で原案可決と決定致しました。

(2)請願第4号 採択

本件は、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書の提出に関する請願であります。

小学1年生が35人学級となり、対象となった学校についての質疑や、国庫負担の引き上げは、市の財政負担軽減を考えると当然である等の意見がありました

当委員会としましては、審査の結果、全員異議なく採択と決定致しました。

以上で報告終わります。

○議長（古賀澄雄君）

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対し、質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第33号 市道路線の変更認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告があっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

○23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。23番梅崎和弘でございます。議長の発言許可がありましたので、議案第30号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、

反対討論を行います。

今回の改正は、国民健康保険特別会計の健全な運営を図ることにある。医療費の伸びは今後も平成22年度以上の額が見込まれる。基金積立金もここ数年でなくなると推測されるので、税率の改正を行うとあります。

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度であります。住民の生活破壊を食いとめ滞納額の増加を防ぐために、一般会計からの繰り入れをすべきではないかと、この件については何回も提案をしてきました。

しかし、柳川市民の皆さんからの理解が得られないという答弁がっております。福岡市では、国保料の値下げが実現しております。福岡市民の皆さんは理解をできるが、柳川市民の皆さんは理解ができないということは、この答弁はどうしても納得ができません。

20年前は2,400千円だった国保加入世帯の平均所得は、09年度には1,580千円にまで落ち込んでおります。自営業者や農家の経営難とともに低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が国保加入者の7割以上になるなど、加入者の所得低下が進んでおります。その同じ時期に1人当たりの国保料は60千円から90千円にはね上がったと言われております。これでは滞納額がふえるのも当然であります。柳川市の場合も国保料が上がっても滞納額約503,600千円、やはりふえるばかりであります。

低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、国庫負担なしには成り立たないと思います。国保の財政悪化と国保料が高くなっている大きな原因としまして、国保に対する国の予算削減があります。国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から2008年度24.1%と半分になっております。全国知事会、全国市長会など、国庫負担の増額を求める決議を採択されているとお聞きをしております。どうか金子市長におかれましては、市長の立場に立って頑張ってくださいと、このように思います。

所得に占める保険料を比べてみますと、国保は11.6%、政管健保は7.4%、組合健保は5.1%となっております。国保世帯には最も低い所得にもかかわらず、最も高い保険料率になっております。いわゆる滞納額の解消、または大川市並みの医療費にすれば値上げの必要はないと思っております。

このような国保の状態を見るならば、国保に対して一般会計の繰り入れ、このことについては、市民の皆さんからは理解が得られるんじゃないかなと思っております。どうか一般会計からの繰り入れ、または健康づくりなどにより、国保の健全運営ができるようお願いしまして討論いたします。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第4号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書の提出に関する請願については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 議案第39号

○議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第39号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○教育民生委員長（高田千壽輝君）

議案第39号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書につい

ての提案理由の説明を申し上げます。

将来を担う子供たちへの教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充並びに少人数学級の早期実現を求めて意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第39号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成23年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 白 谷 義 隆

柳川市議会議員 島 添 勝